

平成21年 6 月第 3 回人吉市議会定例会会議録（第 1 号）

平成21年 6 月 1 日 月曜日

1. 議事日程第 1 号

平成21年 6 月 1 日 午前10時 開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 経済建設委員会所管事項に係る委員長報告
- 日程第 4 常任委員の選任
- 日程第 5 議会運営委員の選任
- 日程第 6 議第52号 平成21年度人吉市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議第53号 平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議第54号 平成21年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議第55号 平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第10 議第56号 平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第11 議第57号 人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第58号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第59号 人吉市補助金等基本条例の制定について
- 日程第14 議第60号 人吉市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議第61号 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議第62号 委託に関する協定の締結について
- 日程第17 議第63号 損害の賠償について
- 日程第18 議第64号 損害の賠償について
- 日程第19 議第65号 訴えの提起について
- 日程第20 報第 1 号 平成20年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第21 報第 2 号 くま川下り株式会社の経営状況について（第47期決算報告書及び第48期事業計画書）

=====

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第 1 から日程第21まで議事日程のとおり
- ・ 追加日程

議第66号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

=====

3. 出席議員（20名）

1 番	松 岡 隼 人 君
2 番	井 上 光 浩 君
3 番	豊 永 貞 夫 君
4 番	川 野 精 一 君
5 番	笹 山 欣 悟 君
6 番	村 上 恵 一 君
7 番	西 信八郎 君
8 番	松 田 茂 君
9 番	永 山 芳 宏 君
10番	福 屋 法 晴 君
11番	森 口 勝 之 君
12番	田 中 哲 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	立 山 勝 徳 君
15番	仲 村 勝 治 君
16番	三 倉 美千子 君
17番	山 下 幸 一 君
18番	下田代 勝 君
19番	簀 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
市 長 公 室 長	荒 巻 通 君
総 務 部 長	深 水 雄 二 君
市 民 部 長	浦 川 康 徳 君
健康福祉部長	尾 方 篤 君

経 済 部 長	井 上 修 二 君
建 設 部 長	山 上 茂 君
市長公室次長	井 上 祐 太 君
総 務 部 次 長	坂 崎 博 憲 君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	中 村 明 公 君
経 済 部 次 長	蓑 毛 幸 一 君
経 済 部 次 長	椎 葉 文 雄 君
建 設 部 次 長	松 田 知 良 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
総 務 課 長	中 村 則 明 君
市 民 課 長	今 村 修 君
福 祉 課 長	加 賀 邦 保 君
道路河川課長	有 田 健 一 君
会 計 管 理 者	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	多 武 芳 美 君
水 道 局 次 長	宮 原 真 二 君
教 育 部 長	赤 池 和 則 君
教 育 部 次 長	小 林 勇 君
社会教育課長	東 俊 宏 君
農業委員会 農 務 局 長	靄 崎 晴 美 君
監 査 委 員 長 事 務 局	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
次 長	村 並 成 二 君
庶 務 係 長	山 本 繁 美 君
書 記	和 泉 龍 二 君

=====

午前 9 時 59 分 開会

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、今日の会議は成立いたしました。よって、これより第 3 回人吉市議会定例会を開会いたします。直ちに会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覽をいただきますようお願いをいたします。

表彰状の伝達

○議長（大王英二君） ここで、本年度全国市議会議長会定期総会の席上、下田代勝議員、山下幸一議員、本村令斗議員が10年の表彰を受けられましたので、この場を借りまして、ただいまから表彰状の伝達をいたします。

ただいまの 3 名の方は、前のほうへお願いいたします。

[表彰状伝達]

=====

日程第 1 会期の決定

○議長（大王英二君） それでは、これより議事に入ります。

日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

本件については、去る 5 月 25 日及び 29 日、議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、9 番」と呼ぶ者あり）

9 番。

○9 番（永山芳宏君）（登壇） おはようございます。平成 21 年 6 月第 3 回人吉市議会定例会に当たりまして、去る 5 月 25 日及び 29 日に議会運営委員会を開催し、会期日程等について協議をいたしておりますので、その結果を御報告申し上げます。

まず、会期につきましては、本日 6 月 1 日開会、2 日から 8 日まで休会、9 日、10 日一般質問、11 日一般質問及び委員会付託、12 日予算委員会、13 日、14 日休会、15 日、16 日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、17 日の午前総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、午後予算委員会、18 日休会、19 日委員長報告、採決、閉会ということにいたしております。

一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は 6 月 5 日金曜日午後 3 時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。

一般質問は一问一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇1回、2回目からは質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、日程第1、会期の決定は委員長報告どおり決定いたしました。

=====

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（大王英二君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に7番、西信八郎議員、8番、松田茂議員を指名いたします。

=====

日程第3 経済建設委員会所管事項に係る委員長報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第3、経済建設委員会所管事項に係る委員長報告について、経済建設委員長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） おはようございます。報告書を読み上げることによって、報告をいたしたいというふうに思います。

経済建設委員会の所管事項として審査をいたしました都市計画道路紺屋町南町線外1線の街路事業にかかわる焼酎メーカーの補償問題について報告をいたします。

本件につきましては、昨年の平成20年12月定例会におきましても一定の報告をいたしましたが、依然として市民の理解が十分に得られていないという声がございます。本年3月定例会における議会決定のもと、再度、経済建設委員会での審査をいたしてまいりました。

本日までに実質4日間、委員会を開催いたしました。一部秘密会議とした部分を除いては、原則傍聴を許可して開催をいたしております。

それでは、これから開催ごとの審査内容について報告いたします。

第1回目を4月10日午前9時から開催いたしております。

まず、この事業の全体像を共通認識しておく意味から、「街路計画そのものの全体像」についての経過説明を執行部に求め、次に「焼酎メーカーの補償」についてのこれまでの全体的な経過について報告してもらい、その後、委員から質問・意見等を出してもらうという方法で審査を行いました。

街路計画そのものの事業概要については、時間の都合もありますので割愛いたします。

次に、これまでの補償交渉の経過を、大まかな柱の部分について概略述べておきたいと思

います。

まず、平成13年2月に建物等予備調査の成果品の納品が行われております。平成14年8月、本調査を依頼。平成18年8月に建築許可の承認。また、予備調査から相当の年数が経過しており、新たに建物調査や採用単価の変更、積算基準の変更等による再調査、再積算の実施。平成19年5月、補償交渉の中で特殊動産である「かめ、たる、タンク」貯蔵の古酒・原酒の移転方法について、市と相手方との間に乖離が発生。平成19年6月、相手方の申し出に対し、公共用地の取得に伴う損失補償基準への適合性及び補償の具体的妥当性について精度監理業務委託の導入を決定。平成19年8月、39社のうち、すべての実績条件を満たした3社による精度監理コンサル選定のための指名競争入札を実施。平成19年12月に成果品が納品。このとき、精度監理に基づき古酒・原酒移転の工法について、当初の補償コンサル・精度監理コンサル・人吉市の三者での協議の結果、休業期間4.7カ月の営業補償案が新たに発生いたしております。平成20年1月から6月に補償の説明、ヒアリング等を実施。20年7月、契約締結。大まか、以上のような経過説明がありました。

なお、説明資料として、①損失補償制度について、②今回の補償における建物移転の工程資料、③生産工程表、これには営業を休止したときの工程表も一緒に配付されております。④水量検査の状況と関連法令、⑤補償交渉経緯を示した資料、以上の資料を執行部から提出されています。

第1回委員会で議論の中心となったのは、「精度監理の導入に至った理由は何なのか」ということと「水量検査がどうして突如として出てきたのか」という2点であったと思います。具体的には、委員から次のような質問がありました。

税務当局に対し水量検査について相談、聞き取りは何度ほど行ったのか。これに対し、税務当局に対し訪問と電話で5回お尋ねをした。これに対し、容器を動かせば水量検査の結果を申告していただくよう指導しているとの回答であった。

たる、かめ、タンクの特種動産を確認できる写真等は存在するのか。これに対して、確認する際に、その都度写真は撮っている。なお、写真については委員会において確認いたしました。

営業休止補償の採用は、当初の補償コンサル、精度監理を行ったコンサル、そして市の三者協議を行った結果であるというのは間違いはないか。これに対し、慎重を期すために三者協議を行った結果である。

水量検査というのは、休業するしないにかかわらず当然発生した業務なのに、13年の予備調査から19年5月までの間に交渉の土俵に出てこなかったのはなぜか。これに対し、水量検査は休業いかににかかわらず当然発生する業務であるが、これまで焼酎工場の移転補償という経験がなく、また事例も少なく、認識が甘かった。

空の容器を別の場所に移動する場合であっても水量検査が必要なのか。これに対し、空の

容器であっても、移動した場所で一時的にでも使用する場合は、水量検査が義務づけられている。

精度監理業務委託を導入するに至った理由を詳細に説明してほしい。これに対して、精度監理を導入したのは、権利者に対する適正かつ公平な補償を実現するために、用地調査等業務の請け負いにかかる成果品が、公共用地の取得に伴う損失補償基準等への適合性及び補償の具体的妥当性について第三者に判断させる必要があると判断した。一つには、1次提示額を示す前は営業休止補償という考えを除外し、移動は運送業者に委託、影響を抑えるために残業による増産で対応してもらい、あくまでも休業補償によらない補償積算を行っていたこと。また、水量検査についての認識が甘かったこと、以上のような答弁でありました。

最後に、第2回の開催日を決定し、その際コンサル会社に出席していただき、委託業務内容について話を聞くことに決定し閉会いたしました。

次に、第2回目を4月28日午後1時30分から開催いたしております。

まず、前回2点ほど執行部に対しての積み残しがありましたので、その説明を求め、質疑を行いました。その後、2社のうち、御出席いただきました精度監理業務委託コンサルのほうから説明を受け、疑問点について質問をいたしました。

まず、辞退された運送会社の特殊動産移転に関する意見書等の資料の確認をし、辞退に至った経緯、理由につきまして説明を受けました。次に、水量検査について税務当局に再度確認した結果について報告を受けました。酒税法第47条、酒税法施行令第53条、同54条により、仮倉庫であれ、移動すれば酒造製造者には申告義務が発生する。新品・古品であれ、器具・容器の移動には申告義務が生じるということでありました。

この後、精度監理コンサル業者の方に入室いただき、以下のような点について質問いたしました。

九州地区用地対策連絡協議会の組織について。これに対し、九州地区用地対策連絡協議会は中央省庁でつくられた中央用対連という組織があり、それぞれ地方にも組織されている中の一つである。用地関係の部署が任意にそうした組織をつくっており、いろんな日本の補償基準等をつくっている。また補償の基準の見直し、新しい補償基準の創設等もする。九州では、九州地区用対連というところが一番組織の頭になっており、国土交通省九州地方整備局に事務局がある。基準自体がすべての案件に対してパーフェクトではないため、その取り扱いについて助言を行うなど相談窓口としての組織でもある。

精度監理業務の受託内容は具体的にどのようなものであったのか。これに対し、精度監理業務の受託内容は、平成18年度積算の補償単価の変更及び18年度分営業調査等、製造責任者（杜氏）から焼酎の製造方法並びに貯蔵方法等のヒアリング、酒税法や廃棄物処理法等酒造メーカーに適用される法律等を勘案し、移転工法の検討を行う。その上で工程表を検討し、精度監理報告書を作成する業務である。

営業休止補償額に占める割合は、休業補償が50%を占めたとか、得意先喪失補償が20%を占めたとか、そういう補償割合は公表できないのか。これに対して、休止期間4.7カ月の補償割合は非開示情報であり公表できない。

補償の積算のときは具体的な数値をはめ込んだものか。これに対し、補償の積算については、所轄の税務署に提出された原則直近3年分の確定申告書、損益計算書、総勘定元帳、給与台帳等の公的書類をもとに算出している。このほか、たる・かめ・タンクの個数確認は補償コンサルのほうで既に済んでおり、それが補償基準となっている。よって、精度監理コンサルでは委託業務内容にないので個数確認は行っていないとの回答がありました。

また、「営業休止補償」について詳しく説明がありました。営業休止補償には、一つは休業期間中の収益減への補償です。2番目が得意先喪失補償、3番目が固定的経費の補償、4番目が休業手当に相当する額への補償、これは人件費の補償になります。5番目が移転広告費、その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失額という五つの項目があります。

まず、休業期間中の収益減の補償は、1年間当たり収益額というのを、企業側から出された損益計算書等から補償基準に沿って認定収益額というものを算出します。それを12カ月で割りまして1カ月当たりの収益額を算出します。その1カ月当たりの収益額に、休止に係る期間、3カ月であれば3カ月を掛けまして、休止期間中の補償額を算出いたします。

それから、得意先喪失補償です。これは得意先を失うことの補償になりますが、一般にお店を中断したり販売をやめると、その間にお客さんが他の酒造メーカー等に同類のものを求めてしまう関係で、1回休止をしてから再開をしても、お客さんというのは従来どおり戻ってこないのです。得意先を回復させる必要があるということです。これは補償の基準で算式が決まっております。従前1カ月の売上高に売上減少率と限界利益率というのを乗じまして金額を算出することになっております。

次に、固定的経費の補償です。企業は製造ないしいろいろな運営をしておりますが、その間、売り上げがあってもなくても、常時かかる経費というものがあります。そういったものを一般的に固定的経費と言っており、例えば福利厚生費とか法定福利費とか会社側が負担すべき保険料とかは月々毎月幾らと決まっております。工場を休んでも休まなくてもかかる経費を営業休止期間中も補償するといった趣旨から固定的経費の補償があります。

それから、休業の補償、これはいわゆる人件費の補償です。これは工場が停止すると、その間従業員さんに人件費が支払われないということになりますので、補償基準の中で休業補償手当を出すことになります。これは大体直近3カ月の平均給与額の80%を乗じまして、それをもって認定しています。

最後に移転広告費ですが、休止する期間ないしそういったものを関連の取引先とかお客様とかに周知させる必要がありますので、移転広告費についても、補償基準の中で企業の業種とか従業員の数とか店舗の面積とかから算出いたします。この五つの補償の金額を合計した

ものが営業休止補償という説明でありました。

最後に、次回開催日を決定するとともに、それまでに過去に移転補償の実績のある焼酎メーカーに対する聞き取り調査を正副委員長と議会事務局で行うことにして閉会いたしました。

次に、第3回目を5月18日午前9時から開催いたしております。

まず、前回、積み残しがありました精度監理以前の補償問題に対する考え方と精度監理以後の補償問題に対する考え方について執行部から説明を求め、それに対する質問。その後、委員長、副委員長に一任されておりました過去に移転補償の実績のある焼酎メーカーに対する聞き取り調査の結果について報告をし、その後全体として質問等を行いました。

まず、精度監理以前と後での補償問題に対する考え方ですが、営業休止補償については「なし」から「あり」に変わっております。逆に、原酒など特殊動産移転・製造を増産する分の人件費、増産仮貯蔵容器購入費は「あり」から「なし」に変わっております。

具体的には、①特殊動産の移転は、製造担当者が直接作業に従事する必要があり、その期間は製造をとめざるを得ない。②事前の増産により回避しようとしても、膨大な量の原酒が必要であるが、その補償制度も確立しておらず、増産の補償認定は不可能である。③移転作業の外部委託は、古酒等の財産価値、事故等の補償問題、県外他者の状況、運送業者の辞退等からして不可能と判断した。

以上のような理由から、特殊動産の移転期間中は製造をとめざるを得ないと判断、営業休止補償を認定したとの説明がありました。

なお、1次提示額の算定は市と当初の補償コンサルの二者で行い、精度監理後の2次提示額の算定は市及び当初の補償コンサルと精度監理コンサルの三者で行ったことを再確認いたしました。

審査の中で、委員から次のような質問がありました。

両者が製造をとめないことで合意とあるが、文書等の証拠があるのか。これに対し、文書等の証拠はない。口答のやり取りの中で、双方とも製造をとめたくないという気持ちで一致していた。合意という言葉は不適切な表現であった。

市と地権者の考えに相当な乖離があることが判明したというのは金額の乖離か、移転工法の乖離か。これに対し、金額提示後の内容説明の中で出てきたことであり、移転工法に対する乖離であると思っている。

補償コンサルは、相手方酒造メーカーとのヒアリングは行ったのか。これに対し、ヒアリングは行った。製造をとめないで移転する考え方は一致していたので、それを前提にしての工法で積算した。

交渉やヒアリングは何回ぐらい行ったのか。12年度予備調査から18年8月まで、記録では8回。8月建築許可がおりた後、本格的な交渉が始まり、5回。1回目の金額提示から精度

監理導入まで5回。精度監理導入後、20年7月契約締結まで、聞き取り調査等のヒアリングを15回。そのうちメーカーとの用地交渉は3回。3回目で調印することになったが、そのときのメンバーは用地取得室の職員3名であった。このほかに記録されてないものも何度かある。

次に、焼酎メーカーに対する聞き取り調査は、5月13日、16日の2日間に分けて行いましたが、四つの酒造メーカーさんの話を聞いて感じましたのは、やり方はそれぞれの独自の製造法にこだわりを持っておられる。四者四様であるというふうに感じました。

概要を申し上げますと、4社それぞれに移動距離や原酒などの抜き取り方法やポンプの性能、水検の方法、作業に携わる人数など個々のノウハウもありまして、例えば、たる1個の移設に必要な時間はこれだけというような一定の基準や共通の基準を出すのはなかなか難しいと感じましたが、平均的にたる1個の取り出し、中身の抜き取り、移設、水検、入れ戻しに要する時間は、おおむね1時間は妥当なところではないかと判断いたしました。

また、かめ、タンクの移設についても、それぞれの移転工法の違いもあり、必要時間の基準設定は難しいと感じたところです。

最後に、第4回開催日を決定し、閉会いたしました。

次に、第4回目を5月25日午後1時30分から開催いたしております。

これまで3回開催し、その間、執行部、コンサルからの聞き取り、4社の酒造メーカーからの聞き取りなどを実施し事実確認を行ってまいりましたが、これ以上の審査には限界があるという結論に至り、それまでの審査の経過、結果について、一定のまとめをすることにしたしましたが、同時に次のような指摘や意見が出されたところです。

経過や流れについて事実関係を確認した上で、これ以上、何を議論するのか。

精度監理コンサルへの質問に対する答弁が、予告してない質問に対しての即答は難しかったことは察するが、的確ではなかった。

同事業の他の補償対象者から不満の声を聞く。十分な説明が必要である。執行部はその声を真摯に受けとめるべきである。

当初の補償コンサルは、水量検査やヒアリング等の事前調査や精査が不足していたのではないか。

執行部がこれまで説明した中で、「合意」という言葉を使ってきたのは軽率である。誤解を招く結果となった要因の一つとなった。

聞き取り、交渉の回数等は記録されていたが、それをきちんと整理し文書化しておくことが十分ではなかった、などの意見が出されました。

以上、4回にわたる経済建設委員会の審査内容について報告をいたしましたが、この内容が市民の十分な理解を得られるものであるか、現段階では判断できません。ただ、当委員会としては、限られた日程の中で補償額算定に至る経過、考え方や積算の要素等について、そ

の真実を明らかにし、可能な限りの情報を公開できるよう最大限の努力をしてみいました。行政、議会は、市民に対する責務として最大限の情報公開、説明責任を果たさなければなりません。

一方、個人情報や企業情報の保護という立場も、また堅持しなければなりません。当委員会としても、そのことを十分に認識しながら審査を続けてまいりましたが、通常は公共事業の遂行に伴う相手側への補償額は公表の対象にはなっておりません。したがって、委員会における審査にも一定の限界があります。今回の焼酎メーカーの補償問題に関する市執行部の対応を見てみますと、例えば水量検査に対する認識の甘さ、またさまざまな条件、環境を考慮した移転工法等に対する認識の甘さが、結果として、このような市民の疑念を抱かせることになったと言わざるを得ません。

ついては、公共事業に伴う補償交渉に当たっては、市民の理解と協力なくして推進できないことを肝に銘じ、他の事例等も含め十分な事前調査を怠ることなく、今後、二度と市民に疑念を抱かせることのないよう強く申し入れました。

最後に、当委員会としては、その審査権限の及ぶ範囲内で最大限の努力をしたことを申し上げて最終報告といたします。

以上であります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君） ただいま、委員長から御報告がありました。確かに経済委員会は慎重に審議をされ、御苦労があったと思います。2点だけ、お尋ねをしていきたいと思います。

まず、水検。空きだる等の水量検査、ここらについては一時的でも使用すると、当然それについては補償の対象になるということで御報告がありました。そうしますと、当然のことだと思いますが、その空きだるの一時的でも使用されたもの、使用されなかったもの、委員会の中でもきちんとした審査がなされてきていると思います。そこらのことも数値も押さえて審査をなされてきているんでしょうかということです。

それからもう一つ、いろいろの審査の過程で現地調査といいますか、それぞれのメーカーといいますか、そこらを調査をしたということがあるようでございます。慎重な審査がなされてきている中で、この御報告の中では正副委員長と事務局とだけ行ったということになっております。やはり、そのような慎重な審査であるならば、当然、委員会全員で、市民のいろんな疑惑といいますか課題に対して、その負託にこたえるために全員で調査をして、そして審査を行うべきではなかったのかなと思うんですが、そこらについてはどうだったんでしょうか、お尋ねをしておきたいと思います。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） まず、水検の対象として、空きだるも一時的に使用するものであれば当然水検は行うべきもの、これは税法上明記されているということで当然のことではありますが、当メーカーの場合に、空きだるを使用されたということについては明確ではありませんが、ただ12月議会で確認をされました、たる、かめ、タンク、その数につきましては12月議会でつぶさに報告をいたしておりますから、そのことに間違いはないというふうに認定をいたしたところです。

空きだるというのは一つの仮定の問題として取り上げましたが、当メーカーに対して私どもが聞き取りをしたところは、やはり入っておった、たる、かめを空にして移転をして、それに入れ戻す。そういう工法でないと、例えば製造された年度、あるいは古酒の種類、そういったものからして別の容器に入れるというのは、該当のメーカーの場合にはあり得ないということは聞き取り調査の中で聞いてきたところであります。

それから、いわゆる移転工法の経験のあるメーカーに対する聞き取りの問題であります、当初は全員で聞き取りをしたいということで話をいたしました、委員会の中で、それは正副委員長に一任をする。そして事務局が一緒についていってくればいいと、そういうような委員会審議の中でそういうふうに決定をしましたので、そのとおり正副委員長と事務局で聞き取り調査を行い、その中身について報告をしたということであります。

以上です。

○議長（大王英二君） ほかに質疑はありませんか。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君） 委員長報告に対して質問するものではありませんけども、委員会の中で、例えば、たるとかかめ——かめはどうかわかりませんが、かめに詰めてある古酒、こういうのが移動するときに大変だというような話だったんですけど。多分、たるというのには全部シリアルナンバーが打って、税務署に対して登録をされていると思うんですね。このシリアルナンバーを打ったたるをわざわざ抜いて、また水を入れて検査をして、また乾燥して、また入れるというような方法をとられるというような意見というのが委員の中から出たのか出ないのか、そのあたりの審査をされたのかをちょっとお聞きしたいと思います。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 例えば、たるに入っただるを移動する場合に、わざわざ抜く必要があるのかどうか、そういった問題等につきましても、かなり議論をしたところです。端的に言いますとフォークリフトで抱えていけばいいじゃないか、そういった移設の方法もあるんじゃないかということでかなり議論をしたところですが、それぞれのメーカーによってやり方が違いまして、ただあるメーカーで言われたのは、たるといいますと大体430リッターから500リッターの間ぐらいのたるですが、詰めたまま移動するということは考えられないとい

うのが——これは当該メーカーの意見ではございませんで他のメーカーの意見でありましたけれども、そのままの移転というのは、やっぱり考えられない。したがって、一応抜き取って、仮受タンクなりに入れて、そして空にして移設先に据えつけて、水量検査をして、それが終わった後で入れ戻すという作業になる。ただし、あるメーカーでは、その入れ戻すときに水検検査ではなくて、原酒、古酒そのものを入れて水検の方法も税務署としては認めておると。

しかし、当メーカー、いわゆる補償メーカーの場合には、いろいろ年代別にできておりまして、いろんな種類がありますので、それを抜き取って持って行って、それを据えて入れ戻すという工法でないと、いろんな種類の焼酎類が混ざってしまう、これを避けるためにはそうせざるを得ない、そういうような話を聞いてまいったところです。

以上です。

○議長（大王英二君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかに質疑もないようですので、経済建設委員会所管に係る委員長報告を終了いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君） 先ほど、この報告書については読み上げましたけれども、その末尾に今回の流れについて整理したやつをつけておりますから、その点についても、そういう大まかな流れであったということで御理解をいただければというふうに思います。

以上です。

=====

日程第4 常任委員の選任及び日程第5 議会運営委員の選任

○議長（大王英二君） 次に、日程第4、常任委員の選任及び日程第5、議会運営委員の選任の2件を一括議題とし、委員の選任を行います。

常任委員の選任及び議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。ここで本会議を休憩いたしまして全員協議会を開き、内定した上で議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、そのようにいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

午前11時1分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

それでは、常任委員及び議会運営委員を報告いたします。

まず、予算委員に松岡議員、井上議員、豊永議員、川野議員、笹山議員、村上議員、西議員、松田議員、永山議員、福屋議員、森口議員、田中議員、本村議員、立山議員、仲村議員、三倉議員、山下議員、下田代議員、簗毛議員、そして私大王です。総務文教委員に川野議員、西議員、永山議員、本村議員、仲村議員、下田代議員、そして私大王でございます。厚生委員に松岡議員、豊永議員、笹山議員、田中議員、三倉議員、簗毛議員です。経済建設委員に井上議員、松田議員、村上議員、福屋議員、森口議員、立山議員、山下議員です。議会運営委員に松岡議員、西議員、永山議員、福屋議員、森口議員、田中議員、立山議員、下田代議員。以上、それぞれを指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました議員を、それぞれ常任委員及び議会運営委員に指名することに決しました。

ただいま選任をされました委員は直ちに御会合の上、委員長及び副委員長の互選をいただき、議長に報告をお願いいたします。

なお、順番は常任委員会のほうを先をお願いをいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時3分 休憩

午前11時58分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

各常任委員会及び議会運営委員会において正副委員長の互選の結果は、次のとおり決定をいたしましたので報告をいたします。

予算委員長に三倉議員、同副委員長に井上議員、総務文教委員長に下田代議員、同副委員長に川野議員、厚生委員長に田中議員、同副委員長に松岡議員、経済建設委員長に森口議員、同副委員長に松田議員、議会運営委員会委員長に永山議員、同副委員長に西議員でございます。以上でございます。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時 休憩

午後0時58分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

=====

日程第 6 議第52号から日程第21 報第 2 号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第 6、議第52号から日程第21、報第 2 号までの16件を一括して議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、こんにちは。平成21年第 3 回人吉市議会定例会のはじめに当たりまして、発言の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

先の全国市議会議長会において表彰されました本村令斗議員、山下幸一議員、下田代勝議員におかれましては、誠におめでたく心からお祝い申し上げます。今後もなお一層、市政発展のために御尽力賜りますよう祈念申し上げる次第でございます。

はじめに、経済危機対策でございますが、百年に一度といわれる現下の経済状況を克服するために、国は本年 4 月、「経済危機対策」を策定いたしております。これは短期的な危機と構造的な危機を回避するために、国民一体となった対応、経済局面に応じた対応、多年度を視野に入れた包括的な対応の三つを基本方針として対策を立てられたものでございます。

施策の内容でございますが、「緊急的な対策・底割れの回避」といたしましては、雇用調整助成金の拡充などの雇用対策や中小企業の資金繰り支援などの金融対策のほか、公共事業の過去最大の前倒し執行などが上げられております。「成長戦略・未来への投資」といたしましては、太陽光発電などの低炭素革命や子育て応援特別手当の支給などの健康長寿・子育て対策のほか、農林漁業・先端技術開発・地域連携・I T・観光などにおける底力発揮・21世紀型インフラ整備などがございます。また、「安心と活力の実現・政策総動員」といたしましては、地域の活性化対策や防災・安全対策等の安全安心確保などの対策のほか、地方への配慮といたしまして、地域活性化・公共投資臨時交付金と地域活性化・経済危機対策臨時交付金が創設されております。

このような内容につきまして、先日、総額14兆円を超える補正予算が成立したところでございまして、本市といたしましても、国の打ち出した経済危機対策と歩調を合わせ、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び各省庁が打ち出した施策のメニューを有効に活用し、できる限り早急に対策を市民の皆様にお示しいたしたいと検討を重ねているところでございます。

次に、定額給付金事業でございますが、去る 3 月25日に外国人登録者を含む 1 万5,775世帯に定額給付金の申請書を発送し、4 月 8 日から申請書の受付を始めておりまして、5 月26日現在、全体の93.5%に当たる 1 万4,749世帯から申請がなされております。

口座振込につきましては、4 月21日から 5 月26日までの間に、延べ 6 回の振込みを行っておりまして、合計で 5 億540万4,000円を給付いたしております。また、現金受領につきましては、5 月 1 日から 1 回目として934世帯を対象に給付を開始いたしまして、2 回目となる 5 月21日からの141世帯を対象とした給付開始分まで含めると、合計金額が3,746万6,000円となっております。

定額給付金につきましては、10月8日までが申請期間とされておりますので、対象となる市民の皆様全員が給付金を受け取られますよう、引き続き事業を進めてまいります。

行政改革関係でございますが、第四次人吉市行政改革大綱の基本指針に基づき、その具体的な取組となりますアクションプラン「人吉市行政経営戦術計画書」を作成して、本年4月から新たな改革をスタートさせました。計画書の内容及びスケジュールを明らかにするとともに、「スピードある改革」の経営戦略理念のもと、推進期間を3年として必要に応じて毎年見直しを行い、全庁体制で推進してまいります。また、改革の実現に向け「時代の変化に挑戦する職員」をはじめとする八つの経営戦術において、40の具体的な取組項目を掲げ、スピードと柔軟性を持って「挑戦する市役所」を実践していくものと位置づけているところでございます。

公金の取扱いの適正化でございますが、全国的に「国庫補助事業の事務費等をはじめとする経理処理等に関する調査」が実施され、その結果が公表されている状況にあります。本市におきましては、本年5月に庁内調査委員会を組織しまして「物品調達等に関する庁内調査」を実施し、経費の支出が関係法令などに則って適正に処理されているかを点検する状況把握に努めているところでございます。平成16年度からの予算執行状況を対象に、職員の自主申告、全所属内部調査及び納入業者調査による全庁調査を行い、その調査結果を取りまとめ精査した上で、本年8月に公表する予定でございます。

防災関係でございますが、梅雨入りを前に、去る5月20日、人吉市防災会議、人吉市水防協議会及び人吉市災害対策本部会議を開催し、各関係機関と情報の共有化や連携の強化などを図ったところでございます。また、昨日5月31日、東校区を中心とした人吉市防災実動訓練を開催いたしましたところ、情報の収集・伝達、住民の避難誘導のほか、ヘリコプターによります救助訓練、被災車両救助訓練などに、関係機関や市内各町内から多数の御参加をいただきました。皆様方の御協力により、本番さながらの訓練ができましたことに心からお礼申し上げます。今後とも行政と市民の皆様が一体となって更なる防災対策の推進を図り、安全安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

新型インフルエンザに関しましては、5月16日、ついに国内発生が確認され、市民の皆様におかれましても国内流行を危惧されておられるものと存じます。本市におきましては、県内発生あるいは市内発生に備え、対策行動計画書を策定いたしておりますので、今後も、国及び県との連携強化を図りながら、住民の皆さんへの情報提供や問い合わせに対する対応、感染拡大の防止に向けた緊急措置など万全の体制をとってまいりたいと存じます。

交通政策関係でございますが、去る4月17日、くま川鉄道やバスなどの地域公共交通の利活用活性化を図ることを目的として、国の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会「人吉・球磨地域公共交通活性化協議会」を立ち上げました。車社会と言われて久しい今日、更に少子高齢化が進む中で、鉄道やバスなどの地域公共交通のあり方が問わ

れております。協議会におきましては、今後、地域公共交通手段を維持していくためのよりよい方策を検討するとともに、本年度中に「地域公共交通総合連携計画」を策定し、必要な事業に対して補助などの支援が受けられるよう努めてまいる所存でございます。

4月の機構改革により、市民課に新設しました、くらし安心相談係では、5月から新たに相談員2人を配置し、相談体制の充実・強化を図りました。今後は、深刻な社会問題となっている多重債務や食品の不正表示、悪質商法など様々な消費生活問題に対応するとともに被害防止を図るため、早期に消費生活センターを設置しまして、市民相談サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。

地域福祉関係でございますが、財団法人地域社会振興財団の長寿社会づくりソフト事業費交付金を活用して、地縁による助け合い文化の復活を支援していくような地域福祉計画を策定してまいりたいと存じます。また、要援護者の支援方策についても、当計画に盛り込むことで、災害時において要援護者を把握し、避難支援者まで迅速かつ確実に伝達する体制を充実させていく所存でございます。

児童福祉関係でございますが、次世代育成支援対策推進法に基づく「人吉市次世代育成支援行動計画」の後期計画について、現在、その策定作業を行っております。この計画は、少子高齢化が急速に進む中、平成17年度からの10年間、個人、地域、行政が一体となって集中的、計画的に次世代育成支援対策を進めるものでございまして、その策定作業に当たりましては、本年1月に就学前児童及び小学生を持つ保護者に対するアンケート調査を行い、3月からは保護者や子育てに携わる市民の皆様との座談会を開催し、広く市民の声を伺いながら進めているところでございます。今後は、次世代育成支援対策推進協議会において、御審議いただきながら、平成21年度内策定に向け作業を進めてまいる所存でございます。

国営川辺川総合土地改良事業でございますが、相良村におかれましては、利水関係6市町村長会議で決定しました民間発電所の用水路を活用した「既設導水路活用案」について、今年2月末から3月初めにかけ相良村議会及び受益農家に対して説明会を開催されております。また、マスコミ報道によりますと、改選後の村議会に対する説明会を5月11日に開催されておりますが、その後の結果報告につきましては、利水関係6市町村長会議には正式に報告がなされていないところでございます。関係首長としましては、現状を踏まえまして、平成22年度には事業復活ができないと休止後3年を過ぎることになり、再開が非常に厳しくなると認識しておるところでございます。そのためには、まず水源転換地区である相良村土地改良区の計画案に対する合意確認が必要でありまして、その上で6市町村議会の事業に対する合意確認が欠かせないものとなります。国としましても、この基礎的な内容が整理確認されなければ、本年8月末の平成22年度の政府予算概算要求に向けて動きができないこととなりますので、引き続き最大限の努力を傾注してまいりたいと存じます。

商工振興関係でございますが、雇用問題につきましては、本年1月に人吉市経済・雇用対

策本部を設置し、ハローワークをはじめ、市内の主要な企業を訪問し雇用状況などの実態調査を行っております。一部の企業では、3月が景気の底で4月以降は少しずつ上向いてきたとの情報も伺っておりますが、大半の企業は、雇用調整助成金を受給されるなど、まだまだ厳しい状況が続いているようでございます。

本市といたしましても、雇用の確保を図るため今後も継続的に企業の実態調査を行い、雇用情勢の把握に努めるとともに、ハローワーク・商工会議所などと連携を取りながら支援を行ってまいりたいと存じます。

また、国の緊急雇用対策の一環として取り組んでおります、ふるさと雇用再生特別交付金事業のうち、農産物直売促進事業を含む五つの事業につきましては、4月から求人を行い雇用予定数11人に対し、人吉球磨管内から64人の応募があり、12人の雇用がっております。

緊急雇用創出事業は、予定いたしております七つの事業のうち、「私立幼稚園預かり保育充実事業」など四つの事業で10人の雇用がなされております。そのほかの事業につきましても、ハローワークなどを通じての募集や委託予定事業者との調整を行っており、早期に雇用が実現できますよう進めてまいる所存でございます。

次に企業誘致関係でございますが、現在、人吉中核工業用地の航空写真による地形測量を行っておりまして、今後、この測量に基づいた図面を作成し、地元と協議しながら区域選定のための基本計画を策定してまいりたいと存じます。また、県事業として実施されております地下水取水量調査は、上水道の茂ヶ野水源や近隣の井戸などの地下水の状況を観測しながら、現在、約140メートルほど掘削されておりまして、取水可能量などの調査が行われているところでございます。

去る4月25日、念願の「SL人吉」の運行が始まりました。当日は、市民の皆様や観光関係団体などの方々に企画運営いただきました「じゅぐりっと博覧会」の一環といたしまして、人吉温泉観光協会主催により、人吉駅前において、観光パンフレットの配布や郷土芸能を披露するなど、SL人吉に乗車されましたお客様のお出迎えをいたしました。また、中川原公園におきましては、25日・26日の両日人吉球磨は一つの考えの下、「SL人吉運行記念・人吉球磨観光物産展」と銘打ちまして、鉄道グッズの販売やミニSLの試乗、郷土芸能披露、夜には、球磨焼酎「宵の宴」やSL復活記念花火大会を開催いたしました。このほか、まちなかでの多彩な催しや「第2回大綱引大会」などが行われ、お越しいただきました観光客の皆様も存分にお楽しみいただけたものと存じます。

また、SL運行に先立ちまして、昨年からの改装を行ってまいりました人吉観光産業案内所のオープニングセレモニーを、去る4月18日、「SL人吉」試乗会に合わせて、九州旅客鉄道株式会社熊本支社長をはじめ、関係各位に御臨席いただきまして開催いたしました。人吉観光産業案内所につきましては、2人以上の体制を組み、本市にお越しいただくお客様へ、「おもてなしの心」で対応することを心がけるとともに、人吉観光の情報の発信拠点として

の充実も図ってまいり所存でございます。

5月2日、3日の両日に開催いたしました「人吉お城まつり」は、好天にも恵まれまして、市内外から多くの皆様方に御来場いただきました。1日目には、武者行列、本市独自の流鏝舟から始まり、武田流の流鏝馬、郷土芸能披露などが日本百名城の人吉城跡で開催されました。夜は、城下町として位置づけました九日町一帯に会場を移し、商売繁盛福俵かつぎりレー、城下町フェスティバルが開催され、パレードには35団体、約1,700人の皆さんに御参加いただきまして、昨年以上の賑わいで街中が活気づいたものと存じます。

2日目には、人吉・球磨地方はもちろん熊本県内の各郷土芸能が披露され、天草市から御参加いただきました牛深高校伝統芸能部のハイヤ踊りは、若さと熱気に満ちたもので、お客様にも大変好評でございました。また、韓国から参加いただいたイエイチョン・トンミョン・ノンヨン保存会の皆様におきましては、異国情緒豊かな舞踊を披露していただき、日韓友好の架け橋になったものと存じます。さらに夜には、まつりのフィナーレを飾ります、金春流の「薪能」で幽玄なひとときをお楽しみいただけたものと存じます。

このまつりに合わせて開催いたしました「おどんな日本一」武道大会でございますが、今大会から、より内容の充実を図るため、剣道大会のほか、新たに弓道大会と相撲大会の二種目を増やして開催したところでございます。

人吉城跡三の丸において開催しました「おどんな日本一全国少年剣道大会」には、九州各県から約500人の小・中学生の皆さんの参加があり、連日、元気に熱戦を繰り広げていただきました。

人吉市弓道場におきまして開催いたしました「おどんな日本一高校生弓道大会」は、熊本・宮崎・鹿児島3県の高校生276人の参加があり、団体戦と個人戦が行われ、団体戦では地元人吉高校が男女共に優勝しております。

また、人吉相撲場で開催された「おどんな日本一人吉・球磨相撲大会」には郡市から71人の小学生力士たちが参加して団体戦、個人戦が行われ、相手より体の小さな選手が速攻で大きな選手を倒したり、女の子が強さを見せて歓声を受ける一幕もございました。

これらの大会に参加された選手の皆様方には貴重な、そして思い出に残る大会になったものと存じます。

このように盛大にまつりを開催できましたのも、市民の皆様や御協賛・御協力をいただきました企業や各種団体の方々、並びにまつりに花を添えていただきました姉妹都市指宿市の皆様、さらには企画運営に携わっていただきました「人吉お城まつり実行委員会」をはじめとします関係各位の御尽力の賜物でございまして、心からお礼を申し上げます。

道路整備事業関係でございますが、去る4月26日に、多くの皆様が待ち望んでおられた中神鹿目線「紅取橋」の開通をお祝いいたしました。当日は、式典及び神事後、地元町内の親子3代御夫婦に続き、人吉市立第二中学校吹奏楽部の皆さんの演奏による渡り初めを行い、

開通に花を添えていただきました。紅取橋の開通は、地域の皆様の安全で安心な生活に大きく貢献できるものでございまして、工事などに際し御協力やお力添えを賜りました国、県、市議会議員各位並びに地権者の皆様や関係者の皆様方に深く感謝を申し上げる次第でございます。

「学校評価・情報提供の充実・改善のための実践研究」事業についてでございますが、平成19年6月に学校教育法が改正され、新たな規定として、「自己評価の実施と公表」、「学校関係者評価の実施と公表」、「自己評価結果及び学校関係者評価の設置者への報告」が設けられました。

昨年度は、文部科学省の委託事業により学校評価ガイドラインに基づく自己評価・学校関係者評価実践研究を市内全部の小中学校で実施いたしました。本年度も、文部科学省の委託事業により昨年度の実績を踏まえ、自己評価から学校関係者評価に至る評価システムの研究及び公表のあり方に関する研究を行うものでございます。

国指定重要文化財の岩屋熊野座神社でございますが、長い間、地域住民の方々から要望がありました同神社の保存修理事業につきまして、国の補助事業として取り組むことになり、本市といたしましても、今後、国・県の指導を仰ぐとともに、関係者の方々と協議を重ねながら、岩屋熊野座神社の保存修理について支援してまいりたいと存じます。

水道事業関係でございますが、平成17年に厚生労働省から「地域水道ビジョン作成の手引き」が公表され、各自治体の水道事業者が自らの事業の現状と将来の見通しを分析・評価した上で、目指すべき将来像を描き、その実現のための具体的方策を示すことが求められております。この国の基本指針に基づき、昨年度から人吉市水道事業基本計画及び施設更新計画の策定に着手してまいりましたが、この度、計画の策定が完了いたしました。この計画は将来の水道事業のマスタープランとなるもので、今後は、計画を市民の皆様に公表するとともに、事業計画に沿った事業経営や施設更新を実施することで、水道事業の経営安定化を図り、安全でおいしい水の供給に努めてまいりたいと存じます。

引き続きまして、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまし概要を御説明申し上げます。

議第52号人吉市一般会計補正予算案（第2号）は、歳入では、国県補助金の追加などを、歳出では緊急性を勘案し、補助事業及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。

歳入歳出にそれぞれ1億3,604万円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億3,387万2,000円とするものでございます。

議第53号人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算案（第2号）は、職員給与費等に係る一般会計繰入金の前減額に伴う補正でございます。

歳入歳出からそれぞれ396万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億2,821万5,000円とするものでございます。

議第54号平成21年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算案（第1号）は、平成20年度支払基金交付金、国庫負担金及び県負担金の精算に伴う補正でございます。

歳入歳出にそれぞれ633万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,272万1,000円とするものでございます。

議案第55号人吉市介護保険特別会計補正予算案（第2号）は、介護保険料改定に伴うシステム改修委託料及び賃金などの補正を行うもので、歳入歳出にそれぞれ926万8,000円追加し、歳入歳出予算の総額を31億7,744万7,000円とするものでございます。

議第56号平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算案（第2号）は、職員給与等に係る一般会計繰入金の減額に伴う補正でございます。

歳入歳出からそれぞれ576万6,000円を減額し、歳入歳出の総額を2,911万8,000円とするものでございます。

議第57号人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部改正案は、教育長の給与等に関し、市長等の特別職に準じた処遇とするため、条例の一部を改正するものでございます。

これは、地方公務員法上、教育長が一般職に属する地方公務員であると位置付けられていることから、これまでは諸手当について一般職と同様の処遇としてまいりましたが、事実上の扱いは特別職であること、また各市も市長等の特別職に準じた処遇としていることから、本市におきましても、市長等の特別職に準じた処遇とするものでございます。

議第58号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正案は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、平成20年12月26日に公布され、平成21年4月1日から施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

これは、職員の勤務時間を1日7時間45分、1週38時間45分とすることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第59号人吉市補助金等基本条例案は、人吉市補助金制度検討委員会から提出された補助金制度の見直しに関する提言を受け、本市の補助金制度をより公平で効率・効果的なものとするため、条例を制定するものでございます。

議第60号人吉市火入れに関する条例の一部改正案は、気象庁が、注意喚起のために発表する気象注意報のうち、「異常乾燥注意報」が「乾燥注意報」に名称変更されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議第61号人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案は、人吉市大畑公民館及び人吉市大畑コミュニティセンターの会議室における冷暖房料を新たに規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

議第62号委託に関する協定の締結についての案件は、供用開始以来27年が経過いたしましたし

た終末処理場「人吉浄水苑」の水処理施設の機械電気設備改築工事につきまして、日本下水道事業団と2億1,000万円で委託協定を締結するものでございます。

議第63号及び議第64号は、損害の賠償についての案件でございます。

まず1件目は、平成21年2月27日午後4時40分頃、市道鬼木願成寺第1号線を学校給食センター方面へ走行していた市公用車が、市道瓦屋川村線との交差点で一時停止をし、通過しようとしたところ、市道瓦屋川村線を相良村方面から走行してきた相手方車両と接触し、相手方車両運転手を負傷させ、及び双方の車両が損傷した事故に関し、双方の過失割合に応じて、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

2件目は、平成21年4月30日午後6時頃、市営住宅東間米山団地入居者が、同団地駐車場の鉄板ぶたが敷設してある側溝を通過した際に、鉄板ぶたがはね上がり、車両前部バンパーを損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

議第65号訴えの提起についての案件でございますが、市が所有する普通財産における工作物撤去土地明渡し等請求に係る訴えの提起でございます。市が所有する普通財産であります土地に、許可なく工作物を建築し、また植樹している者に対し、再三に渡り、工作物及び樹木を撤去するよう通知してまいりましたが、改善の見込みがないため、所有権に基づく工作物撤去土地明渡し等請求訴訟を提起するものでございます。

以上、御提案申し上げます予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○総務部長（深水雄二君）（登壇） 議第52号平成21年度人吉市一般会計補正予算案（第2号）について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページでございます。第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

8ページをお願いいたします。歳入でございますが、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金6,000万円は、第4次介護保険事業計画に計画された小規模多機能型居宅介護施設、認知症高齢者グループホームの整備に対する補助金でございます。3目土木費国庫補助金500万円は、道路交通の安全性を確保し、計画的かつ予防的な橋梁の長寿命化によるコスト縮減を図る計画を策定するための長寿命化修繕計画策定事業費補助金でございます。

9ページをお願いいたします。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金832万4,000円は、消費生活センターの新設や消費生活相談窓口などの機能強化のための熊本県消

費者行政活性化事業費補助金でございます。

11ページをお願いいたします。18款繰入金、1項特別会計繰入金、5目老人保健医療特別会計繰入金334万7,000円は、20年度精算に伴う繰り入れでございます。

13ページをお願いいたします。20款諸収入、4項雑入、3目雑入536万9,000円のうち、1節総務費雑入100万円は、地域国際化施策支援特別対策事業費助成金でございまして、自治体国際化協会から地域の国際化を支援、推進するための事業に対し助成されるものでございます。2節民生費雑入432万7,000円は、長寿社会づくりソフト事業費交付金でございまして、地域社会振興財団から地域福祉計画の策定に要する経費に助成されるものでございます。7節土木費雑入4万2,000円は、市営住宅東間米山団地敷地内で側溝にかぶせてある鉄板のふたがはね上がり自動車のバンパーを破損したことによる住宅施設賠償責任保険金でございます。

14ページをお願いいたします。歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費249万9,000円の増額は、市有地に無断で工作物を建てられており、工作物撤去請求訴訟事件に着手するための顧問弁護士委託料及び地区公民館施設整備費補助金2件の補正でございます。6目財産管理費230万円の増額は、公用車集中管理計画に基づく2台の買いかえでございます。

17ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1,336万1,000円の増額は、消費生活センター新設や消費相談窓口の機能充実に向けた消費生活相談員のレベルアップ研修など地方消費者行政活性化事業に要する経費、災害時における高齢者などの支援体制について、迅速かつ確実にデータによる伝達体制の整備構築を行うための災害時要援護者避難支援システム構築に要する経費及びより小さく身近な生活圏で活用できる地域福祉計画策定に取り組む経費、国民健康保険事業特別会計などの繰出金などの補正でございます。3目老人福祉費6,000万9,000円の増額は、第4次介護保険事業計画で計画された小規模多機能居宅介護施設、認知症高齢者グループホームの整備に対する補助金などでございます。

19ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健センター費36万2,000円の増額は、県外で里帰り出産される妊産婦の方々においては、現在、公費負担による健康診査が受診できませんでしたので、本人への償還払いにより公費負担を実施するための経費などの補正でございます。

22ページをお願いいたします。次に、8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費1,050万円の増額は、橋梁長寿命化修繕計画策定に伴う橋梁点検業務委託料の補正でございます。

23ページをお願いいたします。3項住宅費、1目住宅管理費4万3,000円の増額は、市営住宅東間米山団地敷地内の側溝鉄板ふたのはね上がりによる車両損傷に伴う賠償金を補正す

るものでございます。

25ページをお願いいたします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費638万2,000円の増額は、学校教育法の改正に伴い学校の教育活動及び学校運営の状況につきまして、学校関係者による評価を実施することに伴う学校評価の充実、改善のための実践研究事業に要する経費などの補正でございます。

27ページをお願いいたします。5項社会教育費、5目文化財保護費274万5,000円の増額は、国指定重要文化財の岩屋熊野座神社保存修理工事が国の内示を受けましたので、5,000万円の事業費に対して3.75%の割合で市が補助するための補助金などを補正するものでございます。

29ページをお願いいたします。14款予備費を2,968万2,000円増額いたしております。

以上で、議第52号について補足説明を終わります。

引き続きまして、報第1号平成20年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告をいたします。

議案集の17ページをお開きください。議案集のほうです。17ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費が定額給付金給付事業の1件、3款民生費、2項児童福祉費が子育て応援特別手当給付事業の1件、4款衛生費、1項保健衛生費が保健センター改修事業の1件、同じく2項清掃費が公衆トイレ整備事業の1件、6款農林水産業費、1項農業費が農村公園管理事業及び農山漁村活性化プロジェクト整備事業の2件、7款商工費、1項商工費が観光産業案内所整備事業の1件、8款土木費、2項道路橋梁費が道路維持補修事業などの6件。18ページをお願いいたします。同じく3項住宅費が市営住宅改修事業の1件、同じく4項都市計画費が人吉駅前広場整備事業など4件、9款消防費、1項消防費が地域防災基盤整備事業の1件、10款教育費、2項小学校費が小学校放送設備改修事業及び小学校耐震診断業務委託料の2件、同じく中学校費が中学校耐震補強設計業務委託料の1件、同じく5項社会教育費が人吉城跡防護柵設置事業の1件、同じく6項保健体育費が体育施設設備整備事業の1件、同じく7項学校給食センター費が学校給食食器購入事業の1件となっておりまして、合計25件の繰越計算書でございます。

この中には国の20年度第2次補正予算、生活防衛のための緊急経済対策に伴う定額給付金給付事業など16件が含まれております。翌年度繰越額の合計額は9億8,549万7,908円でございます。

その財源内訳でございますが、既収入特定財源が119万680円ございまして、農山漁村活性化プロジェクト整備事業に伴う錦町からの受益者負担金が117万3,680円、熊本県振興資金1万7,000円となっております。

次に、未収入特定財源でございますが、国庫支出金の子育て応援特別手当交付金が1,882万8,000円、子育て応援特別手当事務取扱交付金が78万4,000円、定額給付金給付事業費補助

金が5億9,261万6,000円、地域活性化生活対策臨時交付金が1億6,302万3,000円、地方道路整備臨時交付金が4,004万円、合計の8億1,529万1,000円となっております。

次に、県支出金が、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金275万6,000円となっております。

次に、地方債が、臨時地方道整備事業債が9,810万円、行政改革等推進債250万円、地方道路整備臨時貸付金850万円、合計の1億910万円となっております。

最後に、一般財源が5,716万228円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○経済部長（井上修二君）（登壇） 私のほうから、報第2号くま川下り株式会社の経営状況につきまして御報告させていただきます。

去る5月22日、第47期定時株主総会において任期満了による取締役の選任が行われまして、中村日嗣郎が選任され、取締役会において代表取締役として選任されたところでございます。

配付資料の1ページをお願いします。第47期決算報告でございまして、事業期間は平成20年3月1日から平成21年2月28日まででございます。

2ページをお願いします。事業概況でございますが、くま川下り株式会社は川下りの「遊覧船事業」、国民宿舎の「宿泊事業」、ラフティングや売店等の「その他事業」の3部門を柱に事業を推進いたしております。第47期決算につきましては、総事業収入3億1,133万9,000円で対前年比98%と前年度実績には届きませんでしたが、各部門での経費の圧縮と節約を徹底したことなどにより、経常利益が206万6,000円となったところでございます。

初めに遊覧船事業でございますが、第46期の集客実績4万6,809人を踏まえ、乗船客数目標を5万5,000人と定め、さまざまな誘致宣伝活動を展開するとともに、木山の渕一帯での屋形舟の運航を始め、「梅花の渡し」の運航を実施したところでございます。

また、急流コースにつきましては比較的安定した運航はできたものの、全体的に客数が伸びない月が多かったため、実績といたしましては隻数が3,579隻、対前年比95.8%、乗船客数が4万4,112人、対前年比94.2%となっております。

3ページをお願いします。船賃収入でございますが1億3,640万4,000円、対前年比97.7%で、前期より隻数で158隻、乗船客数で2,697人の減、船賃収入で323万5,000円の減収となっております。

次に、宿泊事業でございますが、宿泊客数8,192人、対前年比96.3%、休憩宴会客数1万9,814人、対前年比102.5%の利用となっておりまして、総売上が9,443万9,000円、対前年比98.1%で前期を下回ったところでございます。原因としましては、11月までは順調に推移しておりましたが、12月から2月前半にかけての宿泊客の減少によるものでございます。

その他事業につきましては、くま川下り売店並びにくまがわ荘売店の物品販売事業収入の合計は2,116万8,000円、対前年比82.2%でございます。

ラフティング事業でございますが、4ページをお願いします。修学旅行の体験学習を確保できたため、実績といたしましては利用客数が4,686人、対前年比121.9%、収入2,733万7,000円、対前年比122.1%と増加いたしております。

請負事業につきましては、昨年並みの受注を受けたところでございまして、総収入が7,769万9,000円、対前年比98.8%となっております。

5ページをお願いします。くま川下り株式会社の貸借対照表でございまして、資産合計、負債・純資産合計ともに1億6,184万7,072円となっております。

6ページをお願いします。損益計算書でございますが、まず営業損益につきましては純売上高合計が2億8,911万3,000円で、売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失が1,009万5,000円でございます。これに営業外損益を含めた経営利益が206万6,000円となり、当期利益が174万7,000円となっております。

7ページをお願いします。第48期事業計画書でございまして、事業期間は平成21年3月1日から平成22年2月28日まででございます。

8ページをお願いします。事業計画でございますが、歴史的な不況の中で雇用情勢の悪化から個人消費も減少傾向にあり、観光業界においても厳しい状況が続いております。このような環境の中、青井阿蘇神社の国宝指定、また今年は肥薩線開通100周年の年であるとともに、4月25日のSLの復活など、この機会を生かし、会社一丸となり営業活動と集客に努力することとし、当期の目標としまして球磨川下りを5万5,000人、ラフティングを4,700人、国民宿舎くまがわ荘の宿泊客数を1万300人、休憩宴会客数を2万500人といたしております。

球磨川下りでございますが、旅行の行程上、人吉での滞在時間が短く球磨川下りが組めない団体客やSL人吉で来られる日帰り客に対し、梅花の渡しを勧め、増収を図ると同時に、球磨川下りのPRの場として活用をしていきたいと考えております。

また、肥薩線開通100周年に伴うJRとのタイアップ等も積極的に取り組み、地元の各種団体との連携も密にし、1人でも多くの観光客に利用していただけるよう努力をしていきたいと考えております。

ラフティングにつきましては、現在ラフティング事業社がさらにふえ約18社となるなど、業者間の競争も激しさを増す中、修学旅行を軸に関東地区、関西、中国地区を重点的に誘致活動を展開し、グループや一般団体客につきましてはインターネット等による集客の強化とリピーターの確保に努めていきたいと考えております。

9ページをお願いします。国民宿舎くまがわ荘につきましては職員全員に原価意識を浸透させ、あらゆる経費の削減に努め収支改善を行い、宿泊客の集客につきましては引き続き「観光列車いさぶろう号・しんぺい号」を利用した「山岳鉄道の旅」と、球磨川を利用した「青井神社と球磨川下り」などを企画し、熊本県、宮崎県内の高齢者クラブを中心に宿泊の勧誘を行い、休憩、宴会客の集客につきましては、人吉市、球磨郡内及び隣接市町に対し日

帰り旅行を企画し、宴会客の誘致活動を行っていきたいと考えております。

また、営業面におきましても「いやしの宿」を全面に打ち出し、お客様に安心、満足して滞在していただく施設として、常に改善を意識する営業を行ってまいりたいと考えております。

10ページをお願いします。第48期損益計画書でございます。まず、営業損益につきましては純売上高合計が3億4,848万円で、売上原価と販売及び一般管理費を差し引いた営業損益が674万3,000円でございます。これに営業外損益を含めた経常利益が1,940万円見込んでいるところでございます。

以上、くま川下り株式会社の経営状況につきまして御報告を終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午後1時55分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

=====

日程の追加について

○議長（大王英二君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

議第66号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題とします。

=====

追加日程 議第66号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（大王英二君） 執行部より提案理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆様お疲れのところ大変恐縮に存じますが、ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明を申し上げます。

議第66号教育委員会委員の任命につき同意を求める案件は、鳥井正徳氏の任期が本年6月30日をもって任期満了となることに伴いまして、後任として丸山善利氏を任命することにつきまして議会の御同意をお願いするものでございます。

同氏につきましては、議員各位、よく御存じのお人柄でございまして、何とぞよろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

=====

○議長（大王英二君） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後 2 時11分 散会

平成21年 6 月第 3 回人吉市議会定例会会議録（第 2 号）

平成21年 6 月 9 日 火曜日

1. 議事日程第 2 号

平成21年 6 月 9 日 午前10時 開議

- 日程第 1 議案の訂正について（議第63号損害の賠償について）
- 日程第 2 議第52号 平成21年度人吉市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 議第53号 平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 議第54号 平成21年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 議第55号 平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議第56号 平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議第57号 人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第58号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第59号 人吉市補助金等基本条例の制定について
- 日程第10 議第60号 人吉市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第61号 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第62号 委託に関する協定の締結について
- 日程第13 議第63号 損害の賠償について
- 日程第14 議第64号 損害の賠償について
- 日程第15 議第65号 訴えの提起について
- 日程第16 議第66号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 報第 1 号 平成20年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第18 報第 2 号 くま川下り株式会社の経営状況について（第47期決算報告書及び第48期事業計画書）
- 日程第19 一般質問

1. 田 中 哲 君
2. 豊 永 貞 夫 君
3. 山 下 幸 一 君
4. 福 屋 法 晴 君
5. 笹 山 欣 悟 君

=====

2. 本日の会議に付した事件

・追加日程

議案の撤回について（議第66号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて）

議第67号 委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について

・質疑を含めた一般質問

=====

3. 出席議員（20名）

1 番	松 岡 隼 人 君
2 番	井 上 光 浩 君
3 番	豊 永 貞 夫 君
4 番	川 野 精 一 君
5 番	笹 山 欣 悟 君
6 番	村 上 恵 一 君
7 番	西 信八郎 君
8 番	松 田 茂 君
9 番	永 山 芳 宏 君
10番	福 屋 法 晴 君
11番	森 口 勝 之 君
12番	田 中 哲 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	立 山 勝 徳 君
15番	仲 村 勝 治 君
16番	三 倉 美千子 君
17番	山 下 幸 一 君
18番	下田代 勝 君
19番	簀 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君

教 育 長	鳥 井 正 徳 君
市 長 公 室 長	荒 巻 通 君
総 務 部 長	深 水 雄 二 君
市 民 部 長	浦 川 康 徳 君
健康福祉部長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	井 上 修 二 君
建 設 部 長	山 上 茂 君
市長公室次長	井 上 祐 太 君
総 務 部 次 長	坂 崎 博 憲 君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	中 村 明 公 君
経 済 部 次 長	蓑 毛 幸 一 君
経 済 部 次 長	椎 葉 文 雄 君
建 設 部 次 長	松 田 知 良 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
総 務 課 長	中 村 則 明 君
市 民 課 長	今 村 修 君
福 祉 課 長	加 賀 邦 保 君
道路河川課長	有 田 健 一 君
会 計 管 理 者	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	多 武 芳 美 君
水 道 局 次 長	宮 原 真 二 君
教 育 部 長	赤 池 和 則 君
教 育 部 次 長	小 林 勇 君
社会教育課長	東 俊 宏 君
農 業 委 員 会 長	靄 崎 晴 美 君
農 事 務 局 長	
監 査 委 員 長	松 江 隆 介 君
事 務 局 長	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
次 長	村 並 成 二 君
庶 務 係 長	山 本 繁 美 君
書 記	和 泉 龍 二 君

=====

午前9時59分 開議

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

=====

日程第1 議案の訂正について

○議長（大王英二君） 一般質問の前に、まず、日程第1、議案の訂正についてを議題とし、執行部に訂正理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

6月1日に議員各位にお配りいたしました議案書におきまして誤りがございました。議案書の12ページでございます。議第63号損害の賠償についての案件につきまして、賠償（和解）の相手方を「熊本県下益城郡富合町小岩瀬331番地、田端剛士」から「兵庫県西宮市高畑町4番27号、伊藤ハムミート販売西株式会社取締役社長 中田豊、熊本県熊本市富合町小岩瀬331番地、田端剛士」に訂正させていただきたいと存じます。

当初、提案を申し上げました案件では、運転されていた方を相手方としておりましたが、対物も対象となっていることから、相手方に車の所有者を加えるものでございます。また、相手方の住所を「下益城郡富合町」としておりましたが、平成20年10月に熊本市と合併されていることから「熊本市富合町」に訂正するものでございます。

なお、お手元に正誤表を配付いたしております。お手数をおかけし、まことに申しわけございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（大王英二君） お諮りいたします。

議案の訂正については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については承認することに決しました。

=====

日程の追加について

○議長（大王英二君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

今議会に提出されております「議第66号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、市長から撤回したい旨の申し出がっておりますので、議案の撤回についてを

日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し直ちに議題といたします。

=====

追加日程 議案の撤回について（議第66号 教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について）

○議長（大王英二君） 執行部に撤回理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 提案を申し上げて、大変恐縮に存じますが、6月1日に追加提案をいたしました議第66号教育委員会委員の任命につき同意を求める案件につきまして、撤回をさせていただきたいと存じます。

撤回の理由でございますが、教育委員会委員に丸山善利氏を選任することにつきまして、議会に御提案する前に、提案することについて御本人から内諾を得ておりましたけれども、提案をいたしました後におきまして、御本人から治療を必要とする疾患が見つかり、どうしても教育委員会委員の職につくことができないので、辞退をいたしたいと、そういう申し出がございましたので、撤回をさせていただくものでございます。

議員各位におかれまして、大変御迷惑をおかけし、申しわけございません。何とぞ御承認いただけますようお願い申し上げます。

○議長（大王英二君） ただいまお聞きのとおり、議第66号については撤回したいとの申し出でございます。

お諮りいたします。

議第66号の撤回については、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第66号の撤回については承認することに決しました。

=====

日程の追加について

○議長（大王英二君） ここで、さらに日程の追加についてお諮りいたします。

議第67号委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

=====

追加日程 議第67号 委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について

○議長（大王英二君） 執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） ただいま追加提案いたしました議案につきまして御説明申し上げます。

追加提案いたします「委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について」の案件は、平成20年6月第2回人吉市議会定例会におきまして御議決いただきました終末処理場人吉浄水苑の機械電気設備取替工事に係る日本下水道事業団との工事委託協定の協定金額の変更でございまして、協定金額「3億9,240万円」を「3億1,810万円」に改めるものでございます。詳細につきましては、水道局長から補足説明をさせていただきます。

議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

○水道局長（多武芳美君）（登壇） おはようございます。貴重な時間をいただきまして、まことに申しわけございません。

追加提案をお願いいたしました議第67号委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更についての案件につきまして、補足説明をさせていただきます。この委託協定は、現在進めております人吉浄水苑の改築工事に係るものでございまして、汚泥処理施設の機械電気設備改築工事を平成20年度、21年度の2カ年で実施しているものでございます。

変更の内容でございしますが、お手元の資料をごらんください。20年度分は変更はございません。21年度分の金額「2億7,480万円」を7,430万円減額しまして「2億50万円」とし、協定金額の合計を同額減額いたしまして「3億9,240万円」を「3億1,810万円」に変更するものでございます。

減額の理由でございしますが、委託を受けた日本下水道事業団が工事業者を選定する際に、競争入札を行います。その入札残などでございます。本来であれば、今議会の当初から上程しなければならなかったところでございますが、このように議会の途中で追加提案させていただくことになり、まことに申しわけなく思っております。

今後、二度とこのような不手際を起こさないよう、細心の注意を払い事務執行に努めてまいりたいと存じております。よろしくお取り計らいいただき、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大王英二君） ただいま説明がありましたが、本件に対しての質疑は11日の一般質問終了後に行いますので、よろしくお願い申し上げます。

ここで、執行部に申し上げます。議案提出に当たっては、十二分に検討精査を行い、責任ある提出提案をお願いいたしますので、今後このようなことがないように十二分に注意していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

=====

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、おはようございます。12番議員の田中哲でございます。

通告に従いまして2点ほど質問いたします。

早いものでいよいよこの田中市政も折り返し点を過ぎ、選挙に掲げられましたマニフェストの実行時期、そしてそれらの仕上げの時期になってくる時期でございます。一方、議会や市民によるこの点検時期に入ってくるわけでございます。田中市長は、この2年間を振り返り、「100点満点で言えば努力賞というところ」と自己評価されたと新聞報道がなされております。田中市政の評価このことは、おのずと市民の皆さんが評価されると思いますので、どうぞ市民の期待を裏切らないようにこれからの2年間、マニフェストの実行実現のために努力を傾注していただきたいと、このように思っております。

ところで、今月30日をもって勇退される予定ですかね、されることになれば鳥井教育長には大変御苦労さまでございました。私は平成18年の3月定例会におきまして、鳥井教育長に就任後、まだ聞いていなかった教育長自身の教育と理念と、教育のあり方をとということで質問をしたことがございます。当時、鳥井教育長は、教育者としての経験から悩み抜かれた初任当初、校長より失敗や成功があるけれども、それをチャンスにせよと諭された言葉、「それを向上の機に」という言葉が好きということで、それを向上の機にとしたためられた扁額の書体をかざされ、また人を導くためには、厳しさだけでなく心の広さ、温かさが必要で、両方のバランスがとれてはじめて達成されるといった遠くは中国春秋時代の「寛猛相濟」の言葉を見事な書体でつづった書をかざしながら、それを教育信条として実践してきたと述べられ、それを向上の機にと寛猛相濟は子育ての根幹をなす不易なものにしてほしいと、教育長の立場から教育現場へ、そして市民に述べられておりました。寛猛相濟の言葉はまさしく私たち議員にも当てはまる言葉であり、そういう姿勢で教育信条を述べられた姿は、本当に古武士然としておられましたし、本当に安心して人吉市の教育行政を任せられる人格であり、期待した教育長であるとの印象を当時、強く持ったところでございました。どうぞこれからもそれを向上の機にと、寛猛相濟の信条のもと、人吉市の教育行政、または子育てに助言をいただければなと思っておりますのでございます。

なお、余談でございますが、当時かざされました寛猛相濟の書は私の部屋にかざしております。

では、通告の下水道問題についてでございますが、今議会より私も厚生委員会に所属することになり、所管の問題でもございますが、委員会は来週からでございます。委員会のこの

審議内容とも少々違った質問でございますので、広く市民の理解を得るためにあえて一般質問としたところでございます。

1点目の質問でございます。過去に私も公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽のメリット、デメリットを含め、今後の下水道事業行政のあり方について質問を行っておりますし、また先輩議員もいろいろなこの角度から、この下水道問題に対して質問をされておられます。それらの質問に対する過去の答弁を精査してみますと、大体次のようであろうと思います。

下水道の整備については、平成13年度より18年度にかけて第6期整備区域を3年間延伸し施工しているということでありますから、ことしで終了するわけでございます。また、第6期地区に隣接した、いわば第7期に予定している地域を含め、区域外については郊外へと拡大するにつけ、費用対効果面や効率性、あるいは人口減少や高齢化など、いろいろな問題が懸案されると、そこで今後の計画については、19年度よりいろいろ調査を実施し、公共下水道計画地域についての見直しを行ってるということでございまして、そこでこの公共下水道計画地域が定まると、今後の区域外については、ほかの法令に基づく類似施設としての下水道事業を検討していくことになるのではないかなとの答弁がなされております。

また、汚水の処理は、生活環境の向上から必要な事業であるから、何らかの手法で取り入れていかなければならないと考えている。汚水の処理の方法としては、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽、合併処理浄化槽——これは今日では浄化槽となっているそうでございます。当時の答弁がそうとなっておりますので、答弁のまま使用したいと思います。などがあるので、今後どの手法を取り入れるのがベストなのか、政策審議会に相談し、関係部署と協議を行っているとの答弁もなされております。そこで、ことしで第6期整備事業が終了するというような答弁がなされておりますが、第6期整備事業の現状と整備区域の範囲をお尋ねします。また、都市計画区域内での下水道事業の整備はどの程度完了しているのか、お尋ねします。

次に、市の政策審議会で下水道整備事業に関してどのような問題が、過去審議されてきたのか。また、第7期の整備事業がなぜ見直しになったのか。それから、今後の下水道計画区域、また汚水の処理の方法等について、公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽の結論は達しているのか。また、今後の計画について19年度よりいろいろ調査を実施し、見直しを行っていると答弁がなされておりますが、その見直しの内容とはどういうものかお尋ねします。

次に、人吉市の下水道事業運営審議会についてお尋ねします。この下水道事業運営審議会の根拠法令は何でしょうか。また、その所掌事務は何でしょうか。

次に、いつからこの下水道事業運営審議会を設置し、その委員のメンバーの構成と執行部の出席者と開催日はどうなっておるのか、それに任期は、そして任命権者はどうなっているのか、お尋ねします。

最後に、今までの下水道事業運営審議会における審議内容をお尋ねします。

以上で1回目を終了します。

○水道局長（多武芳美君） それでは、田中議員の1回目の御質問にお答えいたします。

質問は、大きく分けて4点になると思います。まず、1点目の公共下水道第6期事業認可についてでございますが、第6期は平成13年2月19日に事業認可を受けまして、平成21年度までとしておりましたが、さらに認可期間延伸を行いまして、現在、平成27年3月末までの認可をいただいております。

第6期の認可区域面積120ヘクタールに対しまして、平成21年3月末の整備済み面積75.9ヘクタール、整備率は63.3%となっております。また、第6期事業認可区域の範囲でございますが、合ノ原町、瓦屋町、鬼木町、北願成寺町、浪床町、東間下町、西間上町、矢黒町、上林町及び下原田町上野の各一部でございます。

次に、2点目の都市計画区域面積に対する下水道事業の整備済み面積でございますが、現在、人吉市の都市計画区域は、全体で3,657ヘクタールでございまして、その中で公共下水道の整備済み面積は773.5ヘクタールとなっており、都市計画区域面積に対する整備率は21.15%となっております。

次に、3点目の下水道整備事業についてどのような審議をしてきたのか、今後の下水道計画区域、汚水の処理方法について結論に達しているのかという御質問でございますが、以前に政策審議会において現在の公共下水道事業認可区域に隣接する四つの地域において、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽、それぞれで整備する場合のコスト比較等の調査結果を提示し、今後の汚水処理の方法等について審議していただいておりますが、明確な結論には至っていない状況でございます。

次に、見直しの内容でございますが、汚水、雨水の計画諸元、これは基本的数値でございますけれども、これの見直しをしたところでございます。

次に、4点目の人吉市下水道事業運営審議会についての御質問でございますが、まず根拠法令は、人吉市下水道事業運営審議会条例を根拠法令といたしております。その審議会の所掌事務は3点ございまして、市長の諮問に応じ、下水道事業受益者負担金に関すること、下水道使用料に関すること及びその他市長が下水道事業の運営に関し必要と認める事項、この3点について調査審議することになっております。

次に、いつから設置しているかということでございますが、本条例は昭和52年12月19日に制定、公布されておまして、公布当初は市議会議員、学識経験者及び受益者代表の中から市長が委嘱する15名以内で組織することとされ、平成13年6月議会での条例改正後は、学識経験者及び受益者代表の中から市長が委嘱する15名で組織することとされております。

次に、現在の委員の構成でございますが、委嘱を行いました平成20年5月29日から平成22年5月28日までの2年間の任期で学識経験を有する者及び受益者代表からそれぞれ6名の12名で構成されております。執行部から審議会への出席者でございますが、昨年度開催いたし

ました審議会におきましては、水道局長、担当課長、担当係長及び下水道の担当者でございます。

次に、昨年度の開催日は平成20年5月29日から11月19日の答申の間に合計6回審議していただいております。

最後に、これまでの審議内容でございますが、これまで受益者負担金、下水道使用料について主に御審議していただいておりますが、昨年度は下水道使用料に関するに加え、私道への公共下水道設置に関することについて御審議いただいております。

以上、1回目の御質問にお答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 2回目の質問でございます。

ただいまいわゆる今後の下水道未整備地区については、政策審議会でも公共下水道でいくのか、農業集落排水事業でいくのか、浄化槽でいくのか、審議はしているが、明確な結論に至っていないとの答弁でございます。しかし、ただいまの答弁はもう平成17年8月開催の第4回人吉市政策審議会でのもう結果からずっと同じということでございますので、それからもう4年も経過しているわけでございます。市民からすると、ずるずると引き延ばしの印象がぬぐえないわけでございますので、あらゆる角度から検討いただき、早く今後の方向性を出していただきたいと、このように要望しておきます。

次に、ただいま答弁いただいた中で、下水道事業運営審議会の委員の構成で、受益者代表はどうして、どのようにして選定しておられるのか、整備区域外の代表が少ないようですが、そのわけをお尋ねします。

それから、下水道事業運営審議会の所掌事務ということで説明いただいた中で、下水道事業の方向性なり、今後のあり方までは審議されていないということでございます。今後、なかなか難しくなっていくでありましょうこの下水道事業に、市民の理解と広く市民の意見を反映する下水道事業運営審議会の意見を市長に答申するためには、その審議会の所掌事務と内容を変えるべきではないのか、お尋ねします。

それと、県下の同じようなこの下水道事業審議会なるものの所掌事務の内容はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○水道局長（多武芳美君） それでは、2回目の御質問にお答えいたします。

下水道事業運営審議会の委員構成で受益者代表はどのように選定しているかとの御質問でございますが、受益者代表の選定につきましては、審議いただく内容が受益者負担金及び下水道使用料という下水道整備区域内にかかる内容でございますので、受益者代表は下水道認可区域の中からという観点で委嘱をさせていただいております。

次に、審議会の所掌事務と内容を変えるべきではないかと御質問でございますが、今後より市民の意見を広く反映させるということからも、議員おっしゃいますように、パブリック

コメントは必要であると認識しておりますので、今後の下水道事業の運営につきましては、広く審議会にお諮りしながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

なお、条例の所掌事務と内容を変えるべきではないかとの御質問でございますが、審議会条例の審議事項にその他市長が下水道事業の運営に関し、必要と認める事項が1項ございますので、この条項を活用しながら進めていければというふうに考えておるところでございます。

次に、県下の審議会の所掌事務はどうなっているのかという御質問でございますが、熊本県下の人吉市を除く13市のうち人吉市と同様に条例もしくは要綱により同様の審議会を設置している市は8市ございまして、そのうち6市につきましては、所掌事務は本市と類似した記載となっております。受益者負担金及び下水道使用料の所掌事務のほかに、認可及び変更に関することや、計画に基づく事業の実施に関することと明記している市が2市ございます。しかし、実質審議されている事柄は、下水道使用料に限定されているというところがほとんどということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 3回目の質問でございます。

ただいま局長の答弁を聞いておまして、下水道事業運営審議会のメンバーで受益者代表は、受益を受ける者の中からという観点から委嘱しているという答弁でございまして、いわゆる整備区域外に居住している委員はいないということでございます。パブリックコメントの必要性は言われているわけですが、では実際、この未整備地域の住民の意見はどこで聞くのかということでございます。政策審議会はもちろん当局者のみでございまして。学識経験者おのずとその立場が違い、未整備地域のこの受益者代表にはなり得ないのではないかと思います。どうでしょうか、お尋ねします。

それから、下水道未整備地域についてでございますが、過去にこれからどういう方向でいくのか、汚水の処理の方法としては、さっき申しましたように、公共下水道、農業集落排水事業、合併処理浄化槽があるので、どの方法がベストか検討しているとの答弁がなされているところでございますが、未整備地域の住民から早く、この下水道を整備してくれと、公共下水道の事業認可に絡んで、浄化槽を設置していいのかどうか迷っていると、また河川の汚濁が心配であると、用水路に浄化槽の排水口が設けられており心配である。また、上水道の布設が下水道設置の条件のように説明されていたのに、上水道設置後も何の下水道の話もない。都市計画税も払っているのに、公平だ等の下水道事業に対して、いろんな意見があるわけでございます。

そこで、過去の答弁でコスト面から市内4カ所を抽出し、大まかに今後の1戸あたりの投資額を予想されております。公共下水道で189万4,000円、農業集落排水事業では処理場のこ

の建設も発生いたしますので272万5,000円、浄化槽が157万9,000円といったように、市の投資額から見ますと、今後の未整備地区の下水道の進み方では、浄化槽がコスト面からは有利なような答弁がなされておりますが、このことはいわゆる市の持ち出し分、市の投資額の比較であって、各家庭での工事費や維持管理面での比較はどういう試算をされておられるのか。いわゆる個人といいますか、家庭のこの負担面では浄化槽のほうが大きいのではないかという設置者の声がありますが、その試算はどうなっておりますか。

それと、公共事業と農業集落排水事業の受益者負担面と維持管理費の比較はどう試算されておるのか、そのことがひょっとすれば農業集落排水事業のほうが負担が多いのではなかろうかと、未整備地区でも公共事業という声につながっていると思いますので、お尋ねします。また、1戸当たりの投資額の比較で農業集落排水事業は、どの地区を抽出されたのか、お尋ねします。

次に、農業集落排水事業の事業認定を受けた場合の浄化槽との兼ね合いで、やはりこの認定を受けた場合は、浄化槽の設置というのは、制限を受けるのか、どうか。公共下水道では供用開始から3年以内に宅内排水を公共下水道に接続しなければならないという法令でございますが、農業集落排水事業ではどうなっているのかお尋ねします。

また、いわゆる今後の下水道事業を進めるに当たって、受益者負担金の負荷の問題で住民の理解が得られないとよく説明されるわけでございますが、従来のこの受益者負担金の考え方ばかりでなく、地価の比較検討、ランニングコストの比較面、いわゆるこの単純な住宅地においては、下水道の管渠施設面にかかわる負荷が少なくてもよいとの検討もなされてよいのではないのでしょうか。そこで、人吉市の受益者負担金の基本的な考え方と新しい受益者負担金の考え方をしてしているところは、そういう自治体はないのか、お尋ねいたします。

それと、過去に私が提案したことがございます。いわゆる遠隔地の汚水の処理の方法として、流域下水道に接続する提案を政策審議会のテーブルに上げられたことはあるのでしょうか。この方法を取り入れている自治体もありますので、お尋ねします。

○水道局長（多武芳美君） それでは、3回目の御質問にお答えいたします。大変ボリュームがございまして、8点ほどでございました。順次お答えをいたします。

まず、未整備地区の住民の意見はどこで聞くのかという御質問でございますが、学識経験を有する者として委嘱をしています委員6名は、下水道整備区域に関係なく委嘱をしておりますので、全体を見越したところでの御意見をいただくことができるのではないかとこのように考えておるところでございます。

次に、公共下水道と浄化槽にかかる個人の工事費の比較でございますが、一般的に公共下水道につきましては、宅内排水設備の管渠の埋設が工事の中心となるのに対しまして、合併浄化槽につきましては、宅内排水設備管渠の埋設に加え、浄化槽本体の購入、埋設が必要となることから、浄化槽のほうが工事費としては大きくなるようでございます。

しかしながら、公共下水道事業認可区域外における浄化槽の設置工事につきましては、一般世帯で設置されることの多い5人槽で33万2,000円を上限とする補助を行っておるところでございます。

なお、浄化槽を設置する場合は、受益者負担金はありませんが、公共下水道で整備するとなりますと、受益者負担金が発生するわけでございます。この負担金は、受益者の収有される宅地面積により負荷されることとなりますので、郊外部では比較的広い宅地面積をお持ちの世帯につきましては、受益者負担金の金額は増大していくものというふうに考えております。

次に、維持管理費の比較でございますが、合併浄化槽の5人槽の場合、毎月の保守点検、年1回の清掃及び法定的検査を1カ月に割り戻して計算いたしますと、現在のところ月約4,727円となっております。これに対しまして、公共下水道の使用料でございますが、4人家族の平均使用水量を25トンと仮定した場合、1カ月の使用料は4,336円となりまして、使用料自体は公共下水道のほうが若干安くなるという試算をいたしております。

次に、公共下水道と農業集落排水事業において、受益者負担金と維持管理費の試算比較を行っているかという御質問でございますが、実際の比較は行っておりません。受益者負担金につきましては、一般的に公共下水道が都市計画法第75条に基づきまして負荷されるのに対しまして、農業集落排水事業は地方自治法第224条に基づく分担金として賦課されております。また、維持管理費につきましては、それぞれの認可区域面積、流入水量、処理場の処理能力等により大きく変動してまいりますので、一概に試算比較を行うのは難しいのではないかというふうに思っております。

次に、1戸当たりの投資額の比較で、農業集落排水事業はどの地区を抽出したのかという御質問でございますが、公共下水道の認可区域に隣接する下原田町堀地区、七地町、井ノ口町、東間上町の4地区において、単純にその地区を公共下水道で整備した場合と、その地区を農業集落排水事業で実施した場合、また浄化槽で整備した場合で比較をしたところでございます。

次に、農業集落排水事業の事業認定を受けた場合、浄化槽の設置は制限を受けるのかという御質問でございますが、農業集落排水事業は公共下水道事業と同様に国庫補助を受け、管渠の整備や処理場の建設が行われるものでございまして、その地域に新たに浄化槽の設置がされる場合においては、設置に対する補助金等については受けることができないのではないかというふうに思慮いたしております。

次に、農業集落排水事業でも3年以内に接続しなければならないという法令があるかということでございますが、農業集落排水事業にはないようでございます。

次に、人吉市の受益者負担金の基本的な考え方はとの御質問でございますが、受益者負担金は国及び地方公共団体の行う特定の事業によって著しい利益を受けるものに対して、その

受ける利益の限度において事業費の一部を負担していただくというものでございます。

受益者負担金の算出方法でございますが、末端管渠整備費を負担区の面積で割り、それに軽減措置を乗じて算出しました1平方メートル当たりの単位負担金にそれぞれの宅地などの面積を乗じて算出したのが、受益者負担金となります。この受益者負担金の考え方は、昭和44年9月1日付の当時の建設省都市局長通達、都市計画下水道事業受益者負担金の徴収についてに基づくものでございまして、公共下水道においてほとんどの市が本市と同様な考えのもと設定しておるようでございます。

次に、流域下水道についての御質問がっておりますが、ここで流域下水道とはどういうものかというものを簡単に説明させていただきますと、公共下水道は市町村が単独で管理する下水道でございます。

一方、流域下水道といいますのは、2以上の市町村から下水を受け、処理するための下水道でございまして、これは都道府県が管理する下水道でございます。近くにおきましては、この球磨郡内にもございます。水上村、湯前町、多良木町、あさぎり町、錦町の5町村で構成します球磨川上流域下水道がこの流域下水道でございます。

そこで、流域下水道に接続する提案を政策審議会に諮ったかとの御質問でございますが、流域下水道に関する案件について諮ったことはございません。

流域下水道への接続は法的には可能ではございます。しかしながら、接続に至るまでには、流域下水道で設置されている協議会に参加し、設備費用負担の問題、維持管理費の問題など細部にわたる協議が必要であることに加え、認可区域の拡大に伴い、流入水の増大が見込まれますので、処理流域下水道で管理されている終末処理場の処理能力の問題等、課題が山積すると思われますので、現段階では流域下水道に接続するということを考慮するには至っておらないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 4回目ですかね。ただいま局長の答弁を聞きまして、いわゆるこの未整備地区の住民の声は、学識経験者からも全体を見越した意見をいただけるのではとの答弁でございますので、今後の審議内容においては、未整備地区の問題をいわゆる「その他市長が下水道事業の運営に関し必要と認める事項」において、ぜひとも審議していただけるように要望しておきます。

では、次に、下水道未整備地区の公共の建造物、例えば学校、団地の汚水の処理はどのようなのかお尋ねします。

私の近くの西瀬団地では、この団地の浄化槽から風向きによっては臭気がするという事は御存じかお尋ねします。

このことにどのように対処していかれるのかもお尋ねします。

もう一方の私の町内の三日原団地の汚水処理問題でございしますが、当団地は、トイレはくみ取りになっておりまして、生活排水は排水溝に流れるようになっております。これが裏手の民有地を流れまして、途中小さなためますはございしますが、いわば垂れ流しの状態でございします。住民の皆さんからすると、蚊やハエが発生して困るという話でございします。

現在、私も確認したところでございしますが、私たち「ブト」とよく言います小さな蚊みたいな虫が大量に発生しております。衛生上も問題があるようでございしますが、この現状を認識しておられるのかお尋ねします。

また、生活排水をどのように今後処理されていくのかもお尋ねします。

それから、いわゆる、答弁いただきました浄化槽で、現在、単独浄化槽を設置している家庭はもうないのでしょうか。また、そのことを把握されているのでしょうか。それに、法律的には単独浄化槽は現在どうなっているのかお尋ねします。

それと、未整備地域の公民館の浄化槽を新設するにあたってはどのような補助があるのかもお尋ねします。

○建設部長（山上 茂君） おはようございます。西瀬団地及び三日原団地の汚水処理についての御質問にお答えいたします。

市営住宅西瀬団地の汚水及び雑排水につきましては、回転盤接触方式による合併浄化槽を設置して処理し、道路側溝に放流しております。浄化槽の近くに行ってみますと、議員御指摘のように若干の臭気がしているのは承知いたしております。その維持管理につきましては、専門の管理業者に委託をしております、常に良好な状態を保っております。

また、浄化槽法に基づく年1回の定期検査も受けておりますが、検査結果では臭気の項目も含め、適正な管理であるとの報告を受けております。

今後におきましても浄化槽の運転について常に注意を払い、適正な管理状況を保てるよう努めてまいりたいと存じます。

次に、三日原団地の件でございしますが、この団地は昭和40年代に建設された古い団地でございまして、トイレはくみ取りとなっております。雑排水につきましては、団地内の側溝を通して排水をされております。

議員御指摘の件につきましては、私どもも認識はいたしておりますが、再度現地の調査を行い、対策を検討させていただきますとともに、団地入居者の方々との話し合いも行い、側溝の清掃管理についてもお願いをしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○教育部長（赤池和則君） おはようございます。学校の汚水処理でございしますが、下水道未整備地区におきましては、休校施設を除いて小学校3校、中学校2校の計5校がございまして、小学校2校については合併処理の浄化槽、残りの3校については単独処理の浄化槽を設置いたしております。

また、異臭につきましては、昨年移行でマンホールふたの鉄板がさびていたことにより、そのすき間からにおいが漏れたというケースがございましたが、直ちに修繕を行い、改善をいたしております。

なお、浄化槽設備の維持管理につきましては、専門業者による清掃及び水質検査を年1回行うとともに、保守点検を毎月実施しておりまして、適正な管理に努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○水道局長（多武芳美君） それでは、私のほうからは単独浄化槽につきましてお答えいたします。

平成21年3月末現在の浄化槽の設置件数は2,028件でございます。そのうち1,029件が単独処理浄化槽でございます。

次に、単独浄化槽は法的にどうなっているのか、使用できるのかという御質問でございますが、平成12年6月2日に浄化槽法の一部を改正する法律が交付され、浄化槽の定義が、便所と連結してし尿及び、これをあわせて雑排水を処理するための設備または施設というふうに改正されております。

したがって、し尿のみを処理する従前の単独処理浄化槽につきましては、改正後の浄化槽法施行日であります平成13年4月1日からは設置することができなくなっております。ただし、既存の単独処理浄化槽につきましては、経過措置としまして、改正後の浄化槽法に規定する浄化槽とみなされております。

ただ、いわゆる合併処理浄化槽への転換を図ることを努力することが求められておるところでございます。

次に、公民館の浄化槽新設における補助でございますが、下水道課で所掌しております浄化槽補助は該当いたしません。

ただ、地域生活課が所掌しております人吉市地区公民館等整備費補助金に該当するのではないかなというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） ただいまの答弁の中の人吉地区公民館等整備事業補助金、この担当部署に正確な答弁をお願いします。

○総務部長（深水雄二君） おはようございます。ただいまの御質問にお答えいたします。

公民館に関連します補助金、地区公民館施設整備費補助金と申しております。改修工事につきましてはトイレ等ございまして、上限50万円の3分の1の補助でございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） ただいま答弁をいただいたわけですが、西瀬団地の浄化槽の臭気の問題、それに三日原団地の污水处理問題も住民の苦情として上がってきておるわけですので、その辺を十分念頭に置いていただいて、今後対処していただくようにこの件、要望しておきます。

最後に、田中市長に今後の人吉の下水道事業行政の進め方と国会での大型の補正予算の成立を踏まえて、未整備地区の下水道事業について、特に農業集落排水事業について、どのように考えておられるのかを最後にお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

汚水の処理問題は、きれいなまち、さわやかなまち、美しい自然など、快適で安全な生活をしていく上には欠かすことのできない重要な課題でございます。今後の污水处理の方法として、どの手法が費用対効果の面ですぐれているか、また、住民の方々に喜ばれるのか、これらの事情を総合的に勘案し、状況に応じて慎重に判断していきたいと考えているところでございます。

御指摘のように、今回の国の大型補正予算と未整備地区の下水道事業、農業集落排水事業との関係ということでございますが、下水道事業、農業集落排水事業とともに新たな箇所を整備するとなると、事業計画を立て、認可を受けてから着手するということになりますので、相当な期間を要するものと考えているところでございます。

このような理由により、今回の経済活性化対策の大型補正予算と下水道、農業集落排水事業とは切り離して対処していかなければならないと思っているところでございます。

なお、先月開催されました熊本県合併処理浄化槽普及促進協議会の総会におきまして会長に就任いたしましたので、今後はより一層下水道事業とともに浄化槽の普及促進にも取り組んでまいらなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 今後、公共下水道でいくのか、農業集落排水事業でいくのか、浄化槽でいくのか、早く結論を出していただきたいと、このように要望をしておきます。

環境面からも、現在では、いわゆる都市部より郊外部のほうが河川等の汚染が目立つようでございますので、未整備地区も何らかの方法で污水处理を考えていただくように要望をしておきたいと思います。

2点目の質問でございます。私は、毎月の交通安全指導日の1日、10日、20日に、国民宿舎の横、国道219号線の交差点に交通安全協会の交通指導員として立番するわけでございます。

そこで、よくこの地域の住民の方、特に小さいお子さんをお持ちのお母さんによく、この公園のシーソーが1基壊れているがと、どうにかならないのだろうかと相談を受けていま

したので、先日、私も現場を確認してみますと、本当に2基あったシーソーの1基がなくなっております。近くの方に聞いても、それが壊れたのか、また、故意に取り外したのかわかりませんということでございます。

また、いつごろからこの1基の状態なのかもよくわかりませんということでございました。この公園の遊具をよく子供たちと利用されている近くの人からすれば、以前あったように早く2基にしていただければなということでございました。

また、隣のブランコを見てみますと、座板の部分がひび割れが走っているものもございまして、裏のとめ金具の部分も腐食寸前というのもあったところでございます。

そこで、この児童公園のシーソーが1基なのを把握されているのかどうか。把握されるとすれば、またなぜ1基なのか。また、ブランコの踏み板の件はどうなっているのかお尋ねします。

また、どの公園の遊具も同じ状態なのかということで二、三カ所の公園を回ってみますと、村山公園の遊具では丸太を使った階段式の遊具では金具の取り付け部分は腐食し危険な状態になっておりまして、そこを黄色のビニールテープでそれとなく知らせてはございますが、使用禁止の張り紙もなく、早急な措置が必要と思ったところでございます。

一方、石野公園ではちびっ子広場、あそこの遊具の一部にゴムの縁取りが外れているのがございましたし、西間の胸川橋の下の、何という公園か知りませんが、ロープにぶら下がる遊具は本来二つあるのが本当だろうと思いますが、一つしかないというところもあったわけでございます。——失礼しました。

ロープにぶら下がる遊具は本来二つあるのが本当だろうと思いますが、一つしかないというところもあったわけでございます。

また、ある小学校の子供たちがよく遊ぶであろうと思いますブランコの鉄製の横サン、さびが浮き出ているというようなところもございました。

そこで、人吉市が管理するこれらの遊具がある施設、公園とか学校、団地に設置してあるようですが、全体ではどのくらいあるのでしょうか。公園は種別ごとにお答えいただきたいと思っております。

先ほど述べましたように、危険遊具、それから、破損遊具、欠損といいますか、もともとあった遊具がなくなっている場所を把握されているのかどうか。

それと、危険と思われる遊具の周知の方法はどのようにされておるのか。次に、それらの遊具が設置してある公園は、現在どこの部署が設置し、管理しておられるのか。特に農村公園の管理及び遊具の管理はどうなっているのかお尋ねします。1回目終わります。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

公園及び団地に関することにつきましてお答えいたします。

まず、相良公園のシーソーが2基から1基に減少していることについてでございますが、

この件は認識をいたしておりまして、これは、1基が破損し、修復使用が不可能と見ましたので、1基を撤去したものでございます。ブランコ座板につきましても確認はいたしております。

次に、人吉市が管理する遊具がある公園は何カ所か、公園の種類ごとにといたした御質問でございますが、議員が言われます児童公園は現在、街区公園と名称が変わっております。遊具のある公園は、街区公園が6カ所、総合公園では2カ所、緑地につきましては緑のオアシス駒井田ちびっ子広場の1カ所、開発行為による公園は4カ所、合計13カ所でございます。

市営住宅は全部で25団地でございますが、そのうち遊具を設置しております団地数は15団地でございます。

次に、今まであった遊具の場所を把握しているかとの御質問でございますが、公園においては、ここ数年につきましては写真等で残すようにいたしております。

危険と思われる遊具の周知についてでございますが、危険と思われる遊具等のチェックは、職員の点検での発見や、公園管理委託業者や、団地の場合は住宅管理人からの連絡を受けたりして把握、確認をしておりますが、危険と思われる遊具に関しましては、立入禁止テープやロープなどで周りを囲み、使用禁止の張り紙等を設置し周知いたしております。

次に、設置部署と管理部署について、遊具はどの部署が設置し、どの部署が管理しているのかというようなことでございますが、開発行為によります公園は、開発業者が設置し、そのほかの公園に関しましては、都市計画課が設置をいたしております。管理につきましては、すべて都市計画課が行っております。

以上、お答えいたします。

○教育部長（赤池和則君） 学校遊具につきましては、市内すべての小学校7校に設置しております。遊具の種類としましては、うんていやはんとう棒、滑り台、ブランコ、総合ジムなど計51種類、設置個数は合計125個となっております。各学校毎月1回教職員による日常点検を実施し、現状確認、把握を行っておるところでございます。

危険遊具の周知につきましては、各学校において直ちに使用禁止措置を講じ、表示をするとともに、児童が遊具に近づかないよう厳重に注意するなど、学校内における管理体制を徹底するとともに、速やかに修繕や撤去を行い、児童の安全確保に万全を期して対応をしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（井上修二君） おはようございます。御質問にお答えします。

経済部が設置、管理しております遊具でございますが、3カ所でございます。設置場所でございますけれども、中神町大柿にあります大柿地区農村公園、田野町にあります田野活性センター横の田野農村公園及び田野テニスコートの敷地内の一部に遊具を設置いたしております。

次に、危険遊具等の把握状況でございますけども、大柿地区農村公園及び田野農村公園遊具には異常は見られませんが、田野テニスコートの敷地内にありますチェーンネットクライムズにさびが見られる程度でございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） お答えいただきまして、相良公園の遊具については、破損によって撤去したのであれば、早く修理して、子供たちに開放していただきたいと思います。また、修理不可能であれば、新しくもとの2基の状態にいただきたいと、このように思っております。修理不可能をもって撤去してしまうのなら、それは公園の意味をなさないと思いますので、何より子供たちががっかりしますので、どうぞ今後善処していただくように要望しておきます。

2番目の質問でございますが、以前に公園の遊具でけがをしたと、また、指を挟んでなくしたとか事故が相次ぎ、マスコミが大々的に取り上げ、社会問題化した時期がございました。裁判でも管理者責任が厳しく問われたところでもございます。

朝日新聞の報道によりますと、宮城県加美町のあゆの里公園で2008年4月、ブランコの座板が突然落ち、乗っていた女子高生、17歳だそうでございますが、右足首の骨を折ったと。町によると、ブランコは1992年に設置され、ひもと座板をつなぐ金具が破損していたと、設置以来一度も部品交換をしておらず、金属疲労が原因という報道でございます。

国土交通省のまとめでは、都市公園法に基づいて自治体などがつくった公園で、2004年から2008年まで54件の重症事故が発生、そのうち19件は遊具の老朽化や定期点検の不備が原因だったということでございます。

そこで、人吉市において学校及び公園で過去にそういう遊具による事故はなかったのか。あったとすれば、どういう事故であったのか。また、どういう対応がなされたのかお尋ねします。

ところで、遊具メーカーなどでつくる社団法人日本公園施設業協会というものがあるそうでございますが、これによりますと、公園遊具の標準使用期間を、「木造は10年、金属は15年としている」、「標準使用期間を過ぎると修繕や取りかえが必要な場合も出てくる」ということでございます。

また、国土交通省が2007年度全国13万カ所の公園にある約43万7,000基の遊具を調べたところ、4割にあたる18万8,000基が設置後20年以上たっていたと、中でもシーソーやブランコなど幼児が使う遊具は全設置数の半数が20年以上たっていたということでございます。

そこで、人吉市の学校及び公園の遊具は設置してどのくらいたっているのか。また、設置するときの施工基準及び施工仕様は何が根拠になっているのか。また、保守点検の使用の根拠は何か。それらが学校関係の遊具と公園の遊具とでは違いがあるのかお尋ねします。

それと、点検をだれがどういう方法で行っているのか及び点検期間はどうなっているかについてもお尋ねいたします。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

遊具による事故は過去になかったか、あったとすれば、どういう事故であって、どう対処されたかといった御質問でございますが、都市公園につきましては、平成19年度に西間公園で児童2人が同時にロープウエーで遊んでいたとき起こった事故や、同じ公園で平成20年度にはブランコでの児童の落下事故がございました。

原因としましては、ロープウエーでは、児童2人が同時に並んでロープに乗って遊んでいて、途中で1人が飛びおりため、その反動でロープが跳ね上がり、ロープの結び目がもう一人に当たり負傷した事故でございます。

また、ブランコでは、ブランコ着座部右側のボルトが腐食による欠落し、着座部が鎖から外れたことによりまして、児童が地面に落下、打撲を負った事故でございました。

対処といたしましては、ロープウエーにつきましては、先ほど議員が言われましたとおり、一つを撤去いたしております。現在、このようなロープウエー施設につきましては、一列方式が標準使用になっておるようでございます。

ブランコにつきましては、ほかのブランコ3基も調査しましたところ、不具合を確認いたしましたので、残りの3基も撤去、その後4基とも新しいブランコに交換をいたしております。

次に、人吉市の遊具は設置してどれぐらいたっているかということでございますが、都市公園台帳によりますと、昭和55年に願成寺公園などを設置し、近年では西間公園を平成6年に設置をいたしております、29年から15年ほど経過いたしております。

設置するときの施工基準及び施工仕様は何が根拠かというようなことでございますが、平成14年3月に国土交通省による都市公園における遊具の安全確保に関する指針が策定をされて、平成14年10月には日本公園施設業協会による遊具の安全に関する基準が策定をされております。それ以前の設置基準は各メーカーの基準によりまして設置を行っていたようでございます。

その後、平成20年8月に都市公園における遊具の安全確保に関する指針が改定をされておりまして、今後は、これに基づいて設置することになります。

保守点検の仕様の根拠ということでございますが、同じく都市公園における遊具の安全確保に関する指針及び遊具の安全に関する基準を根拠といたしまして、職員により施設点検表のチェックリストによる点検を行っております。

学校関係の遊具と公園の遊具との違いということでございますが、遊具関係の取引業者に確認をいたしましたところ、違いは特にないようでございます。

点検をだれがどういう方法で及び点検期間はどうなっているかというようなことでござい

ますが、日常点検といたしましては、街路公園系の職員が3カ月に一度、年4回点検を、施設点検表のチェックリストにより行っておりまして、目視、触診、聴診、打診などにより施設の変形や異常の有無を調べております。

また、公園管理委託業者へも日常の管理の中で異常がないか等点検をお願いしております。

以上、お答えいたします。

○教育部長（赤池和則君） 遊具事故でございますが、市内の各小学校で管理しております遊具につきましては、近年、整備不良等に起因する事故の報告はあっておりません。

なお、議員から御紹介いただきましたブランコ事故など、全国で遊具による事故が発生した際には、その都度、校長会等を通じて遊具の安全点検を強化し、学校内における管理体制を徹底するよう呼びかけるとともに、必要に応じて補修や撤去等を行い、学校遊具の安全管理に努めているところでございます。

市内各小学校に設置しております遊具の経過年数でございますが、20年から30年を経過している状況でございます。

また、設置する際の施工基準及び施工仕様の根拠でございますが、現在の学校遊具が設置された当時は、施工基準や施工仕様が示されておりましたので、メーカーの基準に基づいて設置されていた状況でございます。

今後は、先ほど建設部長が申されましたような国道交通省等で策定されております都市公園における遊具の安全確保に関する指針、それから、日本公園施設業協会で策定されております遊具の安全に関する基準が根拠となります。同様に、保守点検の仕様につきましても、ただいま申し上げました基準が根拠となってまいります。

また、公園と学校とではというふうなことでございますけれども、先ほど建設部長のほうから説明がありましたように、文部科学省からは設置保守の基準は示されておられませんので、先ほどの基準が適用されるというふうなことで、違いはないというふうなことでございます。

それから、遊具の点検については、先ほど申し上げましたように、各学校単位で毎月1回、体育主任などを中心とした教職員が班編成を組みまして、目視、触診、打診等による遊具の安全点検を実施しているところでございます。

なお、昨年10月には社団法人日本公園施設業協会会員であります専門業者に依頼をいたしまして、市内全小学校の遊具の劣化診断を実施しております。その際は、作業人員は2名、点検に要した期間は延べ5日間で行いました。今後もこのような点検を継続して行ってまいりたいというふうに存じております。

以上、お答え申し上げます。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

過去の遊具による事故でございますけれども、農村公園においては事故はあっておりません。

次に、遊具を設置してどのくらいたっているかという御質問でございますけれども、大柿地区農村公園が28年、田野農村公園が24年、テニスコート敷地内遊具が12年経過をいたしております。

また、設置するときの施工基準及び施工仕様、保守点検の仕様根拠につきましてはメーカー基準となっているところでございます。

点検につきましては不定期ではございますけれども、経済部で行っており、地元からの不具合等の連絡があった場合は随時対応をいたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） 答弁いただいて、古い遊具はすべて危険ということでもなく、適切な修理と点検を行えば使用年数も延びるということであると思います。国道交通省はことしから、条件を満たせば遊具交換費用の半額を補助する事業をするために30億円規模の予算を計上する計画のようでございます。

そこで、今後の人吉市の学校及び公園遊具の充実のために、どのように進めていかれるのか。それに要望の多い街区公園の新設や都市公園についてはどのように思っておられるのか。

また、若い子育ての世代が多く入居しています市営住宅の空き地やスペースを確保して、ちょっとしたシーソーやブランコを設置する等の考えはないのかどうか。

また、学校関係の遊具の設置については、どのような国の措置がなされているのかお尋ねいたします。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

今年度から国土交通省で遊具交換費用の半額を補助する事業ができたが、今後、人吉市の学校及び公園の遊具の充実のためどのように進めていかれるかというようなお尋ねでございますが、補助事業としての事業要件としましては、事業期間中における事業の合計国費が1,500万円掛ける計画年数以上とうたってございまして、年間3,000万円以上の事業費が数年必要となります。

さらに、公園施設長寿命化計画の策定が条件とされておりまして、事業は大規模な公園施設更新の補助事業となっております。したがって、小規模施設の更新には適用が難しいようでございます。

公園遊具の取りかえにつきましては、昨年度、今年度も行っておりますが、今後も点検等によりまして、必要な遊具につきましては順次取りかえてまいりたいと考えております。

なお、小規模施設の更新への補助制度の適用等につきましても今後、県のほうにも相談をしてまいりたいと存じます。

市営住宅につきましては、スペース的に遊具が設置可能な団地は、建設当時に設置をいたしております。現在の団地の状況について申し上げますと、空き地がございます団地はほと

んどございませんで、緑地などのスペースを利用して駐車場を確保しているというような状況でございます。

また、団地の維持管理につきましては、年々老朽化していく施設の改修に予算をつぎ込んでおるのが現状でございまして、遊具の設置までは難しいのではないかとというような状況でございます。

それから、今後の要望のある街区公園等についてというようなことでございますが、今後の公園の整備と予定といたしましては、今年度の中川原公園の改修を予定いたしております、新設の公園整備計画については、現段階ではございません。

以上、お答えいたします。

○教育部長（赤池和則君） 学校遊具でございますけれども、学校遊具の設置に関しましては、特に国の措置が講じられているという状況ではございません。

したがいまして、本市といたしましては、先ほどお答え申し上げましたとおり、昨年度実施しました劣化診断の結果等を踏まえ、国が打ち出しております地域活性化経済危機対策臨時交付金などの活用を含めまして検討をいたしまして、保守が必要と診断された遊具の改修工事を行うとともに、定期的な保守点検及び劣化診断を継続しながら児童が安心して遊べる環境整備に努めてまいりたいと存じます。

以上、お答え申し上げます。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

農村公園の遊具の充実についてでございますけれども、遊具の新設につきましては、現在のところ考えていないところでございます。また、修繕等につきましては、市単独事業で対応をしていきたいというふうに考えております。

農村公園の新設につきましては、現在のところ計画はいたしておりません。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 12番。

○12番（田中 哲君） ただいま担当部署それぞれ答弁をいただき、安全管理を徹底していただいているようでございまして、街区公園で2件ほど事故が発生したが、大事には至らなかったという答弁でございます。

しかし、学校関係、遊具も含めまして、遊具の経過年数は相当たっているようでございます。劣化や破損等で事故が発生しないように、安全点検に万全を尽くしていただき、劣化や破損、または安全のために、撤去した遊具は早目にもとの姿に戻していただくことが最も子供たちが喜ぶことだろうと思いますので、以上のことを要望いたしまして、私の質問を終了します。

○議長（大王英二君） ここで、暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時39分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

3番。

○3番（豊永貞夫君）（登壇） 皆さん、こんにちは。3番議員の豊永です。通告に従いまして一般質問をしてまいります。

今回は3項目について通告いたしております。

1点目は、今回、日本でも発生しました新型インフルエンザについて、その対策について質問をいたします。2点目は、がん検診についてであります。3点目は、地球温暖化防止対策についての3点であります。

まず、新型インフルエンザ対策についてであります。

ことし4月下旬からゴールデンウィークを期間を過ぎ、世界じゅうで騒然となりました新型インフルエンザ発生のニュースは、6月に入ってから感染患者数はふえている現状です。発生当初に比べれば、多少終息しつつあるように思われた矢先、福岡市の小中学校で6日、7日に計12名の集団感染が確認されました。そして、昨日8日には新たに15名の感染者が確認されております。福岡市の合計は27名の感染者になっております。改めて新型インフルエンザウイルスの感染力の強さに驚きを隠せない状況です。通常、季節性のインフルエンザは、梅雨の時期になると沈静化するようですが、新型の場合、免疫を持つ人がほとんどいないので、夏でも流行する可能性があると言われております。

ただ、今回の新型インフルエンザは、弱毒性で季節性のインフルエンザと同程度の症状であることと、抗インフルエンザウイルス薬の効果があると見られておりますので、冷静な対応が求められております。

今回のインフルエンザ発生は、まずメキシコで発生したと見られております。当初は、豚由来のインフルエンザということで、「豚インフルエンザ」と呼ばれていました。各国では、鳥インフルエンザを警戒しての対策をされておりましたので、今回の発生は想定外のものであります。WHOは4月30日からは新型インフルエンザの呼称を豚インフルエンザから「インフルエンザA型（H1N1）」への呼称を変更されております。

この新型インフルエンザA型が諸外国で発生したことを受け、4月27日にWHOは、世界的流行の警戒水準をフェーズ3からフェーズ4への引き上げが発表されました。日本政府は、日本時間の28日、このフェーズ4への引き上げを受け、感染症予防法に基づいて、新型インフルエンザ発生を宣言し、内閣総理大臣を本部長とする全閣僚での新型インフルエンザ対策本部が設置されました。しかし、WHOはその翌日の4月29日には、警戒水準をフェーズ5に引き上げております。

世界的には4月29日の時点で、メキシコ、アメリカ、カナダ、スペイン、スコットランド、イスラエル、オーストラリア、ドイツなどの国々で感染が確認されていました。この時点では、まだ日本国内での新型インフルエンザの感染発生はなかったわけですが、その後は、新型ウイルスの国内侵入を阻止する、国が定めるガイドラインに沿った行動計画が実行されていきます。

国際空港での検疫作業がテレビでも報道され、検疫官が空港内を走り回る映像が連日放映され、水際対策で新型ウイルスの国内侵入を阻止するために懸命に作業をされていました。その検疫の中から、5月9日に、カナダでの国際交流事業からの帰国者で、高校生2名と教諭1名の計3名の感染が確認されました。その翌日、同じカナダに滞在後、検疫で停留されていた男子高校生1人も感染が確認されて、この時点での国内感染者は4名でありました。その後、5月16日、水際対策に集中していたさなか、国内で高校生の感染が確認され、この日16日に感染が確認されたのは8人、いずれも海外への渡航歴がないことから、政府は国内での2次感染が発生しているおそれがあるとして、国内の警戒レベルも第1段階、海外発生期から第2段階、国内発生期へ引き上げられました。そして、この日を境に次々と感染者が確認され始めました。

ここでまずお尋ねしたいのは、4月28日に新型インフルエンザ発生が宣言されましたが、この時点での本市ではどのような対策をされたのか。また兵庫、大阪を中心に次々と国内の感染者数がふえていった国内発生期の第2段階になった5月16日の時点で本市としての対策というのは、何かされたのでしょうか。また、感染症の所轄は県になるわけですが、人吉保健所との連携についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） こんにちは。お答えいたします。

新型インフルエンザの国外発生を受けまして、県では平成21年4月26日、13時から県健康危機管理課に相談窓口が設置をされておりまして、翌27日、1時から県内の各保健所10カ所でございますが、そこでも発熱相談センターが設置をされております。

本市におきましては、まず市民の方々に迅速に情報を提供するため、4月28日に、感染予防のチラシ及びポスターを作成しまして、市役所本館、別館、保健センター、カルチャーパレス及びスポーツパレスの入り口に張り出しまして、その後、教育委員会や関係各課の協力を得まして、小中学校及び保育園等へチラシを配付いたしております。また、5月1日付で、各町内にチラシを回覧で配付をいたしております。市のホームページにも掲載し、随時更新しているところでございます。

5月の国内発生時の対応についてでございますが、県内発生に備えまして、市民への最新情報提供のため、毎回広報紙掲載をしたり、備蓄品の発注をするとともに、地域生活課や秘書課広報係と協議を重ねてまいりました。人吉保健所とも連絡を密にし、連携をとりながら相談件数や最新情報の共有などに努めているところでございます。今後におきましても、現

在、県外発生段階でございますが、県内発生、市内発生も想定しますことから、国や県の動向を見ながら、連携を深め、状況の把握に努め、段階にあわせた対応を講じてまいりたいというふうに考えております。

ちなみに、6月7日までの県への相談件数でございますが、県の健康危機管理課に270件、県内10カ所の保健所に1,572件、うち人吉保健所関係が87件、合計の1,847件の相談がっております。ちなみに市の保健センターへの相談はゼロ件でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 28日には、市民の皆様にインフルエンザに関する情報をチラシやポスター、各町内の回覧やホームページで周知をされたということであります。やはり情報の提供というのが、初期の段階では重要であるというふうに、私も思います。

この新型インフルエンザについては、昨年9月議会でも質問しておりました。そのときは、鳥からの新型インフルエンザ（H5N1）に対しての質問であったため、今回発生した豚からの新型インフルエンザ（H1N1）は想定外でありました。しかし、どちらも新型のウイルスで、このウイルスに対しての免疫はだれも持っていないのは同じであります。したがって、今回の新型インフルエンザに対する国の対策も同じように実行されたわけであります。ただ、今回の新型インフルエンザは、季節性のインフルエンザと同程度の症状であり、弱毒性で抗インフルエンザウイルス薬の効果があるのは幸いであったと思います。

9月議会では、私は新型インフルエンザに対しての人吉版の対策行動計画が必要だということで質問をしておりました。答弁ではマニュアルを作成するという答弁があったわけですが、その作成状況と危機管理に対する職員体制の状況についてお尋ねします。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

マニュアルの作成の状況並びに職員体制はという御質問でございます。マニュアル作成状況、いわゆる行動計画の概要版と申しておりますけれども、5月8日に地域生活課と保健センター共同で、人吉市新型インフルエンザ対策行動計画概要を作成しております。内容につきましては、4月28日に熊本県が成案として決定した新型インフルエンザ対策行動計画の発生段階を準用いたしまして作成しております。

まず、第1段階の海外発生期では、県は県内発生に備えて体制の整備を行うとしておりますのに対しまして、市では住民に対し、正しい知識と予防周知としまして、パンフレットの配付、ホームページでの情報提供を行うこととしております。

第2段階、これは県外発生、県内発生と分かれております。第2段階の国内発生早期では、県は県内発生に備えて県内の感染拡大をできる限り抑える対策として、学校などの臨時休校、集会、外出の自粛要請等、公衆衛生対策の実施など行うとしておりますのに対しまして、本市では県との連携強化、市内発生に備えた準備を整えるとして、県の指示を受けながら対策

を講じるほか、住民への情報提供、住民からの問い合わせに対応するなどとしております。

さらに、県内発生の際となった場合、県は社会機能の維持、感染症指定医療機関等への入院措置、抗インフルエンザウイルス薬の投与などを講じるとしておりますのに対し、本市では相談窓口の開設、対策本部の設置、関係機関との連絡強化などを講じるとしております。

そして、第3段階の市内発生では、県が健康被害の最小化、医療や社会経済機能への最小化を講ずるとしておりますのに対しまして、本市では市民への予防徹底、市業務の継続、特に窓口業務やライフラインについてを講ずるとしております。この後は、感染拡大期、蔓延期、回復期、小康期の各段階ごとに県、本市での対策について、対策内容を示しておるところでございます。

2点目の職員体制はどうであるかということにお答えいたします。体制でございますが、当初は県及び保健所等との連携を図るため、保健センターにおいては、市民からの窓口対応及び保健所との連携、地域生活課、危機管理課らにおいては県との情報共有等に当たってまいっております。

さらに、市全体としての取り組みが必要不可欠でございますので、庁内各課に2名の担当者を配置したところでございます。国内発生の際になりましたからは、県の対策本部の指導に基づきまして、県内発生、市内発生を想定しての準備体制としまして、暫定措置としまして災害対策本部をベースとした新型インフルエンザ対策本部を編成し、5月20日に開催しました災害対策本部会議で説明し、周知をしたところでございます。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 概要版は作成されたということであります。概要版ではありますが、各段階に分けての国、県、市の行動計画がそれぞれつくられているようです。今後、県内に感染者発生した次第では、重要な計画になろうかと考えております。

今回の新型インフルエンザの国内感染者の人数が連日ふえてきた時期に、関西方面では薬局などでマスクを購入する人がふえ、売り場ではマスクが売り切れてしまう現象が見られました。個人レベルでの感染防止策としては、マスク着用が一番手っ取り早い対策なので、感染者多発地域はもとより、この人吉・球磨の地でも一時期マスクが売り場から姿を消すといったことが起こりました。そういった感染防護具の備蓄に関して、本市としてはどう考えられるのか、お尋ねします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

感染防止の備蓄品についてでございますけども、ことし1月、保険センター職員用としまして、N95対応マスク140個とゴーグル9個を購入し、さらに今回の発生を受けまして、サージカルマスクを1万500枚程度発注済みでございます。近々納品予定になっております。また、ゴーグル350、手袋700、ガウン400につきましても購入予定でございまして、そのほ

かの手指用消毒液は購入済みでございます。備蓄品の数につきましては、今後の状況を見ながら購入を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 備蓄に関しましては、発注済みであるということであります。どれぐらいのマスクの数が必要になるかというのは、今後検討していただければと思います。

次に、学校での対策ですが、大阪府や兵庫県で感染者が続出した5月18日に、大阪府内では公立の全中高で兵庫県内では公立の全小中高で、それぞれ臨時休校措置がとられ、各自治体では私立校についても休校を要請されたという新聞報道がありました。仮に熊本県内で感染者が発生した場合、感染者数の程度もあろうかと思いますが、どの時点で臨時休校措置されるのか、お尋ねします。

また、学校での感染防止のためのマスク等の備蓄対策はどうされておられるのか、お尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） 学校における新型インフルエンザ対策につきましては、県において新型インフルエンザ対応行動計画を定め、県教委の指導のもとで学校版対応行動計画に基づいて各学校がその対応に取り組むようになっております。

学校は、この計画に基づき、新型インフルエンザ対策として、児童生徒等に対する感染予防の方法、発生流行した場合の行動、臨時休校中の生活指導や学習指導方法など、あらかじめ来るべき非常事態に備えた対策を検討し、いざというときに迅速かつ適切な対応ができるようにしております。

学校で新型インフルエンザの発生が確認された場合は、県教育長対策本部が患者の発生状況に応じた適用範囲を定め、市町村教育委員会へ臨時休校を要請することになります。その要請に対しまして、感染拡大を可能な限り抑制し、児童生徒の健康被害を最小限にとどめるため、各市町村は県と連携をとりながら臨時休校等の措置を県と実施していくということになっております。

また、学校における感染防止備蓄品でございますが、学校においては設置はございません。新型インフルエンザ対応に関する周知啓発や情報等を各学校に提供しているところでございます。

新型インフルエンザ警戒水準フェーズが5に引き上げられた際には、5月1日に市内臨時校長会を開催いたしまして、次の事項について各学校に周知をいたしております。

一つ、新型インフルエンザの現在の状況について、2、児童生徒、教職員の連絡体制等の整備確認、3、家庭生活におけるうがい、手洗いの励行による感染予防措置について、4、インフルエンザの症状があれば、直ちに発熱相談センターに相談し、学校は教育委員会に報告すること、5、熊本県教育委員会と人吉保健所からのインフルエンザ対策や感染予防に関

する資料の各家庭への配付でございます。

また、5月中旬には、就学旅行、スポーツや文化的交流事業の実施状況調査を行うなど、新型インフルエンザに関する対応を行っております。

今後も、新型インフルエンザ発生動向を慎重に見守りながら、情報を収集し、県との連携を図りながら、行動計画に基づいて対応を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 県教委の学校版の新型インフルエンザ対応行動計画に基づいて、教育長対策本部からの患者発生状況に応じた判断により、学校へ要請される、県との連携をとりながら措置を検討していくということであります。また、感染防護具であるマスクなどの備蓄は、今のところないということですが、先ほど言いました福岡の27名も小学生、中学生の生徒さんでありまして、そういう意味でありますと、小学校にマスクの備蓄というのは、やはりしておくべきではないかと、私は考えますので、購入を要望しておきます。

これまで、国の行動計画、県の行動計画は、既に作成されておりました。今、答弁されました学校版の行動計画は、今年の5月に作成されております。細部に至るまでの行動計画内容であります。人吉市の今回の行動計画は、概要版が今回の新型インフルエンザ発生によって急遽作成されました。今回の新型インフルエンザウイルスの発生は、まだ終息していないので、まだ油断はできない状況です。梅雨の時期、夏を越えて秋から冬にかけて、第2波の感染が起こればと考えられております。

人吉市においても、正式な人吉市新型インフルエンザ対策行動計画を策定すべきだと考えますが、策定する考えをお尋ねします。また、各家庭向けや各企業、団体ごとに行動計画を策定しておく必要もあると考えますが、その辺の考えをお尋ねします。

○総務部長（深水雄二君） 人吉市新型インフルエンザ対策行動計画の策定について、それから家庭向け、企業向けの計画はどうなのかという御質問でございます。

県内及び市内発生に備えての対策行動計画につきましては、当面は先ほど御説明いたしました概要版であります行動計画での対応をとりながら、今後は編成しております対策本部のもとで組織、報道、市民対策、医療、施設対策、環境対策、上下水道、交通や経済対策、その他支援など、業務内容別に対策班を編成し、所管の担当部局または課での対策計画について、急ぎ策定を進めているところでございます。

また、各家庭向けや企業、団体等の行動計画の必要性も高いと存じますので、こちらでもできるだけ早いうちに策定していきたいと考えております。

ただ、それぞれ企業や団体におかれましては、もういち早く取り組んでおられるところもあるようでございますので、できましたら企業や団体におかれましては、その企業団体自体での策定もお願いをしてもらえればと思っております。

以上、お答えします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） ３番。

○３番（豊永貞夫君） 今、答弁でありました人吉市の行動計画は、策定を進めているということでありました。今回の豚インフルエンザ由来の新型インフルエンザは、弱毒性でありました。しかしながら、いずれ発生するであろう鳥インフルエンザは強毒性であります。その準備のためにも、やはりこの行動計画は必要であるということでもありますので、早期に作成をしていただければと思います。

○議長（大王英二君） ここで、暫時休憩いたします。

午後０時５分 休憩

午後１時１０分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

３番。

○３番（豊永貞夫君） 次の項目の質問です。

がん検診についてであります。がんは昭和56年、1981年から我が国の死亡原因の第１位になっています。現在の日本は、がん大国といっても過言ではありません。今や亡くなる方の３人に１人はがんが原因により亡くなっています。年間30万人を超える状況であります。しかし、このがんも医学の進歩により、治る病になりつつあるのも事実であります。

特に、早期発見、早期治療によって完治の可能性は高まることは、皆さん御承知のことと思います。早期発見のためには、がん検診を積極的に受けることが重要ですが、日本の最大の問題点は、この受診率が悪いことにあります。アメリカやフランスなどでは70％から80％台の受診率です。それに比べ、日本人の受診率は20％程度で、極めて低い現状にあります。OECD経済協力開発機構各国の中では最低であります。これでは早期発見し、早期治療することはできません。

ここでまずお尋ねしたいのは、本市のがん検診全般の実施状況と受診率をお尋ねいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

まず、がん検診の実施状況でございますが、年度当初にがん検診を含む各種検診申込書を郵送いたしまして、その後、申込書を回収、集約した後、各がん検診の前に問診票等をまた郵送をいたして、受診をしていただいております。

検診期間としましては、市内の指定医療機関と市民の皆様の利便性等を考慮いたしまして、各コミセンや保健センター等において検診車により各種がん検診を実施いたしております。このほか御自分が受診されたいがん検診を選択いただきまして、１日のうちに複数のがん検

診が受診できます複合検診のシステムも設けております。

次に、平成18年度から3年間の、過去3年間における各種がん検診の受診率を18年度から順次申し上げます。大腸がんにおきましては30.7%、30.6%、27.8%、肺がんにおきましては34.4%、35.9%、33.6%、胃がんにおきましては19.5%、18.7%、18.2%、子宮頸がんにおきましては23.8%、22.5%、21.6%、乳がんにおきましては25.7%、27.2%、24.4%でございます。最後に、前立腺がんにおきましては10.1%、19.2%、16.5%になっております。いずれのがん検診も受診率はほぼ横ばいで推移している状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 本市の受診率も低いようであります。ここほぼ横ばいというよりも年々悪くなっているような感じがいたします。

全国的にもがん検診の受診率は低いのですが、今や男性でおおよそ2人に1人、女性では3人に1人が一生のうちにがんと診断され、男性ではおおよそ4人に1人、女性ではおおよそ6人に1人ががんで死亡するというデータが報告されております。

本市のがん検診の受診率が低い原因は、何であるのかを調査はされておられるのか。また、女性特有のがん検診、子宮がん、乳がんを受診しない理由は何であると考えておられるか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

まず、がん全体の低受診率の原因についてでございますが、本年の2月に本市の国民健康保険被保険者40歳から69歳までの方を対象に、健康づくりに関するアンケート調査を実施いたしております。この調査項目の中に、がん検診に限らず、検診全般を受けない理由というのがあったわけでございますが、時間の都合が最も多く、次に病院受診しているから、あるいは面倒くさいからが上位を占める結果になっておりまして、恐らくがん検診に関しましても、同様な理由であろうと推測しておるところでございます。

さらに、がん検診につきましては、自分の命、健康はみずからが守るという自己責任と意識の低さも一つの要因ではなかろうかというふうに考えております。

次に、女性特有のがん検診の低受診率の原因につきましても、先ほど申し上げましたことに加えまして、やはり女性特有の抵抗感があるものと推測いたしております。特に、若年層におきましては、その傾向が一段と強いものと推察しておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） なぜ検診に行かないのか、公明党は女性に対してアンケート調査を実施いたしました。回答では、恥ずかしい、怖い、痛そう、知らなかったという実態がわかりました。これは女性特有のがん検診ではありますが、この近年、子宮頸がんや乳がんに罹

患する若い女性が急増していることが指摘されております。毎年、子宮頸がんでは約8,000人の方が罹患し、約2,500人の方が死亡、乳がんでは3万5,000人の方が罹患し、約1万人の女性が亡くなられているという現実があります。

4月10日に、政府与党で取りまとめをしました新たな経済対策、経済危機対策の中に、女性特有のがん対策が盛り込まれています。対策の目標は、安心と活力であります。女性の方々が安心して社会の中で活動していくことは、ひいては活力につながり、少子化対策にも資するものだということでもあります。女性特有のがん対策というのは、子宮頸がんと乳がんの二つのがん対策で、子宮頸がんの検診については20歳から5歳刻みで40歳まで、乳がん検診は40歳から同様に5歳刻みで60歳までの各年齢に達した女性に対して健康手帳を交付するとともに、子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポンを交付するというものであります。ただし、無料クーポン券の配付は2009年度限りとなっております、本年度の結果を踏まえまして、次年度は検討していくということでもあります。

この件に関しまして、本市の取り組みについてお伺いいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

議員が申されましたように、去る5月29日に、国会におきまして補正予算が成立し、この中に女性特有のがん検診推進事業が盛り込まれておるようでございます。この事業は、一定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん及び乳がんの検診料の自己負担分を免除し、がん対策を推進するもので、無料クーポン券を配付し、検診手帳を交付することにより受診率の向上を図るというものでございます。

しかしながら、予算が成立したばかりで、本事業の実施要綱等について、県を通じて国からの通達を受けてまだおらない状況でございます。現時点におきましては、詳細について把握をしてないのが実情でございます。本年度の補正予算に計上されたものと聞き及んでおります。

したがって、今後、これに関します説明会等も6月16日に開催される予定になっておりますので、実施要綱等に基づき、迅速かつ適正に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。そして、この事業が一つの契機になりまして、今後のがん検診受診率の向上が図られ、もってがん死亡率の低下に資することを期待するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 県の説明会もこれからで、実施要綱に基づき取り組んでいくということでございます。これからの説明会で対象者の年齢など、詳しい内容もこれからわかってくるだろうと思います。

今回、公明党は、がん検診の受診率を向上させるための署名運動を4月から1カ月間行いました。九州沖縄で531万人以上の署名が集まり、河村官房長官に手渡し、熊本県でも59万

3,548名もの署名が集まり、蒲島知事へ手渡しをいたしました。いま以上にがん検診の重要性をアピールし、多忙で平日受診できない方々のために、土・日・夜間のがん検診をふやすなど、がん対策の拡充強化を求める要望書も手渡しております。

女性の健康支援対策として、がん検診の効果や必要性などの情報提供はどうされておられるのか、お尋ねいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

情報と提供につきましては、広報ひとよし等によりまして、女性特有のがん検診に限らず、検診の必要性、重要性を前面に打ち出しまして、受診のお勧めや予防に関する情報を提供いたしておるところでございます。

また、先般は保健補導員会の「はつらつ健康教室」におきまして、熊本大学附属病院の産婦人科の先生を講師にお招きいたしまして、「女性の健康と子宮がん」というテーマで御講演をいただいております。聴講された保健補導員の方々、異口同音に大変有意義だった、自分の問題として受けとめるだけでなく、市全体の問題としてそれぞれの町内の方に伝えたいという感想で埋め尽くされておまして、その輪が広がっていくものと期待をしておるところでございます。

このように各種団体や町内会、さらには個人的にがんに関する御相談や健康教室等の要請がございましたら、積極的に対応をいたしておるところでございます。さらには、ほかの行政機関や医療機関等と連携を図りまして、がんに関する講演会等も実施しておるところでございます。

今後も引き続き、がん対策の鉄則であります早期発見、早期治療にのっとりまして、あらゆる機会をとらえ、あらゆるツールを活用しながら、正確かつ最新の情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 女性特有のがん検診に限らず、がん検診の必要性、重要性を前面に打ち出し、積極的に対応されているということでもあります。しかし、その結果がなかなか受診率に出てこないのも現実としてあります。

今回の無料クーポン券配付により、がん検診の受診率が少しでも上がるならば、早期発見、早期治療することができ、死亡率を減少することも期待できるのではないかと思います。

国が平成18年度に策定したがん対策推進基本計画では、平成23年度までにがん検診の受診率を50%以上にするとの目標を定めています。本市の今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

まず、がん対策推進基本計画でございますけれども、これは平成19年4月1日に、がん対策

基本法というのが制定をされております。その第9条第1項に基づき策定されるものであります。長期的視点に立ちつつ、平成19年度から平成23年度までの5年間を対象として、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めるとともに、都道府県ががん対策推進計画の基本となるものであるというふうにうたわれております。

この計画で示されております目標値を目指しまして、本市の今後の取り組みについてでございますが、現在、各種がん検診を実施しておるところでございますが、思うように議員おっしゃったように、受診率が伸びない現状でございます。取り組みとしまして、広く市民の皆様へ周知を図るための広報活動としまして、広報ひとよしや地元新聞紙上でのお知らせやトピックスなどの情報を掲載しているところでございます。また、地域からの広がりを目指して、保健指導員さんの研修や庁内への伝達などを実施していただいているところでございます。

また、受けやすい検診体制づくりとしまして、医療機関及び検診車で検診をあわせて実施をいたしておるところでございます。

平成23年度には、50%という国の目標値に向けて、今後はクーポン券や節目検診などを取り入れ、さらに受診しやすい体制や周知の方法を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

先ほど申しましたように、また県でも基本計画が策定されるというふうに聞いておりますので、それとの整合性を図りながら進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） がん検診に対するさらなる広報をしながら、また今回の無料クーポン券などを取り入れて受診しやすい体制を整えていくということであります。

毎年9月は、がん征圧月間であります。がん大国の汚名を返上するためにも、ことしの9月こそ、今までとは違った対策をし、住民上げてのがん征圧月間にすべきだと考えます。そういった対策を講じていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この項目については終わります。

続きまして、地球温暖化対策であります。6月5日は、世界環境デーでありました。1972年6月にスウェーデンの首都ストックホルムで開催された国連として地球規模の環境問題全般について取り組んだ初めての会議であり、これを記念して、日本の提案により定められたもので、ことしは37年目になります。

また、1991年からは6月の1カ月間は、環境月間として全国でさまざまな行事が行われてきました。そして、1997年12月には、京都で行われた地球温暖化防止京都会議、いわゆるCOP3で議決されました京都議定書、これは2008年から2012年までの期間中に各国の温室効果ガス6種の削減目標を1990年に比べて、少なくとも5%削減することを定め、画期的な会

議となりました。

次いで、今年の洞爺湖サミットを機に始まった7月7日のクールアース・デーも大きな意味を持ちました。しかし、昨年11月17日、ドイツのボンにある国連気候変動枠組条約事務局は、2006年のデータに基づく達成状況では16カ国が削減目標を達成したことを発表しましたが、日本は目標6%減に反して6.4%増加であることが明らかになりました。そして、世界経済は未曾有の世界同時不況に突入していきました。

こうした中で、日本は3月、環境分野を経済成長の牽引役とする世界的流れの中で、「日本版グリーン・ニューディール」政策を打ち上げ、2015年までに環境ビジネス市場を2006年の約1.4倍とする100兆円規模にし、雇用も80万人増の220万人の確保を目指し、地域グリーンニューディール基金も創設し、地域の活性化と低炭素化、エコ化を同時に推進しようとするもので、緑の社会への構造改革を目指して地方もスピードを持って積極的に取り組むことが要請されております。

本市におきましては、平成18年度に策定されておりました第2次人吉市地球温暖化対策実行計画、この計画では、基準年である平成16年度の温室効果ガス排出量に対してマイナス3%を目標にされております。昨年の報告では、削減率が2.2%になって、3%削減に向けて順調な結果であるとの報告でありました。

しかし、せんだってあった19年度の報告では、5月の広報ひとよしでも掲載されておりますが、逆に4.66%ふえている結果になっております。原因として、16年度と比較して水、燃料の使用料は減少したが、電気、ガスの使用料が増加したことが原因であるとの報告であります。

この報告の中で、電気使用料がふえた原因ですが、平成19年度は例年以上に渇水期が多かったため、水道局ポンプくみ上げに要する電気使用料の増が原因とのことではありますが、渇水期の多少というのは自然現象であろうと思います。気候の変動で渇水期の増減があるわけで、毎年全く違ったポンプくみ上げの結果になることになり、電気使用料もその年の気候に左右されてしまう。これは幾ら努力しても節減しようがないのではないのでしょうか。

こういう努力しても節減できない項目というものは、この計画では対象数値から外して算出した数値を報告することも考えてみてはいかがでしょうか。計画書の中に書いてある以上、入れなければ仕方がないかもしれませんが、どうしても入れなければならないのであれば、対象数値を入れた場合と抜いた場合の数値を報告することはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○市民部長（浦川康德君） こんにちは。御質問にお答えいたします。

想定できない気候の変化等に影響される施設の項目等については、効果ガス算定に入れないうようにしたらどうかとのことでございますが、平成18年8月に策定いたしました第2次人吉市地球温暖化対策実行計画におきまして、計画の対象範囲は、本庁及び小中学校を含めた

すべての出先機関に係る事務事業とするをいたしております。

これは、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3、地方公共団体実行計画等の規定に基づき策定しているものでございます。同実行計画の平成19年度の報告につきましては、3月25日の全員協議会で報告をさせていただき、広報ひとよしの5月1日号で市民の皆様にお知らせしたところでございますが、温室効果ガス総排出量は計画目標としました平成16年度総排出量の3%削減の3,088トンに対しまして、平成19年度は3,232トンでございましたので、目標に対しまして4.66%の増加となりました。

この原因の主なものとしては、先ほど議員おっしゃいますように、渇水によるポンプくみ上げ稼働等による水道施設の電気使用料が増加したことによるものでございます。当実行計画におきましては、平成22年度までに3%の削減が目標となっておりますので、最終的には平成22年度の結果によるものとなります。

しかし、想定できない気候の変化等に影響される施設の項目等につきまして、どのような項目が影響を受けるのか判断の難しいところもございますが、今後、平成20年度以降の検証報告では、参考数値として算出を検討してみたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 確かに計画は5年の計画でありまして、その項目も入れなければならないというのは重々承知の上であります。

しかしながら、今答弁されましたとおり、参考数値として出されるということですので、その数値を見て比較しながら、努力してできるものと努力してもできない部分というのがわかると思いますので、今後の報告を待ちたいと思います。

職員の方々が昼休みの消灯や公用車の乗り合わせ、徒歩での移動などで努力し節減した数値こそが本来の数値であろうと私は思いましたので、質問した次第であります。この計画は市役所関連施設が対象ですが、今後これをいかに市民のほうへ呼びかけ、地球温暖化防止へ向けた取り組みをしていただくのが重要であると思います。今後の取り組みについてお尋ねいたします。

○市民部長（浦川康德君） 御質問にお答えいたします。

第2次人吉市地球温暖化対策実行計画におきましては、市民団体に関する取り組みといたしまして、ごみゼロ社会推進への取り組み、校区、町内会への取り組み、一般家庭への取り組み等を上げております。

ごみゼロ社会推進への取り組みの一つとしまして、ダンボールを使用した生ごみ堆肥の「ダンちゃん」の普及、また、一般家庭への取り組みでは、どなたで簡単にできる「環境家計簿」の普及等を行ってまいりたいと存じております。

また、5月1日号の広報ひとよしに平成19年度地球温暖化対策実行計画の報告を掲載しま

した際に、地球温暖化防止のための家庭でできる六つのアクション運動を掲載いたしております。

六つのアクションとは、エコ製品を選んで買おう、過剰包装を断ろう、コンセントはこまめに抜こう、冷房は28℃、暖房は20℃、蛇口はこまめに閉めよう、無駄なアイドリングをストップの6項目のことです。

京都議定書による温室効果ガスの削減を目指す国民プロジェクトチームが策定したものでございます。このような身近なことからエコ生活に取り組むことが大切なのではないかと考えております。

今後も広報紙等を活用しながら人吉市衛生員連合会、人吉市地球の環（わ）をまもり隊の皆さんにも御協力をお願いしながら地球温暖化防止対策に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 今言われました六つのアクションは、ホームページにも載っております。同じ家庭でできる六つのアクション運動が掲載されております。今後も家庭でできるものや、例えばエアコン設定温度を1度上げ下げすることで、どれぐらいのCO₂が削減できるかなどがすぐわかる換算表なども掲載し、啓発していただければと思います。

今月は環境月間ですが、市の取り組みや関係団体の取り組みについてお尋ねいたします。

○市民部長（浦川康德君） 御質問にお答えいたします。

市の環境問題での取り組みにつきましては、5月と8月に実施しますクリーン人吉市運動早朝清掃や、市の環境月間といたしまして、6月と8月に全町内会にお願いしまして一斉清掃を実施していただいているところでございます。

関連団体の人吉市衛生員連合会では、校区ごとに7月、9月、11月、2月の年4回、不法投棄防止パトロールとあわせまして、ごみの調査、回収を実施していただいております。

市が隊員を委嘱しております人吉市地球の環（わ）をまもり隊では、昨年ひとよし産業祭におきまして、ごみ分別ゲームや、ごみ出しに関するアンケート等を実施するとともに、参加者の皆さんに200枚のエコバックの配付を行っております。

また、人吉球磨の市町村から推薦されました熊本県地球温暖化防止活動推進員の方々と構成されております人吉球磨環境協議会では、昨年12月に人吉市城跡公園で人吉球磨キャンドルナイトを実施されております。あわせて、ことし4月には市内の小学校に環境いろはカルタを贈呈するなどの活動をしておられます。

環境省では、2003年より地球温暖化防止のため、ライトアップ施設や各家庭に電気を消していただくよう呼びかけるCO₂削減ライトダウンキャンペーンを実施しております。本市も6月21日と7月7日の2日間、からくり時計、城跡公園等のライトアップの消灯を実施する予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　さまざまな活動がされているようであります。遊びながら環境について学ぶことができる環境いろはカルタなどは、子供から大人まで遊べるすばらしいかるたになっているということでもあります。

ライトダウンキャンペーンは、実施することで、そのままＣＯ₂削減になるので有効であると思います。ことしも２日間実施予定ということでもありますので、また、７月７日は七夕ですので、家のあかりも消して、夜空を見上げていただいたほうがいいんじゃないかと私は思います。

次に、学校関係で、昨年６月議会で同じ地球温暖化対策について質問しております。学校の教室の室温が高くて勉強にならないという件で、私は緑のカーテンを提案いたしました。実施していただければそれなりの効果はあったと思いますが、実施はされていないようです。その後、各学校の教室の室温の変化を調査されているようでありますが、その結果をお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　教室の室温調査でございますが、昨年７月１日から夏休みに入る前までの１８日までと、９月１日から１２日までの土・日曜を除いた計２４日間、時間は午前１０時、正午、午後２時の３回の測定を行っております。各学校の正午、午後２時の室温はほとんどの教室が３０度を超えている状態で、中には３５度、３６度という所もございました。

近年の地球温暖化の影響もあり、気温そのものが３５度を超える日がふえております。教室の室温につきましても、夏休み前後の長い期間ではありませんが、学習環境としましては大変厳しい状況になってきていると認識いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　大変な環境の中で子供たちは勉強をしていることがよくわかりました。

３月議会で笹山議員も指摘されておりましたが、今年度から夏休みも短縮され、８月の後半の１週間は学校で勉強をすることになるわけですが、この室温では大変厳しい環境であると思われます。この問題を解決するには、教室に冷房を設置する以外にはないと私は思います。

これまで財政面で厳しい答えでしたが、今回の経済危機対策の中にスクール・ニューディール構想で学校耐震化の早期推進、太陽光パネルを初めとしたエコ改修の拡大が盛り込まれております。スクール・ニューディール構想では、日本中の小中学校に太陽光パネルを設置するとの話がありますが、人吉市の対応はどうされているのかお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君）　このスクール・ニューディール構想は、今年４月に経済危機対

策に関する政府与党会議経済対策閣僚会議合同会議におきまして、低炭素循環型社会を構築するため、特に緊急に実施すべき施策として示されたもので、学校耐震化の早期推進、太陽光パネルを初めとしたエコ改修、ICT環境の整備等が主なものでございます。

特に太陽光パネルは早期に現在の10倍ほどの1万2,000戸に設置することを目指しております。また、エコ改修の中にはエアコンや照明などの省エネ機器も含まれております。これを受けまして現在、国では、公立小中学校への太陽光発電導入事業を地域活性化公共投資臨時交付金等とあわせ、安全・安心な学校づくり交付金の新たな補助メニューとして検討中でございまして、本市でもこの事業の対象となるよう努力をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） この交付金を使うと、教室の温度の件は解決されると思います。冷房がつくことによって温度も下がる。これはそのとおりであります。

また、学校施設は、災害時には避難場所として指定されていますので、太陽光パネルで災害時の自家発電としても機能しますので、有効であると思います。ぜひこの機に太陽光パネルと冷房装置をセットで導入していただきたいと思います。

最後に、田中市長に、この太陽光パネル設置についてのお考えをお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

先ほど部長が説明をいたしましたとおり、各学校の教室の室温からしまして、学習環境は大変厳しくなっているというふうに私も感じているところでございます。この環境を何とか改善したいと考えてまいりましたが、エアコンの設置には相当な経費がかかりますので、なかなか今まで踏み切れなかったところでございます。

しかしながら、御指摘のとおりこのたびのスクール・ニューディール構想には、太陽光発電と一緒にエコ改修もその補助対象として入っておりますので、現在、文部科学省へ要望をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 3番。

○3番（豊永貞夫君） 今答弁していただきましたように、文科省のほうにも要望をされているということであります。ぜひ導入していただきますようよろしくお願いいたします。

これもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君） ここで、暫時休憩いたします。

午後1時49分 休憩

午後2時3分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、17番」と呼

ぶ者あり)

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。17番議員の山下でございます。昼の眠い時間帯ではありますが、おつき合いのほどをよろしくお願いいたします。

今回は、教育委員会委員の任命、教育行政のあり方について1点のみ通告いたしております。通告に従いまして質問を進めたいと思いますが、今議会に提案された議第66号教育委員会委員の任命の同意については、先ほどの追加提案で撤回されましたので、一般質問もなくなった状況になりましたが、急遽一般質問の内容を変更せざるを得なくなりました。

今回のようなことがないように、今回の問題点をきちんと整理した上で、議案のあり方含め議論する必要性を感じた立場から質問を行いますので、誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

今回の提案があっておりました教育委員会委員の候補の丸山善利氏については、私の同僚でもありますし、これまでも親しくおつき合いをさせていただいた者の一人であります。また、その人柄も温和で、優しい控え目な人物であることは知っているつもりです。現在、体調不良とのことで、早い体調回復を願っている一人であります。

撤回前の任命については、私の周りの教育関係者から一般の市民に至るまで幅広い方々から今回の議案についてお尋ねがありました。丸山氏は、教育行政の経験はほとんどないのではないかと、鳥井教育長はなぜわずか1期4年間で退任されるのか、また、鳥井教育長の後任ということであれば、今回の選任は、教育長を前提としたものかなど、さまざまな憶測や不安の話があっておりました。

私も議員の一人として、人吉市の教育行政については、これからの人吉市を担う子供たちに直結する重要な課題であることを認識しているつもりです。今回の人事案件の検証について、この一般質問の場で明確にしておきたいと考えております。それでは、質問をいたします。

1点目、まず、総務部長に確認ですが、今回の人事案件は、鳥井教育長が教育委員会委員の任期の更新をされないということで、後任の教育委員会委員の任命についての同意の議案だったということで理解してよろしいですか。

2点目、教育委員会委員には教育長の職について、任期更新についてはどのような手続で諮られているのかについてお尋ねします。

1回目終わります。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

2点についてのお尋ねでございます。今回の鳥井教育委員の人事案件につきましては、鳥井教育委員の後任の選任同意の案件でございます。

2点目の手続関係でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条でござ

います。教育委員の任命に関しまして、以下のように定めてあります。

まず、第1項におきましては、委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。

第4項におきまして、地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命にあたっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならないという条項があります。

以上のとおり、教育委員の議会への提案及び議会同意後の任命権は市長にありますので、市長の判断により手続を進めてまいることになります。

なお、教育長につきましては、同じく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条において、教育委員会の委員長を除く委員である者のうちから教育委員会が任命するようになっています。

また、教育長は委員として任期中在任するものとされています。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 総務部長にもう1回、2回と言っていましたけれども。皆さんこややこしいんですね。委員の5人を任命して、それから互選で教育長指名となると思うんですが、今回話によるところでは、鳥井教育長の後がまということで私は聞こえたんですけども、そういうようなことですか。いわゆる教育長というようなことでの任命だったのか、そこあたり。今そういうふう聞こえたものですから。

○総務部長（深水雄二君） ただいま教育長と申したんでしょうか、教育委員の任期が終了することによる選任同意というふうな案件でございますということで御理解を願いたいと思います。よろしくお願いいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 2回目の質問に入りますが、市長にお伺いいたします。

教育委員会委員の任期更新について、市長と鳥井教育長の間でどのような内容のやりとりがあったのか、お話できる範囲で構いませんので、お答えください。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

任期満了ということでお願いをいたしますと、4年間ありがとうございましたと、そういう趣旨だったとっております。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 市長、それはあと更新しないということですね。今の答えはそういうことですか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

更新という考え方ではなく、任期満了という考え方でございます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 質問いたしますが、市長にお尋ねします。

1点目、まず、田中市長、これまでの歴史を少し振り返ってみますと、濱教育長、小林教育長、お二人とも私の記憶では最低2期は教育長の激務を全うされたと記憶しております。鳥井教育長はわずか1期ということになります。差し支えなければ、今回鳥井教育長の任期更新をする気持ちにならなかった理由をお聞かせください。

2点目、失礼でございますが、教育長にお尋ねします。

鳥井教育長にも任期更新の依頼がなかったことについて、どのようにお感じになられたのかお尋ねします。

○市長（田中信孝君） 先ほど総務部長がお話したとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条第4項によりますと、「地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない」とあるわけでございます。

3月の議会で御同意をいただきました保護者代表の馴田順子氏を選任されるまでの以前の教育委員の構成は、教職経験者が4、民間が1でございました。よって、この要綱に従いまして、今後バランスをとっていく必要があると、学校の教職を経験された方々、民間の方々、そして、さらに行政経験者もそこに加わるという、そういうバランスをとる必要があるというふうに考えたところでございます。

以上、お答えいたします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えします。

そのときの気持ちということですが、私は、1期で4年ですので、4年間は絶対に頑張ると、4年間のそういう気持ちでやってきましたので、その後どうするかは市長や行政が決めていただくことというふうに思っておりましたので、そう取り乱すこともなく「ああそうですか」と言ったわけでございます。

以上、お答えします。

○市長（田中信孝君） 失礼いたしました。訂正をお願いします。

馴田順子さんは12月の選任でございました。3月から12月、昨年の12月の訂正をお願いいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 鳥井教育長においてはぶしつけな質問になってしまったことをお許し願いたいと存じております。

なぜ私がこのような質問をする気になったかと申しますと、鳥井教育長が、今回の人事案件の詳細を田中市長から聞かされたのが6月1日、議会開会日の朝とお聞きしたのも理由の一つです。

教育委員会委員の提案については、教育委員会の運営上、また、教育行政のスムーズな執行のためにも次期教育委員会委員、あるいは教育長人事は、現職の教育長の意見も参考にし、教育委員会にきちんとお諮りしながら人選を進めるということが正当な手順ではないかと考えるからであります。

鳥井教育長は6月30日をもって勇退されますが、その人柄、教育行政の多彩な経験、これまでの数々の実績、多くの人からの人望が厚いことは、本会議場の議員や市職員を初め、市民の多くの方々が知っているところであります。

今回の人事案件については、鳥井教育長の花道を飾ることができなかったとしか言いようのない一抹の寂しさと、市の教育行政にとって大きな損失になるのではないかという気持ちを感じているのは私だけではないと思っているからであります。

4点目の質問をいたしますが、けさの議会運営委員会で承認され、議案の取り下げ、議第66号の委員会委員の任命につき同意を求めることについての議案そのものの提案のあり方について質問したいと思います。

先ほど、提案の取り下げ理由が田中市長からありました。理由は、候補者本人の体調不良による辞退ということで説明がありましたが、この提案は、退任する方、新しく就任される方、お二人の人生を左右する重要な人事案件であります。

議会に提案する前に十分に本人たちと話し合った上での御提案であったはずなのに、体調不良とはいえ、6月1日の追加提案からわずか1週間で取り下げになる。これは余りにも軽率で、御本人たちの御迷惑を顧みない、市議会を軽視した身勝手な提案にほかならないと考えております。これは、ここにいる議員の全員が少なからずも感じていると思います。

そこで、1点目の質問であります。責任ある任命権者としての立場でどのように考えておられるのか。

2点目、今回の責任をどのような形でおとりになるおつもりなのかお尋ねします。

3点目ですが、今回の教育委員会委員の任命同意について撤回されましたが、撤回の理由は、体調不良とのことで撤回されましたが、診断書等の添付はあっているのかお尋ねします。

以上、3点です。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

勝手な軽率な提案ということでございますけれども、御本人とも三度にわたりまして確認をしたところでございまして、その上での御提案となったわけでございます。

しかし、御本人もまさか診断の結果、治療を必要とする部位が存在するとは思ってもよらな

かったことではなかろうかなというふうに私も思います。そのお話をお伺いしたとき、私もその撤回をなさらないようお願いをしたところでございますけれども、御本人の身体にかかわるということでございますので、これはいたし方がないというふうに思ったところでございます。

私も去ることながら、御本人も大変残念なお気持ちではなかろうかなというふうに思っております。

どのような責任をとるのかということでございますので、当然、他の教育委員、鳥井教育長も含めまして、その方々に勝るとも劣らない方を再度御推薦をさせていただき、それによって私の責任をとらせていただきたいというふうに思っております。

お尋ねの診断書でございますけれども、本人のプライバシーもあるというふうに勘案をいたしまして、提出は求めておりません。

以上でございます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 4点目でございますが、答弁を受けての質問であります、市長、再度、鳥井教育長を教育長として再任されるお考えはございませんか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

再度御推薦をということでございますが、先ほど申し上げましたように、教育委員会の委員のバランスを考慮してのことでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 先ほど話しましたとおり、田中市長には任命権者としての責任があります。辞退の理由について言及は、ここでは避けたいと思いますが、このような人事案件を提案され続ける限りは、市長の政治姿勢に疑問を感じると同時に、市の職員全体の人事についても安心してお任せできるのか、そのような不安さえ抱かざるを得ません。

市長、市の行政は地方自治であり、民間経営とは異質するものであるということをもう少し認識してほしいと思います。行政経営に民間経営の斬新さ、厳しさ、効率性を取り入れるのは私も大賛成です。しかし、民間会社のように社長の一存で社員の首を切ることはできないのです。

人事案件については100点満点はありませんが、十分周りの方々や経験者の意見に耳をかし、良識ある判断をした上で、できるだけ多くの人に支持されるような配慮ある点をお願いしたいと思っております。

それでは、質問の5点目でございますが、人事案件として議会に上程されたのは、教育委員であり教育長の同意ではないこと、教育長の選出に当たっては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項にあるように、教育委員会の委員から教育委員会が任命するこ

とが法律で定めていることは私も知っております。

しかしながら、これまでの歴史を振り返れば、教育長退任直後に新しい教育委員が選ばれ、その方が次の教育長に就任された経緯があります。

今回の教育委員会委員の任命については撤回されましたが、質問であります。1点目、撤回前の提案については、丸山善利氏が教育長として教育委員会から任命される可能性があることを打診した上での提案だったのか。

2点目であります。また、そうでなかったのかについて市長にお尋ねします。2点です。

○市長（田中信孝君） 民間企業と行政の人事は違うという御指摘でございますが、民間企業も社長の一任、一存ではなかなか社員の人事というのは難しゅうございます。

御質問でございますけれども、教育長選任同意というのは、私も教育委員会の委員の皆様方の互選によるということは承知いたしております。今日までの経緯を見ますと、教育長御退任の後の委員というのは教育長として互選をされておられるという、そういう経緯、流れがございます。そういう流れに従っていきますと、当然そういう可能性もあるということは認識した上でのことでございます。

お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 一定の答弁はありましたが、私は教育長の資質の概念ということを私なりに考えてみました。と申しますのは、教育長は単に教育委員会委員の一人ではなく、教育委員会で議論された施策について、市の教育行政を形にしていく柱であると認識しているからです。私も教育長の任務について現場の教育関係者の方々にいろいろと尋ねてみました。その中で、教育行政の事業遂行などの事務的部分は教育部長の職務範囲であるが、教育長となると教員の信頼を得て指導していく立場にある。当然市あるいは郡の教職員とのネットワークも必要であり、教育行政の経験のない者には、教育長の任務を遂行することは難しいのではないかとこの意見が大半でありました。

これを踏まえて、私が考える教育長の人格、識見とは、1点目に、教育行政の経験を有し、学校教育、社会教育に精通していること、2点目に、国の指針に沿いながら独自の教育ビジョンを示すことができること、3点目、学校長を初めとする教職員の人望が厚いこと、4点目に、管内学校人事を掌握した上で、責任を持った対処ができること、5点目に、球磨教育事務所との連携を図りながら、威厳ある発言ができること、6点目、児童・生徒の保護者であるPTAの活動に協力的であり、要望を真摯に受けとめ、連携を図る姿勢を保持していること、7点目、教育委員会から任命された教育行政庁の代表であることから、ある意味で一般行政のリーダーである市長と対等な立場であり、その責務の重さを認識し、職務を遂行することなどがあります。その理想に近づくように、できる限りの人材確保の努力をお願いしたいと思います。

そこで質問に入りますが、6点目になりますが、るる質問を行ってきましたが、最後に田中市長にお尋ねします。1点目ではありますが、田中市長の教育ビジョンはどのようなものか。2点目、市の教育長には今後何を期待し、どのような人物が任命されるべきであるか。2点についてお尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

私の教育ビジョンということでございますが、世界じゅう、それぞれの国々がそれぞれの国の教育ビジョンを掲げて子弟教育に当たっているわけでございます。どんな国の形にするのか、そこから引き出されたどんな子供を育てていくのか、または国際社会においてどのような貢献をする子供を育てていくのか。フランスでは子供なくして未来なしという、そういうスローガンのもとにさまざまな教育環境または保護者の生活支援環境、そしてフランス国家という、その世界に貢献をする位置づけで教育行政が進められているというふうに聞いてもおります。この日本では、教育というのは国家100年の大計というふうに申しているところでございますが、国の目指すビジョン、国際社会での日本民族の役割、そういうものを明確にし、この人吉という地域、特色を生かした教育はどうあるべきかということをしかりと見せていかなければならないというふうに思うわけでございます。

温故知新とも申しますが、このたび歴史教育読本を教育委員会で作成をしていただきました。その中には、一井正典であるとか、日野熊蔵であるとか、川上哲治であるとか、渋谷礼であるとか、さまざまな先人たちのその志、またはその業績を記したのもございます。また、こちらの歴史、文化もそこに記載をされているところでございますが、やはり郷土に誇りを持ち、日本への愛国心を持ち、世界に貢献できる、そういう人物をこの地域からも大勢発信をしていくということが大切ではなかろうかなというふうに思っております。そういう意味で、人格形成、健全なる肉体、そして確実な基礎教育というものが必要ではなかろうかなというふうに思っているところでございます。

さらに、御承知のとおり、まさにさまざまな格差減少も日本全国、この人吉市でも生まれているわけでございますから、そういう子供の教育を支えるための就学支援であるとか、無保険の子供たちをどうしていくかとか、または保護者の生活支援をどうしていくのかとか、そういうあらゆるものを総合勘案していかなければならないというふうに考えているところでございます。

そういう中で、何を教育委員並びに教育長に期待するかということでございますが、先ほど7点お上げになられたものは、確かにそのとおりであるというふうに思っておりますが、まずは独自のビジョンというものをしっかりと策定をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 17番。

○17番（山下幸一君） 田中市長の教育ビジョン、教育長に何を期待し、どのような人物が任命されるべきかについてお答えいただきました。理解できる部分もありましたが、私の考えとは少し異なる点もありました。要は、これからの子供たちをどのようにして教育をし、どう導いていくかが最も重要なことであると考えております。近い将来廃止も検討されている球磨事務所の問題、新学習指導要領の試行期間も始まっております。これから発生するかもしれない諸問題、大規模な教科書改訂を2年後に控え、人吉市方式の教育方針を確立する必要があることなど、教育行政にはさまざまな課題があります。教育行政ではぶれないビジョンで対応する指導者が常に必要であり、リーダー不在のまま大きな転換期を迎えることによる市全体の協力の低下が懸念されますので、そのようなことがないように、特に教育長人事については十分な配慮をお願いします。

最後に、ぶしつけな質問をいたしました。私は鳥井教育長とは同級生であります。生まれは井ノ口町、八幡神社と言ったほうが皆さんにはわかるかもしれません。田舎の農家に育った仲間でもあります。教育長の実家は教育一家です。すばらしい家庭でもあります。6月をもって退任となれば、「おい、わい」と言って、育ってきた同級生の一人として、また、4年間教育行政、私、議会として携わってきた者の一人として一抹の寂しさがあります。鳥井教育長におかれましては、わずか4年間でありましたが、この任期4年間には市の教育力、学力の向上や社会教育の発展、スポーツの振興はもとより、不登校児の問題の解消、学校関係者評価制度の導入、学校給食調理業務の民間委託や学校給食費の財源問題を初め、さまざまな問題や課題のかじ取り役として、十分な働きと結果を残してこられたことに感謝とお礼を申し上げます。退任後も市の教育行政にお力添えと御尽力いただきますことをお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時41分 休憩

午後2時53分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇） こんにちは。10番議員の福屋です。通告に従いまして一般質問を行ってまいります。通告は、環境問題として、ごみ分別について、産業廃棄物（中間）処理施設について、2点目に観光として、人吉お城まつりについて、駅前開発について、3点目に学校教育、通学路について質問を行ってまいります。

本日は、鳥井教育長にお褒めの言葉を田中哲議員、山下議員と続けて行っていただきましたので、私は少し割愛をさせていただきますが、6月30日で退任ということで、この4年間

本当にありがとうございました。鳥井教育長とは学校問題をすり合わせなしで、対等にこの議会で話し合いをしたというのを強く印象を持っております。それとまた、新しい言葉のモンスターペアレンツについても、いろいろと違った視点で議論したことを覚えております。ただ、私も学校教育のあり方というのに非常に不安を持っておりますので、できればもう1期4年間、学校教育についてこの場でいろんな議論をしたかったなと考えておりますが、今後、退任後は一市民として、また教育者のトップを張られた人として人吉・球磨の学校教育に対してサポートをしていただければ、人吉からすばらしい学校教育者も生まれるんじゃないかなと考えます。つい最近、京都大学ですかね、教育大のほうで悪いことをしていましたが、そういう人が人吉から生まれないように、やはりこの学校教育というのはものすごく大切なものだと考えておりますので、鳥井教育長におかれましてはますますお元気で、いろんなサポートをしていただきたいと思います。

それでは、通告の第1番目、環境問題から質問を行ってまいります。

まず初めに、ごみの分別についてですが、5年前ですが、ごみ袋について一般質問をいたしました。そのときは秋田県小坂町に視察に参り、現在のような、しっかり結べて持ち運べるごみ袋、こういうのに出会い、これは人吉市にぜひとも取り入れるべきであると考え、質問をしたことを覚えております。その後、執行部を初め、衛生委員連合会ですか、町内会すべての方の御協力のもと、現在の結べて持てるようなものにしていただいたということは市民みんな喜んでのことです。もうあれから5年が経過しようとしておりますが、ことし、たしか入札があると思います。ごみ袋に関しましては、各自治体にて採用を決定されているわけですから、歳費を決定されていますが、田中市長は広域行政組合の代表理事でありますので、現在、持ち込まれている各市町村のごみについてクリーンプラザのほうで分別ができていない状況、こういうことを把握されているのか、まずお尋ねをしておきます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

ごみの分別につきましては、人吉球磨クリーンプラザで実施しておりますごみ分別体験研修のデータによりますと、人吉市は他の町村と比較し、不燃ごみの中への資源ごみの混入率が非常に高いという結果が出ているわけございまして、人吉市は分別ができていない状況にあるというふうに聞き及んでいるところでございます。

お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 私も見てきました。非常に悪いです。できれば市長にも一度分別を体験していただくとか、経験していただくとか、見ていただきたいなと思います。

そこで、私の考えた提案なんですけど、各町村のごみ袋の色を変えていただいて、分別が適切であるか不適切であるかというの一目でわかるように、各町村ごとのごみ袋の色を変えて搬入することはできないかということなんです。今後は地球温暖化対策として、また少

しでも分別が行われることが大切になってきます。そこで田中市長は広域行政組合の代表理事でありますから、理事会でこのようなことを提案されてはいかかかなと思っております。このことについて代表理事として、人吉市の市長としてどう考えておられるのかお尋ねをします。

○市長（田中信孝君） よりよく分別を行うというのはもう当然のことでございますし、それは私も含めて市民一人一人の大切な自覚であるというふうに思っております。ゴミ袋の色をそれぞれ市町村ごとに色を変えるということでございますが、それも一つの案であろうというふうに思っております。ちょっと単純に思ったところは、10市町村掛ける3袋ということになりますと30袋の色分けということになりますので、大体普通24色ぐらいではなかろうかなと思いますけれども、色分けということも一つの考えとはいはしましても、他の方法も勘案しながら分別をより高いものにしていかなければならないと思っているところでございます。このごみの分別につきまして、各自治体においての認識の問題もでございます。各市町村にて今後も住民の皆様へごみの分別の徹底を図っていくことが必要でございますので、行政組合の理事会の折に話題とさせていただきたいと思います。

お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 今、市長のほうから10市町村で30って言われましたけど、10市町村で大・中・小なんですよ。小がない所もあるんですね。駄じゃれじゃありませんけど。中のない所もあるんですね。大と小だったり、大と中だったりとか、そういう状況なんですよ。だから、人吉は今、真っ白に黒で書いてありますから、人吉の大・中・小、赤ですかね、赤と黒に分かれてますね。そういうのを、やはり人吉市は黒で明記するとか、そういうことでいいんじゃないかなと。ただ、資源ごみとああいうので3種類に今、分かれてますけど、人吉市という所で、その色は下のほうは分別ができるようだったら、名前を書く所とか、そういうのを変えるだけでも十分できるんじゃないかなと私は思っております。

ごみの分別についてですが、以前クリーンプラザにて見学をさせていただきました。非常に悪い印象、先ほど市長答弁がありましたように悪い印象を持ちました。各自治体が悪いのか、またはさっき言われましたように住民が悪いのか。私は分別がなされていないということを見まして、特に人吉市の燃えないごみが最悪でした。ごみの9割がアルミ缶、残りの1割が空き瓶、空き缶が混入しているという状況でした。また、このようなゴミ袋に限って名前も書いてありません。持ち込まれてくる資源ごみでも、ほかのものが混入していると資源がごみに変わる。搬入業者でもその時々でごみであったり、丁寧な搬入業者の方は手間をかけ、資源にされております。これは搬入業者が持ってきたときに、茶色の瓶の中に白い瓶が入っていた場合、それを分別をしないごみに置くのか、そこで取り除いて分別に置くか、この手間だけです。それをされておりました。あえて自治体の名前は言いませんけど、

私の目の前でそういうことをされております。

人吉市では、平成20年8月に、このことによってごみの分け方、出し方、こういうことの家庭版が各家庭に配布をされていますが、その中でガラス瓶のラベル、栓についてですが、取り除くように明記してあります。現地では、ラベルについてはそのままでもいいとお話がありました。ガラス瓶は色分けが面倒で、少ないですから、まぜて燃えないごみと出しておられるのが今の現状だと思います。まず、ラベルについてはがすのが正しいのか、はがさなくてもいいのか。これは市民の間でも賛否両論あります。これはどちらが正しいのか。また、現在、担当課として市民への指導はどのようにされているのかお尋ねをいたします。

○市民部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

市が配布しておりますごみ出しルール読本等では、ガラス瓶のラベルと栓は取り除いて出していただくよう記載しておりますが、広域行政組合に確認しましたところ、平成19年10月の衛生担当課長会議の中で、ラベルについては取り除かず、そのままでもよいとの協議が行われているとのことでございます。この件につきましては、今後、広報ひとよし、衛生員日より等、また、ごみ分別体験出前講座等のいろんな機会を通じまして市民の皆さんにお知らせしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 平成19年にそのままよいということになったということなんですけど、これは担当者レベルは知っておられる、でも市民は知らないという現状なんですよ。やはりそこで決まったことは市民に啓発するのが当たり前であって、担当課が知っていても何の意味もなさんわけですよ。やっぱ市民に周知して初めてごみの分別でやったり、市民が知らないことをただそのまま置いて、現場で、これ、はいでなかけん持ってかえんませて言われるのが今の現状ですよ。そして、違う人が持っていったらいいですよと言われるのが現状です。やはりそこで、担当者レベルで話をされたことは、その都度、やはり議会もありますし、広報紙もありますし、やはりそういうあたりに明記していただくのが必要だと私は思います。今後、そのようなことはしっかりとさせていただきたいなということにしておきます。

以前、一般質問をしましたときに、違う分野っていいですか、ちょっと壇上のほうでお見せしましたペットボトルについての話なんですけど、ペットボトルのキャップです。これについてですが、ペットボトルは中をすすぎ、栓とラベルは燃えるごみへと記載されております。同じようなことです。ガラス瓶と違い、簡単にラベルも外せますし、キャップも簡単に外せますが、なぜ燃えるごみへと記載されているのか、お尋ねをいたします。

○市民部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

広域行政組合では、14品目の資源ごみの中でプラスチック類としましては、白色トレイと

ペットボトルのみを回収しておりますが、ペットボトルはこん包圧縮する際にキャップがついていますと圧縮ができないことから、キャップは燃えるごみとして出していただくようお願いしております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 今の説明で確認をしたいんですが、ペットボトルは圧縮できるけど、キャップがついていなかったら圧縮はできないから燃えるごみにということですか。圧縮ができるんだったら、ペットボトルのキャップもそれは資源ごみでしょう。私は、何でという話をしている。それは、ペットボトルのキャップは、上だけはごみですよ。じゃペットボトルの下に残ったのも一緒ですよ、材質は。それはおかしいと思いますよ、それは。外して一緒に出すんですよ。じゃそれはペットボトルのキャップだけでも、燃えるごみじゃなくて資源でもいいんじゃないですか。ちょっとその辺は確認の意味でお答えをいただきたいと思います。

○市民部長（浦川康德君） お答えいたします。

行政組合では、やはりペットボトルにふたがしてありますと中に空気が入った状態ということで、圧縮する際に圧縮ができにくいということから、キャップを外して出していただくというふうな取り扱いでございます。

以上でございます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 納得はしないんですね。外せばいいというもんでなくて、だから外さずに、じゃ下のほうに穴をあけて出したらいいいのかっていうことなんですね。鶏が先か卵が先かと一緒なんです。圧縮できるんなら下を、空き缶と一緒にやったらぽんと穴をあけて出せばいいんじゃないかという考え方。行政組合のほうでそういうふうにやられておりますので、今後の対応を見守るということでしておきますが、それでは、キャップは、私たちボランティアみたいなしてるんですけど、きれいに洗い、集めることで世界の子供たちを救うことのできるポリオワクチンへと変わっていきます。ごみではないんですね。さっきは燃えるごみと言いなさったですけど、薬なんですよ、これは。捨てたらごみになりやすい、燃料も要ります、大変不経済であります、これをいっぱい集めたら、大体50キロぐらいで1人の命を救うことができます。そういう薬なんですよ。人吉市でもそういうことをしっかり考えて、環境を考えたときに、この活動を推進していったら、こういう国宝があって、きれいな川があって、安全・安心なまちを目指してく場所ですから、やはり命、これが一番大事なものですから、そういうところを大切にしていきたいなと考えてます。市の職員の一部であります、それを御理解いただいて協力して持ってきていただいております。非常にうれしいことで、やはりこういうことは一部の職員ではなくて、市役所を手始めに取り

組んでいていただきたいなということでお尋ねいたします。

○市民部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

議員言われますキャップにつきましては、有効活用のため市内でも学校、事業所、各団体、個人の皆さん、それぞれで集めておられるようでございます。また、昨年のひとよし産業まつりにおきましては、地球の和を守りたいの取り組みといたしましてキャップを集めましたところ、多数の市民の方にキャップを持参していただきました。

市役所を手始めにということでございますが、市役所本庁舎の売店で購入したペットボトルのキャップにつきましては、売店入り口にビニール袋を設置し、回収しているところでございます。また、庁舎別館におきましても、自動販売機の横にビニール袋とかごを設置し、回収をいたしております。売店と自動販売機で売れたものに関しましては、かなりの割合で回収ができていると思いますが、今後もグループウェアなどを通じ周知いたしまして、協力を求めてまいりたいと考えております。

また、このペットボトルのキャップの有効活用に関しましては、市民の皆さんにも情報提供等を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） ありがとうございます。私も売店と庁舎のほうにはお話をさせていただいて、私が持って帰っておりますけど、市役所の職員の方がまだまだ、家庭で出たキャップも洗って持ってきていただいて、市役所一体となってそういう事業に参加していただきたいなと思います。今後、役所の方々とそういうことを進めてもらったら一番いいんじゃないかなと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

同じようなことなんですけど、今度は違うほうなんですけど、ごみの出し方についてもう一個違いがあります。人吉市だけはダンボールに関しては粘着テープ、セロファンなどを取り除き、ごみにするってような細かいルールが書いてあります。きょう、持ってきてませんけど、10市町村のそのリーフレットを集めて、私、中身を見てみたんですけど、そのまんま出しなさいとか、それとか粗大ごみ、このあたりも一緒なんですけど、あるところはそのまんまクリーンプラザへどうぞと書いてあります。人吉市は1メートル以内に切りなさいと。人吉市は、これは非常にきれいに見やすくできてます。あるところは真っ赤な色彩の中に白抜きで書いてありますから一切見えません。これは色盲の方なんか見えません。これ、やはり先ほど言ったのはそういうところなんですよね。そういう粗大ごみに関しても違いがありますし、同じクリーンプラザを利用する者として、そのあたりはやっぱ統一が必要じゃないかなって。

田中市長は広域の代表理事ですので、やはり同じルールというものを作成する必要があるんじゃないかなって。それを理事会とかクリーンプラザの職員とかお話をされながら、理事

会の席で、やはり各市町村違う出し方ではなくて、やっぱり統一したルールのもとにごみ出し、これの分別についての考え方というのを提案していただけないかなということで、今度は人吉市長としてごみの分別においてどのような考えを持っておられるかお尋ねをします。

○市長（田中信孝君） 御指摘のとおり、ごみの出し方につきましては、もう最初申し上げたとおりでございまして、非常に人吉市ではその分別状況が悪いということでございます。そして、さらにまた細部におきましては、各自治体での取り扱いがそれぞれ異なっているという御指摘でございます。それを受けまして、今後、広域行政組合の構成市町村の衛生担当課長会議等々を通じまして、ここでよくよくその統一ルールに関する協議をしていただきたいというふうに思っているところでございます。その統一ルールを図る上で理事会の皆様方の御協議、御理解も賜ってまいりたいというふうに思っております。

以上お答えといたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 先ほど色盲という言葉を使ったのが不適切な言葉ということで取り消させていただきたいと思います。

今の市長の答弁で、やはり今後そういうふうに進めていっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

それとまた、市道に植栽されている樹木ですが、普段は市民に憩いをもたらしたり、緑のあるまちとしての機能を果たしておりますが、落ち葉の季節には市民の方々に大変このことはお世話になっております。掃除もしていただいております。市民の皆さんに対してこのごみ袋の提供、これをどのようにされているのかお尋ねをいたします。

それと、もしわかりましたら、どこの町内にどれくらい提供されているのかお尋ねをしておきます。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

街路樹の落ち葉の処理につきましては、現在、各町内の市道沿線の市民の皆様にご協力をいただきながら行っているところでございます。日ごろからこういった市道の落ち葉やごみの処理等につきまして御協力をいただき、この場を借りましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

昨年度の状況としましては8町内、先ほど質問でどこの町内かということでございましたので、宝来町、相良町、下薩摩瀬町、中青井町、灰久保町、土手町、願成寺町、南泉田町の以上8町内の町内会長様を通じまして、10月から12月にかけて、個別にはちょっと把握しておりませんが、トータルで380袋を配布させていただいておりまして、御協力いただき処理していただいております。

ごみ袋の御提供につきましては、基本的には町内会長様を通じまして配布いたしておりますが、電話等で問い合わせをいただきました場合には、市民の方に対し、直接お届けする場

合もでございます。御協力いただいております市民の皆様へのごみ袋の御提供につきましては、予算の範囲内でできる限りで御提供させていただきたいと思っております。

以上でお答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 8町内で380袋ということで、この8町内の方には私からもお礼を言いたいと思います。私たちが、横を車が通るときに、せつかく集められたところを、気をつけてるんですけど、ぱっと上がってしまって迷惑かけておりますので、今後ともごみ袋の提供を、あったときにはなるべく提供してあげていただきたいと思います。

ごみに関して分け方、出し方について今後作成され、また21年度版か22年度版かできくると思うんですけど、それを各家庭に配布されるときに、私も高齢者のほうになってきてるんですが、高齢化社会に適したものを作成していただきたいと思います。見たところ文字が小さいように思いますので、できましたら担当課、それに市民とかそういう人たちも入れながら検討会でも意見交換でもしながら、いいものをつくっていただきたいと思います。ごみについては終わります。

次に、産業廃棄物（中間）処理施設について質問をいたします。

産業廃棄物（中間）処理施設の進出について、人吉市としては、いつどのような経過の中でわかられたのか。また、相手方から人吉市に対して説明があったのか。これまでの経過についてお尋ねをしておきます。

○市民部長（浦川康德君） 御質問にお答えいたします。

これまでの経緯でございますが、平成20年12月3日に施設設置に係る事業計画書が設置予定者から県へ提出されております。その後、平成21年2月25日に産業廃棄物処理施設の設置に係る関係市町村長へ対する意見聴取という形で、県から市へ照会がっております。3月9日に市の関係部署10課で、設置予定者から事業説明を受け、その後、関係各課からの意見を集約いたしまして、3月26日に近隣住民への説明会を行うなど、生活環境保全について十分に理解を求めること、排水には十分注意すること、騒音、振動が環境基準を超えないことなどの3点につきまして県に意見書の提出をいたしております。4月23日に設置予定者から意見書に対する回答がございましたが不十分と判断いたしましたので、5月8日に関係町内の東間下町、浪床町及び近隣住民への説明会を開催し、生活環境保全について十分に理解を求めること、この意見書を再度県に提出いたしました。これにより5月11日に設置予定者より再回答がありまして、関係町内及び近隣住民への現地説明会を平成21年5月31日日曜日に開催するとの回答がありました。5月25日に市議会全員協議会にて経過等の説明をさせていただいております。5月31日に産業廃棄物処理施設の設置に伴う現地説明会が開催されております。

次に、市が設置予定者に対してどのような対応、指導をしたのかとの御質問でございます

が、市から直接設置予定者にというわけではありませんが、県に対する意見書という形で説明会を開催し、生活環境保全について十分に理解を求めるように指導をいたしております。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 流れについては今御説明をいただきました。全協のほうでも御説明をいただきましたが、平成20年12月3日にこういう事業計画が出て、市のほうへは2月25日にはもう来てるんですよ。議会のほうに説明されたのは5月25日です。3月定例会もありました。その間、厚生委員会に私は属してませんのでわかりませんが、委員会で、こういうのできるんだとか、そういう意見書を求められたんだとか、そういう説明といいますか、議会に関して、委員会でもいいですから、されたのかどうか。それと、なぜ5月25日までされなかったのかっていうのをお尋ねいたします。

○市民部長（浦川康德君） 御質問にお答えいたします。

5月25日、全員協議会で議員の皆様には説明をするまでにはどこにも説明はいたしておりません。県のほうには、これは協議というようなことになっておりますので、そういう協議がある程度ついたといいますか、そういうところでということで5月25日に説明会をさせていただきました。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 人吉市に責任がないから、県の責任だからということだろうと思うんですけど、資料で、私ちょっといただいたんです、それで、これは田中市長が熊本県知事に対して出した意見書なんですけど、この中に市長のほうから隣接地に住宅地があるので関係町内（東間下町206世帯、浪床町126世帯）及び近隣住民への説明会を行うなど、生活環境保全について十分に理解を求めることということです。それから大変いい文章で出してるんですけど、なぜ関係町内が東間下と浪床だけだったのかなと。あの周りには、後から質問もしますが、排水溝を通ったら七地の田んぼもあるんです、雨が降ったら流れたら東間上町もあるんですよ。これに近隣住民と書いてありますので、やはりそのあたりの指導が徹底されてなかったんじゃないかなと私は思います。その辺はここに二つしかうたってありませんが、なぜこの二つだったのかというのをもしわかりましたら説明をお願いしたいと思います。

○市民部長（浦川康德君） 御質問にお答えいたします。

意見書に上げております2町内につきましては、県に相談いたしましたところ、地域住民では範囲がどれぐらいか判断できないので町内名を上げてもらったほうがよいということでございました。施設予定町内であります東間下町と、また、施設の直近であります浪床と町内名を挙げておりますが、関係町内及び近隣住民への説明会を開催し生活環境保全について

というようなことでしておりますので、市といたしましては2町内に限定したものではないと考えております。ただし、東間上町を関係町内に加えていなかったことにつきましては、反省をしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） どの町内なのかということもお聞きしたいなと思ったら資料の中に東間下と浪床町というのが書いてありましたので、それは省いておきます。

それで、この産業廃棄物（中間）処理施設の設置計画に伴う現地説明会というのがあるということをお聞きしまして、平成21年5月31日に現地に開催されましたが、この施設ですね、この内容をどのようなものかということで私も知りたいなということで参加をしたのですが、受付で明記してあるのが浪床町、東間下町という名前だけです。それで私行って、「七地町です」、「いや、七地は入れません」と言われたんです。でもこれには、近隣住民と書いてあるわけですね。うちは浪床とすぐ近くです。同じ隣保班みたいなところですよ。うちは近隣なんですけど参加できませんと言われましたので、私は無理やり名前を書いて参加したんですけど、こういうことをそのときに説明会をしなさいしということ指導されておられるというお話だったんですが、どうして企業側に浪床と東下だけであとはしなくてもいいよとか、言われたのか。やはり来た人には全部資料を提出しなさいとか、どうしてそういう指導をされなかったかです。私、資料をくださいと言ったんです、浪床の方と東間の方は持っておられましたので。きょうも持ってきましたけど、簡単な資料なんですよ、それも。何か町内会、こういう産業廃棄物の中間処理施設の設置計画に伴う現地説明会のお知らせというような、こういうものなんですけど、これも企業からだけでなく環境課からいただいたんですけど。現地にも置いてないんです。それで説明するって言語道断だし、近隣住民は入るなっていう行政措置もおかしいし、どうしてそのあたりを人吉市の担当課って言われる人たちは企業に指導されなかったんかな、それが不思議に思います。そのことについて担当課はどう思われているのかお尋ねをします。

○市民部長（浦川康德君） 御質問にお答えいたします。

浪床町、東間下町以外の住民は受付を拒否されたとのことでございますが、現地説明会の数日前に設置予定者の代表取締役様に連絡をとり、東間上町の住民の皆さんや近隣住民の参加も考えられるので対応をお願いしたいと伝えたところでございます。しかしながら、説明会当日に一部では受付を拒否された方もおられたようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 人吉市としてそういう対応はされたということで安心してるんですけど、こういうことは多分県の認可ですかね、これは。県のほうからやはり人吉市のほうに、

こういうことについてはどのような説明会とか何かこうひな形みたいなやつですね、こういうことしなさいとか、そういう指導というのがあったんですか、そのことについては。

○市民部長（浦川康德君） 御質問にお答えいたします。

説明会につきましては、県のほうからそういった指導はあってはおりません。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 県からあってないということで非常に残念です。多分県のほうは、保健局か何かだろうと思うんですけどね、担当が。このあたりはやっぱり県に対してちょっとクレームをつけていただきたいなというの也有あります。やはり人吉市にできるんですから、県は知らんというような格好じゃ困るんですよ。

今度は違った視点なんですけど、産業廃棄物（中間）処理施設が進出する東側に住宅として開発が現在行われております。昨年だったと思いますが、住宅開発地内の道路も市道認定をしております。それと、ここありたりの認定をするときにも市道にわざわざ袋小路をというような話もちょつと出したんですけど、やはり人吉市の人口増加のために必要な場所であるというようなことで今後の計画に必要だということで認定されていることだろうと思います。その辺の経緯についてお尋ねをいたします。

また、できましたら開発地域が何区画あって、現在どれくらいの世帯の方が、世帯数です、人口もわかれば。わかる範囲で結構ですので、後でも結構ですが、わかる範囲で答弁をお願いします。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

当該路線の市道認定の経緯についてでございますが、宅地開発区域内にある市道浪床開発第1号線、浪床開発第2号線の2路線につきましては、都市計画法第29条の開発行為により整備をされ市道認定された路線でございます。平成14年10月29日に開発業者から浪床町字鮎尾3250－1外19筆に関する開発行為の協議申請書が提出をされております。開発区域の面積は実測で3万963.3平方メートル、開発行為の目的は専用住宅土地家屋分譲地で、町内の関係課による協議会を開催いたしております。

開発行為等により設置された公共施設の管理につきましては、都市計画法第39条によりまして、開発許可を受けた開発行為または開発行為に関する工事により公共施設が設置されたときはその公共施設は第36条第3項の公告の日の翌日においてその公共施設の存する市町村の管理に属するものとする規定がございまして、また、人吉市道認定の設計施工基準を満たしていることから、平成14年11月21日に道路予定管理者として、公共施設管理者として開発行為の同意を行っております。その後、開発行為許可者である熊本県知事から平成15年6月26日に許可がされております。

また、市道認定につきましては、開発行為区域内の工事完了竣工を受けまして、平成17年

12月定例議会に上程させていただき可決いただいたところでございます。平成18年1月20日に告示、供用開始を行ったところでございます。

それから、ここの分譲開発の状況でございますが、概要といたしましては、分譲区画数が48区画を予定されておりまして、現在における状況といたしましては、売却済区画数が20区画あるそうでございまして、そのうち建築済戸数が11戸、現在建設中の住宅が2戸ございますので、合計建築戸数といたしましては13戸となっております。

人口につきましては、ちょっと入居数につきましては把握いたしておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） やはり隣は開発ということで、その内容も専用住宅ということで開発されているようです。この専用住宅というのを少し頭に入れて執行部の答弁いただきたいなという考えであるんですけど、進出予定企業は多分人吉市に認可もないし関係ないというような格好、県に出せばいいやというようなことかなと説明会でも感じたんですが、出してしまうと認可もらえば操業もできるしというような考えを持っておられるのかなということです。

そこで、今の専用住宅地が東側にあるということで、担当課のほうでは今後考えられるとしたらどのようなことを、この近隣住民に対してといいますか、意見書の東間下町、浪床町だけではなく、これを取り巻く町内です。やはりその周辺、やはり騒音があったり、ここは東間校区ですから藍田地区と一緒にですから、やはり説明を聞きたい人には参加できるようなことを考えていただかねばいけないのかなと思いますので、担当課は県に対し今後どのような提案をされて解決に向かわれるのかお尋ねをします。

○市民部長（浦川康德君） 御質問にお答えいたします。

今後、市はどのような対応を考えているかとの御質問でございますが、今後設置予定の方と地域住民の皆さんが十分な協議をしていただくことがまず必要ではないかと考えますので、県や関係町内等と連絡をとりながら対応をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 確認です。部長に確認なんですけど、今、県とか市、企業、地域ということで、今後協議会といいますか、行っていただくということですから、これはまたそこで説明会が行われると判断していいんですかね。この間、5月30日に行ったときにはもうここで1回で終わりなんだよというような対応をとられましたので、今の答弁はこれからも地域を含めてという協議をする場所をつくるんですよというふうにとらえてよろしいんですか、確認です。

○市民部長（浦川康德君） 先ほども申しましたように十分な協議をしていただいて理解を

深めていただくとか、それぞれ町内の皆さん方の考え方もあると思いますので、そういうのも事業者に伝えていただきまして納得といいますか、そういった方向でできるようなことを思えば、やっぱりそういった協議の場を事業者も積極的にしてもらおうように働きかけていきたいなというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） そのようなことをしていただくことによって今後いろんな地域との協議ができると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、教育部のほうにお尋ねですが、こちらのほうに万が一という話をしたらいけないんですけど、もう進められておりますので、もし産業廃棄物（中間）処理施設というのができ、ここに事業者から搬入されるということがありますね、大型ダンプとかいろんなやつで。そのときに、あの前は通学路になってるんですよ。この通学路です、これは時間帯というものははっきりしておりません、搬入の時間がいつなのかもわかりません。車が人吉市にそんなに搬入する人はいないと思いますので、万が一すると国道221を走って来たり、宮崎から走って来たりいろいろするのかなと思います。車の台数とか何トン車が入ってくるのかとか現在わかりません。ただ、もしこのようなことが起きたとしたときに、教育委員会としては、児童生徒、家庭に対してあそこの安全指導というのをどのように考えておられるのか。できてませんのでちょっと答えにくいかもしれませんが、通学路ということで答弁をいただければと思いますが。

○教育部長（赤池和則君） 通学路の安全対策についてという御質問でございますが、処理施設の今後の建設や業務運営状況等を見きわめながら必要に応じて関係機関や関係学校と連携を密にして対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（大王英二君） ここで時間の延長をいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）
10番。

○10番（福屋法晴君） そのときには教育委員会は、やはり児童・家庭としっかりした協議をして、命の安全を守っていただくための指導をしていただきたいなと思います。

そこで、今後、あそこに母屋解体に伴い搬入される廃棄物とかそういうのが万が一ぼんと入ってきた場合で、入り切らずに野積みされる可能性もあります。野積みされて、もし雨が降った場合、下のほうに流れたら、上は東間下ですけど、下は東間上になるんですよ、それとこちらの排水路は浪床側といいますけどそこは七地の田んぼに行きます。これは関係市町村なんですよ。それでそのときも先ほど言いましたように近隣住民というのがそういうふうに広がっているんですというのを把握していただきたいなと思います。

それと、先ほど騒音の話もありましたが、騒音についても同じなんですよ。現地で試運

転をされました。空き缶とアルミ缶を分けるということでコンベアを使ってされたんですけど、そこで騒音の検査といいますか、そこでどれぐらいの音が出てるのかというのをされたときに現在騒音計で72デシベル出ていますというような話だったんですよ。今こちらが70やけど、ここをいってガラスをして植栽をして、いったらもう60を切ります、人吉市は60ぐらいでしょうというような話をされたんですけど、それが資料も何もないもんですからわからなかったんですけど。このことについて、例えば住宅地で人吉市の規定、何デシベルなのか、何デシベル以下ですね、騒音については。それと、あそこの共同工場跡の屋根というのがスレートでアスベストを含んでいるという話でしたので、これもちょっと心配です。

それと、コンクリート材が運び込まれて、万が一あの狭い所に入らないと私は確信してるんですけど、粉じん被害が出るんじゃないかなと。風が吹いたらあちらのホテル側とか下の住民の方が住んでおられる、あの高さが50メートルぐらいありますから全部あちらに飛んでいくんじゃないかなと、この粉じん被害が非常に心配です。このようなことにもしなったとき、県の責任じゃなくて人吉市の責任というのが今度は問われるんじゃないかなと思うんですよ。人吉市の責任が問われるのではないかなということをお尋ねしたいと思います。

○市民部長（浦川康德君） 御質問にお答えいたします。

不安と疑問が残るがどのように対処するのかと、そこの中に人吉市の責任も含まれるんじゃないかなというようなことでございますけども、この中間処理施設の設置予定者と地域住民の皆さんとの協議の中でいろんな問題点といいますか、住民の皆さんが抱えているそういうものを十分に出していただき、納得のいくまで話し合っただきながら判断の材料としていただければよいのではないかなと考えておりますし、また、県の要綱の中に法令を遵守することということもございますので、十分事業者としてもそういったことがないように事業を進めていくものというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） もう時間が余りありませんので。やはり、人吉市がやはり主導権を握って、人吉市の住民が住んでる場所ですので、やはりそのあたりが担当課でも中心になって住民のことをしっかり考えて県のほうにもいろんなことをおっしゃっていただきたいなと思います。

直近に住んでおられる住民の方々です、先ほどお聞きしました開発のところなんですけど、やはり環境とか学校とかそういうことを一番に考えられて現在地に家を構えられたんだろうと思います。その方たちが反対をされておりますし、昨晚は東間上町のほうでもそういう反対というような話し合いになっております。それとまた浪床町がその前の日にありましたけど、やはり臨時総会の中で反対という表明をされております。東間下もそうですし、七地あたりは除外されて知らないという人がたくさんいます。それから、その話し合いといいます

か説明会に行ったら追い返されたと言われました、きのう聞いたところでは。だから、ここでもそういう企業側の説明が何といえますか、横着になってしまったら、だんだんこういうのがこじれるばかりですよ。やはり本当に安心して安全で迷惑がかからないんだったら堂々と説明したらいいんですよ。ただ、そうも言うておられませんので、田中市長は、市民の意見を非常によく聞かれて、市民の意見を大切にされる人吉市長ですので、この市民の意見が十分に反映するような判断をしていただくということだろうと思いますが、人吉市長としてその辺のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

設置予定者が市が提出いたしました意見書の意をくみ取って開催された説明会ではございますが、地域住民の理解を得るために開催された説明でそのようなさまざまな、指定された町内の区域外であるとか近隣というふうに含まれているにもかかわらず受付を拒否されたとかいうことはその企業にとりましても決して得にはなっていないのではないかというふうに私も感じております。

この施設の設置につきましては、市が説明会の開催をお願いいたしまして、設置者が自主的に住民の方へ事業の説明をされたところでございまして、今後、まず第一段階としてはやはり十分に設置予定者が地域住民の皆さんと協議の場を重ねていくと、よくよく地域住民の皆様方の御理解を得ることが大切なことではなかろうかなというふうに思っております。その結果、もし、関係地域住民の多くの方々の御理解が得られず反対されるようであれば市としては推奨はできないという立場でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 市長の今のお言葉を聞いて少し安心をいたしました。この件は今後また協議会があるということで私もその場でいろんなお話を聞きながら判断をさせていただきたいということで終わります。

次に、観光について2点通告しております。

まず、初めに、人吉お城まつりについて質問いたします。

会場を人吉城跡公園及び九日町通り一帯で開催されました。これでどうだと言わんばかりの催しが開催されましたが、いろんなことが楽しめるのにこしたことはありませんが、多過ぎてどこから楽しんだらいいのかわからないほどでした。同じ時間帯に催し物が重なり、最後には私疲れてしまいました。来年もことしと同じような計画で開催されるか、まず初めにお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） これでどうだと言わんばかりの開催という御指摘でございますけれども、まだまだ第2回目を迎えたばかりでございまして、十分なるコンセプトに基づいたお祭りができているというふうには私は思っていないところでございます。行事の多さという

ことは今後、ことしはさまざまな効果によりまして来場数が多かったわけでございますけれども、さまざまな方々にさまざまな分野でさまざまな楽しみ方を御提供するというところでございまして、ぜひぜひ自分自身が楽しみたいというプログラムに基づいて行事をお楽しみいただければというふうに思っております。

来年もことしと同様な計画のもとで開催するののかという御質問でございますけれども、やはり全国に特色のある祭りとしていかなければならないというふうに考えているところでございます。相良700年の歴史・伝統・文化、これを機軸としたお祭りに仕立て上げていきたい。さらに、ちょうど連休中ではございますけれども、5月5日前後を迎えますので、子供にも視点を大いに当てたお祭りとしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） まだまだ足りないというようなことで、日本一の大会を目指されると思います、世界一ですか、特色のあるですね。わかりました。それを期待しておきたいなと思います。

そこでメイン会場のことで、昨年に続きことしもちょっと聞かれたものですからちょっとお尋ねしたいんですけど、抽せん会場はどこですかというのを何回も聞かれたんです。たまたま「おどんな日本一」剣道大会で背広で行っておったものですからいろんな人にこう、どこな、どこなというような話で聞かれたんですけど、人吉市民の方は会場図あたりを持っておられると思うんですけど、ほかからもこのお祭りに参加されておりますので、この会場図を拡大コピーでもして、こちらの別館から来るバス停があります、それとか水ノ手橋とかトイレの前とか、このあたりに掲示板みたいにコンパネでもいいから張っていただければ非常に助かるなと。何とかはどこにありますかとか聞かれても、私たちもなかなかわからなかったものですから、そういうのをしていただきたいなと思います。

それと、ステージのほうのMCによって現在の状況というのをされていたという話を聞いたんですけど、私それ耳にしてないんですよ。できたら何時ごろ流鏝舟があつてますよとか、上のほうでは剣道大会してますよ、今弓道場で大会が始まりましたとか、抽せん会場は今抽せんが開会しましたとか、そういうMCの話がないんですよ。そういうあたりも取り上げていただきたいなということです。

それと、例なんですけど、抽せん会場がどうしてもわかりにくい。去年は上にありましたし今回は下にありましたし、それでテントが赤とか緑とかいろいろあるんですよ。だから抽せん会場は赤いテントですよってしたらお年よりでも動いて回ってこられて、ああ、あそこが抽せん会場だって一発でわかると思うんですよ。そういうのを考えていただければなと思います。

それと、三の丸のほうで剣道大会が行われました。それと弓道大会では予選を見てたんですけど、人吉高校が8位ということで大丈夫かなということで、決勝あたりにいったら優勝されてよかったなということで、おめでとうございますと言いたんですけど。同時開催ということでされておるんですけど、相撲大会も一緒なんですけど、「おどんな日本一」剣道大会というのが昨年とことしの参加数、このあたりですね、相撲大会とか弓道大会は初めてですけど、どれぐらいの参加数があったのかというのをお尋ねいたします。

○教育部長（赤池和則君） 昨年から日本百名城人吉お城まつりにあわせて開催しております「おどんな日本一」武道大会でございますが、本年も天候に恵まれ多くの皆様に御来場いただき盛会のうちに終了することができました。

「おどんな日本一」全国少年剣道大会の参加者数は、第1回大会が個人戦660名、団体戦97チーム、第2回大会が個人戦504名、団体選が73チームでございました。他の地域で新しく大会が開催されたこともございまして昨年度より参加者が減っております。また、相撲大会は郡市内の小学生71名の参加が、高校生弓道大会は南九州の3県から267名の参加者でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 剣道のほうが少し減ったということで、相撲大会、弓道大会が今後ふえていけばいいのかなと思います。

2回目ですので反省点とかそういうのはまだ出てこないのかなとかありますが、この2回でどのような、こういうのを変えた方がいいよねとか、そういう反省点が執行部の中であったのかどうか。それと剣道大会ですね、歴史広場一帯ですということ、上じゃなくて下のほうで開催されるということはないのか、また来年も三の丸かなということで、この辺お尋ねをしたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） 大会終了後、「おどんな日本一」武道大会の反省会を5月15日に行っております。それぞれの大会関係者から意見が出されました。まず、剣道大会では全般的には剣道協会と教育委員会との連携が密にとれ、大会もスムーズに行われたということでございました。今後は九州外への参加の呼びかけをどうするか検討していきたいというふうなことでございました。

相撲大会では71名の参加をいただき、たくさんの応援があり、盛り上がった大会でございました。今後はさらに参加者をふやすため飛びつき3人抜き等のイベント性のある競技をPRしていきたいとのことでございました。

また、高校生弓道大会では、高校総体の前哨戦として大会運営を行われ、選手には模擬試合の意識があり緊迫した試合内容であったようでございます。選手の力量が拮抗しておりますして予定時間より1時間ほどオーバーしたようで大会運営について検討していきたいとのこ

とでございました。

今回の剣道大会では昨年の反省点を踏まえ、仮設工事ではありますが水道を布設したため飲料水の確保ができ、参加された選手や応援に来られた方には大変喜ばれておりました。また、アマチュア無線クラブの協力によりまして、ふるさと歴史の広場で開催されたお祭り会場にテレビを設置し、剣道大会の模様を放映し、祭り会場でもごらんいただくようにしたところでもございます。今後は大会会場がそれぞれ別の場所でございますので、そのようなことも踏まえましてさまざまな意見や反省点を参考にさせていただきながら大会の充実を図ってまいりたいと存じます。

以上、答弁いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 時間がないので、いろんなところはお願いということで。見学させていただいたときに団体戦とか個人戦を見てたんですけど、試合会場に入るときに隣で試合をしていますので、そこでがっちゃんこすることがあるんです、入ってくるときにですね。このあたりも協会が決めることだろうと思いますが、そういう意見もあったということで何か協議をしていただければなと考えます。その辺はよろしく願いしておきます。

それと、剣道大会ですけど、これは市長にお尋ねなんですけど、せっかく「おどんな日本一」剣道大会ですので勝者に対して何かもうちょっと日本一の何といいますか景品といいますか、何か考えてですね、違うものでもいいのかなというのもありましたので、大きき的には日本一かもしれませんが、何かかぶとでもいいし、そういうのを市長、考えておられませんか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

「おどんな日本一」全国少年剣道大会、これは御承知のように「おどんな日本一」という海音寺潮五郎先生の小説に由来した題名でございます。よって、あの小説の中に登場する旗、「おどんな日本一」という丸目蔵人佐の旗を模した、そして郷土色豊かなきじ馬の上にそれを乗せているということでございまして、よって、この優勝旗または優勝トロフィーに見合うものは、この小説の中からいただいているということでございます。よって、これを進めてまいりたいというふうに考えております。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） わかりました。真意がわかりましたのでそれでいいと思いますが。

それで、剣道を終わりにして、高校弓道大会のほうにいきます。

あそこで団体選を見たんですけど、保護者と団体戦を見るときに10人立ちをされておりましたので、団体競技というのは5対5でするんですかという話をしたら、はい、そうですよということで、見てたんですけど、人吉市が的の、何ていいますか点数をつけるといひますか、あれは8人立ち用だと思ふんですよね、10人立ちじゃなくてですね。あれ、ここは8人

立ちのはずだが、10人立ちじゃないし、ちょっと狭いよなという感覚で見えておりました。これがもし県高校総体とか弓道大会の中で本当に10人立ちが本当なのかというところなんですけど、8人立ちで設計施工されてますが、なぜ10人立ちでされなかったのかなと。団体戦というのは一度に何人でされるのかというその範囲ですね、それがわかりませんので、そのことについて答弁をいただきたいと思います。

○教育部長（赤池和則君） 本年新たに開催しました「おどんな日本一」高校生弓道大会でございしますが、高校総体を控えた大会ということで高校総体と同じ10人立ちの競技方法で開催をされております。財団法人全日本弓道連盟による弓道競技規則によりますと、射位における選手相互の間隔は、近的競技は180センチ以上、遠的競技は130センチ以上とする。ただし、これによらない場合は、要綱に明示するか、競技開始以前に協議委員長が宣告するとなっております。人吉市弓道場の近的場は、基本的に180センチ間隔の8人立ちで設計されておりますが、10人立ちで試合を行う場合でも150センチ程度の間隔であれば競技に支障がないと、設計時点における人吉市弓道連盟との協議において確認をいたしておるところでございます。

また、弓道の団体戦でございしますが、同規則によりますと、団体戦は3名以上というふうな規定がございまして、大会の規模、施設の広さなどによりましてさまざまな形で実施されております。10人立ち、12人立ちで行われる場合もあるようでございます。

以上答弁いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） わかりました。人吉市でもそういうふうに競技場でできるということを確認しておきます。

次に、観客席についてなんですが、観客席があそこにはないんですよね。市道の前に、境にフェンスがあるんですけど、フェンスに寄りかかって各学校の生徒がいっぱい応援してるんですけど、保護者の方は全然見えないっていう状況で、私もすき間を見つけて、的を、どこに当たってるんだろうかなということで見てたんですけども、応援しづらいっていうのが印象です。来ておられた所のどこの方かちょっと忘れちゃったけど、お話を聞いたら、この人吉市の弓道場っていうのは非常にすばらしいっていう話で、「よか弓道場持っとなっですな」という話だったんですよ。「ここの弓道場は、九州でも上位にランクされるぐらいいいですよ」って。「私たちのところは、的はコンパネに書いてあるやつで、ここは砂で、もう本格的ですね」と、よかですねって、「子供たちも楽しかでしょうね」っていうようないい話を聞いたんですけど、ただ、応援席がないもんですから、応援をしてたんですけど、たまたま、わあって言った子供たちが、的に当たって大喜びしたときに、私もびっくりして後ろへずっと下がったときに車が来まして、そこは車道やったんですよね、市道ですよ。事故がなくてよかったとか、そういうことを考えましたので、あそこに市道が通っております

ので道路の拡幅工事を、今、市道の改修工事をされておりますが、あの手前まで。経済建設におりませんでしたので知らなかったんですけど、あの辺を、観客席をつくるとか、市道を西側に振ろうとか、そういう協議をされたのかなとちょっと思いましたのでお尋ねします。

○教育部長（赤池和則君） 新弓道場建設に際しましては、人吉市弓道連盟や人吉市アーチェリー協会と協議を行っております。その中で、その中には新たな遠的場及びアーチェリー練習場、多目的トイレ、男女更衣室、観客席、母屋、ネット等の設置、バリアフリー化などの要望が上がっておりました。敷地面積の関係や財政面からすべての要望にこたえられないというふうなことがございまして、両協議団体と協議の上、観客席の設置は見送ったところでございます。そういうふうなこともございまして、お尋ねの道路であります現在の西間第9号線につきましては、今回の道路改良工事に際しましても、そのような協議は行っていないところでございます。

以上答弁します。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 残りのことは、今回経済建設に行きましたので、そちらのほうでいろんな質問をしていきたいと考えております。

ただ、もう一点お聞きしたいのが、あそこで大会があるときに、男性ばかりじゃなくて女性の参加もあるんですよ。したら、行ってみたら更衣室というのがないんですよ。女性の方は何かシートみたいなのを広げて、そこでしょっとなさったっですよ。それと、体育館ですか、青少年ホームですか、あの中に全部押し込んであるというふうな状況です。やはり大会をするためにはどうしても、男性だけならその辺にテント張ってよかですけど、やはり女性のことも考えて、やはりあの辺には着がえる場所、そういう所なつつくっていただきたいと考えているんですけど、また、今後いろんな計画をされると思いますので、市長、この辺はいかがお考えでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

多分参加人数が大変想像を超えて多かったということで、男女それぞれ更衣室を特別にあつらえたということではなかろうかなと思います。あの弓道場はもともと、それ以前の弓道場は、まさに女子の更衣室とかシャワールームとかなかったわけですので、あそこにはわざわざ女子の更衣室とシャワールームをつけたところでございます。

以上お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 検討していただきたいということを申し添えておきます。

時間がないので、どうしても。観光についてなんですけど、これは1点でお願いしましょうかね。現在までも観光駅前開発について説明を受けておりますが、その後、進捗状況ですね、これをお尋ねしておきます。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

進捗状況はというようなことでございますが、議員御存じのとおり、昨年度、地域住民の皆様、商店街の皆様、交通観光関係の皆様に御参加いただきましたワークショップの中での御意見や関係者の皆様との協議を踏まえ、ロータリー等の配置等を含む基本計画を策定し、その後、実施設計の作成に取り組んでまいったところでございますが、関係者の御協力をいただきまして、警察との交差点協議もおおむね完了し、土地所有者でございますＪＲ九州様との事前協議も大詰めを迎えておりまして、現在は実施設計の取りまとめを行っている状況でございます。

以上お答えいたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 市長に開発のことでいろいろ聞きたいなと思ったんですけど時間的なものがありますので、私、人吉駅のほうに、レイアウトをいただいたのを持って行って、あそこの中でじっくりと見てたんですけど、中のキヨスクのある待合所ですね、あそこで見ていたんですけど、あそこに入った瞬間に真っ暗で、外は見えんし、これは何で、ここは外の見えんめになったかなと思ってよく考えたら、あそこに格子がついてたんですよ、黒い格子が。牢屋の中から外を見ているような感じになったんですけど、田中市長とか執行部ですね、開発のときにあの中に入って、あの格子があったのかどうなのか。そして、あの格子が何のために設置されたのか。

それと、続けていきますが、ＪＲと協議をいつもされてるというお話をされていますが、どのような協議を、ＪＲのどなたとお話をされておられるのかな。私は市民の目線とか観光客の目線とか、そういうことを大切にして、やはりＪＲの建物であっても提案して、やはり共同で開発していくべきじゃないかなということを考えております。質問出したことによっていろんな答弁があると思いますが、市長に開発ということについて、今言うたことでわかるようなことがありましたら御答弁をいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

工事着工以前並びに工事に入った直後または工事期間中、また完成後、たびたびあの駅前広場並びに駅舎には通っておるところでございます。キヨスクの前にあります格子は連子格子と申しまして、いわゆる和風な建物の雰囲気を出している。京都ではよく見かける光景でございます。よって、九州の小京都と言われる地方でございますので、人吉のまちに沿った和風の雰囲気を出すということで、多分設計、デザインされたのではなかろうかなというふうに思います。これはＪＲ九州が行っておられまして、設計、デザイン者は水戸岡鋭治先生でございます。よって、市が担当させていただきました観光案内所につきましても、同じく水戸岡先生にお願いしまして、連続性のあるデザインというふうにさせていただいたところでございます。

暗いということですが、例えば京都あたりの奥行きのあるウナギの寝床みたいな、京の町屋等々も考えまして、そういう雰囲気を出しているのではなかろうかというふうには私は思っております。ある意味、シックで落ち着いた雰囲気だというふうには私は認識をいたしております。

それから、協議でございますけれども、ワークショップも市民の皆様方と3回行っておりまして、さまざまな御意見を駅前広場にもいただいているところでございます。ＪＲ九州とは、市の担当者とＪＲ九州の営業部というところで細密に打ち合わせをし、その打ち合わせの結果、市民の皆様方の御意見もいただきながらというふうなところで進めているという現状でございます。

以上お答えいたします。（「10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 駅前開発の中で、モニュメントが今のやまぐち弁当さんですかね、のほうに移設しておりますね。そのとき中から、格子があったらなかなか見えないんじゃないかなというの私、感じとったんですよ。できたら、あれを協議の中で、一枚ガラスあたりにしていただいて、中からも外からも楽しめるように協議の中で話はなかったのかなということでこういう質問をしたんですけど、もう今回は駆け足で、市長だけに答弁になってしまいましたけど、もう一点だけ大切な問題が残っておりますので、駅前のことはまた所管の委員会のほうでお話をさせていただきたいと思えます。

今度は、学校教育における通学路ということで、人吉市の学校において通学路の決定、どのような審査にて決定されてるのか。通学路決定後、児童、家庭に対して周知の方法をどのようにされているのか。通学路に危険箇所があった場合、どうしても利用しなければならないときの対策、それとか説明ですね、それをどのようにされているのか。まずお尋ねをしておきます。

○教育部長（赤池和則君） 各学校において通学路の決定はどのようにされているのかという御質問でございますが、現在、小学校におきましては班別登校をしている学校と個々に登校している学校があります。班別登校の通学路につきましては、従来の通学路を町内ごとに児童会やＰＴＡ主催の地区懇談会等におきまして検討し、最終的には学校長が決定をしております。個々に登校している児童の通学路につきましては、保護者が校長に申請し、町内ごとの児童会におきまして地区担当職員と児童が一緒になって検証を行い、最終的には校長が決定をしております。中学校におきましては、自転車及び徒歩通学等がございますが、家庭調査票または通学路調査票にて通学路の安全性を確認した上で校長が決定をしております。

それから、通学路決定後の児童、家庭への周知方法でございますが、児童へは交通安全教室や町内ごとの児童会、または必要に応じて帰りの会におきまして通学路決定だけでなく、交通安全の具体的な取り組みにつきましても指導等を行ってるところでございます。また、

保護者への周知につきましては、通学路の変更があったときのみ文書及び地区懇談会等を活用しまして説明を行なっている学校や通学路を地図に落とし、全家庭に配布した学校などがあり、周知の方法につきましては各学校で対応が違っておるところでございます。

それから、通学路に危険箇所が生じた場合の対策等の御質問でございますが、その危険箇所の内容や規模等によっても対応が分かれてくるかと思いますが、基本的には市の担当課や関係機関、PTA役員、関係町内の保護者などと協議を行い、その結果を保護者へは文書及び臨時説明会等において通知及び説明を行い、児童・生徒へは直接指導をしておるところでございます。

以上答弁いたします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） 丁寧にありがとうございました。それでは、去る4月28日、人吉東小学校にて学校と家庭の交通安全リーダー証交付式というのがありました。ここで、児童の誓いということで、信号を守る、交通ルールを守る、道路を渡るときは安全確認をする、道路で遊んだり、飛び出したりしない、自転車に乗るときには危険な乗り方をしないというようなものでありました。ところで、各学校で指導されているということなんですが、願成寺町国道445号線において、登校のとき左側登校をしているという市民からのお話がありましたので、左側登校を行っているのか、いないのかについて答弁をお願いします。

○教育部長（赤池和則君） 国道445号線の北願成寺町ごんどう小児科医院前の通りでございますが、ここは道路の両側に路側帯がございまして、当然歩行者は右側通行をしなければならない道路でございます。左側通行の児童・生徒がいるというふうなことでございますので、今後は安全面から右側通行の指導を徹底してまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） ここで、交通ルールにかかわることってということで建設部長にお尋ねをいたしますが、道路の路側帯について、道路交通法というのがどのように規定されているのかお尋ねをいたします。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

道路の路肩寄りに引かれております区画線を外側線といいまして、この外側線の外側の部分につきまして路側帯と規定されております。

また、道路交通法第2条では、「歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう」と定義をされておまして、第17条第1項では、原則として、車両は路側帯の通行は禁止をされております。路側帯は道路の幅員や車両、歩行者の通行状況などにより、例えば道路の両側とか片側に設置している

ところでございます。

以上、お答えとします。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 10番。

○10番（福屋法晴君） ありがとうございました。この路側帯について私の認識も変わってきました。そういうものがあつたのかなと、今お聞きしてわかったわけですけど、その現場というのが、子供たちは左側を通り、高校生、民間は右側を通るというような状況なものですから、やはりこのような、この路側帯のあり方という、この指導というのを徹底していただく必要があるのかなと考えます。

はしょっていきますけど、3月議会のほうで西校区、あそこの安全登校ということで田中市長が努力されて、緑のラインですね、歩行者が優先に通れるということで緑のラインが今、引かれておりますけど、やはりこの路側帯というのは、一般市民っていうのはわからないと思いますね。左側に路側帯があつたから、右側に引いてないから、じゃ左側を通行しなさいっていうのは、人吉市民で、恐らく99%知らないと思います。私も引いてあっても、引いてないほうの右側を歩いてましたので、これが交通規則では間違いということを初めて今回知ったんですけど、やはりこの徹底指導をするためには、学校ではばらばらの指導になってしまうと思うんですよね。せっかく田中市長がああいう所に緑のラインを引かれたんですから、2本引けない路側帯だったら1本、緑のラインを引くことによって、こちらの路側帯は安全なんですよ、市民もわかるようにやはりするべきじゃないかな。両方あったら、じゃどちらでも歩いていいんですかっていうことなんですよ。結果的にそうなんですよ。右にも左にも引いてあったら、右側通行でも左でもいいんで、これ言いわけみたいなものなんですけど、両方にあった場合には右側歩きなさいというのが規則だろうと思いますし、なかったらそちら側を歩きなさいということだろうと思いますから、やはり子供たちの命というのは非常に大切なものです。やはりこの路側帯のあり方っていうのを学校教育の中で、小学校、中学校、高校、それからまた民間に対しても、すべて徹底させる。そういうのが必要になってくるんじゃないかなと思います。私が知らなかっただけで、ここの執行部の方は全部知ってるんだ、議員の方は全部知ってるんだと言われるかもしれませんが、そのあたりを田中市長、今後、緑のラインをつくるのかどうか。最後に答弁をいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

緑の安全帯についてでございますが、3月にも答弁いたしましたように、学校関係者によりますと好評でございますので、順次取り入れていくように関係各課と協議をいたしてまいりたいと思います。

ただ、緑の路側帯を設けますと、これは一方かただけでございますので、行き帰りは右左になると。路側帯が左右にありますと、行き帰り右の通行になるということでございます。

以上、お答えといたします。

○10番（福屋法晴君） 終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午後4時33分 休憩

午後4時46分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

5番。

○5番（笹山欣悟君）（登壇） 5番議員の笹山でございます。先ほどまで傍聴席もかなりにぎわっていたようでありますが、大変寂しくなりました。最後でありますので、時間が約、もうやがて5時になりますけども、晩酌の時間には間に合うように終わっていきたいと思っておりますので、執行部の皆さんの明確な答弁をお願いして、通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。

今回、通告しました項目は、市長の施政方針より4項目、それから市民の声から1項目でございます。

まず、議第58号、それから議第59号についてでございますけども、この議案につきまして、委員会の審議の議案でもありますので、所属の委員会が違うということで、一応、議案質疑程度で確認をしておきたいと思っております。

まず、議第58号人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、なぜ今議会の提案になったのでしょうか。これを一点お尋ねをしておきたいと思っております。

次に、議第59号人吉市補助金等基本条例の制定についてであります。この条例につきましては、補助金制度検討委員会からの見直しに関する提言を受けての条例の制定であります。3月31日に提言書が提出をされまして、5月の全員協議会の中でその提言に関する説明が行なわれているところであります。そして、今議会の条例の提案でございます。提言がなされて2カ月ほどしか経過をしておりますけども、この期間に、この間に執行部としてはその提言書をどのように検討されたのでしょうか。十分な検討をされて提案する時間があったのでしょうか。非常に疑問の部分があるところであります。

そこで1点目に、この提言を受けてからこの2カ月間、この間にどのような検討をされてこられたのでしょうか。2点目に、提言書の中では理念、それから原則を条例化して、位置づけを明確にする必要があるというように述べてあります。あえて条例化をする必要があるのでしょうか。私は、条例化をしなくても規則の中にきちんとうたい込んで運用すれば、十分にこの理念、原則を規則の中で使命を果たすのではないかと考えるところでございます。

3点目に、条例案としての上程については、2カ月ということで余りにも早過ぎるのではな

いかと考えておりますけれども、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。それからまた、条例として十分な審議がなされたのでしょうか。その点をお尋ねをいたしまして1回目を終わります。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

まず、議第58号についてでございます。なぜ6月議会での提案になったのかという御質問に対してお答えをいたします。

議第58号は、職員の勤務時間について、平成21年7月1日から1日7時間45分、1週38時間45分に改定することを骨子とし、国の改正法の4月1日施行に伴い、関連条例の一部改正を行うものでございます。

今議会で提案した理由についてでございますが、当初は人事院勧告や国の改正にならい、市におきましても4月1日施行に向けて検討を進めてきたところでございます。しかしながら、100年に1度と言われる景気後退により管内の雇用情勢の悪化が懸念され、情勢の見極めも困難な中で、実施時期として適切ではないとの判断をしたところでございます。また、球磨郡内におきましても、本市と同様の理由により全町村が実施を見送るという状況にもありましたので、地域の実情も踏まえ、3月議会提案は見送ったという経緯がございます。

なお、実施見送りに当たりましては、市長から直接経緯の説明を行なうなど、職員組合とも協議をし、理解を得てもらっているところでございます。管内の雇用及び経済状況は、依然として厳しさが続いているところではございますが、人事委員会を持たない本市におきましては、職員の給与、勤務条件につきましては国に準じた運用を基本としているところでございますので、今回の提案につきましては、議員各位の御理解を賜りたいと考えているところでございます。

また、県内自治体の状況を見ましても、県内14市中、12市が4月1日に実施済みであり、郡内においても5町村が6月1日から実施、4町村が7月1日から実施予定という状況でございますので、本市におきましても今議会に条例改正案を提案させていただいた次第でございます。

議第59号補助金等基本条例に関しまして御質問をいただきました。3月に提言があり、執行部としてその提言をどのように検討したのか。条例規則でもよかったのじゃないか。6月提案は早過ぎるのではないか。また、条例として十分に審議してきたのかという御質問でございます。

お答えいたします。御提案申し上げております補助金等基本条例でございますが、人吉市が交付する補助金の最も基本的な部分、すなわち理念でございますので、地方自治体が定める法令の中で最も上位である条例に位置づけ、本市の考える補助金のあり方を明確にするものでございます。

若干答弁の順番が少し変わっております。申しわけありません。3月に出されました補助

金制度検討委員会の提言を受けまして、執行部といたしましては提言内容を最大限尊重し、抜本的に見直して公平・公明な補助金制度の確立を図るとの結論に達したところでございます。その後、行政経営会議において報告を行い、この提言が示した方向性を確認し、補助金の見直しを平成22年度予算に反映させることといたしたところでございます。

6月議会に提案した理由でございますが、見直し結果を平成22年度予算に反映させるためには審査期間を十分にとる必要がございますので、今回、6月議会に御提案をさせていただいたものでございます。条例につきましては、法令等審議会で審議をまいっております。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 議第58号については、人事院勧告もしくは国の改正にならって、4月1日実施に向けて検討はしてきたけれども、先ほど答弁にありましたように、管内の雇用情勢等の悪化、そういった等を踏まえて実施時期が適切でないと、そういった判断からこれ見送りをされたというようなことであります。

ただ、この件につきましては、昨年の8月に人事院が勧告した、そういった内容を見ますと、職員の勤務時間については民間と均衡させるべきものであって、全体的な調査結果によると、1日7時間45分、1週は38時間49分、平成16年から20年までの調査結果はその状況で安定的に推移をしてきておると。そういった状況の中から、平均的には1日7時間45分、1週38時間48分、そういったことで職員の勤務時間より1日15分程度、また1週1時間15分程度短い水準で民間のほうが定着しておると、そういったことがあろうでございます。

また、勤務時間の短縮につきましては、やはり地域活動の充実と、そういった部分も、広く仕事と生活の調和に寄与すると、そういったことを踏まえながら21年の4月1日の実施をめどとして勧告をしたような状況があると思っております。そのようなことから、国としては平成20年の12月26日に法律の公布をして、平成21年4月1日から施行されたと思っております。

県内の自治体においても、先ほど答弁ありましたように、14市中ですね、12市は4月1日実施をしておると。また、郡内においても5町村が6月1日から実施しておると、そういった状況が出てきておるわけですね。そういった管内の雇用状況の悪化等からこれ見送ったというふうな状況でありますけれども、ふたをあけてみれば3月に上程をされとったのがほとんどであると、市においては、町村においては、多分半数ほどは見送った状況があると思っておりますけれども、そういった状況があるようであります。

そういったこと、また今までの執行部のこういった人事院勧告等に対する取り組みについては、やはりそういった県内の各市の状況等を勘案をしながら、また見ながら、調査を進めながら同じような状況で提案をしてきた、そういった私は経過があると思っております。そういった状況から見れば、やはりもう少し十分に調査をしながら3月に上程すべきもので

はなかったのかなとちょっとは思っているところでございます。

ただ、この人事院勧告につきましては、基本的には、先ほど答弁ありましたように、国に準じた運用を基本としながらこれ実施をされる。また、今後もそういった他市の状況等の情報収集も、これ十分に行いながら取り組んでいただきたいと、今までのような、しっかりとした調査をしながら取り組みをしていただきたいと、そういったことを思っておりますので、今後そういった部分を十分に踏まえてお願いをしたいと思っております。これについても委員会の審査がございまして、あえてこれを質問をする予定はございませんので、これについてはそういったことを申し添えて終わっていきたいと思っております。

そこで、議第59号の補助金等基本条例についてでありますけれども、これについては、補助金制度検討委員会の提言をそのまま受け入れてしまっていると。こういった提言があったのでそれを十分に検討したけれども、そのとおり受け入れるのが、本当に今からの補助金のあり方としては正しいと、そういったことを受け入れてするほうが一番ふさわしいというようなことで、そういった形でされたのかなと理解をしております。ただ、私としては、その提言をそのままこういった形で受け入れるのではなくて、もう少し執行部のほうで十分にこれ検討しながら、この提言の中で生かされる部分、ちょっと疑問に出てくる部分、そういった部分をもう少し十分に、精査をして、議論をやって進めることが必要ではなかったかなとちょっと思っているところであります。

確かに、この提言書、内容を見てみますと、今までの補助金のあり方、そういった補助金の問題点から、また今後のそういった補助金制度としてのあり方、また、そういった部分、そして補助金の原理原則、そして見直しはどういったことをしなければいけないとか、必要な視点等については、本当に項目ごとによくまとめてあると思っております。ですので、この提言については、私も今後の補助金のあり方については評価をするところであります。

ただ、そういった補助金の性質上を見たときに、この補助金については執行権者の権限内に属する事項と、そういった部分が入ってくると思っておりますので、そういった権限内に属する事項をあえて条例化する必要があるのかなと。やはり権限内に属する事項については、基本的には規則で定めて運用するのが正しいあり方かなというふうに考えるところでもあります。

そこで、執行部のほうで原理原則は補助金のあり方として条例化したほうが一番望ましいというようなことで考えていらっしゃるようですので、それはそれで、そういった執行部の考えであれば問題ないと思っておりますが、ただこの補助金の条例の中身をちょっと、そういったことを踏まえて見てみましたときに、基本的にはこの条例、提言書にうたってある原理原則等をこの条文の中にうたい込んでしてある状況がありますけれども、ただ、この第5条に、補助金等の審査機関ということで、「前条の見直しを効果的に行うために、補助金等の審査を実施する機関として、人吉市補助金審査委員会を設置する」というような審査機関の設置

をうたってあります。となれば、この補助金の審査委員会、この補助金の審査委員会の位置づけというのはどういった位置づけで考えていらっしゃるのでしょうか。まず、それを1点、確認をしておきたいと思っております。

○総務部長（深水雄二君） 御質問にお答えいたします。第5条の人吉市補助金審査委員会というのがうたってあるけども、この委員会の位置づけは、という御質問でございます。

任意の補助金の審査を行う人吉市の附属機関として位置づけを行うものでございます。

以上お答えいたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 任意の補助金の審査を行う人吉市の附属機関、附属機関としての位置づけということであります。その附属機関ということであれば、この審査委員会というのは、委員会の条例を制定する必要があるんじゃないでしょうか。そのことについてはどうお考えでしょうか。

○総務部長（深水雄二君） 御質問にお答えいたします。

議員、御指摘のように、補助金審査委員会は市の附属機関ということでございますので、委員会の設置につきましては、議員、御指摘のように条例で定める必要がございます。そのため今回、御提案申し上げております補助金等基本条例において委員会設置の条項を設けているところでございます。いろんな委員会がありまして、委員会独自の条例もありますし、いろんな条例をうたいながら、その中での条例の中で委員会が入ってる場面もあろうかと思えます。

なお、詳細につきましては、別途要綱等で定めさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 委員会については、条例で定める必要があると今答弁されましたよね。と答弁されながら、別途要綱等で定めるというふうに答弁されましたけども、今ちょっと理解できなかったんですが、もう一度詳しく教えてください。

○総務部長（深水雄二君） 別途要綱等と言いましたのは、詳細、委員会の構成といいますか、人数とかそういうふうな、実際にやっていく上での実施の要綱、これについては別途定めてやっていきたいと、そういうところで答弁をしたところでございます。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） ということであれば、例えば、確認したいと思いますが、補助金審査委員会、いうなれば、私とすれば補助金審査委員会条例、補助金審査委員会の設置条例ですよね、その条例は必要ないということですね。

○議長（大王英二君） 暫時休憩いたします。

午後5時7分 休憩

午後5時33分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○総務部長（深水雄二君） お疲れのところ議員各位には長時間の時間を費やさせていただきました。まことに申しわけありませんでした。先ほどの議員の御質問に対して答弁させていただきます。

御指摘のとおり、第5条の補助金等の審査機関のところでございます。審査委員会につきましては、地方自治法138条の4、これは附属機関の設置をうたっております。これに基づき条例の制定が必要でございますので、条例の制定を速やかに行っていきたいと思っております。

なお、附則につきましては、条例との整合性がとれませんので設置条例が制定されるまでは凍結させていただきたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 今、総務部長の答弁から審査委員会については条例の設置が必要であるというふうな答弁をいただきました。こういった条例等を見ながら、やはりこう、そういった地方自治法にうたわれている分から一応いろいろとやっぱし私も見てみて必要ではないのかなというようなことで判断したものですから、その辺を必要なのかどうかを確認したところであります。今後設置に向けて速やかに検討していくというふうなことで答弁いただきましたので、これ以上この条例についていろいろと質問をするのはもう避けたいと思っております。基本的には総務文教委員会の審査項目でもありますので、そういった私がこの条例について、確認をしておきたい部分、その部分だけについて質問をして、この条例については終わっていきたくて思っております。この基本条例そのものについて私はいろいろと問題があっっておかしいんじゃないかなというふうな考えで質問したわけではございませんので、そういった分については御理解をいただきたいと思いますと思っております。

次に、国の経済危機対策が及ぼす人吉市への影響についてということであります。

このことについては、市長の施政方針の中で述べられておりますけれども、国家において総額14兆円を超える大型補正予算が成立をしております。また、県議会においても過去最大の656億円の補正予算が提案をされようとしているところであります。国の経済対策に連動した公共事業や雇用対策、また、産業基盤整備などの事業を積極的に盛り込んでいるようでありまして、財源としては国庫支出金、国の地域活性化公共投資臨時交付金、地域活性化経済危機対策臨時交付金等を充てておって、県債についても地方交付税で全額充当されると、そ

ういった状況の中で県の補正予算については基本的にはすべて国費で賄われるような状況があるようでございます。

5月8日に開催されました全員協議会におきまして、国の追加経済対策については説明をいただいているところであります。その説明の中で地方自治体への配慮としては約2兆4,000億円、地域活性化経済危機対策臨時交付金が1兆円、そのうちの人吉市の配分予定額としては約1億9,500万円程度になると。地域活性化公共投資臨時交付金が1兆4,000億円というようなことでありました。地域活性化公共投資臨時交付金事業及び各省庁による経済危機対策に対する事業については要綱等が不明のために判明次第取り組む予定と、そういったことで説明をいただいたところであります。

そこで、その説明の中では地域活性化経済危機対策臨時交付金事業については、6月定例議会に提案予定というようなことで説明があっておりますが、今回のこの補正予算にどのように提案をされているのか御説明いただきたいと思いますと思っております。

また、地域活性化公共投資臨時交付金事業及び各省庁による経済危機対策に対する事業については先ほど豊永議員の一般質問の中でも出てきた部分もありますけども、どのような事業について取り組みを進める予定なのか、恐らく今の施政方針を読む限りは今検討中ということで、なかなか具体的な部分はまだはっきり確定していない、そういった部分もあると思いますけども、ある程度そういった今の中で具体的な事業等がわかっている部分があれば説明を、簡単に結構ですので説明いただきたいと思いますと思っております。

そして、そういった部分で人吉市として、人吉市に対してどの程度の影響額があるのか、その辺がある程度判明しておれば説明をいただきたいと思いますと思いますけども。

以上3点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君） 笹山議員の御質問にお答えいたします。

経済危機対策関係の経費の計上を今回補正に上げているのかどうかということも含めましての関連の御質問にお答えいたします。

5月8日の全員協議会におきまして、6月補正にて対応したいと御報告を申し上げております。

まず、1点目、6月補正予算を調製する段階では国会において関連法案を含め審議中であったこと、二つ目、各省庁が実施予定の独自事業——補助事業です。については、その事業内容について詳細が不明であったことなど、三つ目が、地域活性化経済危機対策臨時交付金約1億9,500万円については配分予定となっているものの、地域活性化公共投資臨時交付金については詳細が不明であったことなど、より確実な内容を把握して補正計上することとしたところでございます。したがって、今回の6月補正予算には計上をいたしておりません。

人吉市の要望しております国の補助事業でございますが、主なもので、デジタル・ディバ

イド解消としてブロードバンド・ゼロ地域解消のための整備、スクール・ニューディールとして校舎耐震化の前倒し実施及び太陽光パネルの設置などでございます。

また、約1億9,500万円の配分が予定されております地域活性化経済危機臨時交付金につきましては、国の補助事業や地域活性化公共投資臨時交付金と調整を図りながら充当してまいりたいと考えております。

なお、追加要望や補助事業の採択の状況により事業量の変動も考えられますが、現在のところ国の補助事業への、一応要望額です、要望額は8億円程度でございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 今回の6月補正予算には計上をしていないということですよ。そういった計上されない理由等も今説明をいただいたところであります。

ただ、今回、こういった形で国の補助事業にいろいろこう、資料を見るとあらゆるいろんなメニューがある中で、人吉市としてそういった手を挙げられるもの、そういった部分は恐らくいろんなそれぞれの関係各課で手を挙げながら一応検討を進めておられるのかなと思っています。

ただ、県が、今回の県が県議会のほうで、この県議会の656億の補正予算を、補正予算としてはきちっと臨時交付金事業等の部分がある程度見積もって今回県議会は補正を上程してあるわけですよ。それを見たときにやはり自治体としてはそういった部分の補正の取り組みがやっぱり早めにできなかったのかなとちょっと思うところなんです。幾ら国のほうで補正をそういった形で成立しても、結局自治体におりてくる場合にはそれから結局おくれてやってくる。やっぱり2カ月から3カ月後に結局はそういった国からの内示等があってそれからしか進まない。そういった状況があるのかなと思っています。

ですので、今後こういった今から人吉市として要望される部分については恐らくかなりの8億程度というようなことで、かなりの大型補正がまた組まれるのかなと思っています。これについては大体9月の定例議会までかかるのかな、どうなのかなと思っていますけども、大体そういったヒアリング等で大体国からの確定するのが大体いつごろということだと思っていらっしゃるのか。また、例えばそういった場合にこの8億については例えば専決をされるのか、臨時議会で採決をされるのか、その辺のスケジュール等については今後どういうように取り組みをされる予定なんですか。

○総務部長（深水雄二君） お答えします。

今後、スケジュールという形の御質問かと思えます。やっぱり事業が本当に急を要するといえますか、国の関係がありますのでこちらが動くわけにはいきませんが、今後の対応につきましては地域活性化公共投資臨時交付金や補正予算書の予算差異の内容、また、国における補助事業の採択状況を見きわめながらできるだけ早い時期に、もしできれば臨時議会と

かそういう形でも、もしまとまっていくならば早い時期に予算化をお願いしたいと考えておるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） できるだけ早い時期に予算化をとということでありますけども、やはりこういった、国がこういった経済危機の対策で打ち出す部分についてはやはりそれを早く自治体においても取り組む必要があるのかなというふうに思っているところであります。やはり早めに取り組むことによって地域の自治体、地域のやっばし経済の活性化、また、雇用の対策・安定、そういった部分につながる部分がありますので、ぜひ早めにいろんなやっばできる部分はメニューに取り組んでいただいてある程度明示をいただきたいと思っているところであります。

ただ、今回のこういった今若干の説明をいただきましたけども、結局こういった今回の補助事業については結構ハードな事業がかなり多いのかなと思っております。ハードな事業の中でこういった対策を打ち出しているわけですけども、そういったハード事業をやった場合に後でまた今度は自治体でまた持ち出しをする部分が出てくるのかなって、そういった部分がちょっとついてくるのかなとちょっと思っているところであります。すべてがこういった補助金で賄えるのかどうか、そういった部分がちょっとわからない部分もあるんですけども、これについては具体的にこう、その事業事業のある程度予算がはっきりした時点でまた改めてちょっと質問をしていきたいと思っておりますので、今のところなかなかまだわからない状況があるようですので、これについては今後またはっきり次第質問をしたいと思っておりますので、今回は終わっていききたいと思っております。

また、次に、入札のあり方と公契約条例の制定についてということで通告をしております。

公契約条例につきましては、平成19年6月議会におきまして一般質問を行っているところであります。その当時、私は条例案等も参考資料として提示をしながら質問をしたところであります。

当時の質問におきまして、市長のほうからは「公契約条例の制定については適用範囲、請負業者等の実情とさまざまな実態についての検討、研究が必要である大きな課題であると認識している。また、政策入札制度の導入については、評価基準の設定などがかなり高度な入札制度であると考えており、今後貴重な意見としてとらえ、情報の収集を図ってまいりたいと考えている。公共工事や業務委託など市が行う契約のもとで公正な労働基準が実現しているかとの質問については、いずれも労働基準法及び最低賃金法などの国内法のもとで労働条件の適正な確保を図られていると考えているが、調査・研究をしてまいりたいと考えている」、そのように御答弁をされているところであります。一般質問からちょうど2年がたったところでありますけども、こういった公契約の条例について、これまでにどのように検討

をされてこられたのか、それをお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君） お答えします。

2年前にも質問されて、その後どのような調査、研究、検討をしてきたのかというような御質問でございます。今の御質問では大きく3点に分かれると思います。

まず、1点目の社会的価値の実現に資するための自治体契約制度のあり方に関する基本条例制度の導入につきましては、ILO条約では、公契約の中に労働者の労働条件を確保する条項を設けることが義務づけされております。しかしながら、労働者の労働時間、最低賃金及び雇用条件などについて条例化することは自治法上の地方公共団体の契約という場合、地方公共団体が私人と同等の地位において行うものでありまして、その契約自由の原則を基本とする中で、労働条件へ公共介入するのは事業者と従業員の適用関係に支障のない法的監督権限を持つところで行うことが適切であると判断しており、条例化いたしますのは現時点では難しいと考えておるところでございます。

二つ目の価格、入札から転換を図るための政策入札制度の導入につきましてはどのように考えているかという点でございます。現在、価格と品質が総合的にすぐれた調達を実現することを目的とした総合評価方式の導入につきましては、県からも積極的な支援や要請もあっておりまして、研修会等へも参加しながら現在導入につきまして検討している段階でございます。その評価基準の一つとして、障害者の雇用状況、男女共同参画の実施状況、ボランティアの実施状況などを採用して落札者の決定に資することは可能であると考えられます。

三つ目の公共工事や業務委託など、市が行う契約のもとで公正な労働基準が実現しているかという点でございますが、現在、個々の契約において労働条件の内容チェック等につきましては調査はしておりませんのでお答えはできませんが、その実現化を目指して労働基準監督署等の指導、啓発が行われているのではないかと考えております。

以上、質問にお答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） やはり公契約条例の制定については、なかなかやっぱしハードルが高いというように判断されておられるようでありまして、非常に難しいのかなというふうな状況でございます。

ただ、公契約条例につきましては、今少しずつそれぞれの自治体で取り組みのほうで進んでいる、そういった自治体も実際ありますので、そういった部分についてはぜひ、条例化とまではいきませんが、そういった方向に向けた取り組みの姿勢というのが私は必要なのかなと思いますので、その辺を検討していただければなというふうに思っているところであります。

平成19年から市長の方も入札制度改革についてはかなりこう、取り組みを進められてきていると思っております。基本的には市長のマニフェストに上げられて、入札制度の改革とい

うようなことで取り組みをされておりますけども、ここで一応確認をしておきたいのは、その入札制度の改革については今までどのような改革をされてこられたのか、この改革の今までの部分について確認をしておきたいと思ってます。

○総務部長（深水雄二君） お答えします。

入札制度の改革について、市長のマニフェストにも掲げられているんだが今までどのような改革がされてきたのかという御質問でございます。

まず、平成19年7月1日からの入札分から予定価格の事後公表を実施いたしております。そして、平成19年10月1日から抽出された工事について法令を遵守して公正な入札及び契約手続がなされているかを第三者が審議する入札監視委員会を設置しております。また、職員に対しましては、人吉市職員からの公益通報処理要綱を平成20年4月1日から施行しまして、談合、不正に関係した職員などに対しての内部通報制度を設けております。これからも公平・公明・公正な立場で入札制度改革を推し進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 実際、今回策定されました第4次の行政改革大綱、行政改革戦術計画書ですよね。その中でも40項目、今回、今年度から3年間の計画の中で40項目取り組みを具体的に掲載してありますけども、その中の25項目めに入札制度の充実というような形で取り組みをされております。引き続きそういった入札制度の改革を進められるというようなことだと思っております。今までそういった形で制度の改革についてはされてこられたようでもありますけども、やはりこうさらにそういった公平・公明な入札とか、あとはそれに加えて入札事務の簡素化とか効率化、そういった部分もやっぱり必要になってくると思っております。そのような中で、この戦術計画書に書いてある部分については結局談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底、入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保、それから一般競争入札の導入、こういった部分を取り組み項目として掲載をされているようであります。具体的な部分というのはまだ戦術計画書の中身はまだわからない部分があるようでもありますけども、今回、私がここで取り上げたいのは、戦術計画書には基本的には公共工事等の入札部分が基本的にそれを中心として入札制度改革の充実というような形でこう書いてあるわけなんです。ただ、公共工事等の入札ではなくて、今回は私、庁舎の清掃の委託、もしくは給食調理とか給食配送、そういった労務提供型請負業務、そういった部分での業務委託の入札のあり方ということでちょっと今回質問をしていきたいと思っているところなんです。

このような労務提供型請負の業務委託については、やはり委託の目的が基本的にはコスト削減であると、そういった考え方から、安い価格を提示した業者に委託をするとそういったことで、基本的には低価格競争が起きて最終的にはそういった低価格競争の中で働く労働者の方は労働条件の結局劣悪化、そういった低賃金の中で労働を強いられる、そういった状況

につながっているのかなというように考えるところであります。

給食の配送業務です、これが平成20年から指名競争入札というふうなことでなりました。3月議会の平成20年度一般会計補正予算においても給食配送業務等の委託料の入札残、委託料の減によってこのとき570万円ほどの減額ということで計上されておりました。で、この570万の中にはそういった給食配送業務の委託料だけではなくてほかの部分の委託料等も含まれての減額でありますけども、基本的にはそういった給食配送業務の委託料がかなりの部分を占めとったんじゃないかなと思っております。そういった部分で言いますと、そういったかなりの、予定価格よりも、予定設計価格よりもかなり低い価格で入札をされた配送業務の委託料が、そういった状況があるのかなというふうに思っているわけなんです。

そして、今年度、今年度の入札におきましては、昨年落札をされた業者と違って、また違う業者が今回は落札されたようであります。で、今回落札された業者の方もやはりこう、話を聞きますとやっぱかなりの低価格で落札されたと、そういった話をちょっと聞いたところでありますけれども、このように昨年の業者の落札された業者、またことし落札された業者が違ったと、そういったことで実はそこで働いていた給食配送業務の運転手の方の問題がちよっと発生したわけなんですね。昨年はそういった形で運転手を落札された業者が新しく運転手を雇用されて給食の配送業務をされとったというふうな状況があります。ところが、今回は昨年落札した業者が引き続き今年度も落札するかわからない、そういった状況もある中で、運転手の方は恐らく同じ業者が落札されるんじゃないかなというふうなことで引き続き雇用されるというふうに若干思われてされとった部分もあるようでありますけども、ところが、入札があるまではなかなかどうなるかわからないと。もし、落札できなかった場合に新しい仕事を見つけるとしても、もし落札したらばそこにまた働くと、雇用してもらおうと、そういった状況の中でどうしてもほかの部分の就職活動ができないと、そういったような状況でその落札の結果を待たれたような状況もあるようでございます。そうしたときに新年度に入って入札が行われて別の業者の方が落札をされたというようなことで、今年度落札された業者については自分の会社の方を運転手として新しく配置をされましたので、昨年雇用されとった運転手の方が職がなくなると、なくしてしまったというふうな状況が出てまいりました。ですので、4月の年度に入ってから状況が始まったもんですから、そこで職がなくなったというようなところで就職活動をして、もう4月の中旬過ぎてますのでなかなか就職活動をしてなかなか就職できない、職がない、そういった状況の中で、実はそういった状況の中でどうしたもんだらうかということで労働相談があったもんですから、ここでちょっと取り上げたところなんですけども。

そういった給食配送の昨年とことしの例を見た場合に、そこで雇用される、雇用される運転手等の方の雇用の不安というのが一番あると思ってるんですね。1年1年本当に不安を抱かなければいけない、そういった状況の中で給食配送のそういった入札のあり方、それに

についてはどうなのかなってちょっと思うわけなんですね。

例えば、入札の実施日とか期間とかそういった分がどういうふうになっているのか、もしくはそういった入札をやって委託する場合にやはり1年しかできないのか、例えば数年の委託をすることができるのか、その辺がどうなのかなというふうにちょっと考えるわけなんですよ。そういった雇用される方の不安等をちょっと考えたときにですね、その辺については実際昨年どうだったのか、ことしどうなったのか、入札のあり方としてその辺をちょっと教えていただければと思いますので、お願いいたします。

○教育部長（赤池和則君） 平成21年度学校給食輸送業務委託の入札につきまして、お答えをいたします。

まず、業務の委託期間でございますが、平成21年4月6日から平成22年3月26日までとなっております。入札実施日等についてでございますけれども、4月1日に指名競争入札通知を送付いたしまして、4月2日入札説明会、4月6日に入札、同日契約をいたしまして、4月9日から給食輸送業務開始となっております。

議員おっしゃいますとおり、平成20年度の給食輸送業務は3月26日に終了しておりますので、平成20年度に輸送業務に従事していただいた方は平成21年度の入札が実施され委託業者が決定するまでの期間、引き続き輸送業務に従事できるかどうかわかりませんので就職活動が難しい状況にあったというふうに思います。

委託期間についてでございますが、平成20年度は4月4日から3月26日まででございました。委託期間の考え方でございますが、地方自治法により会計年度が4月1日から3月31日までとされ単年度予算主義を原則としておりますので、業務契約期間も4月1日から3月31日までの期間を限度として契約を結ぶこととなります。また、業務を行うために特殊な設備、施設、機械等を必要とする業務においては単年度契約は適していないとなっておりますが、学校給食輸送業務はその特殊性がないため年度ごとに入札を実施し業者を決定しまして、業務委託契約を締結し、輸送業務を実施しておるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） どうしても特殊な業務ではないので単年度しかできないというように聞こえますよね。ただ、その給食の配送業務というのが、私は、学校給食の、学校教育の中で学校給食というやっぱし位置づけがあると思うんですね。子供たちの食の安全を、食をきちっと安全に提供する、そういった部分の役目があるのかなというように考えます。それで、そういった場合に単年度、単年度の入札を行って、毎年、毎年違う業者がとって、きちっとした食の、子供たちに対する食の提供ですね、安全に運ぶことができるのか、それをちょっと疑問に思うわけなんですよ。その辺を例えばそういった学校教育向上の立場からでもまた別のそういった違った考えをすることができないのかなとちょっと考えるわけなんです。

ただ当たり前のそういった、同じ当たり前の一般的な単年度契約のあり方、それはもう当然、地方自治法上、定めてあればそれは当然だと思いますけども、でもそれでも本当にこう、そういった雇用者の不安とか、雇用の不安とかそういった部分を考え、また、学校教育上のそういった給食のあり方を考えたときに、それで本当に子供たちが安心してできるのかなというふうにこう、私は疑問な部分があるわけなんです。

恐らくこういった部分については庁舎の清掃業務等、そういった部分についてもやはりこう、恐らくいろんな業務を委託をされているのかなと、給食配送業務に限らず、思っているところですけども、やっぱりほかの清掃業務等についても恐らく単年度契約かなと、今の地方自治法の説明を聞けば単年度契約でしようがないのかなというふうにこう思っているわけなんです。そうした場合にやっぱりそこで働く人たちは1年1年不安を覚えながら、その1年1年仕事をされている状況がある、そういうように思ってます。

そこで、そういったほかに給食配送業務と同じような入札のあり方はほかにやっぱりそういった清掃業務等こういった業務があるのか、また、やはり同じような入札をしているかどうか、その部分についても確認をしておきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○総務部長（深水雄二君） 議員の御質問にお答えします。

委託している業務ですが、庁舎、水道局、カルチャーパレス、公園等の施設の清掃業務などがございしますが、行政財産を所管する課もしくは局においてそれぞれ契約をしております。

これらの契約では4月の年度当初に入札を実施しておりますが、議員から御指摘がございましたように、契約の相手方が決定するまでの期間は就職活動が行えなくなるような状況になるのかなと考えます。

今後どうしたら入札を3月中に実施することができるかなど、新年度の契約の相手方が早く決定できるような仕組みといたしますか、方策、これについては勉強もしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） ぜひ、どうしても単年度の入札しかできない、また、4月1日から3月31日までの期間でしかできないということであれば、どうしてもやっぱりそういった難しい部分が出てきますけども、先ほど総務部長が答弁されましたようにそれを検討していきたいと、何とかそれを解消できるような方向で検討していきたいというふうな答弁がありましたけども、やはりこう、ぜひそういった方向で検討できないかなと思っております。やはりこう、こういった状況の中で労務提供の請負として仕事をされる方については本当に1年1年本当にこう不安を覚えながら仕事をされる、そして生活の安定もなかなかままならない、そういった状況がありますので、そういった部分を行政の責任としてやはりこうきちんと考

えてやる必要があるのかなって思います。やっぱり行政が行政の責任として果たす分をその法律の中に基づいてできる範囲の中で最大限の努力をすることによってそういった人たちの安定が図られる部分も私はあると思いますので、ぜひそのようなことができるのであれば、そういった取り組みを検討していただくようお願いをしておきたいと思っております。

それで、やはりこう、どうしてもそういった今のそういった入札のあり方、それを考えてみますと、どうしてもやっぱり一番低い金額で落とした、そういった金額で落とした業者がやっぱり落札をすると、そういったことになりますけども、やはりこう、委託の金額の中身を見てみますと、やはりほとんどが委託費の中身はほとんどが人件費にあたっていると思います。ただ人件費にあたりますけども、今の入札制度の中では人件費としての取り扱いではなくて物件費として取り扱われますから、人件費を下回る金額でどこでも落札が起きる、そういった状況があるのかなと思っております。そういった状況の中で最低賃金を下回るような状況ももしかしたら起きてくるのかなというように思っているところであります。

しかし、そのような状況の中でやっぱり働く場合には、なかなか働く人たちの生活の安定というのが図られない、また、安心してそういった生活をすることができない、そういったことにもなりますので、行政の責任として労働の雇用の安定を図る、そして、ある程度の賃金の保障もできる、そういった入札制度が必要になるのかなというふうに思うところですけども、その辺についてはどのようにお考えかなというふうに思っておりますのでお尋ねをです、ちょっとその辺の考えをちょっと聞いておきたいと思っております。

それから、賃金の最低ラインというのは最低賃金法によって定められておりますので、最低賃金法で定める賃金、これについてはやはり単身者向けに算出をされてるのが基本になっているようでございます。そこで、例えば子供を持って生み育てるそういった世帯、それについてはなかなか生活できる水準にはいっていないのが実情かなというふうにちょっと見てるところであります。現行の最低賃金では子供のいる母子世帯です、母子世帯の生活保護の給付よりも低額な状況があるというようにちょっと書いてありました。そういった状況では本当にとっても生活できない、そういった賃金の体系になっている、そういった状況があると思っております。ですので、そのような中でやっぱり公正な労働基準法をきちっと確立するということが必要だと思いますし、そういった公正労働基準法を確立するためにもやはりこう、実際に生活ができる賃金を保障してやる、それがちょっと必要であると思っております。ですので、私はそういった公正労働基準をきちっと確立をして、その中である程度の賃金保障を行う、そういったことをするためにはやはり公契約条例を制定して、そして、その公正労働基準法の確立を図って取り組む方向でなからんとできないのかなというようなことで公契約条例の制定の質問をしているところなんですけども。

ただ、とにかく今の段階では非常にハードルが高いと、そういったことでありますから、一気にそういった状況の中で公契約条例の制定までいかなくても、今の現行制度の中で何か

できないのかなって思います。今の現行制度とか法律を活用しながらそれぞれの自治体で入札制度の改革を図る、そういったことによってそういった生活の安定のほうに向かえるような入札制度の改革に向かうんじゃないかなって思うわけなんです。

それを考えたときに、一番最初の答弁でありましたように総合評価方式の導入等については検討の余地があるというようなこともちょっと答弁がっておりますけども、やはりそういった例えば労務請負型提供業務の委託業務の中でも、例えば最低賃金価格制度を導入するとか、今法律が改正されてそういった部分も導入できるようになってますけども、そうやってある程度の労務の単価をきちっと保障するとか、もしくは例えば低入札価格制度を導入していろんな意見をチェックをできるような形にするとか、もしくは先ほど最初にありましたような総合評価方式というような部分の導入をすることができないのか、そういった部分がいろいろ、今の現行制度の中でも考えれると思いますけども、もしよかったら私は今回行政改革の戦術計画書の中にうたわれている入札制度の充実、そのような中でそういった部分の導入が、充実の中でそういった部分を取り入れて取り組むことができないのかなって、そういうようなこともちょっと考えるんですけども、そういった部分についてはどうでしょうか。どのようにお考えでしょうか。

○総務部長（深水雄二君） お答えします。

要訳すると労働の確保、公正な労働の確保といいますか、そういう視点、それから、働く方が安心して生活できるような労働基準の条件というのが何かこう入れないかなという、入札改革というふうな趣旨だと思います。お答えします。

現時点では入札手続として賃金、就業時間などの勤務条件に関する一定基準の労働条件を入札の要件として設定するのは難しいと考えております。しかしながら、やはり市民が納められた税金によって行われる工事請負契約や委託業務におきまして、そこで働いておられる方々が労働条件の内容につきまして不安に思われている現状に対しまして関係機関とも協議しながら、行政としてどういう内容であればできるのか、例えば、法令の遵守や労働基準の適正化、労働災害の防止などを記載したり、適正な賃金支払いを配分する文書を配付することがもしできるのであればそういう指導・助言をするとか、また、最低制限価格制度の拡充など制度の改正も含めまして検討といいますか、勉強をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） ５番。

○５番（笹山欣悟君） ぜひそういった改革ができる部分があれば私は検討していただきたいと思いますけども、なかなか今、今の執行部の答弁によりますとなかなか厳しい部分があるのかなというふうにちょっと受け取ったところでありますけども、やはり私はそういった法律の中で、そういった法律の中でできる部分については私は十分に取り組む必要があるのかなと思ってます。ほかの自治体ではそういった部分を少しずつ取り入れながらやはりそう

いった、少しでもそういった公正労働に近づくような、そういった入札のあり方とかそういった分を研究しながら取り組んでいっている自治体も少しずつふえてきている、そういった状況もありますので、ぜひその分はやはりそういった現行法律を生かしながらでもできる部分については生かしていただきたいと思いますので、ぜひそういった取り組みをお願いをしておきたいと思っております。

早急には言いませんけども、やはりできる部分を各自でできるように少しでもそういった労働者の雇用の安定が図れるようなそういった入札制度の改革も含めて検討をお願いしたいと思っております。

最後に、市民の声からということで1点を通告しました。球磨川下りの船頭さんの衣装についてということで通告しております。これは市民の方から直接こういった形で話をされましたので、まあ、それはちょっと、なら聞いてみらんばですねというようなことで話をしたもんですから通告をしたところであります。

市民の方から本当にこう、青井阿蘇神社の国宝とか、また、SLの運行が始まったと、そういったことで非常に観光客の方がかなり増加していると、そういうような中で球磨川下りば道路から眺めて見るとばってんが、なかなか球磨川下りの船頭さんば見とって、はっぴー丁着て衣装がそれぞれの船頭さんがばらばらになっとるって。だけん、もう何かこう見とって何かびしっとせんけん、あれはどぎゃんかならんとかないうふうな話があったところあります。実際私も去年の9月に子供のジュニアリーダー塾の中で、私はラフティングにちょっと乗れなかったもんですから——すいません、指宿の子供会交換会、そのときに指宿の子供たちともラフティングで非常に楽しんでくれたんですけども、指宿のそういった随行——一緒に来ておられた方がどうしてもラフティングはできないというような方がおられて、たまたま、なら球磨川下りをしましょうということで一緒に球磨川下りに私は乗っていろいろ話をしたところなんですけども。実際私が乗ったときも1人の船頭の方は普通の作業ズボンに半そでの肌着、それにはっぴを着て仕事用の帽子を着てと、そういった状況でありました。もう1人の方は若干若くて、ジャージにTシャツにはっぴを着てと、そういった形で乗られて船を操作されるわけなですね。ですので、私もちょっとう、何かどぎゃんかならんかなってちょっと思っとなんですけども、市民の方からそういうふう聞いて、ああ、やっぱしそうだなってちょっと思っただけです。例えば、そういった船頭さんの衣装ですね、かさをきちっと着て、例えばはっぴの下にもちゃんとした衣装をはめて着て、そしてそうやって船を動かすことによって見た目もやっぱし非常に乗ってる人も気持ちよく乗れるし、周りから見てもやっぱし非常にこういう印象に受けるけんが、そういったことがでけんとなつて。そうすればやっぱしそういった今からの観光PRの効果にもつながるし、また、球磨川下りの乗客の増加にもつながるとじゃなかなかなって。だけんもったいなけん、そぎゃんとばどぎゃんか考えてくれんとかないうふうなことでちょっと市民の方からありましたので、

こういった形で通告しました。私も確かにそういうように考えるんですけども、そういった船頭さんの衣装についてはどのように考えていらっしゃるのか、また今後どのように取り組みをされようと考えていらっしゃるか、その辺についてもう本当1点だけお尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

ただいまの御意見は私も就任当初から球磨川下りに申し入れをさせていただいているところでございます。球磨川下りの船頭さんの服装につきましては、もう統一した服装というのが望ましいとおっしゃるとおりでございまして、私も再三、球磨川下りに申し入れをしているところでございます。

御指摘のとおり、現在、はっぴや青色の帽子、青色のズボンというものは着用されておられるようでございますけれども、操船の支障になる場合はっぴを脱ぐ場合もあったり、またはその下につけている衣装等々に関しましては、もうそれぞれ思い思いの物を御用意されておられるということでございます。そろいのアンダーシャツやTシャツで対応することを検討もしておられるところではございます。

球磨川下りは人吉市の観光素材の柱でございますので、何としてもいわゆるこの人吉、球磨川の風情に合った衣装というものは最も重要な一つの観光アイテムであるというふうに私も認識しているところでございますけれども、今後、球磨川下りの経営分析というのを専門家によりまして徹底して行いたいというふうに今思っているところでございます。そのことは皆様方から御承認をいただいたところではございますけれども、球磨川下り自体の商品、もっともっとグレードアップしていく必要がありますし、魅力というものに今欠けているという御指摘も、その服装とともにあるわけでございます。

また、施設等々の整備につきましても、例えば渡りの発船場あたりはもう老朽化したプレハブで営業を行っているという現実がございまして、大変お客様をお迎えする、おもてなしをするという状況には全くございません。これも何とかして一刻も早く解消をしたいというふうに思っているところでございますけれども、やはりまずは経営環境、経営環境の充実をまず図らなければこの会社はならないと。

どのようにして経営環境の充実を図っていくかということでございますけれども、今後議会とも御相談をさせていただきますけれども、やはり大がかりな思い切った投資というものを行う必要があるというふうに認識をしているところでございます。今度経営審議会の専門家の皆様方の御意見等々も十分に拝聴しながら、ここはある意味、数十年ぶりの大改革を球磨川下りは行わなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 5番。

○5番（笹山欣悟君） 私は本当に市民の方から、船頭さんの衣装についてだけそういった

形で聞いてしたところでもありますけども、今、市長のほうからそれだけではなくて、やっぱりそういった球磨川下りそのものの組織の大改革まで必要だと、そういった形で答弁いただきました。

やはりそういった一つの観光の目玉としてするためには、やっぱり今ある部分を大きく変えることも必要だと思いますので、ぜひそういった意識改革をしていただいて、やはりそういった観光浮揚につながるような方向に持っていけるようにぜひお願いしたいと思いますので、ぜひそういった方向で実現できますように期待をしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後になりますけども、やはりこう、6月30日で任期満了を迎えられます鳥井教育長におかれましては、私も本当に4年間多岐にわたる教育問題についていろいろと一般質問をさせていただきながら議論させていただいたところでもあります。特に給食センターの調理業務の民間委託の問題とか給食費の問題、さらには体育施設の指定管理者の問題などなど非常に大きな問題等について、この議場において本当に毎議会にわたって一般質問しながらいろいろと議論させていただいて御指導いただいたところでもあります。本当にそういった4年間の任期で教育長として任期に対して本当に御苦勞に敬意を表したいと思いますし、心から感謝を申し上げたいと思っております。今後ともに教育長のさらなる御活躍をしていただきますように祈念申し上げまして、最後になりますけどもきょうの一般質問を終わっていききたいと思います。

=====

○議長（大王英二君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後6時27分 散会

平成21年 6 月第 3 回人吉市議会定例会会議録（第 3 号）

平成21年 6 月10日 水曜日

1. 議事日程第 3 号

平成21年 6 月10日 午前10時 開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議第52号 | 平成21年度人吉市一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 2 | 議第53号 | 平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 3 | 議第54号 | 平成21年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 4 | 議第55号 | 平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 5 | 議第56号 | 平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 6 | 議第57号 | 人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議第58号 | 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議第59号 | 人吉市補助金等基本条例の制定について |
| 日程第 9 | 議第60号 | 人吉市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議第61号 | 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議第62号 | 委託に関する協定の締結について |
| 日程第12 | 議第63号 | 損害の賠償について |
| 日程第13 | 議第64号 | 損害の賠償について |
| 日程第14 | 議第65号 | 訴えの提起について |
| 日程第15 | 議第67号 | 委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について |
| 日程第16 | 報第 1 号 | 平成20年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第17 | 報第 2 号 | くま川下り株式会社の経営状況について（第47期決算報告書及び第48期事業計画書） |
| 日程第18 | 一般質問 | |
| | | 1. 立 山 勝 徳 君 |
| | | 2. 仲 村 勝 治 君 |
| | | 3. 村 上 恵 一 君 |
| | | 4. 下田代 勝 君 |
| | | 5. 三 倉 美千子 君 |

=====

2. 本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

=====

3. 出席議員（20名）

1 番	松 岡 隼 人 君
2 番	井 上 光 浩 君
3 番	豊 永 貞 夫 君
4 番	川 野 精 一 君
5 番	笹 山 欣 悟 君
6 番	村 上 恵 一 君
7 番	西 信八郎 君
8 番	松 田 茂 君
9 番	永 山 芳 宏 君
10番	福 屋 法 晴 君
11番	森 口 勝 之 君
12番	田 中 哲 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	立 山 勝 徳 君
15番	仲 村 勝 治 君
16番	三 倉 美千子 君
17番	山 下 幸 一 君
18番	下田代 勝 君
19番	簀 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
市 長 公 室 長	荒 巻 通 君
総 務 部 長	深 水 雄 二 君
市 民 部 長	浦 川 康 徳 君
健康福祉部長	尾 方 篤 君

経 済 部 長	井 上 修 二 君
建 設 部 長	山 上 茂 君
市長公室次長	井 上 祐 太 君
総 務 部 次 長	坂 崎 博 憲 君
市 民 部 次 長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	中 村 明 公 君
経 済 部 次 長	蓑 毛 幸 一 君
経 済 部 次 長	椎 葉 文 雄 君
建 設 部 次 長	松 田 知 良 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
総 務 課 長	中 村 則 明 君
市 民 課 長	今 村 修 君
福 祉 課 長	加 賀 邦 保 君
道路河川課長	有 田 健 一 君
会 計 管 理 者	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	多 武 芳 美 君
水 道 局 次 長	宮 原 真 二 君
教 育 部 長	赤 池 和 則 君
教 育 部 次 長	小 林 勇 君
社会教育課長	東 俊 宏 君
農業委員会 農事務局長	靄 崎 晴 美 君
監 査 委 員 長 事 務 局	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
次 長	村 並 成 二 君
庶 務 係 長	山 本 繁 美 君
書 記	和 泉 龍 二 君

=====

午前 9 時 59 分 開議

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、今日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

発言の申し出

○議長（大王英二君） ここで執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○建設部長（山上 茂君） おはようございます。昨日の福屋議員の環境問題、街路樹落葉処理に伴うごみ袋の提供についての御質問に対する答弁の中で、「各町内の市道沿線の市民の皆様」というふうに発言いたしましたが、国道、県道も含まれますので、「道路」ということに御訂正をお願いします。おわび申し上げます。

○議長（大王英二君） ただいまの発言の訂正につきましては、申し出のとおり御了承をお願いいたします。

=====

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇） おはようございます。14番の立山でございますが、ようやく梅雨に入ったようでございまして、田植えのシーズンを控えて水不足を心配されておりました農家の皆さん方、一安堵かなという思いがありますが、この雨、降らなきゃ困るし、降り過ぎても困るという代物でございまして、ことしもまた適当に降って、適当に上がってくればいいなと、そういった意味では大被害にならないような降り方をしてほしいということをお願いしているわけであります。

私の今回の一般質問は、1点目が、まず緊急経済雇用対策について、2点目は、公平な市政運営という視点から私道への公共下水道の設置について、3点目は、市民の声を受けまして、認知症対策と新型インフルエンザ対策について、最後に人吉球磨の観光面から国宝になった青井さんと100歳を迎えた肥薩線を走るSL人吉の観光効果について、以上の点に質問をいたしたいと思っております。

質問に入ります前に、6月30日で勇退をされます鳥井教育長に一言ねぎらいの言葉を申し上げます。

鳥井教育長と私の出会いは、もう30年も前でございまして、ソフトボールの選手として県体に出場したときでございまして。三十数年前は非常にまだソフトボールが盛んなときでありまして、ソフトボールの人吉代表を選ぶのには各小学校区ごとにチームをつくりまして、そして小学校区ごとのチームの対戦をやって優勝したチームが県体に出場する、そういうようなシステムで選手選考をやっておったんですが、鳥井教育長が所属をされます西校区チームが一番の強豪チームでございまして、ほとんど西校チームが当時は県体に行っておりました。私は弱小の中原チームでございましたから、いつも負けとったんですが、どういうものかピッチャーをしておりました関係で、その西校区のほうから補給選手としてトレードをされまして、西校チームにかててもらって県体に行ったとき、初めて鳥井教育長に会ったと。当時、鳥井教育長はまだ40になられたばかりの元気盛りでございまして、西校チームの名三塁手ということでございまして、「立山さんが投げればリズムが合って守りやすか」というふうにお世辞を言われたのがまだこの耳に残っているということでございまして、きのう山下議員の質問に対しまして、「1期4年間を全力を尽くして頑張ってきた」という教育長の言葉がございました。まさにそのとおり、信念に基づいて、自分の信念で教育長としての重責を果たしていただいたということで敬意と感謝を申し上げる次第でございまして。勇退をされますと、少しは楽になるかなというふうに思いますから、たまにはソフトボールでもしながら、しかし、一方ではまた、経験をされました豊富な体験あるいは知識をもとにして、この人吉市の教育を中心とする地域の発展、振興に努力をしていただければありがたいというふうに思っています。本当に御苦労さまでした。ありがとうございました。

それでは、まず1点目の質問に入りますが、1点目は緊急雇用対策についてであります。

アメリカ発の経済不況は、日本をも直撃し、路頭に迷う派遣労働者を初めとして、雇用の悪化、採用内定の取り消し、円高・株安による消費の低迷など、厳しい状況と先行き不透明の中、去る3月定例議会で議決された緊急経済雇用対策は、今どのように進められてきたのか、その進捗状況について説明を求めたいと思います。

以上、1点目を終わります。

○経済部長（井上修二君） おはようございます。御質問にお答えします。ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業につきまして、私のほうから説明させていただきます。

まず、ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、当初予定の五つの事業で12名を採用し、既に雇用を開始いたしております。また、緊急雇用創出事業につきましては、七つの事業に取り組む予定でございまして、41名の新規雇用を見込んでいるところですが、それぞれの事業の性質上あるいは雇用創出の時期等々の違いによりまして、現時点では三つの事業で13名の雇用を開始しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） えらい執行部の答弁がもたもたしているなと思って、定額給付金事業とか、そういったものを含んでいるわけですから、その点についても説明をいただきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君） おはようございます。申しわけありません。私のほうからは、この緊急経済対策の中での定額給付金について答弁させていただきます。

その状況でございますが、3月定例市議会で示されました緊急経済対策のうち、定額給付金についての事業の経過をお答えいたします。

3月25日に3万6,566人、1万5,775世帯の対象者の方に対しまして、定額給付金の申請書兼請求書を発送しまして、4月8日からその受け付けを始めております。申請期間は、受け付けを開始してから6カ月間とされておりまして、本市の場合は10月8日までとなりますが、6月5日までに1万4,887世帯、94.4%の世帯から申請がなされております。

定額給付金の給付額でございますが、本市における給付金の総額が5億7,524万円でございます。1万4,741世帯に対しまして総額5億4,978万4,000円、給付率95.6%の給付金を給付いたしております。その内訳でございますが、口座振込につきましては、4月21日に第1回目の振り込みを行い、6月9日、昨日まで計8回の振り込みを行っておりまして、1万3,665世帯、5億1,230万8,000円となっております。また、現金による給付につきましては、5月1日から934世帯を対象に給付を開始しておりまして、5月21日から142世帯を対象に2回目の給付を行っておりまして、2回の給付を合わせまして1,076世帯、3,747万6,000円となっております。

以上が定額給付金の現状でございます。

お答えします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） おはようございます。お答えいたします。

私のほうからは子育て応援特別手当につきまして現状を説明させていただきます。

支給の対象世帯が460世帯で児童数が500人、総額の1,800万円を見込んでおります。現在までに436世帯、475人に対しまして1,710万円を支給済みでございます。今月の25日に振り込み分を含めると447世帯、486人、総支給額が1,749万6,000円でございます。

以上、お答えいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） ただいま3部長から配布状況、取り組みの状況について説明をいただいたわけでありますが、特に定額給付金の場合に、その給付金の配布効果といいますか、そのものについて非常に当初の段階から世論の反対といいますか、そういった危惧の念が示されておったという定額給付金であります。この配布によってどのような経済効果、そういったものが出てきたのか、その点についての判断があれば示していただきたいというふうに思います。

それから、井上部長から答弁をされました緊急雇用創出事業が、現在3事業、13名は採用し、稼働をしているということであります。あとの四つの事業、それから28名の採用がまだ手つかずの状況だというふうに聞いたわけでありましてけれども、なぜそのようにおくれてきているのかと。考えてみますと、この緊急雇用創出事業は3月議会においてできるだけ早く決めなければならない、そういう意味で3月議会の開会日に議決をした予算であります。それほど急いで議決した予算の執行がいまだにまだ半分以上履行されてないという現状があるわけですが、どこらあたりにそのような理由が介在をしているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

以上2点です。

○総務部長（深水雄二君） 定額給付金の事業の効果は、どういう効果があったのかということに対しての答弁をさせていただきます。

今現在も事務をやっております。ピークは過ぎてはおりますが、毎日何件か、何件かといえますか、何人の方がお見えになっております。直接窓口に来られた方との話をする中では、旅行に行くとか、テレビなどの電化製品を買うとか、また家賃や税金の支払いなどの生活費への支出などと、それぞれ経済状況や御家庭の状況によりさまざまな使い道がおりますようでございます。また、実際の給付金の事務の中では、給付金の申請書を発送した直後から1日1,000件を超す申請書の提出があったことや、申請された後、いつ給付金が振り込まれるのかという問い合わせも寄せられたこと、5月1日の現金給付日の初日におきましては、500人を超える方が現金を受け取りに来られたことなど、定額給付金に対するいろいろな思いの状況も見てとれますし、実際に5億円を超える現金が市民の方々へ給付されておりますので、それなりの経済効果はあるものと期待をしておるところでございます。

以上、お答えします。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

緊急雇用創出基金事業につきましては、その事業の性質上あるいは雇用創出の時期等々の違いによりまして雇用開始がなされていないという状況でございます。

具体的に申し上げますと、残り4事業のうち1事業につきましては、既に委託契約を締結いたしておきまして、近々雇用開始の予定でございます。ほかの三つの事業に関しましては、受託事業者の選定及び雇用開始時期を見定める必要があるということで契約に至っていない状況でございます。

その三つの事業でございますけれども、一つは地上デジタル難視聴世帯調査事業、これにつきましては事業者の選定中でございます。それから、国宝青井神社おもてなし充実事業、これにつきましては、当初予定の受託団体が12月で解散予定ということでございますので、受託事業者を現在検討しているところでございます。それから、エコ乗り物観光事業、これにつきましては、雇用予定者をふるさと雇用再生特別交付金事業のほうにすりかえまして、そ

して国の追加分、これでもって2名をこちらのほうの緊急雇用創出事業のほうでまた雇い入れるということで、雨季に入っていますので、雨季を過ぎてからしたほうがより効果が上がるんじゃないかということで延ばしております。

以上、お答えします。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今の井上部長からエコ乗り物についてはふるさと雇用にすりかえたということですが、であればエコ乗り物に充てておった予算はどういうふう to 処理をされるわけですか。

○経済部長（井上修二君） お答えします。

エコ乗り物をふるさとにのほうに乗りかえたのは、現在熊本県のほうでいろいろ各市町村から要望をとって実施してまいりましたけれども、なかなか要望額には届かなかったということでございます、各市町村が。そういうことでうちのほうで追加要望としてそういうのを取り入れたいということで、追加要望を現在しているところでございます。

以上、お答えします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今本議会に提案をされています21年度補正予算（第2号）には、先般国会で議決をされました緊急な経済雇用対策予算14兆6,000億円関連の予算は、人吉市の場合には計上はされておられません。なぜかという疑問があるわけですが、熊本県や熊本市などは国の補正予算14兆6,000億を織り込んだ補正予算を既に議会に提出をしております。人吉市ではなぜ計上されなかったかと、その理由につきましては、きのうの笹山議員の質問の中で一応答弁がっております。それによれば、慎重に国の動向を見きわめてからやりたいと。ただし、補正予算には計上していないけれども、国に対してはその事業名及び事業総額8億円程度の要望を提出をしている、そういうような答弁の中身であったというふうに思います。

それで、今議会に補正予算に織り込んだがよかったのかどうか、今の段階では判定はできませんけれども、できるだけ早く取り組むということであれば、やはり組み込んだほうがよりスピードアップができたんじゃないかという思いは私はしております。

そこでお尋ねであります、国に要望したと言われるその人吉市のメニュー、そのメニューについて具体的な事業内容とか、大まかな事業費の見積りとか、そういったものについてもう少し具体的に示していただきたい、このように考えます。

○総務部長（深水雄二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

昨日、笹山議員に対しまして、一応要望額として8億円程度ということで億単位で申し上げております。この中で一応主なものとして、ICT設備整備及び難視聴地域解消事業といまして約2億7,000万円程度でございます。これはブロードバンドがつかない地域

を解消するための整備と地上デジタル放送の難視聴地域を解消する事業でございます。また、スクール・ニューディールとして5億7,000万円程度を要望いたしております。これは学校への太陽光パネルの設置とエコ対応エアコンを設置するものでございます。また、学校耐震化の前倒しも要望いたしております。

以上が主な事業でございます。

以上、お答えいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、深水部長のほうからブロードバンドゼロ地帯解消のための整備費約2億7,000万、学校耐震化の前倒しなど、あるいは太陽光パネル設置など約5億7,000万ということではありますが、もう少し丁寧に答えられないんですかね。例えば、ブロードバンドゼロ地帯は人吉市の場合にはどこあたりがその対象になりますとか、あるいはその太陽光パネルにしても、あるいは学校耐震化の前倒しにしてもどこあたりを予定しているんだと、そのことさえ言わないで国には要望してあるんですか。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

ブロードバンド地域の解消、それから地上デジタル放送の難視聴世帯の解消ということでどのあたりかということでございますけれども、まず難視聴地域でございますけれども、九州総合通信局の出しましたシミュレーションによりますと、矢岳地区、それから大塚、田野、それから鹿目の段山、このあたりが入っているようでございます。光ファイバーを通すことによってこの解消を図りたいということでございます。

それから、ブロードバンドの分でございますけれども、これにつきましては、最初から考えておりました大畑地区と大野、それから矢岳、大塚、木地屋、それから田野、こういうところに難視聴の光ファイバーを通すことによってこのブロードバンドの解消というのも図られるんじゃないかというふうに考えております。

以上、お答えします。

○教育部長（赤池和則君） おはようございます。スクール・ニューディール構想に盛り込まれております学校耐震化の早期推進及び太陽光パネルを初めとしたエコ改修についてでございますけれども、学校耐震化につきましては、第二中学校の前倒しの実施を要望しております。また、太陽光パネル及びエコ改修につきましては、パネルの設置とエコ対応エアコンの設置というふうなことで、市内の全小中学校の要望を行っているところでございます。

以上、お答えします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） およそわかったわけではありますが、そういった具体的な、かなり進んだ内部的な議論をされているようでありますから、そこまで進んでおるのであれば、今回の補正予算の中に組み込むことができたんじゃないかなというふうに思っておりますが、そ

れは提起されておられませんから、できるだけ国の動向を受けながら、できるだけ早く取り組むことができるような対応をお願いしたいと思いますが、そういった状況の中で、当初補正予算に組んだのがよかったのかどうかについては結果次第ということになりますから、出おくれ分を取り戻すということで努力をしていただかなければならないかなというふうに思っているところです。

あと細部の問題がありますけれども、それはまた後ほど、後の機会の中でそれぞれ議論をしていきたいというふうに思います。

そこでちょこっと、けさの新聞を見たんですが、経済財政改革基本方針、いわゆる骨太の方針2009年、これによりますと、いよいよ10年後に黒字を目指すとするならば、消費税率12%にしなければならないという、そういった内部資料といいますか、附帯資料が出てきたということであります。先ほど定額給付金について効果はどうかということでお話を、質問をいたしましたけれども、言うならば2兆円のばらまきの予算の2兆円分が消費税12%という形で回収体制に入った、その予告が出てきたということでございまして、やっぱり来るべきものがいよいよ来るんだなというふうに感じました。この定額給付金問題について、私は12月議会から税金を使つての適切な財政施策ではない。先ほどばらまきに対するそれなりの効果は期待しているという答弁がありましたけれども、そういったものではなくて、2兆円の税金を使うわけですから、しかも消費税を考えれば12%消費税の前取りとして2兆円をばらまいたという結果になっているわけで、そこを考えれば、このばらまきという形で無差別にやられた定額給付金というのが本当に財政施策として効果的なものであったかどうか、そのところをきちっとやっぱり論点として見きわめておかなければならない問題というふうに考えておりますから、その点はいわゆる市の財政当局、市の執行部としても十分、配るものは配りました、できるだけ効果を期待をしながらも、基本的にはやっぱり異論があったのではないか、やはり本当にこれでよかったのかという思いだけは残しておいていただきたいというふうに申し上げまして、この項については終わります。

続きまして、公平な市政の視点から、私道への下水道設置についてということであります。田中市長が標榜されています公平な市政という視点から質問をいたしますが、市長が新市長として就任されました平成19年3月定例市議会の一般質問で、市長の所信表明の中にあります「公平」「公明」「公正」という視点から、その具体的な一つとして私道に接する住宅の下水道設置について質問をいたしました。また、翌20年3月議会の一般質問でも、公平な政治に向けての視点からこの問題について質問をしております。それに対する20年3月議会での市長答弁を確認しますと、この問題は「公平」「公正」「公明」という視点からは努力目標である。前回の質問以後、制限の緩和並びに条件の撤廃などに関して検討が行われていないのはまことに残念なことである。新年度内に条件等の整備をして一定の結論を得たいと思っている。大まか、以上のような市長答弁がありました。その後、下水道審議会が開催され

ているわけでありますが、その内容等を含めて、経過及び結果について説明をいただきたい
と思います。

以上です。（発言する者あり）ちょっと議長。

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、井上議員からちょっと指摘をしてもらったんですが、19年3月
というのは、たしかまだ市長は当選されてなかった。多分6月の議会だというふうに思いま
すから、その点については訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○水道局長（多武芳美君） おはようございます。お答えいたします。

この件に関しましては、立山議員のほうから18年6月、それから18年9月、19年6月、20
年3月議会で御質問をいただいております。この件に関しましては、なかなか先に進まない
ということに対しまして、まことに申しわけなく思っておったところでございます。

今回この制度に対しまして、以前から検討を重ねてまいりました。なかなか水道局独自で
は判断するには難しい面がございまして、昨年度、平成20年5月29日に人吉市水道事業運営
審議会に諮問をいたしました。諮問の内容は、「私道等への公共下水道の設置について」と
いう内容でございます。審議会では、現地調査を含めまして合計3回にわたり慎重に御審議
をいただき、平成20年11月に市長に答申をしていただきました。

市といたしましては、審議会からの答申に基づきまして人吉市共同排水設備助成規則、こ
れは市が工事費の一部を助成する場合、その私道を利用する家屋が3戸以上と今まで定めて
おりました。この3戸以上を審議会の答申どおり2戸以上ということで条件を緩和いたしま
した。その改正を平成21年4月1日以降の処理区域において公示する区域、この公示と言
いますのは、公に示す公示でございます。公示する区域から適用するということに規則の改正
をしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、多武水道局長から答弁をいただいたんですが、私の持論とい
いますか、公平、公正な立場からの市政という問いに対しては全く答えてもらっていない。審
議会での審議内容はこういったものであったのかということとはよくわかりませんが、
私が言っておった論点というのは、私道に建ち並ぶ住宅が、その私道が公道に両端が接して
おるならば、公道に両端が接している私道であるならば、1軒であっても、2軒であっても、
その住宅には市で下水道を設置してやるということです。その私道が片方は公道に接して、
片方がいわゆる袋小路であるならば、5軒以上建ち並びがあれば市で設置してやる、4軒以
下であれば自前でやりなさいと、そういう制度になっている。公道に接しておれば1軒でも
2軒でも市で下水道を設置をしている。私道に接した場合に、なぜ5軒以上ならば市でやっ

て、4軒以下であれば自前でやりなさい。あるいは同じ私道でありながら両方が公道に接しておれば1軒でも2軒でも市でやってあげます。市民としての固定資産税も都市計画税も、あるいは必要であれば下水道受益者負担金も全部市民としての務めを果たしながら、どうして5軒と4軒でその差があるのか。また、公道に一方が接しているのと両方が接しているのとでどうしてその差が出てくるのか。これは格差そのものではないのか。その格差を解消するためにこの制度の見直しをしてほしい、それが私の論点であったはずであります。しかし、私が意図した論点については全く意図されてない。その議論の内容さえまだ説明されておられません、なぜそうなのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○水道局長（多武芳美君） お答えいたします。

公共下水道管渠の布設は、原則公道となっております。個人などで所有する私道部分につきましては、原則としてその私道を使用する方々で下水道管渠の工事をしていただくということになっております。

しかし、市では水洗化の促進を図る目的を持って、規則で定める条件を備えた私道については、市が実施または一部助成をしてまいりました。これまでもこの規則に該当しない方々においては、自費で私道においても下水道管渠の整備をしてきていただいたところでございます。下水道事業の財源にも限界がございます。私道、いわゆる個人の財産において公費で管渠を布設する場合は、または助成する場合は、ある程度基準、制約が必要だというふうに考えます。すべての私道に管渠を布設するには、財源的にも無理があるということで、ほとんどの自治体において基準を設けているものと考えております。今回はその基準の緩和を行ったところでございます。その際、下水道審議会において慎重審議をしていただき、その得た結論でもって規則の改正を行ったところでございますので、今回の改正についても「公平」「公明」「公正」だと考えております。

以上、お答えいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、多武局長から財源の問題とか、あるいは私道に対しては自分でやるのが基本だという説明がありました。私が申し上げたのは、同じ私道に建ち並ぶ家について差別があるじゃないか。私道については絶対市でしめせんとするならば、局長が言われるとおりでしょう。しかし、私道に接する建ち並ぶ家でも、5軒と4軒では天地の差がある。一方では市でやり、一方では自分でやりなさいですから。また、その私道が両方公道に接するならば、1軒でも市でやりますよと、そういう差がある。私道に建ち並ぶ場合も差がある。そこが矛盾ではないですか。規則どおりやると言われましたけれども、その規則を正すのが行政じゃないですか。規則を正す、よいように正す、公平なように正す、それが改正じゃないですか、私はそう思っているんですが。そこでお尋ねをしますが、他市の状況について、一体私道に対して建ち並ぶ何戸以上について市がやるのか、何戸以下についてはやらないの

か、そのことについて調査の報告を求めたいと思います。

○水道局長（多武芳美君） お答えいたします。県下14市の状況についてお答えいたします。

私道に対する公費での助成制度には、市が全額公費で私道に下水道を設置する場合及び工事費の一部を市が助成する場合の2種類がございます。

まず、市が全額公費で私道に下水道を布設する場合の条件でございますけれども、一つに、私道の両端が公道に接している場合は、家屋の数に関係なく市の負担で公道に公共下水道の設置をしております。二つ目に、私道の一端が公道に接している場合ですが、ここでは対象となる家屋の数についての各市の条件の違いについて御説明させていただきます。まず、5戸以上を条件としている市、これは私道の一端が公道に接している場合です。まず、5戸以上を条件としている市が人吉市と上天草市の2市でございます。3戸以上としていますのが荒尾市と阿蘇市の2市でございます。2戸以上としていますのが熊本市、八代市、水俣市、玉名市、天草市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市の9市でございます。山鹿市は私道等への公共下水道設置規則はございません。

次に、工事費の一部を助成する、これは共同排水設備助成事業というふうに呼んでおりますが、この県下各市の状況についてお答えいたしますが、14市のうち8市はこの共同排水設備助成規則を制定いたしておりません。制定しています6市のうち、上天草市が5戸以上、熊本市、山鹿市、阿蘇市、天草市、人吉市の5市が2戸以上を条件として助成をしております。その助成の比率ですが、熊本市だけは費用の3分の2以内、残りの5市は費用の2分の1以内を助成をいたしております。

以上、県下14市の状況についてお答えいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、多武水道局長が報告をされましたように、私道に接して、袋小路の場合だけを考えてみましても、11市のうちの9市は2戸以上ということになっているんです。これは、当初は、恐らく人吉市と同じように、5戸以上でスタートしたんですよ。しかし、途中でだんだんと改正されて2戸以上になった。不公平の是正というのがされてきた結果だというふうに、私は踏んでいます。

それに比べますと、今回の審議会の内容からしても、いわゆる5戸以上という規制については全く緩和されてなかった。こういう結果に終わっているのは、非常に私は残念だというふうに思いますし、後で、このことについては、市長のほうに考えを振らざるを得ないというふうに思いますから、後ほどお答えいただきたいというふうに思います。

それから、先ほど、水道局長言われましたように、助成措置として、助成措置として今まで3戸以上であったけれども、今回の規制緩和によって2戸以上になったということであります。

それはそれとして受けとめておきたいと思いますが、ただ、その2戸以上に対する

助成措置も、工事後2年以内というような制約はあるわけです。なぜ、このような制約を設けなければならないのか、その点について説明を求めたいと思います。

○水道局長（多武芳美君） それでは、2年以内ということにつきまして、お答えいたします。

これは、人吉共同排水設備助成規則第4条に定めておりまして、市による公共下水道の管渠布設工事が完了してから、下水道に接続することが可能となりますという公示、公に示す公示を行った日から2年以内ということを、規則にうたっております。

そこで、御質問の、なぜ2年以内かということの御質問でございますけれども、この共同排水設備に対する助成につきましては、あくまでも民間の方が所有する財産、それに対して助成を行うものでございまして、市の施策として、水洗化の促進という目的を持っております。それで、速やかに排水設備工事を促すことを主たる目的としているところから、この期限の定めをしているところでございます。

他市の例を見てみますと、同様の制度を持つ5市のうち、天草、上天草、阿蘇市は、人吉と同様に2年というふうに定めておりますし、また、山鹿は3年以内というふうに定めております。

以上、お答えいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） できるだけ水洗化を促進をしたい、そういう立場で2年間という制限を設けたという趣旨については、わからんではありません。

しかし、それは、なぜ2年以内にできなかったのか、できなかったのかという受益者そのものの理由が、全く配慮されてない。2年間はできなかったけども、3年後になったら少し余裕ができたから、ほんなら自分たちで共同設備をつくろうかと、そういうようになった場合に、この今制限緩和をされました3戸以上が2戸以上に制限緩和をされたわけですが、これが適用できないということになるわけです。何のための制限緩和だったのかと。少なくとも、制限緩和がされたならば、それ以後2年間、そういったことであれば制限緩和というのが生きてきます。

しかし、もう、あの地域については、下水道を設置しましたから、いわゆる工事をいたしましてから2年経過しておりますから、3戸以上を2戸以上に制限緩和しましたけれども、適用はできませんということになって、門前払いじゃないですか。どうして、その趣旨目的に全くそぐわない年限というのをそこに残しておくのか、それが全くわからない。

つまり、行政の立場で考えた場合には、そういった2年間の制限つきが必要でしょうが、利用者、受益者の側からするならば、経済的に少し楽になったから、もう自分たちで共同設備をつくっていいですよ、そういう段階になったときに、速やかにできるような施策を残しておくべきじゃないかというふうに思いますが、その点についてはどうですか。

○水道局長（多武芳美君） お答えいたします。

確かに水洗化の促進ということから考えますと、さかのぼって、いわゆる遡及して実施するというのが、水洗化の促進にはなろうかというふうに思っております。

ただ、これまでも、この規則どおりに対応してきていただいております住民の方々との公平さというものも、私どもは考えなければならないのかというふうに思っております。

これまでも、工事後、2年を過ぎたために、個人の経費ですべてされたというケースもあるろうかというふうに思います。その方々との公平さ、このあたりも考えたところでの今回の改正ということだというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今の水道局長の話を聞いてみますと、既に、今まで適用された法律によって、条例によって、規則によって、それに従って措置をしてもらった人との公平性をどう保つのか、そういった意味からは公平性を欠くようになるから、大幅な規則の改正はできないというような趣旨でありました。

じゃ、お尋ねしますが、法改正とか、規制緩和とか、そういったものはなぜしなきゃならんのでしょうか。少なくとも、一つの矛盾があるならば、その矛盾を解決するために、不公平な部分があるならば不公平を解決するために、今までは悪かったから、こういうふうに改正しますという改正案は、過去の歴史にちなんで不適當であったということに立脚をして、これからは、こういうふうに公平にやっていくという意味合いを含めて、先を見つめての改正なんです。過去にこだわっておれば、法の改正、規制の緩和というのはできません。できません。そこのところをどういうふうに理解をされているのか、私にはよくわからんですが、どうなんでしょうか。

○水道局長（多武芳美君） お答えいたします。

まさに、立山議員がおっしゃった内容のことが、今回の下水道運営審議会での議論の中心になりました。ただ、一気に大きな改正をしたら、それは、これまでの人との大きな不公平が生じるだろうという意見も出てまいりました。そこで、3軒を2軒にという改正が、その審議会の中で答申としてまとまったところでございます。

これまでの規則、これを一気に大幅に改正するものどんなものかという意見が審議会の中で出てまいったということにつきまして、お答えをしたいというふうに思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 私は審議会に参加しておりませんから、議論の内容について明確ではありませんけれども、これ以上、精一杯水道局長答えをしてもらっておりますから、この辺でやめますけれども、やめますけれども、しかし、問題点としては残っているわけです。

いわゆる公平性、公平な市政の執行という立場から見れば、私道に対する5軒と4軒の問題とか、両端に接するか、接しないかで1軒でも2軒でもできたりできなかったりとか、そういった不公平性は残っているわけです。

もう一つは、今、議論されてきました2年の規制というのは、せっかく規制緩和をしたとしても、その規制緩和の恩恵は全く、2年以上前に家をつくった人については類が及ばないと、恩恵がない、効果がないということでもあります。

この2点について、市長としてどうお考えなのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君） おはようございます。

紛れもなく、平成19年6月に同様の御質問を、立山議員からいただいております。

そのときも申し上げましたが、個人に属するものに対して、行政が補助をするというのは画期的なことだと申し上げましたが、今も、そのように感じておるところでございます。

局長が答弁をさせていただきましたとおり、私どもにおける下水道管渠の布設につきましては、これまでの議員の御質問等を受けまして、下水道事業運営審議会に諮問し、審議会の中で慎重審議の上、答申をいただき、その答申を尊重しまして、ことしの4月1日に共同排水設備助成規則の3戸を2戸へと条件緩和の規則改正を行ったところでございます。

答申どおり、21年の4月1日以降に供用開始の公示（公に示す）をする区域から適用するということになったのは、局長答弁のとおりでございます。

そこでお尋ねの、その以前の方々をどうするのかということでございます。遡及するのか、また、今後2年を経過する人たちに対してどのような措置を今後図っていくのかと、両方、これからの未来の部分と過去の部分と二通りに分けて考えなければいけないのではなかろうかなというふうに思っております。

よって、さらに格差を解消するために、または、公平、公正、公明を推し進めるためには、さらに、審議会の審議内容、過程を踏まえていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、市長答弁は、私の質問内容について正確に答えてもらわなかったというふうに思います。

例えば、2年の問題とか、それから、同じ私道に対する、いわゆる公的施設の問題についても、5軒と4軒の差は、その私道という私的な所有に対する対応の仕方なんです。

しかし、それについては答えられておりませんし、なぜ、同じ私道であっても、じゃ、公道に両端接していれば公道と同じような扱いになるのか、袋小路であれば、5軒以上あればいいのか、4軒以下であればできないのか、そういった私道に達する公的施設の備え方について、不公平もまたある。その論点については、答えてもらえなかったというふうに思いま

す。

審議会でそうなったんだからしょうがねえやというのも、一つあると思います。審議会の答えを尊重しなければならないという立場ではそうでしょう。しかし、基本的に矛盾について、やっぱり執行部みずからがきちとやっぱり執行部の考え方を審議会に明確に示しながら、ある意味では、審議会をリードするといいますか、そういった施策も必要であろうというふうに思います。

これ以上の議論を実はしたいんです。しかし、時間もありませんし、また、あと通告した問題がありますから、この点については非常に不満ですけれども、私は聞き置いたということで、終わりたいと思います。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時 1 分 休憩

午前11時11分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き、再開をいたします。

14番。

○14番（立山勝徳君） それでは、市民の声からということでお尋ねをしますが、まず、認知症についてであります。

老化によって出てくる脳の病気、いわゆる認知症、5年ぐらい前までは「痴呆」と呼ばれていました。「痴呆」という意味を辞書で探しますと、知能が全く欠けていること、または、ばか者、あほうと解説をされています。

老化、高齢化すればだれにでも出てくる脳の病気にかかった高齢者を、ばか者、あほうと呼ばれてはあまりにも侮辱的だと思っていましたが、「認知症」と呼び名が変わりましたので、少しは人間らしくなってきたというふうに思っています。

85歳以上になりますと、4人に1人は、その症状があると言われています。

この議場で、これに近いのは、私が一番近いというふうに思っていますから、市民の声ではありますけれども、私にとっても他人ごとではないという立場で質問をいたしますが、認知症になった人の介護は、自宅であれ、施設であれ、本当に大変なことだと見聞をしておりますが、人吉市における認知症患者の実態はどうなっているのでしょうか。人数や介護認定の度合い、また自宅介護か、あるいは施設介護かなどについて報告をいただきたいと思います。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

平成19年度の介護保険認定者の中で、日常生活に支障を来すような症状、行動が多少見られるような方が、約1,100名おられるようでございます。この方々のうち529名、47.1%の方は施設で生活をされております。残り52.9%の594人の方は在宅生活をされているのが現

状でございます。

介護度別に認知症症状のある方の割合は、要支援で約17%、要介護1で約60%、要介護3で約80%、要介護5になりますと約96%にも及んでおるようでございます。

さらに、介護認定を受けていない方や未受診状態の方が相当数地域で生活されておられると思いますので、数字はこれよりか上がるんじゃないかというふうに考えております。

平成19年度の県内の状況としましては、患者数約4万4,000人、平成27年度には約5万9,000人にふえるということが予想をされております。

国の状況としましては、平成20年235万人、平成27年度には302万人と増加の一途をたどることが予想をされております。

以上、お答えいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今の尾方部長の報告を聞いていますと、産まれてくる子供よりも認知症のほうの高齢者が多いと、そういうような実態に近づいていくような気がするわけですが、85歳で大体4人に1人という割合ですが、例えば、私に一番近い75歳ぐらいではどれくらいの率だろうかなと、90歳、95歳になればどうかなあというふうに思いますが、統計的にあれば、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

それから、認知症の病気、この病気の進行をとめることができるのか、あるいは、全治するということが可能なのかどうか、その点についてお尋ねをします。

年齢別のやつはいいです。

○健康福祉部長（尾方 篤君） わかる範囲でお答えをさせていただきます。

出現率でございますけども、65歳から69歳までが1.5%、70から74歳までが3.6%、75から79までが7.1%、それから、80から84歳までが14.6%、85歳以上が27.3%という数字でございます。

それから、治るのかということでございますけども、専門的なことですので、詳しくは言えませんけども、原因によっては、早期発見して早期治療をやると治る可能性がある。治るといいますか、進行をおくらせるという、そういうふうな方策と聞いております。

以上、お答えいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、年齢別の発生率ということを見ても、もう必ずいや応なしに、高齢化に伴って出てくる病気だということです。

慄然とする部分もあるわけですが、その原因によっては進行をおくらせる、そういった手段がないじゃないということではありますが、その有効な手段というのはどういうふうなものがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（大王英二君） 暫時休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き、再開をいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） 貴重な時間を取らせまして、申しわけございません。

まず、原因となる病気というのが、たくさんありますということで、アルツハイマー病、それから、脳血管障害、びまん性レビー小体病というそうです。それから、認知症を来す疾患としまして、慢性硬膜下血腫、これは手術で治療が可能だそうです。正常圧水頭症、これも手術で治療が可能ということになっておるようでございます。

それから、処方せんとしましてアリセプト、アルツハイマー型認知症における進行抑制剤ということになっておるようでございます。

以上、お答えいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 高齢化とともにいや応なしに認知症が迫ってくるということでありますけれども、高齢化社会が進めば進むほど車の両輪ですね、こうなりますと。そういった認知症の関係が出てくるわけですが、これに対する国の施策として、認知症サポーター、その制度が創設されまして、もう既にスタートをしているということであります。

その状況について、少し概略的に説明をいただきたいと思います。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

国は、平成16年12月に、先ほど議員申されたように、痴呆から認知症へと呼称が変更されまして、これを契機といたしまして、みんなで認知症の人とその家族を支え、だれもが暮らしやすい地域をつくっていく運動、認知症を知り、地域をつくる10カ年のキャンペーンが始まっております。

このキャンペーンは、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを1人でもふやし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを、市民の手で展開するものでございます。

国は、平成17年から5カ年、平成21年度まで、全国で100万人の認知症サポーターの養成を目指しておりました。

養成講座の内容を簡単に申し上げますと、養成講座は実施主体が市町村及び自治体と、講師に、全国キャラバンメイト連絡協議会というのがありますが、そこのキャラバンメイトを講師に迎えて行くと。対象者は地域住民、それから職域、学校、広域の団体・企業等の従業員ということになっております。

内容につきましては、認知症を理解するという意味で、認知症はどのようなものかと、あるいは認知症の症状、それから周辺症状とその支援、それから早期診断、早期治療が大事なこ

と、認知症の治療、それから認知症の予防とか認知症の方との接し方、心構え、そういうのを約90分講義を受けまして、先ほどの全国キャラバンメイト連絡協議会より、修了者にはオレンジリングというのが交付をされておるようでございます。

これを受けまして、熊本県は、平成17年に、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を市民に伝える奉仕役となりますキャラバンメイトの養成を行いました。

しかし、この養成の対象者は、介護施設等の職員に限られておりまして、人吉球磨圏内では2人しか受講できず、認知症サポーター養成は進展をいたしておりませんでした。

その後、介護保険法の改正によりまして、平成18年4月、地域包括支援センターが設置をされまして、認知症対策を進めていく中で県との協議を重ねながら、平成20年9月に40人の講師役となるキャラバンメイトを市独自で養成をいたしております。10月から養成講座を開始し、平成21年3月までの半年間で、老人クラブや町内会の研修などで、16回の開催で676人の方に認知症サポーターになっていただいております。

県内の状況としましては、平成21年3月末現在で、48市町村中40市町村で養成された認知症サポーターは1万8,038人、県による認知症サポーター養成数は5,245人となっております。

人口に占める養成割合を見てみますと、県平均で1.29%に比べ、本市では1.96%と、若干高い養成割合になっております。

今後、市職員を含めた職域や教育現場との連携によりまして、児童・生徒から高齢者に至るまでの全年齢層でサポーター養成をしていく予定でございます。

以上、お答えいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） この認知症については不治の病というわけでもない。原因によっては多少は回復の可能性もある、あるいは早期診断、早期発見、早期治療によって進行をおくらせることもできるということではありますが、そうなりますと、早期診断、早期発見というのが非常に重要なポイントを占めることになるわけではありますが、市が行っております健康診査の中に、この認知症の早期診断を入れることができないかどうか、あるいは検討されているかどうかについてお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

全国的には、一部の自治体で検診が実施、認知症自身の検診が実施されているところもあるようでございます。

県内での実施状況は、県の担当課でも、まだ把握をいたしておりません。恐らく、費用面、あるいは専門スタッフの研修、医療機関との連携などが必要なために、現段階での導入は難しいと考えております。

平成18年度から始めました生活機能評価で、介護認定を受けていない65歳以上の高齢者に対しましては、今月8,500人に対しまして、25項目のチェックリストを実施し、認知症に

関する項目は3項目ありますが、問診票を使って、特定高齢者の候補者の選定を行っております。

その後、看護師等の訪問や電話によりまして状況を把握し、必要な場合は、専門医の受診につなげたり、地域支援事業の中で、通所サービスに参加をしていただいているのが現状でございます。

また、ことしの5月から物忘れ相談日としまして、毎月第2月曜日に、精神科医を市役所にお招きをいたしまして、相談を受けていただく会を設けております。早期発見、早期治療へつながるよう事業を進めておるところでございます。

それから、18年度から高齢者地域包括支援ネットワークの中で、認知症高齢者見守りネットワークを立ち上げまして、徘徊等により事故、けがなどの心配のある認知高齢者の見守りをお願いしておるところでございます。

平成21年4月現在、8名の方の見守りを警察、消防署などの公的機関のほか、町内会、民生委員、高齢者相談員、それからタクシー協会、それにコンビニエンスストア協会など、各種にお願いしておるところでございます。

議員、先ほど例を申し上げられましたが、千葉県では、おっしゃるように、がん検診や基本検診の際に、客観的で簡単なテストを付属して実施しておるところもあるようでございますし、また、自分で手軽にできるチェックリストを普及することも、一つの方策と言われております。

今後、こういう方策につきましても、検討をさせていただきたいというふうに考えております。お答えとします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） いろいろな施策が、それぞれ行われているというふうに思います。

私も、さっき部長から言われましたチェックリストですか、あれやってみたんですが、やってみればおもしろいんです。おれはまだ大丈夫だとか、おれはちょっと危ないなとか、あれを自分でやるということは、その認知症に対する認識を高めるといいですか、関心度を高めるといいですか、そういった意味で非常にプラス効果があるなあというふうに思っていますので、あれは、ぜひ、もう既に発送されているようでありますけれども、やってほしいなあというふうに思います。

この認知症の問題というのは、非常に静かにやってくるんです。後で出ますインフルエンザと違って、静かに非情にやってきますからなかなかわかりづらい。しかし、一回なっしまえば実にやっかいだという面も持ってますから、そういうところを配慮しながら、今後、それぞれに適切な対応をお願いしておきたいということで、この項を終わります。

続きまして、新型インフルエンザについて通告をしておりました。しかし、きのうの豊永議員から詳しい質問がありまして、それぞれ答弁がされておりますので、質問の大部分を割

愛しておきたいというふうに思いますが、私の耳に届かなかった2点についてお尋ねをします。

まず、きのう、答弁の中で、第1段階の海外発生期、第2段階国内発生期、第3段階市内発生期など、その発生状況に対応しながら、県、保健所、市が十分に連携しながらそれぞれの役割分担に従って対応する、こういうことで答弁があっておるわけですが、これはそのまま多としておきまして、ただ、感染した患者の治療を担当する医療機関との連携がどうなっているのか。きのうの質問のやり取りの中で出てきませんでしたので、お尋ねをしておきたいと思います。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

医療機関との連携につきましては、国の方針といたしまして、まず渡航歴及び患者発生地からの帰還者であり、発熱やインフルエンザ症状があった者に関しましては、保健所の発熱相談センターに相談し、相談センターが聞き取り調査によりまして、感染症指定医療機関及び一般病院へ勧めるようになっております。

現在では、球磨圏域新型インフルエンザ対策行動計画によりますと、国内発生の段階で、市民からの問い合わせ、対応につきましては、人吉市保健センターから人吉保健所を紹介することになっております。

県内発生または蔓延期になりますと、人吉保健所の要請を受けまして、発熱の症状を呈する者からの相談に対応し、受診すべき医療機関の紹介あるいは搬送方法等について、指示等をするようになっております。

以上、お答え申し上げます。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） ただいまの部長答弁で、具体的にお尋ねをしたいんですが、私が発熱症状が出たという場合に、保健センターに通報すれば、保健センターは保健所のほうに連絡してくださいということになるわけですか。その保健所のほうが、どこの病院に行きなさい、民間病院に行くのか、あるいは特定の病院に行くのか、その判断は保健所の電話による聞き取りの中で判断をして、指示をするということなんでしょうか。

そういうことであれば、私が発熱したけれども、今度は保健所に、あるいは保健センターに連絡しないで、一般病院に駆け込むということもあり得ると思うんですが、そういった場合はどうなるんでしょうか。私が言ったことを含めて、答弁をいただきたいと思います。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

基本的には、指定病院も公表をされておられません。指定病院が満床になった場合には一般病院ということになるかと思いますが、これも保健所の指導によって、どこどこ病院ということになるかと思いますが。

先ほど、議員おっしゃられたような場合につきましては、これは、やはり病院の医療機関

あたりも、発熱相談センターから依頼を受けた患者さんかどうかということをやっぱり判別してもらう必要があるかというふうに考えております。

ですから、いずれにしても、どうにか保健所のほうに連絡をいただいて、相談を受けるといような方法になろうかと思えます。

ですから、先ほどおっしゃった例につきましては、病院側がどう対応するかということをも十分保健所の指導に基づいてやらなければならないというふうに、私は考えております。

以上、お答えいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） もう一つ、その医療関係で思ったのは、きのう、例えばマスクの準備とか何とか、市のほうでかなりやっているということで答弁をされておったんですが、医療機関が、やっぱり、その新型インフルエンザに対応できるだけの薬剤の準備といえますか、そういったものは整っているのかどうかお尋ねしておきたいと思えます。

○健康福祉部長（尾方 篤君） 各個人、医療機関に照会したわけではございませんけども、県のほうに一応お尋ねを行っております。

新型インフルエンザが蔓延した場合には、ウイルス検査キット備蓄状況というのがございます。県の情報によりますと、ウイルスキットについては備蓄されていないと。また、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況でございますが、タミフルにおきましては15万4,000人分が備蓄をされておると、リレンザにおきましては、平成21年から平成23年の3年間に1万8,900人分が備蓄をされておるということでございます。

以上、お答えいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） もう一つ、もう1点欠落している部分かなと思ったんですが、それぞれの個人が行う予防策あるいは防護策、例えば手を洗う、うがいをする、マスクをつける、そういったものが奨励をされておりますけれども、もう一つ欠落した部分といえますか、感染しても発症しないような抵抗力のある体をつくる、発症しても重くならないような抵抗力のある体をつくる、つまり抵抗力をつけるような、例えば生活指導といえますか、そういったものについてはどう配慮されているのかなあというふうに思います。

私に言わせますと、例えば、こういうインフルエンザを一つのサンプルとしながら、それに負けない抵抗力をつける体力をどうつけていくのか、そういった面では、特に、子供たちに対しては、言っちゃ悪いけれども、臨床的な、健康保全のための臨床的な教育材料にもなるんじゃないかなあというふうに思っていますが、そこらあたりについての考え方について説明をいただきたいと思います。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

今回の新型インフルエンザは、感染力は強いが弱毒性で、多くの感染者は軽症のまま回復

しておりまして、季節性インフルエンザと症状等が類似する点が多いということでございます。

しかし、季節性インフルエンザとの最大の違いは、多くの高齢者が重篤化して死亡する例がある。今回の新型インフルエンザでは、基礎疾患、糖尿病とかぜんそく等を有する者を中心に重篤化し、一部死亡することが報告をされております。

今回のインフルエンザは、1957年以前に産まれた方については、抵抗力があるんじゃないかというふうに一部で言われております。

広報ひとよしの中の健康コーナーに、健康づくりに関する情報を掲載しております。季節に関連した、健康に関する内容の記事を掲載しておりますので、今後も引き続き情報の提供を行っていくということで考えております。

また、要望に応じましては、運動及び栄養の指導、それから、口腔ケア等の健康づくりに関する教育を乳幼児期から高齢者まで行っておりますが、今後も、さらに続けてまいりたいというふうに考えております。最終的には自分の健康は自分で守るという意識が必要じゃないかというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） この新型インフルエンザにつきましては、加熱報道とか、あるいは一部のパニック状態とか、あるいはマスク騒動とか、安心宣言があったり、新しい患者が出てきたり、終息宣言があったり、そういったことでかなりの混乱が出てきたのは事実であります。

しかし、まだ今ごろの流行だったわけですから、秋から冬にかけてのインフルエンザの流行期にどのようにやっばり蔓延していくのか全く未知であります。また、南半球における蔓延する兆候もなきにしもあらずという立場から見れば、弱毒性ではあったとしても、要注意の新型であろうというふうに考えております。特に今の発生状況を見てみますと、この新型インフルエンザは日本に完全にもう定着しておる。ですから、水際の防止作戦というのはきかないんだということを念頭に置きながら、先ほど尾方部長のほうから言われましたようないろんな施策を進めていただきたいなというふうに考えているところであります。

最後になりましたけれども、人吉球磨の観光ということでお尋ねをします。

昨年7月、青井さん、青井さんと言って郡市民に親しまれてきました青井神社が国宝に指定をされました。SL人吉が去る5月25日から運行を再開いたしました。青井さんもSL人吉も観光人吉の起爆剤として人吉球磨の観光振興に寄与してくれるものとして期待をされてきました。青井神社の国宝指定から11カ月、SL人吉の運行再開から1カ月ちょっとという短期間ではありますが、参拝客や観光客の人数あるいは団体の数、あるいはその動向などについて説明をいただきたいと思います。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えする前に、緊急雇用創出事業の中のエコ乗り物観光推進事業、これにつきまして答弁の誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

エコ乗り物観光振興事業でふるさと雇用再生特別交付金事業、こちらのほうに移行し、追加事業としてまた事業を実施したいというふうにお答えをしましたが、エコ乗り物観光振興事業につきましては、梅雨明けに実施するという事で2名を予定しているということで訂正をお願いしたいというふうに思います。申しわけありません。

観光でございますけれども、参拝客数ということで青井神社のほうにお伺いしましたところ、国宝指定を受ける直前の平成20年5月の参拝者数は約5,000人で行ったけれども、ことし5月の参拝客数は1万5,000人と約3倍にふえているということでございます。また、SL人吉の乗客数につきましては、運行開始から現在までほとんど満席の状況でございます。そのほかの施設を昨年の5月とことしの5月との比較で申し上げますと、人吉駅にございます観光案内所の利用者数が189%、石野公園クラフトパークで162%、人吉城歴史館で141%、そのほか主な宿泊施設を調査しました結果、111%となっております、いずれも増加している状況でございます。

以上、お答えします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 今、観光客あるいは参拝客が確実にふえているということで報告をされたわけですが、観光という面から人吉市を見てみますと、青井さんとSL人吉によってかなり人吉観光の雰囲気といいますか、ありようというのが変わってきたなというふうに私は感じているんですが、その点について、執行部としてはどのように判断されているか、お尋ねをしたいと思います。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

経済的な効果、そういったものがあるわけですが、直接的な経済効果、民間事業の収益にかかわることではございますので調査が難しいところでございますけれども、旅館やお土産店にお伺いしましたところ、SL運行の売り上げは上がっていると、もしくは思ったほどではないが上がっているとお話っております。この世界不況下で各地の観光地が苦戦している中、売り上げが上がっていることは明らかにSL運行による経済効果が波及していると考えております。なお、市で管理しております石野公園クラフトパークの売店売り上げは、昨年とことしの5月期を比較しますと116%と増加しているところでございます。

また、観光客の動向でございますけれども、青井阿蘇神社が国宝指定を受けて以来、人吉市内を走る観光バスが明らかにふえているように感じているところでございます。実際青井阿蘇神社には多いとき1日20台以上の観光バスが来ているとお伺いしているところでございます。

また、ＳＬの運行が始まってからは、観光マップを片手に市内を散策していらっしゃいます観光客の方々を以前より多く見かけるようになっております。さらに、駅前のからくり時計には毎時多くの観光客の方にお越しいただいております、からくり人形を楽しんでいただいている風景をよく見かけるようになりました。

このように、青井阿蘇神社の国宝指定、ＳＬの運行開始以降、市内の至るところでは以前よりも多くの観光客を見受けられるようになっている状況でございます。

以上、お答えします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 確かに井上部長言われましたように、私もそういうふう感じております。

そこで、青井阿蘇神社の国宝指定やＳＬ人吉の運行によって、ふえるであろうお客さんに対してどう対応するかということで、いわゆる受け皿づくりといたしますか、そういった形でいろんな団体がいろいろな努力、事業展開をしてきておるんですけれども、この受け入れ対策の状況などについてどのように、今のままでいいのか、今後どうしたほうがいいのか、そういったものについて思いがあれば説明をしていただきたいと思います。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

観光客の受け入れ状況でございますが、ハード面の整備といたしましては、人吉市を周遊するボンネットバス「じゅぐりっと号」を産交バス様にＳＬと同時に運行を始めていただいているところでございます。

また、青井阿蘇神社周辺にも物産館やお土産店が開店しており、市におきましても、観光客にとって魅力的でより利便性を高めるため、人吉駅前の整備を進めているところでございます。

今後も観光客の方々に利便性を高め、喜びと感動を与えるような施設整備を官民一体となって取り組んでまいり所存でございます。

ソフト面につきましても、人吉温泉観光協会主催による人吉市民総観光案内認可を目的とした「まち歩き観光講座」や「しっとかん版、ひとよし」の全戸配布、じゅぐりっと博覧会で取り組んだはっぴを着て観光案内をする「はっぴでハッピー」、鉄道案内によります肥薩線や産業遺産の案内等、民間の方々による活動が活発化しております。

さらに、青井阿蘇神社におきましては、ＮＰＯ法人九州相良ヒストリアによる国宝ナビゲーターの開設、神職やみこの歴史衣装体験、人力車など有料の体験学習プログラムを設置し、観光客のニーズに対応すべく努力されているようでございます。

このように人吉市を訪れていただいた観光客の皆様に御満足いただけるような数々の事業を官民一体となって取り組んでいるところでございます。しかしながら、数々の受け入れ体制の整備に取り組んでいるところではございますが、観光地としては今後さらなる充実を図

っていかなければならないというふうに考えているとでございます。

以上、お答えします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 観光全体の状況について、今それぞれ報告をしていただいたわけですが、現状を正確に把握をする、その把握に基づいて内容を分析をする、そしてその分析に基づいて次の計画を立てていく、それが今必要な時期になってきているかなというふうに思います。先ほど言いましたように、青井神社から11カ月、SL運行再開から1カ月とちょっとではありますが、この現状を把握をして、分析をして、それに対していかなる次の手段をつくるのかということが今後の課題の中心になると思いますが、そういった意味では、やはり旅館等を聞いてみますと、特に人吉市内の東九日町側といいますか、あちらのほうではなかなか人が上がってきてくれない、そういうような悩みもありますし、くま川鉄道の乗車状況を見ましても、期待したほど「KUMA―1」「KUMA―2」に乗ってくれるお客さんが上がってない。そういう状況を受けて、今後どうやはりそちらの方面にお客に行ってもらえるようにするのか、それは非常に中心的な課題だというふうに思っていますが、そういった意味じゃ、中球磨、上球磨あるいは山江、相良、五木、その方面にお客さんをどう呼び込むかということで、連携プレーといいますか、そういったお互いの協力関係が必要だというふうに思っているんですが、その点について執行部の考えをお尋ねをしておきたいと思います。

それから、先ほど私の発言の中であいまいに申し上げた部分がありましたので、正確に申し上げておきたいと思いますが、青井神社の国宝指定は6月の9日、そしてSL人吉の運行再開の出発式はたしか5月と言ったようではありますが、4月の25日ということで訂正をいただきたいと思います。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

今後、来ていただいた観光客の方々に、さらに魅力を提供していかねばならないと感じているところでございます。例えば、観光案内所での問い合わせが多い観光施設や温泉、食事場所のわかりやすいマップの作成あるいは時間に合わせた観光ルートの設定など、観光客のニーズに合わせた受け入れ体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

さらに、人吉市だけではなく、KUMA―1、KUMA―2、青蓮寺や城泉寺あるいは水上の桜、相良三十三観音めぐりなどといった球磨郡に点在します魅力ある観光素材を球磨郡の町村、くま川鉄道、そのほか各町村の観光協会あるいはひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーン実行委員会の方々と協力しながらPRをしていかねばならないと感じているところでございます。

この人吉球磨を一つの観光圏として魅力的な観光素材を整備し、ルート化し、PRすることによって観光客の滞在時間を延ばし、宿泊客を増加させることが観光産業の浮揚、ひいて

は人吉球磨の経済の浮揚にもつながると思っているところでございます。

今後は人吉球磨全体で受け入れ体制の充実を図り、訪れていただきました観光客の方々に対し、おもてなしの心で接し、さらなる感動を与え、再び人吉球磨に来たいと感じていただけるよう、官民一体となって努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） 少し私の意見を言わせていただきたいというふうに思いますが、実はことしの4月1日、正式にはもと鉄道で働いていた鉄道退職者を中心にして、鉄道観光案内人を立ち上げました。まだ立ち上がったばかり、よちよち歩きではありますけれども、4月の25日のS L運行以来、例えば、市内のまちかど美術館の留守番兼説明員とか、それから観光客の案内とか、それからS Lが人吉機関区に駐留している間は、警備員兼説明員をやるとか、そういったことで大体延べ170人以上が稼働しておるわけではありますが、私もまちかど美術館のあたりの留守番兼説明員として何日か経験をしましたが、おかげで非常に訪れるお客さんの方と接する機会がありまして、ああ、今まで経験しなかったものを経験できたなというふうに思っているんですが、その中でこういう弁がありました。これはS L写真の展示館を留守番しておった時のことですけれども、四、五人の熟年の女性の方が、九日町の札の辻通りのほうから西九日町出町橋に向かって歩いておられて、どうぞS Lの写真ごらんくださいと言ったところ、みえて中を見ていただいたんですが、帰り際に、私ちょっときょうは気分が悪かったですと言われました。私も興味がありますから、何ですかという話をしたんですが、その方の言われるのは、こういうことでした。あるお菓子屋さんに行って、あるまんじゅうがありませんか、お菓子がありませんかということを聞いてみた。「うちにはありません」、それだけの答えしか返ってこなかった。

ですから、何であのときに、あっ、そのお菓子だったらどこにありますよとか、じゃちょっと聞いてみますからお待ちくださいとか、そういう言葉が出てこなかったのかな、その観光のお客さんにすれば、そういう対応がしてもらえなかった。「うちにはありません」で終わってしまったというのが、やはり人吉市にせっかく来ていただいたお客さんに対しての対応の仕方として、これじゃやっぱりいかなというふうに私も感じたんですが。そういった我が家にはないけれども、どこかにある。じゃそこをどこにあるかを聞いて確かめて、そのお客さんのニーズにこたえていく、そういった意味での連携プレーといえますか、そういったものがまだ十分でないのかなというふうに強く感じました。

それから、観光案内所の方々にやっぱり聞いてみても、そういった不満が時々出ていうようでございますから、そういった本当の意味での観光客に対する連携的なプレーの接し方、先ほどはおもてなしの心と言われましたけれども、それは個人だけではなくて、やっぱり連携したプレーでないといけないなというふうに感じましたので、そのことを報告をしておき

たいと思います。

それから、ＳＬ人吉が人吉機関区に駐留をしている姿をたくさんのお客さん、カメラマンが写真を撮りに来るわけですが、いろいろと注文があるんですよ。あそこの機関車は駐留場所はまだ日陰になつととか、屋根の下に隠れとるんで前に出してくださいとか、その前に標識みたいなやつが立つとれば、あれはカメラの邪魔だからのけてくださいとか。それから今度は、スポーツパレスのあの前の通路あたりは、ＳＬの走る姿を下から非常に近い角度で見ることがいいロケーションで、人気の場所の一つではありますけれども、あそこを通るときに、機関車の煙が少ないからもうちょっと出してくれとか、排水弁を切って蒸気を動輪の横から出してくれとか、いろんな注文がありますが、そういったやっぱり一つ一つのニーズに親切にこたえていくといひますか、それから、なぜここでは煙が出ないんですかという説明あたりもお客さんにしてやれば、ああ、そういうことな、ほんならもうちょっと煙がたくさん出るところに行かんばんなとか、そういったやっぱり対話もいろいろと経験をしてきましたので、一応報告をして、今後のやっぱり観光客を迎える一つの参考にしていだきたいなというふうに思ひますので、あえて報告をさせていただきました。

いずれにしろ、青井さんも、またＳＬ人吉も今始まったばかり、これを長いやっぱり期間をかけて本当に人吉球磨の観光にどうじっくりとつないでいくのか、今後の課題が問われている、人吉球磨の知恵が問われているというふうに思ひますから、余り結論を急がないでじっくりと構えて、このＳＬが運行される間あるいは青井神社に興味がある間にその素地をつくって、そして経済効果が目先だけを考へないで、例えば、ＳＬ人吉という名前がついたことによって人吉という地名の全国的な宣伝効果というのは物すごいんですよ。もう鉄道マニアの人たちはほとんどＳＬ人吉で人吉の地名を覚えたと思ひます。これをマスコミに載せて宣伝をするとするなら、何百万かかるかわからないくらいに、そのＳＬ人吉という名前をつけたことによる宣伝効果があるというふうに思ひますし、そこらあたりを十分わきまえながら、余りうれしかったり、がっかりしたりということの繰返しじゃなくて、じっくりと構えながら、そしてじっくりと人吉球磨の値打を売り出していく、そういう立場で観光振興に努めていただくようお願いをしまして、時間となりましたので、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時４分　休憩

午後１時９分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

15番。

○15番（仲村勝治君）（登壇） こんにちは。15番の仲村でございます。通告に従いまして質問をいたします。

通告の道路行政について質問いたします。東校区内にある七日町郵便局前の国道445号線の交差点は、最近通行車両が多くなり、交通事故の危険性が增大いたしております。交差点は見通しが悪く、車が近くまで来ないと右折の車か左折の車か判断できない場合が多く、車の動きが大変わかりにくい交差点であります。郵便局があり、その前に横断歩道が表示してあります。この横断歩道は、小中学生の通学路であり、また郵便局を利用する高齢者など利用が多いところであります。上新町方向から五日町方向に行く車は、この横断歩道のところで左折いたしますが、普通車の後輪は道路側溝のふたの上を通過している現状でございます。私が現場で確認したときは、大型車両は来ませんでしたが、大型車両の後輪は道路の縁石に接触して通過するそうでございます。五日町、七日町の両町内会長より連名で市に対して道路改良の要望書が提出されたそうでございますが、対応についてお尋ねいたします。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

五日町、七日町の町内会長より連名で市に対して道路改良の要望書が提出されたが、その対応はという御質問でございますが、平成20年7月14日に、五日町町内会長と七日町町内会長の連名で「七日町地区通過国道445号線の危険箇所に関する要望書」が市長あて提出されました。議員御指摘の交差点につきましては、確かに変則的な線型となっておりまして、上新町方向からの大型車両の通行の際には視界が悪く、対向車線の車両に注意を払うため、石材店前の境界縁石ぎりぎりのところを通過している状況でございます。

また、当交差点北側にあります県道人吉インター線から大信寺へ向かいます市道下林南願成寺線の道路改良が完了し、大信寺方面への通行車両が増加をいたしまして、その車両の一部が国道445号線の七日町交差点を利用するため、この交差点の交通量も増大しているようでございます。

このような現状を踏まえまして、これまでに歩行者、特に通学児童及び高齢者の安心・安全な通行確保のため、交差点の改良を道路管理者でございます県へ要望してまいりました。これを受けまして、県も現地調査を行っていただいております、現状の認識はされているようでございますが、厳しい財政状況下、なかなか進捗していないようでございます。

そのような中ではございますが、市といたしましては、改良していただくよう再度強くお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 県のほうに要望されているそうでございますが、国道445号線沿いには、くま川下り株式会社の駐車場もございまして、昨日、笹山議員の一般質問で回答されま

したくま川下りの株式会社の経営について、市長は経営の充実、十数年ぶりの大改革をするという御返事ありがとうございましたので、私もその必要があると考えて、今回の445号線のこの改良についても質問しているわけでございます。

くま川下りは遊覧船事業が主でございます。その営業状況をちょっと述べてみますと、議会開会日の当日に会社の経営状況が出されましたが、第47期の事業報告、この中に遊覧船事業が隻数で3,579隻、乗船客数は4万4,112人、船賃収入が1億3,640万4,000円でございます。これを6年前の同社の41期の事業報告と比較をしてみますと、遊覧船事業で5,125隻、乗船客数で6万4,614人、船賃収入で2億318万1,000円でございます。この6年間の差が隻数で1,546隻の減、そうすると乗船客数が2万502人の減、船賃収入で6,677万7,000円の減という事業報告で示されたわけでございますが、このように毎年厳しい決算報告がなされております。根本的にやっぱり状況を変えるには、一番重要な七日町のこの交差点、国道445号線の交差点を改良することによってこの周囲の施設も改良され、多くの観光客が大型観光バスを利用してくま川下りの駐車場に入ってくるというぐあいになるのかなという考えがいたしますので、人吉観光の一枚看板でございますくま川下りの振興を、これを図る上で交差点の改良は大変重要な施策であると考えますので、市長の考えをお尋ねいたしたいと思っております。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

くま川下り株式会社の数年ぶりの黒字化ということは、これは主に人件費の削減によるものでございまして、決して経営状況は予断を許さない環境にあるわけでございます。

くま川下りの過去の数値を御提示いただきましたけれども、球磨川下りそのものの魅力というものをもう一度問い直さなければならないというふうに思っているところでございます。よって、昨日も答弁させていただきましたように、数十年ぶりの大改革をくま川下りは行わなければならないと、そのことは昨日も申し上げましたし、今後議会の皆様方にも御相談をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

そのさまざまな振興策のためにも、議員がおっしゃる交差点改良が必要であるというふうに私も認識をいたしております。先ほど建設部長がお答えしましたとおり、状況につきましては私自身も承知をいたしております。

今後くま川下り株式会社の経営状況の改善も含めまして、通行される皆様方の交通の安全を図るため、交差点改良の実現に向けまして、道路管理者であります県に強く要望してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 15番。

○15番（仲村勝治君） 議長、これパンフレットを市長と副市長にあげていいですか、ちょっとパンフレット。実はこれでちょっと説明したいと思っております。この「サイクリングロードで楽しむ人吉球磨」というパンフレットがございまして、この中に、これは湯前人吉自転車

道活性化推進協議会、それと熊本県の地域振興課が出しているパンフレットでございますが、この中で自転車で球磨路を楽しもうということで、起点がユートピア、湯前町でございます。そして終点が人吉市の人吉駅前なんでございますが、この一番最初、この中で大体人吉市の曙橋までは大体改良されているわけです。そして現在、曙橋から上新町の踏切までは用地買収が終わりまして、改修工事に入っています。問題は、上新町の踏切から五日町の交差点までがまだ国道でありながら歩道がないような状況なんです。この中に載っています、このパンフレットの中にくま川下り発船場というのがありますが、これはトイレ等の記入がありまして、この国道445号線を利用してここを使ってくださいというようなパンフレットでございます。

ですから、このようにこの国道の利用を多くするためには、このやっぱり改修も必要かと思います。特に七日町の改修というのは、くま川下りに行くための大型車両、バスなんかがやっぱり必要かと思うので、市長に国または県に強く要望していただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。大変ありがとうございました。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君）（登壇） こんにちは。心の準備ができないままスタートになりましたけど、ちょっと戸惑っております。先ほど立山議員がSL、そして人吉市の観光のことについてる熱い思いを語っていただきまして、その前に休憩時間にSLの話をちょっといろいろお聞きしていました。そのとき汽笛の話が出ていまして、夜の汽笛は切ないよねとか、そういう話をしておりました。そういう話の中で今回のSL運行は、あくまでも私は第1段階ではないかというふうに思っております。第2段階は山線にD51を走らせる、これを実現すれば世界遺産も夢ではないと私は思いますし、多分そういうふうに思っている方は多いんじゃないかと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。きょうは3点通告しております。1番目に市営住宅運営、指定管理者制度導入構想について、そして2番目に観光行政、くま川下り株式会社の今後、3点目、中心市街地活性化、今後の方向性についてということでございます。

ことしの3月の議会の経済建設委員会におきまして、市営住宅に指定管理者制度導入の検討をしていくというような説明がございました。そのことに対して質問を行うわけでございますが、その前段に、市民の方から市営住宅関連の相談がありましたので、先にお聞きしておきたいと思います。

最近、市営住宅におきまして同居人届を提出しない世帯があるというふうに聞いております。特別な事情があると思いますけども、もともと夫婦だった方がある事情によって離婚届を出して、そしてまた再度同居している。しかし、同居人届は提出していないというような

ケースが多くあるというふうに聞いております。これは調査したほうがいいと思うのですが、お聞きしたいと思います。

また、現在市営住宅の管理運営について、職員は何人が携わっているのか、お聞きします。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。2点あったかと思えます。

1点目の市営住宅におきましては、入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、人吉市営住宅条例により同居申請をしていただくようになっております。このことは、入居の際に「住まいのしおり」という冊子にて説明をし、お渡しをしておるところでございます。

しかしながら、議員御指摘のように、申請をしないで新たに同居させている世帯があるようでございます。その事実が判明した場合は、直ちに申請書を提出していただくよう指導しております。ただし、場合によっては承認することができない場合もございます。

次に、市営住宅の管理業務に携わっております職員の数でございますが、住宅係長以下6名でございます。そのうち2名は滞納家賃の徴収を主たる業務とした本年4月からの再任用職員でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） 市民の方からの相談では、このように届け出が出されていないというケースが非常に多いということで聞いております。また、母子家庭の住居の件なんですけども、お母さんが夜の店で働いていると、母親のいない夜に子供たちのたまり場になって、非常に騒音が激しい。そして近所が迷惑しているというふうな話もございますので、その辺も含めまして一度調査していただきたいと思います。と思っています。

市営住宅にかかわる職員数は6名ということで、2名が再任用で滞納の処理に追われているということで今答弁がございました。先ほど言いました、3月議会で導入の検討を行うということだったんですが、その後はどこまで進んでいるのかということと、構想ではどの業務の分野まで任せる予定で検討しているのか。また対象の業者は不動産業に限るのか、その辺をお聞きしたいと思えます。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

指定管理者制度の進捗ということでございますが、第4次人吉市行政改革大綱、人吉市行政経営戦略並びに人吉市行政経営戦術計画書において、民間委託等の導入という取り組み項目の中で、市営住宅の指定管理者制度の導入について検討を行うことになっておりますので、3月議会の経済建設委員会において、先ほど議員おっしゃいましたように、新年度から制度導入の可否も含めて、メリット・デメリットなどの調査検討を行っていく旨御報告をさせていただいたところでございます。

現在までの状況でございますが、本年4月から指定管理者制度を導入してあります熊本市

へ出向きまして、担当者から経緯や問題点等についてお尋ねをいたしております。また、熊本県住居建物取引業協会人吉支部長にお会いをいたしまして、近いうちに役員の方々と意見交換をさせていただきたいとお願いをしておるところでございます。

次に、指定管理者制度導入構想ではどの業務の分野まで任せる予定なのかということですが、現在は予備調査の段階でございますし、今後具体的な中身につきましては、他市の例などの調査検討を行った上で方向づけをすることになるかと考えております。

一般論から申し上げますと、指定管理者が行う業務としましては、入居及び退去に関する補助業務、施設の管理及び適正な使用の確保に関する補助業務、施設の維持補修に関する業務でございます。入居者の決定、その他の公営住宅法により市が行うこととされております事務以外のものが考えられます。

対象の業者は、宅地建物取引業者に限るのかということに関しまして、予備調査の段階でございますので、これにつきましても他市の例を調査したいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） 導入の検討はまだ予備調査の段階で、具体的な調査と方向づけはこれからであるということで理解して、今の答弁を総合的に判断しますと、今現在の民間のマンション、ちょっと大き目のマンションの管理を不動産会社が行っていますけども、そのケースとほぼ同じように、その管理を行っていただく、その方向で検討していくということで理解していいんでしょうか。

問題は、サービスの低下につながってはいけないということが一番根底にあると思うわけでございます。熊本県下、日本全国あちこちでそういう指定管理者導入をされている自治体があると思うんですけど、熊本県下ではどこがどのようにして導入しているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○建設部長（山上 茂君） 熊本県内では熊本県が平成18年4月から熊本県住宅供給公社に、熊本市が平成21年4月から民間の熊本市住宅管理センターに指定管理者として委託をされております。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） 声がよく通らないということで御指摘を受けましたので、ちょっと大き目の声でしゃべりたいと思います。

熊本県下他市の状況は、熊本市だけであるということですね。私なりにインターネットでいろいろ調べてみましたが、全国の自治体の例を調べてみましたが、やはり県庁所在地とか、ちょっと大規模な自治体での導入が多いというふうに見ました。小規模ではちょっと見当たらなかったかなと思ったものですから、小規模での導入、人吉市での導入というこ

とになりましたら、全国でもちょっと珍しい例なのかなと思った次第でございます。

この指定管理者導入のメリットは、どの辺をメリットとして考えているのか、また、考えられるデメリットはどの辺が考えられるのか。また、コストの削減効果はどのくらいの効果を、どの程度というか、予想されるコスト削減効果はどんなものかをお聞きしたいと思います。

○建設部長（山上 茂君） 御質問にお答えいたします。

指定管理者制度のメリットでございますが、民間のノウハウを生かしたサービスの質的向上や経費の削減が上げられるかと存じます。

デメリットでございますが、入居者の家族構成や収入の状況、滞納世帯などの個人情報の保護をどのように扱っていくかが課題であると考えております。

また、コスト削減の効果はということでございますが、これにつきましては、現在のところ、そこまでの検討には至っておりません。

以上、お答えいたします。（「議長、6 番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6 番。

○6 番（村上恵一君） すべては、これからであるということですよ。

メリットとデメリットはそれぞれ比較しながら、最終的にはコスト削減が可能なのかどうか、ここが一つの考えられる、スタートするか、しないかの分岐点なのかなと思います。

調べてみて、大規模な自治体の導入が目立つということは、スケールメリットを生かしての運営が理想であるというふうに私は感じたわけでございまして、小さな自治体では、逆にコスト高になってしまう可能性もあり得るというふうに考えた次第でございます。

人吉市の市営住宅1,100世帯、約1,100世帯あると聞きますけども、入居者の約3分の1が一般家族の家庭、両親がおって子供がいるという家庭、また、3分の1が母子家庭、残る3分の1が高齢者の単身あるいは夫婦だけの世帯というふうな構造みたいです。ということは、福祉部門との連携が非常に密であるという分野なんです。

ということであれば、民間に委託しにくい分野でもあるということですから、そこら辺は慎重に進んでいただきたいと、私が言いたいのは、そこら辺なんです。今までの指定管理者導入は、最初からありきで進んできたような感じがするんです。じゃなくて、今回の場合は、最初から導入ありきという発想ではないというのがわかりましたので少し安心したわけなんです。導入があってもいいけれども、福祉分野との連携、そこら辺は慎重にやっていただきたいと。わずかにコストの削減はできたけれども、サービスは大幅に低下したということでは困るということで、私はその辺を要望を入れて、この問題につきましては終わりたいと思います。

次に、観光行政、くま川下り株式会社の今後という項目でございます。

今議会の初めに、くま川下り株式会社の20年度の決算報告が行われました。前社長も苦悩

されたようですが、利益を出すということができたということは、努力の結果であると、強く受けとめております。

そこで、ひもといてみたいのが、この球磨川下りの歴史をちょっと申し述べていただきたい。中身としては、この会社の歴史もさることながら、観光事業としての川下りの歴史、そして、乗船客数の推移、これはピークはいつごろなのか、そして、ここ最近の動向はどのようなかというところをお聞きしたいと思います。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

くま川下り株式会社の歴史ということでございますが、くま川下り株式会社は、昭和37年12月に会社組織となっております。

昭和41年、水害の際に、それまでの関係書類が流出しており、詳細についてはわかりませんが、複数の川下り事業所が一つの会社にまとまりまして、くま川下り株式会社ができ、以後、人吉球磨の観光の牽引役として、現在に至っているということでございます。

球磨川下りとしての観光としての歴史としましては、明治41年から42年にかけて人吉に鉄道が通りまして、これを境に、球磨川の川下り業界に大きな転機が起こり、観光での新分野での開発として、くま川下りの誕生になったと聞き及んでおります。

次に、乗船客数の推移でございますが、昭和50年5月の球泉洞の開洞や52年の4月のループ橋開通などで順調に増加しており、昭和56年がピークでございまして、年間約13万7,000人の利用がっております。

その後、約7万5,000人台まで減少し、平成元年の高速道路開通で約11万7,000人まで回復したところでございますけれども、その後、増減を繰り返しながら、近年におきましては減少傾向となっております。

なお、平成20年度の乗船客数でございますが、4万4,000人あまりとなっているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） ピーク時、また、高速道開通、そして、近年ではということで、非常にわかりやすい数字の推移だったんですが、非常に厳しいというのが、ほんとにこれで見えてくると思います。

しかし、この球磨川下りというのは、先人たちが残してくれた財産でございます。

明治41年から42年に、この観光川下りが始まったということは、私が何で歴史を聞いたかと申しますと、そろそろ100周年ではないかなという思いがあったんです。恐らく、ことしあるいは来年、再来年かなあということで、ちょっと自分で感じとったものですから、確認したわけです。そこら辺はどうなのでしょう、来年か、再来年か、100周年になるのではないかなと思うんです。

できれば、これをターニングポイントにして、いろんなイベント、また、プラスに転じる材料にできるというのは、一つの大きな宝物だと思っておりますので、そこらをお聞きしたいと思います。

また、今は、遊覧船の木船の川下りとは、また別にラフティング事業を今やっておりますけれども、このラフティングの利用者数の近年の推移はどうか、伸び率で結構ですけども、客数じゃなくても。その辺もちょっとお聞きしたいと思います。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

球磨川下りが100周年になるのはということでございますけども、来年が100周年になるんじゃないかなというふうに思っております。

イベントといいますか、100周年を記念しての事業につきましては、関係者あるいは川下り、そういうところと一応協議をして、どういったふうにして盛り上げるのかということで協議していきたいというふうに考えております。

それから、くま川下り株式会社のラフティングの乗船客数でございますけども、事業開始年度から年々増加をいたしておりますして、最近5カ年における乗船客数は年度によっては違いますけれども、平均いたしますと、約10%増加の推移を見せているようでございます。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） 来年が100年ということですから、非常にことしが肥薩線100周年、来年が球磨川下り100周年ということで、乗り物に特化した100周年が続いていくということで非常に期待ができるんじゃないかなあと思っておりますし、民間レベルでも、私たちでも協力できる部分があればぜひ協力していきたいと思っております。ぜひ、これを、一つのターニングポイントにして頑張っていければと思っております。

これ通告しておりませんけども、市長には、また後ほど、その辺の思いも語っていただければと思っておりますので、御準備をお願いしておきます。

ラフティングの利用者数は、確実に伸びているということで、今御答弁いただきました。ラフティングの将来性も、非常に高いのではないかなということで思っております。

ただし、今、ラフティング会社は18社になるということで聞いておりますので、そこら辺も含めて、いろんなまだたくさんの会社が乱立してくるんじゃないかなというふうな思いもあります。このラフティングの将来性についてどのように考えてられるのかということと、地域全体でラフティングの運行の安全性の確保はどのように取り決めておられるのか、この辺をお聞きしたいと思います。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

ラフティングの将来性ということでございますが、ラフティングにつきましては、体験型観光素材であり、九州では、球磨川で唯一楽しめるレジャースポーツでございます。

年々若年層を中心に人気上昇しており、関西方面からの修学旅行でも、体験学習として利用されているところでございます。

今後も、利用客増加が見込まれておりまして、新規事業者も算入し、先ほど村上議員のほうから言われましたが、18社が営業されているようでございます。今後も、ラフティングは球磨川下りとともに、体験型観光の柱となると思われております。

ラフティングの安全性確保でございますけれども、球磨川ラフティング協会に加盟している事業所は、必ず利用者への傷害保険、賠償責任保険の2種類に加入することとなっております。

同乗するインストラクター、ガイドにつきましては、球磨川での操船技術や救急救命の研修、十分な技術を取得した上で実務に携わっていると聞き及んでおります。

ラフティング協会におきましては、運航規定を作成されており、各艇の定員遵守、球磨川の水量によるツアー中止基準、ツアー参加承諾書の提出、携行する装備や参加者に対する安全管理に関する注意事項の説明、球磨川内でのルールなど、運行規定に基づいて事業を進められている状況でございます。

行政としましては、今後も安心してラフティングを楽しむことができる体制づくりとして指導、助言を行いながら、ラフティング事業全体の安全対策基準の制定に向け、球磨川ラフティング協会等と協議し、制度づくりを推進していきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） 今、るる説明がありましたけれども、事業者が18社になるということで、まず一つ、今現在、今までやってこられた方が心配されているのは、価格のダンピングが激しいということです。新規参入は、お客さんを取りたいがために、価格を下げてくるんです。それで、もうこの数年間ずっと価格が下がってきている。非常に苦しい状況にあると。お客さんを、パイの取り合いなんです。年間1万人強といいますけど、恐らくもっと来ているような状況です。ことは1万5,000人ぐらい来ているのかもしれませんが。そのような状況で、同じパイを食い合っているというような状況であるということです。

それだけならいいんですけども、今度は、質の低下がやっぱり見受けられると、非常に怖いと、私も実際、そういう場面を見受けましたし、初めてラフティングに乗るといような方がガイドをされているというようなケースが何件か見まして、かなり御年配の方がガイドで乗っておられました。びっくりしまして、これでいいのかなあというふうに思った次第でございます。

一番、今怖いのが事故なんです。命にかかわるような事故が発生した場合には、悲惨な状況になるということです。これは、ほかの観光関連産業にも影響を与えかねないということでございます。

私も、長年、カヌーをやってきておりまして、リバーツーリングというのは、川下りは非常に楽しいものでございます。しかし、スリルもあって楽しいんですが、反面、危険との隣り合わせであるということは認識していただきたいということなんです。

そしてまた、球磨川の水量によるツアーの中止の基準というのはあるようなんですが、お客様、どうしても強い要望をされたときに、じゃ、出ましようかというケースがやっぱりあったということを聞いております。これが、一番怖いです。これは、やはり勇気を持って中止するという、やっぱり、そういう基準を、そして、皆さんに、そういう呼びかけをしていただきたいということです。

そういうことで、行政もある程度かかわって、関与して、安全な体制づくりを進めていかないと、怖いことになるのではないかというふうに危惧して、この一般質問をさせていただいたわけでございます。

市長のほうに、最後に、川下りの今度いろんな中身の、経営のいろいろ審査含めて、大英断を下したいということをおっしゃっていますので、もう一度、100周年の事業のことも含めまして、何か思いがありましたら、ぜひ語っていただきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

100周年事業をくま川下り株式会社を中心として行うということは、私は、今のところなかなか難しいというふうに考えております。なぜならば、いわゆる原資の問題にかかわるわけでございます。

確かに、100周年、これは何らかしらの形でさまざまな観光団体等々もスクラムを組んで、これまで100年間、運行をされたことに対する感謝というものが、非常に大切ではなかろうかなというふうに思っております。

よって、それをどう生かしていくかということは、今後課題であろうというふうに思っております。

昨日、笹山議員にもお答え申し上げましたけれども、今、経営強化審議会というものを設置させていただきまして、さまざまな診断プロに御参画をいただき、その経営分析を行いたいというふうに思っております。

その結果、どのような方向に向うかということの方向性も見えてくるというふうに思っておりますが、御承知のとおり100年続いてきたこの川下りという一つの、九州の中でも、西日本の中でも、とても大きな観光産業のアイテムであるというふうに思っておりますので、これはしっかり、私としては、残していかなきゃいかんというふうに考えているところでございます。

じゃ、残すために、まず、ハード的な整備が整っているかと、おもてなし、お客様をお迎えする状況にあるのかということでございます。

昨日も申し上げましたとおり、渡の発船場に行っていただければ、もう一目瞭然でございます。

ます。着替えるところもないと。

例えば、ラフティングのスタート、渡発船場といたしましても、更衣室がないと、そういう環境の中で、地域の公民館をお借りして、これを更衣室がわりに使わせていただいているという状況でございます。

しかし、ラフティングに関しましては、くま川下り株式会社が最も人気が高いという現実があるわけでございます。それは、第三セクターという安心感ではなかろうかというふうに思っております。

そのようなことも含めまして、人吉市の発船場、これも含めて大改革をやらなきゃいけませんし、当然、その大改革の中には、そこに従事する皆さん方の意識改革、観光客の皆様方の意識改革、おもてなしというのは一体何ぞやということを、徹底して学び続けていかなきゃいかんと。

立山議員のお話もございましたとおり、あと一步のところではリピーターを失うような危険をはらんでいるということでございます。

先ほどお話のありましたように、お菓子はどこどこに行けば、それは買い求めることができますよとか、この間、私が聞き及びますところによると、ある国の高官が、人吉市に対して非常に人生の中でも数えるぐらいの中で、大きな不満を人吉市に持っているというふうな話をされたというふうにも聞き及んでおります。それは、おもてなしに関することでございます。

私自身も、ここ数カ月の間に、本当に人吉市の観光のおもてなしはこれで大丈夫なのかということにも、場面にも接したところでございます。非常に暗たんたる気持ちにもなりました。ハード面の整備、そして、せっかく先人が残してくれた、このような観光の大きな起爆剤となるようなものをしっかりと残しながらも、意識改革、そして、ハード面の整備、徹底して行っていかなきゃならん。そのためにも、昭和37年の合併以来のくま川下り大改革を行わなきゃいかんというふうに考えているところでございますので、村上議員もぜひ御協力をいただきますように、心からお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） おっしゃるとおりです。なんか、私も商店街の中にいますけども、つついねれ合いで、それが身についてしまう。なんか、自分の姿が、俯瞰的に見ることができなくなってしまうというふうな姿があるような気がして、そこで一言出る言葉がお客様を失ってしまうような場面が、私もあったと思いますし、中でも見受けられるというふうに感じております。

100周年事業は、会社がやるのでは、私もないと思っています。全体でやるべきであると考えておりますので、市民の一人として、また、商店街からでも、そういうお手伝い、バッ

クアアップができればなあと考えている次第でございます。

それと、もう一つ、ほんとは申し上げたいことがソフト面であったんですけども、これはちょっと刺激的過ぎるということで、委員会の中でちょっと申し上げたいというふうに思っております。

川下りのことは、これで終わります。

最後に、中心市街地の活性化、今後の方向性についての質問でございます。

前議会でも同様の質問はありましたが、この問題に長くかかわってきた私なりのスタンスで質問をしていきたいと思っております。

まずは、市長にお聞きしますけども、マニフェストにあります2,000坪の土地の確保、そして、アミューズメントタワーとはどのようなものを考えておられるのか、また、考えは今も変わっていないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

中心市街地に2,000坪程度の土地を確保し、映画館、物産館、美術館、工芸館、図書館、あるいは市分室などを配した、市民や観光客の皆様たちが安らげる、よりどころとなる拠点づくりができたなら、町のにぎわいも復活するのではないかとすることは、マニフェストに書いたとおりでございます。その思いというのは全く変わっておりません。

しかし、思いのほか、中心市街地での土地利用に関しては、既存の現実問題があり、1区間にまとめることはなかなか難しいようでございます。

また、土地の保有者や商業地の経営者、居住者の方々の中にもさまざまな思いや事情もあり、土地の確保に困難が予想されているところでございます。

よって、次善の案を模索することを始めなければならぬというふうに思っております。

それに伴い、商店街の皆さんや居住されておられる方々が、中心市街地を今後どのようにしたいと本気で考えておられるのか、そのことも踏まえておかなければならないと思ひまして、中心市街地の皆さんとブレインストーミングでもやりながら、マニフェスト自体の再構築を行わなければならぬと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） 市長、今の答弁の中で「既存の現実問題」と言われましたけど、これ、どういうふうに受けとめていいんですか。今、答弁の中で「既存の現実問題」と。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

既存の現実問題というのは多々あるということでございます。この場では、個人のプライバシー等々もございますので、差し控えさせていただきたいと思ひます。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） ちょっとまだ把握できないですけども、それはこっちに置いておきまして、特定の事業を進める上では、どんな事業でも、例えば土地の確保が簡単に達成されたというような事例は、逆に少ないと思うんです。ですから、壁はやはりある、あると思います。

しかし、その壁を乗り越えてこそ、次の段階に進めるというのは、もうこれが現実問題でございます。ですから、やるからには、民間、私たちも腹を据えないかんし、市も協力してくれるという状況ができたときには、市も腹を据えなければいけないというふうに、私は思っております。

そこでちょっと、今度は部長に質問ですけども、どうして、この新町地区が、今住民会できておりますけど、計画にプラスされたのかということをお聞きしたいと思います。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

新町地区の計画が突然加えられたのということでございますが、これまでの経緯を含めて御説明をさせていただきます。

中心市街地の活性化に対しましては、これまで、さまざまな組織が立ち上げられ、議論されてきたところでございます。

そのような中、平成18年のまちづくり3法の改正を受け、平成19年10月に中心市街地活性化推進委員会が組織され、新法のもとでの中心市街地のあり方等の検討がなされ、平成20年3月に人吉商工会議所と同委員会の連名で、人吉中心市街地活性化のための提案が、市に提出されたものでございます。

その後、提案事業の具現化等を検討するため、昨年7月に民間主体の中心市街地活性化協議会準備会が発足したところでございますが、準備会の中で、提案書に附則している事業をエリアとして、青井阿蘇神社周辺や新町老神周辺の意見が出たことから、平成20年10月に開催されました準備会の中で、上、中、下青井町周辺整備ワーキング部会及び新町老神周辺整備ワーキング部会を設置し、検討していくことが承認されたものでございます。

その後、それぞれの部会において数回の会合が開催され、本年3月に開催された準備会において、各ワーキング部会での検討結果が報告されたところでございます。

現在、新町周辺におきましては、これらの動きが発展し、地域地元住民、地元事業者等を中心とした、新町デザインプロジェクトという組織が新たに立ち上げられておりまして、活発な議論と実践活動がなされているところでございます。

このような動きが、中心市街地の他のエリアにも波及することによって、中心市街地の活性化に向けた動きが加速化することを期待しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） 活性化委員会の中から、推進委員会から提出、20年3月に提案書を

提出しましたけども、その中でも、鍛冶屋町、そして、九日町への、紺屋町への流れの中で、焼酎ミュージアム構想というのもあったわけです。

その提案書を提出後、協議会までの準備委員会の立ち上げの中で、突然、新町地区が出てきたと。準備委員会の委員に指名された中心部の若手のメンバーも、青井と新町地区の準備会があるのにどうして九日町、紺屋町地区の準備会はないのかと、びっくりしたというふうに言っていたわけなんです。我々、推進委員会のメンバーにも知らされないままだったということなんです。

嫌みに聞こえるかもしれませんが、今回の道路拡張によって潤沢な補償金、これによって道筋がつけられて、動きが活発するというのは当たり前のことなんです。

このような動きが、中心市街地のほかのエリアにも波及すること云々とおっしゃいましたが、逆に言えば、九日町の地区の準備委員会を設置しない、このような状況で、なんかそのようなことを言われるのは、何か逆にちょっと腹が立ってしまうわけなんです。本末転倒ではないかと、私は思うわけなんです。

ここで、ちょっとお聞きしたいんですけども、20年の3月に提出された委員会からの提案書、これに対しての返答、回答は行われたのか、行われてなかったならばどうしてなのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

本年3月に開催されました、中心市街地活性化協議会準備会におきまして、御説明を申し上げたところでございます。

提案書に掲載されました事業につきましては、おおむね行政へ付託された事業と、民間主導で実施する事業に分類できようかと思っております。

行政に付託された提案事業のうち、人吉駅舎を含めた周辺整備、中川原の活用、鍛冶屋町通り街並み環境整備事業につきましては、既に取り組みを始めているものでございます。

また、道路等案内看板の統一化、中津留美術館跡の整備、球磨川管理用道路整備、側溝の整備、建物外観の統一化につきましては、今後関係機関と協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

さらに、中心市街地居住促進事業につきましては、市の財政状況等を踏まえまして、かなり厳しい状況にあると思っております。

一方、民間主導の提案事業につきましては、既に事業を着手していただいているものもございしますが、一部には、その事業主体、財源確保、事業内容については不明確なものもございまして、今後も議論の余地を残されているというふうに認識しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） 準備委員会のほうには、説明されたということですよ。

平成20年に、3月に提出したメンバーというのは、活性化の推進委員会ですよね。推進委員会が、今までずっと数年かけてつくり上げてきたものを、市のほうに提出しているんです。ですから、推進委員会に回答してもらわんといかんわけです。推進委員会に。

私も、その推進委員会のメンバーだったわけなんですけども、私は聞いておりません。だから、投げた球が返ってきてない状態なんです、私にとっては。そして、推進委員会のメンバーにとっても。ですから、中心市街地活性化推進委員会のメンバーに対して説明すべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

中心市街地活性化推進委員会は会議所で設置されたものでございますので、今後、会議所と協議しながら、進めてまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） ぜひ、そうしていただきたいと思います。もう、それからが、また再度スタートするということで私は考えておりますので、お願いいたします。

観光立市というのは認めますし、私もそう思っておる人間でございます。観光とまちづくりがリンクしていくことも認めるわけなんですけども、100%観光でということでは、中心市街地活性化はちょっと違うかなあというふうに思っている一人でございます。つまり、そればかりでは、商店街は生きていけないということなんです。

例えば、いい事例が、滋賀県の長浜がそうなんですけど、黒壁スクエア、あそこの住民からの声は、観光関連のお店にほとんどお店が変わってしまったと、あの周辺のお店が。それで、今までの専門店云々がなくなったと。だから、自分たちの買い物するものがないと。観光客は買い物するところがたくさんあるわけなんです。そういうことも含めまして、ばかりではないといところを、私は申し上げたいと思います。

また、市長が2,000坪の土地をとおっしゃいましたけども、イスミ、スーパーイスミの周辺、紺屋町までのあの一角、スクエアです、2,200坪なんです。ですから、あそこを確保できれば、そりゃ、クリアするんですけども、今は現在、イスミさんは、約その半分、ただ、地権者の問題、いろんな思いがあるから、それが既存の現実問題ということをおっしゃりたかったのかなあと、私は今になって思いますけども、確保は約半分は今のところ進んでいるということなんです。

ただ、それをどういうふうに生かしていくかというのは、これからなんでございますが、最初に言われましたようにブレインストーミング、これは賛成です。この形で、私は、やっぱり正式な手法でやるのはいいと思います。

ただ、ある程度、地区、地区を細分化しながらブレインストーミングをやっていくと、そして、全体のブレインストーミングをやっていくというような手法でやっていけば、いいキ

ャッチボールができるんじゃないかなあとと思います。

とにかく、我々としてはこのままじゃ終わりたくない、気持ちは、熱意もあるんです。ただし、一枚岩かと言われたら、非常に厳しいところもありますけども、中心部のある地区では一枚岩だと思うんです。ですから、ぜひキャッチボールができる体制をつくっていきたい、いきましょうということなんです。

最後に、市長に、この辺のことをお聞きしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

さまざまなことを興すときには、総論には賛成である、しかし、各論になってくるとさまざまな利害が絡みまして、なかなか進みにくいという点もあろうかと思いますが、村上議員がおっしゃるとおり覚悟を決めて、何としても中心市街地を活性化するんだという気持ち、これは、私は持っているつもりでございます。

あとは、住民の皆様方が本気かどうかというところを、まず、私は確かめさせていただきたい。幾ら行政が踊りましても、いわゆる住民の皆さん方が本気でなければ、これは長続きをしない。何か行政がしてくれる、行政が動かない、行政に早くやれ、というふうな意見も、私の耳に届くこともあります。

そうではなくって、住民の皆さんたちが、今後どんな町に、九日町をしていくのか、紺屋町をしていくのか、または、新町や中青井地区をどうしていくのかということを、本気で一度議論をさせていただきたい。そして、御意見を拝聴していきたいというふうに思っているところでございます。

よって、その拝聴の仕方は、ブレインストーミングが一番いいだろうというふうに考えております。どのようにブレインストーミングをやるかということは、少しはお任せをいただきたいというふうに思うわけでございます。

なかなか一枚岩ということには、最初はいかないけれども、いずれは、そういう形を私もつくってまいりたいというふうに思っております。

イスミさん周辺の約2,200坪も一つの候補地でありますでしょうし、または、西九日町のほうにも、そういう思いを持っておられる方々もいらっしゃるし、さまざまな候補地の中で、一番適正ということも探っていかなければいかんというふうに思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 6番。

○6番（村上恵一君） 私たちも、市長の気持ちが本物なのかどうか、それを確かめながら頑張っていきたいと思います。

タワーという表現をされましたけど、タワーといたら高層化された建物を想像してしまうものですから、じゃなくてもいい、平場でもいいんです。とにかく、道の駅構想もございまして、あるいは、昔あった中央市場復元という発想もございましてしょうから、そういう

のも含めて、ぜひ、ブレインストーミングをやる機会をつくっていただきたい。私たちも投げかけられたらつくりますので、よろしくお願いしますということで、締めくくりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時27分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き、再開をいたします。

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇） こんにちは。18番の下田代でございます。きょうは、外も雨でございまして、九州も本格的な梅雨だろうと思います。

去る5月31日に、東小学校の校庭で人吉市の防災訓練、合同防災訓練がありました。消防団、県の防災ヘリ、警察、自衛隊、地元の町内会、住民の方々による整然とした合同の訓練でありました。ことしも災害がないように心から願い、祈るものでございます。

今回は、教育振興と充実と、これに焦点を絞りまして、通告をいたしております。

門外漢の私が、教育に強く思い入れをいたしておりましたのは、以前にも申し上げましたけれども、かつて、小学生のときに読んだ伝記の中で、スイスの偉大な教育家、ヨハン・ハインリッヒ・ペスタロッチ、俗に、教育者のペスタロッチと私は言っていましたけども、この人を知り得たこと、そして、人吉高校で、後に二中の校長をされました海老原亮吉先生、この人に直接教えを受けたことが、この根底にあるわけでございます。

鳥井教育長は、この4年間、この御在任で、今議会をもって勇退をされるわけですが、心して質問をいたしてまいりたいと思います。

まず、地方における教育の役割についてであります。

かねがね、私は、地方、いわゆる人吉のような小さな地方都市、ここにおける教育の役割と申しますのは、まず一つに、基礎教育の充実、そして、技術・技能教育の充実と、そして、地域教育、これは家庭教育も含むわけでございますが、この充実であろうと思っております。

そこでお尋ねをしてまいりたいと思います。

このことについて、教育専門家であられる教育長、その教育長の教育理論、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目です。

○教育長（鳥井正徳君） こんにちは。

私にとりましては、今議会は、何となくねぎらいの言葉をかけてもらったりして居心地が悪いといえますか、球磨弁で言いますと「あんばいの悪か」という感じがいたします。隣に

お座りの方に比べて、何となくそわそわしておるところでございます。答弁がふらつくかもしれないけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、第1の質問は、地方都市における教育の重要性を、議員は、基礎教育、あるいは技術教育、あるいは地域の教育、この両面からお尋ねになっているということでございますでしょうか。

この議員が御指摘の3点について、私の考えを申し上げたいと思います。

まず、基礎教育についてでございますが、議員が御指摘のとおり、特に、地方都市においては、基礎教育が重要であることは全く同感でございます。

さて、基礎教育を考える場合に、大きく二つあるのではないかと思います。

一つは、生活をしていくための、あるいは、生きていくための基礎・基本でございます。生活習慣や生活規範等も、これに含まれると思います。

いま一つは、学習上の基礎基本でございます。

よく、不易流行と言われますが、基礎・基本をしっかりと定着させることは、時代がどのように変わろうと、教育の果たすべき最も重要な課題でございます。

このことは、地方都市から後伸びする人材を輩出するためにも最重要であると思います。基礎・基本さえしっかり身につけておくと、いかなる場合、いかなる都会に出ても大丈夫ということでございます。

人吉市では、そのための取り組みとして、以下のようなことを行ってまいりました。生活の基礎・基本確立の取り組みとして、まず、幼保・小連携プログラムを作成しております。これは、就学前から小学校までを見通して、子供たちに育てたい力を示したものでございます。

具体的には、食事と健康、食事のマナー、あるいはあいさつ、聞き方・話し方、友だちとのかかわりなど、言わばコミュニケーション力をつけるものでございます。しっかりしたプログラムができておりますので、ことしから楽しみにしているところでございます。

また、学習の基礎・基本の確立といたしましては、たくさん取り組んでおりますけれども、主なものを挙げますと、一つ、熊本型事業の展開、これは基礎・基本の徹底指導と能動的な学習を組み入れた学習でございます。

二つ目に、リテラシー実態調査を行っております。漢字、計算、英単語などの定着すべき事項の把握を毎年行っております。

3番目に、夏休みにリテラシー子供教室、御存じのように、小学3年生を本年は全小学校で実施する予定でございます。

それから、4番目に、家庭学習での基礎・基本のドリルの徹底をお願いをしております。また、そのほか少人数課外教員を増員をお願いをしております。あるいは、特別支援教育支援員の配置もお願いをしているところでございます。さらに、支えるのは基礎体力でございま

す。この基礎体力の増強も、各学校、ことしは学校の目標の大きな目標として掲げて取り組んでいくことにしております。

次に、技術教育についてでございますが、我が国が高い技術力を生かしたものづくりを中心とした高度経済成長を遂げ経済大国になりましたことは、もう御承知のことでございますが、現在、若年層の建設業や製造業での雇用割合の低下、ものづくり技術の継承、また学校におきましては理数教育離れ等が課題となっているところでございます。

したがいまして、熊本県が最近示しました教育振興基本計画の中には、これを重要視しまして、取り組みの方向として五つ掲げております。

一つは、ものづくりに関する基礎・基本を身につけさせる教育の充実。二つ目は、ものづくりの魅力や大切さを感じさせる体験活動の実施。三つ目は、専門高校における実験・実習設備の整備。四つ目は、人材育成や技能後継者の育成。五つ目は、高度熟練技能者の活用などを上げて、この推進を掲げているところであります。

したがいまして、私たちも小中学校におきましては、キャリア教育を推進し、勤労観や職業観をはぐくむ中で、ものづくりのすばらしさを教えていくことが重要と考えております。

また、議員も関係なされたと思いますが、人吉市には球磨工業高校に伝統建築科があり、専攻科コースが設置されております。全国クラスになっていると思います。ものづくりの大切さを教えていく上で、大変有効な人吉の資源であると思います。

今後、球磨工業高校とも連携を図りながら、市内の中学生が工業高校に入学するのをふやす取り組みが重要ではないかと。これは連携を通じてやらないとだめだと思いますけれども、むしろ市内の中学生よりも他管内からやってきて工業高校で勉強しているという実態がございます。何としても、みんなで工業高校、そういうものづくりの教育に協力していく必要がある、このように思って検討していたところでございます。

最後に、地域教育についてでございますが、議員が今までずっと言われているとおり、教育とは、学校・地域・家庭が一体となって行うことに、言わば、地域ぐるみで行うことに異論はございません。

しかしながら、地域や家庭の教育力の向上は、年々難しくなっている現状でございます。そのような中、教育委員会といたしましては、4年前の第一中学校のコミュニティ・スクールの設立、あるいは、毎年の家庭教育学級、親子ふれあい教室、子ども講座等の実施に取り組んでまいりました。

昨年度から始めました事業しましては、学校評価事業、学校支援地域本部事業がでございます。学校評価は、評価員を保護者、地域代表などから選び、学校の実情を理解していただき、学校の応援団としていろいろ助言をしていただくというのが本来の趣旨でございます。

また、学校支援地域本部事業は、学校と一体となって学校の教育活動をさまざまな面から支援していただくものでございます。二中校区で、二中と三つの小学校、四つの小中学校で

取り組んでおりますけれども、既に、支援ボランティアは150人を超えております。

今まで無関心であった方々も、それならば、これならば子供の子育てに応援できるんじゃないかというのが、徐々に広まっていることを私は大変喜んでいるところでございます。

地域ぐるみの教育は難しい面もございますけれども、小都市人吉市にはまだまだ大きな可能性があると考えています。知恵を出し、人材を育成し、家庭や地域の意識を高めることで、大きな展開ができるものと期待をしているところでございます。

以上、お答えいたしました。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） お答えをいただきました。その中から特に、学習の基礎・基本の確立、生活上の基礎・基本ということもあります。技術・技能教育は、やっぱり小中学校から、その意識の醸成を図るべきではないかということ、さらには、地域・家庭の意識の向上、教育力の向上、そういうことも含めまして、地方都市における、言うならば人吉市のような都市における教育の役割、それを御示唆、御指摘をいただきました。今後、これらが実践に移されていくことを大きく期待するものでございます。

次に、本題になります人吉市の教育についてということでお尋ねをしてみたいと思います。

まず、その現状についてであります。私は、今日まで教育に関しまして、多くの質問、提議をさせていただきました。

それは、一つに、今、教育長もお触れになりましたけれども、基礎学力の充実についてと、幼小、小中、中高一貫教育の推進、小学校からの英語教育の推進、これは太宰府にありますリンデンホール小学校の例を申し上げながら提議をしたこともございます。目的は、国際的人材の育成にもあるわけでございます。

そしてまた、日本人として大事な国語教育と。国語は祖国と言われるような国語教育、さらに、地域の教育力の向上などであります。

そこでお尋ねをします。これらについて、それぞれ取り組みがなされてきていると思いますが、その取り組まれた中での現状、これはどのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

人吉市の教育の現状はとの御質問でございしますが、議員が過去これまでの議会での提言、あるいは質問の内容を中心に、概略、お答えをいたしたいと思います。

人吉市の教育の現状は、一口で申しますと、私は大変落ち着いた雰囲気の中で、児童生徒が楽しい学校生活を送っていると思います。

最大の課題であります学力の向上も上向きの傾向にありますし、保護者や地域の皆さんの御支援も、私は他管内にまさるものと常々感じているところでございます。

まず、学力の充実についてでございますが、全国学力学習状況調査の結果を申し上げますと、人吉市はほぼすべて全国平均、県平均を上回っております。

ただ一つ、少し落ちているのが、中学校の数学Bの応用的な面でございます。あとはすべて上回っております。

また、このテストばかりでなく、県ではいろんなテストをやっております。「ゆうチャレンジ」とか「まいチャレンジ」とか、あるいは県学力テストとかやっておりますけれども、その実態をつぶさに見ておりますけれども、これは上位を占めているんです。

私は、よく県の会議にも行きますけれども、人吉市出身の方からは、人吉はよかばいと小さい声で言ってもらいます。

そういうことで、学力ということは、これから充実していくと、さらに伸びる可能性は十分と思っております。特に、基礎学力の向上に力を入れていることも先ほど申し上げましたが、漢字の読み書き、これ100問ずつ1年生から中学3年までやっておりますけれども、大体小学校で80%以上、中学生で70%以上できています。ただ、中学生の漢字がちょっと劣りますけれども力がついてきています。これは、学校の努力もさることながら、保護者にもそういうことが伝わっているんじゃないかと思っています。

この基礎学力については、小学校3年生がポイントでございます。この3年生に、漢字にしる計算にしる、急にたくさん入ってまいります。だから、ここで取り残されたならば、後々まで響くということでございますので、夏休みリテラシー教室を、まだ十分でない子供たちを集めて去年からやっているところでございます。

ことは、高校生や大学生も援助を加えて、そして退職されました校長先生、教頭先生、あるいは先生方をお願いをして、全校で実施する予定であります。学力の向上に取り組まれる学校の先生方の御努力は、私がここで申すまでもございません。

次に、小中一貫教育についてでございます。

小中一貫教育は、これまで答えておりますが、答弁しておりますが、連携という形でかなり強力に推進してまいりました。幼稚園・保育園、小学校、中学校に連携主任を置くようにお願いをいたしまして、その先生を中心に、情報交換会、行事の共同実施、合同研修会、連携会議、連携プログラムの作成などに取り組んでいただいております。

先日、ある小学校に行きましたら、数学の授業に中学校の先生が授業をしていました。各学校では、そのように目立ちませんけれども、できるところから取り組んでいます。これは今後、やはり強力に推進していただきたいというふうに思っております。

英語教育でございますが、御承知のように、小学校5、6年生で、年間35時間の外国語学習がスタートいたしました。去年まで総合学習の時間等でやっておりましたので、全く初めてということではございませんので、スムーズに入れたと思っております。

特にことは、ALTの先生を小学校に訪問回数をふやしております。そして、年間指導

計画も先生方が取り組みやすいように、もう既に詳しく作成しまして学校に配っておりますので、順調にスタートが切れたものと思っております。

ただ、中学校との英語、これは比較してどうなるのかとか、どこまでやったらいいのかと、いろいろ課題がございますので、やりながら解決をしていくということになります。

それから国語教育でございますけれども、これはもう基礎教育の全く基礎でございます。一番大事なことは、子供たちが本を読むということ。だから、図書館の充実、それから、小さいところからの読み聞かせの充実、あるいは単元の構成を考えて、そこに伝記とかそういうのを取り組んでいく授業、そういう展開を心がけ、また推進してもらっているところでございます。

まあ、一環として、伝記あたりは人吉出身のそういう偉人とか、そういうのも取り組んでいけたらなと思っておりますが、これは学校によって、ちょっと西瀬小あたりは多いですけども、まあ差がありますので、そういうことも考えております。

それから、地域の教育力でございますが、先ほど申し上げたとおりでございます。まあ、学校支援地域本部事業や評価の事業あたりは、まず、県下に先がけて取り組むことになっております。人吉市の例が県下に広がっていくんじゃないかというふうに思っております。

多くのボランティア団体の協力を得まして、学校応援団として今後とも頑張っていきたい、あるいは協力をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

以上、主なものを申し上げましたが、それぞれの課題を抱えつつも、積極的に取り組んでいることを御理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 教育長のほうから現状についてお答えをいただきました。

とりわけ学力調査においても県平均を上回っている。それから学校の応援団、そのものについても県下に広がるんじゃないか。そしてまた、小中一貫教育等についても、できるところから、連携会議とか、連携をしたプログラムの作成をしているとか、いろんな取り組みがなされております。いわゆるコミュニティ・スクールもそうですし、現行における人吉市教育の着実な歩みを示していただいたわけでございます。

次に、その問題点と課題ということで通告をいたしております。この進んでいく現状を踏まえまして、人吉市の教育がさらに充実をしていくために克服しなければならない問題、課題もあらうと思います。それらについて、どうとらえておられるのか、それについてもお尋ねをいたしたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

先ほど、教育の現状をかいつままで申し上げましたけれども、もとより問題等や課題も多いわけでございます。その中の幾つかを取り上げてみたいと思います。

まず第1点は、地域の教育力、家庭の教育力、あるいは学校がやっていること等の研修会や説明会、部会等を行いますけれども、なかなか出席者の確保が難しいということでございます。

まあ、大事なことから学校の説明会をします。懇談会をします。学級PTAをします。地区懇談会をやります。しても、御存じのようになかなか出席してもらえない。出席される方が限定をされている、これは教育の問題だけじゃないんじゃないかと思います。

しかし、現状、私はコミセンあたりにおりましたので見てみますと、まあ出席されないけれども、大きい声では言えませんが、体育館はいつも満杯でございました。ビーチバレーとかなんとかそういうのは、子供を置いてでも出席されるのが、言うていいんですかね、それ非常に多い。甚だしいのは、懇談会があっているのにPTA行って、懇談会にはばあちゃんが出席していらっしゃる。

どうしても、この事業に対する意識の差というのがやっぱりある。それから、子供の教育への意識の差、これはいろんな事情があると思います。どうしても出席できない家庭もあると思います。

しかし、この意識を高めないことには教育力は上がらない。これは大きな課題でございます。どうか縮めたい。そのためには、内容を変える必要があります。懇談会の内容、研修会の内容を変えないといけない。一方的に説明をして終わり、意見はありませんかで終わる。そういうのだったら、もういつまでも同じと思います。これを変えないといけない。知恵を出し合っていたきたいなというふうに思っています。

もう一つは、先生が子供と触れ合う時間の確保の問題があります。先生が、余りにも忙しいということでございます。

今、去年は1年間、その忙しさをどうにか解消できないかというので、校長会にもお願いをして、かなりの前進は出ていると思います。これは、子供の親がすることは親がする、地域がすることは地域がするというのが確定していきますと、余計、これが解消されるんじゃないかなというふうに思っております。

三つ目は、不登校や不登校ぎみの子供の存在でございます。

不登校というのは、連続して7日以上、1週間以上欠席している子供を今ところ指しております。まあ、ことしの3月の時点では8名おりました。4月の時点では3名に減って、現在は、たしか8名か9名でございます。これが多いか少ないかは別にしまして、なくすように努力をしなくちゃならないと思っております。

多いところは一つの学校で、五、六人、8人というのは当たり前のところも多いところがございます。しかし、ぜひこの不登校、あるいは不登校ぎみの子供をなくしたい。それは今、頑張っているところでございます。

もう、だから、二中の学校支援にも、この不登校ぎみの、あるいは不登校の家庭にボラン

ティアが入り込めないか、協力できないかというところで項目は設定して考えているところでございます。

もう一つは、上げますと部活動と外部指導者の問題もでございます。それぞれ工夫をしてやっております。まあ、中学校はこれ、小学校ですね。中学校は相当の技術が要ります。で、なかなか部外の指導といっても難しいものがありますけれども、小学校は、そうでもないんじゃないか。協力をお願いをしたいということで頑張っているところでございます。まあ、授業以外につきましては、以上のようなことがあると思います。

学習面では先ほど申し上げましたように、さらなる学力の充実面がございます。特に表現力、思考力、これをつけなければならない。

表現力というのは、あることを学んだなら、それを使っていろんなことに使う、その言葉を使う、データを使う、そして話す、そういうことでございます。だから、ある漢字を覚えたら、その漢字を使えるようにならんといかないということでございます。

また、特別支援を要する児童生徒がふえております。今、非常にふえております。この子たちの学力をどう保障していくのか、これも大きな課題でございます。

それから、小中一貫教育につきましては、これは先ほど申し上げました、各園・各学校で実践あるのみでございます。

小学校の英語教育につきましても、教職員のスキルの向上、この研修をどうするか。小学校の先生方が自信を持って英語の指導に当たる。まあ、その一環として、小学校で英語の免許を持っている先生をことし1名配置したところでございます。

それから、国語教育は、先ほど申し上げましたとおりで、読書力の向上が中心になると思います。

地域の教育力の向上も、先ほど申し上げたとおりでございます。社会情勢とのとっても関係がございまして、心配していますのは、経済力の差が教育の格差にならないように、何とか支援をしていきたいというふうに思っております。

まあ、中学校卒業して相当の人数が、優秀な子供たちや、スポーツに優秀な子供たちが、他管内にかなり出ております。どうしたら、人吉の学校に残ってもらえるか、そういうものも大きな課題でございます。

以上、お答えいたしましたけれども、まだたくさんありますけれども、こういう問題を抱えながら取り組んできたところでございます。

以上、お答えいたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） 問題点と課題、教育長のほうから適格に指摘をしていただきました。そしてまた論じていただきました。

特に、やっぱり親の意識、そしてまた今度は、これから行ういろんな懇談会、説明会、こ

れについても二工夫も三工夫も、いろんな取り組みをやりながら参加をしていただく方策を考えていかなければならないと、確かに大きな課題であろうと思います。

これらの今、教育長が御指摘をなさいました、そして論じていただきましたこの課題・問題が解消・解決をされましたときに、人吉市はまさしく基礎教育都市、文教都市人吉ということが確立されていくんであろうと思います。

そこでお尋ねをしたいと思います。そのためにも、人吉教育のあるべき姿としまして、その方向と展開について、専門家であられる教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君） お答えいたします。

非常に難しい問題でございまして、全体を見渡しての方向と展開にはならないかと思えますけれども、私の考えを少し述べさせていただきたいと思います。

初めに、今まで申し上げましたように、学校はもとよりですが、保護者や地域の皆様方が非常に協力を御支援をいただきまして、学校が学力面でも心の教育面でも、あるいは環境の安心・安全面におきましても、大変落ち着いているという状況にあることにお礼を申し上げたいというふうに思います。

しかし、課題の多いことは申すまでもございせん。一つこの方向性について少し述べさせていただきます。

一番大きいのは、教育基本法が改正されたこととございまして。この教育基本法の改正の条件でありました「教育振興基本計画」を国も県も作成をいたしまして、今後5年間、あるいは10年間に重点的に取り組むべき方向を示しました。改正になってから、やっぱり3年、4年はかかっている。3年ぐらいかかっております。

今後、人吉市におきましても、これを受けて、人吉市独自の「人吉市教育振興基本計画」を作成する必要がございまして。

熊本県が示しました教育振興基本計画では、未来を開く人づくりのため三つの柱を掲げています。一つは、家庭教育を中心とした幼児教育の充実。一つは、生涯を通して学ぶ教育の充実。そして三つ目は、社会全体で教育に取り組む充実、この三つの柱でございまして。

さらに、これに重点的に取り組む方向として、県は幼児期、青少年期、青年期以降を設け、それぞれ重点事項を示しています。

今、この検討を行っている段階でございまして、例えば、幼児期では家庭教育力の向上や幼保・小の連携を推進する。青少年期では学力を定着、家庭や地域の連携、教育環境の整備。青年期以降では、生涯学習など環境づくり、社会の形成者としての資質の向上などでございまして。

この県が示しました重点事項に沿って、人吉市で、人吉教育委員会でこれまで具現化し、取り組んでいくことになっていきますが、現在、人吉市で取り組んでいる重点施策と重なる部分がほとんどでございまして。特に、幼保・小・中の連携の推進、家庭・地域・学校の連携推進事

業、学力推進対策、安心安全な環境整備は、県下でも自信の持てる内容だと私は思っております。

しかし、いろいろな課題もございます。要は、社会全体で、人吉市全体で、地域全体で、地域ぐるみで子供を育てる意識を高めるために、家庭はどうあるべきか。学校は、地域は、行政は、具体的にどう取り組んでいくかが大きなかぎになる、真剣に考えていく必要があると思います。

学校は、国や県、教育振興基本計画に基づいた人吉市の教育目標に、各学校の実態を盛り込んだ教育計画を立て、特色ある教育に取り組みます。それを評価する仕組みも整いましたし、議員が提案しておられた学校支援ボランティア制度も、いろいろな形で、形を変えて整いつつございます。

しかし、教育は急いではいけないと思います。基本的には、教育の成果を早く求める姿勢ではなく、地道にこつこつ取り組む中で、子供たちの学習意欲の喚起、これにつなげていくことが最も大事だと思っております。

今後、大きな教育課題が押し寄せることが予想されます。二、三申し上げますと、新指導要領に基づく教育をどう展開するのか。特に、ふるさと教育、郷土教育、この展開は重要でございます。副読本はつくりましたけれども、どこそこから問い合わせが参っております。ああいうのをつくって、あれを教育に使って、子供たちの郷土意識を高めていく必要があります。これからどんどんつくっていただきたいなと思っております。

また、来年度、再来年度は、教科書採択業務があります。採択事務が教育事務所から人吉教育委員会に移りました。教科書だけではなく、人権教育、社会教育、社会体育等の管内をリードする事務が、人吉教育委員会に集中することになります。さらに、先ほど申し上げました人吉市教育振興基本計画の作成があります。

これから、高い立場からの負担が増してまいります。教育委員会にははまりが要求されます。人吉球磨の教育をリードする気構えが必要でございます。人吉の教育だけというのは言っておられない、この管内の状況でございます。

以上、概略申し上げましたが、ひとりよがりになった面もあるかと思いますが、議員の皆様はもとより、市民の皆様にも、今後の人吉の教育についてさらに関心を持っていただき、健全な人吉っ子の育成に御指導、御助言をお願いしますとともに、一方では、温かく見守っていただきたい、このように思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） お答えをいただきました。

人吉の教育、あるべき姿というものを教育長が熱意を持ってお示しをいただきました。これまで取り組まれた人吉の教育が、その先見の明で、他市に言うならば先がけてやられてき

たということは、本当に心強く思うわけでございます。

そこで、市長にお尋ねしてまいりたいと思います。

教育は申すまでもなく100年の大計、これは、もう市長がおっしゃったとおりでございます。いわゆるそれは、その実践と、いわゆる実績と成果の一つ一つの積み重ねであろうと思います。

これまで教育現場の先生方、そして教育関係者の方々、地域住民の方々、その方たちの結集によって培われ、今、教育長もるる御報告、御指摘をいただきましたが、実績を上げてまいりました人吉市の教育、そして人吉市の教育のあるべき姿、これについても市長のお考えを聞きたいと思います。

それからもう一つ、このことを引き継いでこられて最大の努力を払われて、さらなる向上を目指してこられました鳥井教育長、少し申し添えますと、教育現場からも、保護者・PTAからも信望の厚い、そして県の教育委員会からも信頼が高いと聞き及んでおりますこの鳥井教育長、市長はどのように見てまいられたのでしょうか。そしてまた言葉を変えますと、どのように評価されているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

私の考える教育論と申しますとおこがましいわけでございますけれども、私も、その道の専門家ではございませんが、私なりの私論と申しますか考え方を三つの観点から申し述べさせていただきますと思います。

まず第1点目は、人吉市における教育そのもののあり方でございます。つまり、人吉市の教育の独自性でございます。郷土を愛し、国を愛し、国際社会に貢献できる、ここはどこの国・地方も目指しているところだろうとは思いますが、これが世界じゅうの一つの共通理解だというふうには思います。

たくましく生きる力を備えた青少年の育成、明るく元気で自信に満ちあふれた青少年の育成、つまり私が考えますのは、文武両道、志を持つ青少年の教育、感謝の教育でございます。

もう、そのためにも、一日も早く人吉市独自の教育ビジョンを策定しなければならないというふうに考えているところでございます。

そのビジョンに基づき、目標、手段を明確にし、それぞれが特色ある学校づくりを目指すということではなかろうかなと思っているところでございます。このことにより、人吉市の教育の評価を確実に高めることができると考えております。

まず、そのために私も2年間お願いしてまいりましたことの一つは、やはり議員も御指摘のとおり基礎学力の充実でございます。よって、先ほど教育長からも御報告がございましたように、小学校3年生を対象として、読み・書き・計算、リテラシーというそうでございますが、読み・書き・計算のその実効を上げるために、夏休みを活用させていただいて、教職員のOBの先生方をお願いをし、実施をしたところでございます。それは、先ほどの御報告

のとおり、ことしからは夏休みを活用しまして、全小学校で行うということになっているようでございます。

さらに、これは小学校だけではなく、中学校にも広げていかなければならないというふうに考えております。特に、前々からの御質問の中にもありましたように、夏休みをいかに活用するかということが、学力向上の基礎・基本であるというふうに私は考えているところでございます。よって、さらにこの学力の基礎学力の向上のためにも、尽力をしてまいらなければならないと思います。

今の教育は、教育界だけではなく、御承知のとおり、もう地域ぐるみでその地域の教育を支えていくと、いわゆる総力を挙げるといふ時代に入ってきているのではなかろうかなと思います。

特に、人吉の独自性を出すために、昨日も申し上げましたように、郷土の偉人、そして郷土の歴史・文化を網羅しました副読本をお願いをして作成をしていただき、本年度から授業に活用していただくということでございますので、特にその中の人物にも焦点を当てていただきますと、非常に人吉市の独自性を持った一つの教育になるというふうにも考えているところでございます。

学力の県平均以上にとどまることなく、県のトップレベルを今後、目指していかなければならないというふうに考えているところでございます。

2点目でございますが、教育環境の整備が重要であるというふうに考えております。

学校の環境をより学びやすい環境にしていけることでございます。

例えば、昨日も申し上げましたけれども、スクール・ニューディールを活用した施策や、新しい発想の運動場の整備、教職員、先生方が働きやすい環境の構築、例えば情報の共有化を図るためのICTの整備、仕事の効率化や簡素化により、先生方が子供と向き合う時間を増量することのできる仕事の環境整備。

中には、子供に向き合う時間よりパソコンに向き合う時間のほうが長いというふうな話も聞いているところでございまして、この環境整備も重要であるというふうに認識しているところでございます。

そして、やはり今、子育てをしておられる、ちょうど団塊ジュニアと言われる人々の世代、この保護者、お父さん・お母さんたちをどのように応援していくかということが大切ではなかろうかなと思っております。

よって、昨日も触れさせていただきましたけれども、保護者に対する各種の生活支援策というものも、大きな課題になってくるのではなかろうかなと思います。

ただ、単なる生活支援ではなく、先ほどから話題になっております家庭教育という観点から申し上げますと、まずはPTA活動、これを活発化するというのも一つの方法ではなかろうかなというふうに思っております。

P T A活動の基本は、やはりクラスにございます。子供たちの育成も、そのクラスにあるのと同じように、まず、保護者同士が親睦を深めることから始めなければならないと、私の経験上、思うわけでございます。

先ほど、教育長からもお話がありましたように、クラスでビーチバレーボールを行って、子供と保護者がそこで親睦を深めていく。または、料理教室、親子料理教室を開いてそこで親睦を重ねていく。まあ、さまざまなイベントを通して、親子がそこで親しい関係を築くことが、クラスのまとまりにつながっていく。または、クラスの活性化とともに、不登校の児童のいわゆるかかわり合いというものにもなっていくというふうに思っているところでございます。

それが充実してまいるということは、ひいては、家庭教育の充実にもつながってくるというふうに考えているところでございます。

3点目は、昭和30年代までは、どこの地方でもあったように、地域ぐるみで子育てをするということでございます。このことは、こども王国保安官がその象徴であると思いますけれども、向こう三軒両隣の支え合いが、教育だけではなく、少子高齢社会のすべての基礎にもなると考えているところでございます。

子育てや仕事に忙しい保護者の助けとなるような場、またはそういうシステムの構築も大切ではなかろうかなというふうに考えております。大体、教育論というのは、このように、一つは教育そのもの、二つはその環境、三つ目にはその地域というのが主な課題ではなかろうかなと思っております。

それから、教育長に対する評価ということでございますけれども、それは、今、議員が御指摘のとおり、さまざまなところでも、学校、P T A、地域、県、または郡というところで、人格的にも、またはその識見的にも、または教育者としての評価も高いということは認識をいたしておるところでございまして、異論のないところでございます。

以上、お答えといたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 18番。

○18番（下田代勝君） ただいま市長から市長のお考えになっている教育、こうあるべきだということを論じていただきました。

確かに、現在の進められているものに、さらに大きく伸びていく考えでもあらうと思います。そこで、そこらも市長の御答弁も含めてまとめていきたいと思います。

市長におかれましては、これからの我が国を今、申されましたように、郷土を背負ってくれる最愛の子供たち、そして児童生徒、これをはぐくみ、導くために、人吉教育の振興の充実、今申されましたように、すべてを含めて最大の配慮をしていただきたい、このように思います。

それから、鳥井教育長におかれましては、教育には全くの素人で無知な私の当を得ない質

問にも、その都度論すように、時には熱く丁寧に御答弁を、そしてまた御教授をいただきました。心から感謝をいたしお礼を申し上げます。

今後におかれましても、御自愛をされながら、人吉教育の振興に、人吉市の発展に、私たちに対して一層の御指導とお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げます。

これにて一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 23 分　休憩

午後 3 時 37 分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　皆様、こんにちは。16番議員の三倉でございます。きょう、最後の質問でございます。しばらくおつき合いをお願いいたします。

早速ですけど、通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

第1番目に、男女共同参画社会について、2番目は、新型インフルエンザについて、3番目は、道路及び施設の標識についての3項目について行います。

まず、1番目の男女共同参画社会についてでございます。3点質問いたします。

1点目は、ことし4月の機構改革におきまして、平成17年4月に消えた男女共生係が、男女共同参画推進室として4年ぶりに復活いたしました。平成19年9月議会におきまして、一般質問で男女共同参画については、課あるいは係の設置を要望いたしました。

それに対しまして、男女共同参画という名称が見えていないが、推進については全庁的に取り組んでいる。ただ、啓発ということを考えるとき、所管名称に男女共同参画が見えたほうが、市民に対して啓発になるとも考えられる。このこともあわせて、男女共同参画を推進していく上で、市民にわかりやすい組織づくりということを念頭におきながら、今後、検討していきたいという部長の答弁でしたので、私は名称の復活を期待しておりました。

今回、男女共同参画推進室として設置されましたので、約束が守られ、喜んだところです。が、推進室は行政機構図にはありますが、組織規則にはありません。過程の中で推進室を設けたのは、どのような考えからでしょうか。

ここで質問いたします。今回の設置となった経緯及び市の男女共同参画推進に対する力の入れようについてお聞かせください。

○総務部長（深水雄二君）　三倉議員の御質問にお答えいたします。

今回の設置になった経緯、部屋の名前も含めてでしょうけれども、経緯、それから力の入れようという観点の御質問に対してお答えいたします。

この男女共同参画の担当につきましては、平成2年に、民生部生活対策課に婦人対策室が設置されて以降、市民生活課女性政策係、それから教育委員会に移りまして、生涯学習課女性政策係、また、市長部局にかわりまして企画課男女共生係、それに地域生活課市民相談係において男女共同参画の業務を行うなどの経緯を経まして、本年4月、機構改革によりまして地域生活課に併設の形で、課と係のいわゆる中間的な位置づけとしまして男女共同参画推進室が設置をされました。

一般的には、男女共同参画という表現で事業展開がなされておりますので、懇話会の委員さん方からも、ぜひそういう係、あるいは課、もしくは室名をつけてほしいとの要望がありまして、推進室を併設ではありますけども誕生した次第でございます。

また、これまでは、庁舎2階の地域生活課内で男女共同参画と相談業務等に当たっていた市民相談係が、男女共同推進室と暮らし安心相談係に分かれまして、暮らし安心相談係は、より市民サイドに立った機動性のある相談窓口としまして、市民課内の係として庁舎1階に設置をした次第でございます。

市といたしましては、推進に対しまして決して引いている気持ちはございません。本年度も、これまで同様、講演会や広報など積極的に開催し、市民の方に多数、男女共同参画社会に関する情報の提供や事業の啓発など、種々取り組んでいるところでございます。どうぞ御理解を賜りたいと存じます。

以上、終わります。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 2回目の質問に入りますが、今の御説明で、課と係の間、ですから、前よりも少し、ちょっと上がったということですね。昇格とは言えないかもしれませんが、そういう認識でいいわけですね。

それでは、基本計画の中で目標3として、男女共同参画の確立という項目がありますが、その中で、「基本計画に基づいて総合的な施策を積極的に展開するとともに、計画の進捗状況の把握や評価を実施する」とあります。

そこで質問いたします。男女共同参画社会への推進状況についてお聞かせください。

以上です。

○総務部長（深水雄二君） 男女共同参画の進捗状況ということの御質問です。

平成16年3月の人吉市男女共同参画基本計画策定以来、市におきましては、平成17年度から毎年、法務省人権啓発地方委託事業による男女共同参画講演会、男女共同参画セミナーなどを開催したり、男女共同参画に関する作品募集を実施しております。

また、広報ひとよしや新聞等を通じて周知活動にも力を入れているところでございます。講演会やセミナー終了後にいただきました出席者の方のアンケートによりますと、「男女共同参画は意識してつくっていくものだ」とか、「男女共同参画のこと、考えなければならな

い点を熱心に話された」、「身のある時間を共有したことで本当にうれしく思いました」などの意見がありました。市民の男女共同参画に対する考え方、受け取り方が明確にあらわれていると感じておるところでございます。

昨今の離婚率やDVの数はいまだに高く、増加傾向にあるとさえ言われておりまして、今後も、男女共同参画につきましては、いろんな意味で総合的にさらなる取り組みが必要であるとの思いをしております。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 3回目の質問をいたします。

3点目は、男女共同参画社会推進条例の制定についてでございます。

平成11年6月に、国は男女共同参画基本法を制定し、男女共同参画社会の推進が国の最重要課題と位置づけました。

熊本県は、平成14年の4月、熊本県男女共同参画推進条例を制定し、推進体制の面でも成果を上げつつあるが、今後は、特に市町村の推進体制を充実強化し、企業、団体、NPOとのパートナーシップを図りながら推進していくことが必要で、課題であるとしています。

現在、人吉球磨では、推進会議を設置している自治体が4カ所、懇話会につきましては、五木村以外の9市町村が設置しております。条例につきましては、県内14市中、人吉のみが制定していない状況です。さらに、八代、菊池、荒尾、水俣、天草、合志、宇城の7市が宣言都市になっております。

人吉市は男女共同参画に関する計画は、人吉市男女共同参画基本計画という名で、県内14市の中で3番目という早さで策定しています。

水俣市を例にとりますと、平成17年3月に基本計画を制定。条例施行が17年の11月1日。で、同じ11月の20日には、水俣市男女共同参画宣言都市記念式典が、内閣府、水俣市主催で行われています。

人吉では、男女共同参画推進懇話会及び男女共同参画球磨地域ネットワーク協議会等の方々が推進に向けて活動されてきましたのに、なぜ条例制定がおくれているのか疑問でございます。

平成20年度版、熊本県男女共同参画年次報告書に、市町村男女共同参画社会を目指す団体、事業所の取り組み状況の承認。

平成20年4月1日現在、今後の課題及び平成20年度男女共同参画社会関連主要事業ということで、人吉市の課題としまして、市民・民間など、行政外部に向けた男女共同参画推進と整備の啓発。二つ目、審議会・委員会等への女性委員の登用率向上。三つ目、条例の制定及び男女参画都市宣言の3点を上げてあります。これが、男女共同参画社会を推進するための人吉市の目標だと思えます。

人権に関する相談もあるとお聞きしております。ここで、男女共同参画社会への推進を評価する一つの項目でありますDV、家庭内暴力を取り上げてみますと、熊本県の配偶者暴力相談支援センターにおけるDVの相談件数は、平成20年度で1,319件となっております。相談件数全体の数が2,892ですから、46%はDVの被害にあった相談ということです。

人吉の相談員の相談実績を見ますと、DV、これは夫からの暴力だけになっておりますけれども、増加している状況です。相談の数として上がらないケースもあります。

例えば、人吉以外の町村の人で夫から暴力を受け、人吉の実家に帰り相談に来られる場合、人吉の住民でないため、具体的には相談には乗れないという例です。暴力の内容もひどいものです。妊娠しているのに、2階の階段から突き落とそうとする。たたかれて体のあちこちに内出血、青あざができる。仕事にも行けない。このごろは他人にわからないように、頭を殴ったり、首を絞めたりするようになった等の例です。実際、私のほうは見ております。

このような相談件数のとき、人吉だけでなく、町村も男女共同参画社会の推進に努力すべきだと思うんです。

人吉球磨におきまして、人吉はリーダーシップをとる立場にあると思います。人吉の現状、立場から考えても、私は条例制定が必要と考えております。ここで市長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（大王英二君）　ここで時間の延長をいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

現在、本市といたしまして、基本計画のより円滑な実施運営のため、推進条例の策定を急ぎ行っていくこととしておりまして、平成21年度中の策定を目指しているところでございます。

あわせまして、この基本計画が策定後5年を経過しようとしておりますので、懇話会及び推進会議を中心に、市民の皆様をお願いをしまして、意識調査の実施を行い、その結果も踏まえて見直しを進めていくことにいたしております。

以上、お答えといたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　4回目の質問をいたします。

今、市長の答弁で、進めていくということですので、ちょっと明るいという気持ちが出てまいりました。

後を絶たないDVの相談を受けながら、加害者への怒り、最善の方法と思える状況にしてやれない。あるいは、されないとき相談を受けるのにも限界があるということに気づかされます。何かよい方法はないかと考えるとき、加害者の意識改革にたどり着きます。

そこで、地域で人権の尊重と男女平等意識づくりの啓発が必要だと考えます。DV一つを

考えてみましても、男女共同参画社会の実現に努力するべきと考えます。

ただいま市長から、21年度中に推進条例の制定を目指していく。また、基本計画の見直しも進めていくとの御答弁をいただきました。できるだけ早くの条例制定をよろしくお願いいたします。

これでこの項目は終わります。

次に、2番目、1回目の質問を行います。

新型インフルエンザにつきましては、5点質問をする通告をしておりましたが、さきに豊永議員、立山議員が質問されていますので、重複している部分は割愛させていただきたいと思います。それで、割愛する部分が1点目、2点目、4点目でございます。3点目、5点目の質問をしていきます。しないところも、しっかり対応をしていただきますようお願いいたします。

それでは、3点目の感染症指定機関、その他の医療機関との連携について質問をいたします。

ことし4月下旬に、メキシコ、アメリカにおける新型インフルエンザ発生で世界じゅうが騒然となりました。しばらくしますと、研修のために渡航した高校生と引率の先生が感染して菌を運んできました。大変な騒ぎとなりましたが、今回の新型インフルエンザウイルスは、弱毒性であり季節性のインフルエンザと同程度の症状とのことで、危機感も薄れようとした矢先、6月に入り、福岡市で中学生11名、小学生25名、計36名の感染者が確認されました。人吉市でも、大阪から修学旅行生が来まして宿泊し、ラフティングを楽しんでいたと聞いております。

人は動いております。熊本県に、また人吉に、いつ感染者が出てもおかしくない、そんな状況です。

ここで、感染症指定機関の公表をなぜしないのでしょうか、お尋ねします。

二つ、感染者が出た場合、病院への受診が必要となりますが、感染症指定機関、まあ病院ですね、やその他の医療機関との連携については、十分に話し合いができているのでしょうか。感染した場合、すぐに受診できる体制は整っているかということです。

以上、2点についてお尋ねします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

まとめたのお答えになるかもしれませんが、御了承ください。

感染症指定機関の公表をなぜしないのかということでございますが、人吉保健所におきましては、かぜ症状及び発熱時、指定病院への殺到を防止するため、感染拡大を予防するために機関名を公表はいたしておりません。

国の方針どおり、まず、発熱相談センター、これは保健所になりますが、ここに御相談をいただき、内容状況を確認し、即行動しないようにし、ウイルスの散乱を食いとめ、感染が

疑われるとき、指定医療機関へ受診を勧めるようになっております。

本市の対応としまして、国県の方針に従い、相談を受ける体制にしておりますが、現在のところ、保健センターへの相談はあっていないというところでございます。

また、医療機関との連携につきましても、球磨地域保健医療計画に基づきまして、健康危機管理における体制整備の中で行われております。今後におきましても、国県の動向を見ながら、さらに保健所との連携を密にし、地域住民の健康状況の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 4点目の流行時の経費について質問を行います。

インフルエンザの蔓延期には、多くの患者さんが医療機関で受診することになり、国民健康保険会計の負担も増加すると思われます。国保財源の確保はできているのでしょうか。また、どのように対応されるのでしょうか、お尋ねいたします。

○市民部長（浦川康德君） こんにちは。御質問にお答えいたします。

国保財源の確保はできているのか、どう対応されるのかということでございますが、まず、季節性のインフルエンザの場合でございますが、通院が1、2回程度で、タミフルといった抗インフルエンザウイルス薬が5日分、処方されたときの医療費は1万4,000円程度でございまして、その7割から9割を国民健康保険から給付することになります。

このたび問題となっております、H1N1型の場合ですと、季節性インフルエンザと比べて感染力は強いが、毒性に余り差がないように言われておりますので、入院措置でなければ、季節性のものと同様に1万円程度の保険給付を行うことになると思われます。

この場合ですと、仮に1,000人の患者が発生した場合には1,000万円程度の支出となるわけでございます。これが、強毒性の鳥インフルエンザなど、入院が必要な新型インフルエンザになりますと、治療内容によっては10万円程度の医療費になることも考えられますので、流行しますと、かなり大きな支出額になることが予想されます。

このような突発的な支出増に対応するための財源といたしまして、国民健康保険財政調整基金を保有しておりますが、現在の基金残高は約3,000万円でございますので、感染者が増大しますと、これに耐えられなくなることが考えられる状況でございます。

財源不足が来す場合には、制度上、地方財政措置の一環として、一般会計からの財政安定化資源事業繰入金で対応することになります。

したがいまして、国民健康保険の財政運営から見れば、最低でも保険給付費の1カ月分、2億5,000万円程度の基金が保有できれば、緊急的な財政出動に耐えられるのではないかと考えているところでございます。

以上、お答えとします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 今、財政的なものを説明いただきましたけれども、やっぱりとても厳しい状況になるっていうことですね。

今度は、新インフルエンザの大流行、パンデミックっていうそうですが、感染の世界的な大流行を言うそうですが、この場合は健康だけでなく、社会的、経済的機能に被害のおそれもあるんですね。

それを考えますと、健康だけの面じゃなくて、日ごろからの心がけ、それと備えが必要になってきます。まあ、日ごろからの心がけといいますと、栄養に気をつけるとか、ちゃんと三度三度食べるとかそういうことになるようですけども、その心がけと備えというのがあるんですね。衣料品、日用品の備蓄なども必要になりますし、必ずマスクは必要ということになります。

それを考えますと、災害時と同様の備えが必要ということになります。まあ、備えあれば憂いなしということでしょう。で、大流行がないことを祈りますが、もしものときを想定して、市民へのお知らせ、指導が必要だと思います。

また、保健所からの保健センターへの情報提供が少ないのではないかというふうに感じております。といいますのは、答弁の中になっているようでございます。「行われているようでございます」という言葉が出てきます。

それで、例えば、病院名を言わないのは、患者さんたちが集中して行って、そして病院が困るだろうということと、感染の拡大を防止するというのがありますけども、その病院さえ名前さえ、多分、保健センターは出ていけませんので、御存じないんだと思いますけれども、市民は知らなくても、何かがありますと、市民のため即動がなくちゃならないのは、やっぱり市の保健センターじゃないかと思います。

それですから、そういうふうに考えますので、国から保健所に情報が来た場合には、もう保健センターへも即教えてくださいって、対策に取り組みますというようなことが、要望をやっばしていいのではないかと今回、私は思っております。

いずれにしても、市民へ適切な対応ができるよう、体制を整えられることを要望しまして、これでこの質問は終わります。

じゃあ、続きまして、3番目の道路施設の標識について質問をいたします。

先日、あるところでお話を聞く機会があったんですけども、人吉は観光のまちや国際交流を打ち出している割には、観光スポットの施設や道路の標識に外国語で記載がない。外国から訪れた人に不親切である。記載すべきではないかという市民の声がありました。

ここで質問いたします。現在の外国人の入り込み数について。二つ、現在の観光道路標識及び案内板の外国語表記の現状について。三つ、今後の整備について。以上、3点についてお聞かせください。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

まず、外国人の入り込み数でございますが、観光統計調査で日帰りの正確な数字は把握しておりませんので、宿泊客数でお答えします。

平成20年は約1,500名でございますが、宿泊客全体に占める割合は0.7％となっております。国別では、韓国、中国、台湾、アメリカの順でございますが、この4カ国で全体の約75％を占めております。

次に、現在の整備状況でございますが、昨年、県におきましては、観光標識整備事業として、国宝に指定され、外国人来場の増加が予測されます青井阿蘇神社に、日本語、英語、ハングル語、中国語の4カ国語を表記しました案内板が設置されております。そのほか人吉城跡の案内板の一部や、大村横穴郡にも日本語と英語の2カ国語を表記した案内板を設置いたしております。

道路標識につきましては、青い看板の道路案内標識と、白い看板の観光案内標識がございしますが、どちらの標識も現在、日本の下に英語を表記をして設置しているところでございます。

また、英語を理解できない外国人の対応策としましては、観光案内標識にピクトグラム、すなわちデザインを表示してイメージで理解していただいているところでございます。

複数の外国語の表記を行いますと、日本語の文字が小さくなり安全上問題があるということで、表記は難しい状況でございます。

今後の整備につきましては、平成20年10月1日に観光庁が発足したところでございますが、その観光庁におきまして、外国からの観光客を2020年度までに2,000万人等の目標を掲げており、今後、本市におきましても、外国人の入り込みが増加すると考えられますので、案内板の新設設置はもちろんのこと、現在、設置してあります案内板におきましても、板面書きかえ等により、外国語の表記も行っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 16番。

○16番（三倉美千子君） 外国からの観光客の場合、多くが団体でということが多いと思います。ですが、自由時間が設定される場合も多いということですね。

私が初めて韓国へ旅行したとき、ガイドさんは現地人、見学地はハングル文字の案内板ばかりで、広い道路だけにローマ字で下を書いてありましたね、それを見たときにほっとしました。

英語は得意じゃないですけども、ああ、やっぱり少し勉強したかいがあるなと、本当に精神的にほっとした気持ちがあります。

3日間、周りの人の言葉がわからないで、字も読めないで、そういう状態で、気が変になりそうという経験をしたことを思い出します。

ただいま、今後、案内板の新設設置、現在、設置してある案内板にも、板面書きかえのときに、外国語の表記を行っていきたいということでございました。

今後の整備につきましては、そのことを市民の方に説明したいと思います。お尋ねになっておりますので、要望もしてありますので、私のほうからその方にお話をしときますけども、市のほうは整備を進めていただきたい。できるだけ早い、青井神社も、これから外国人が多くなると見込んでおりますというようなお話でありましたし、整備を進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終了いたします。

=====

○議長（大王英二君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後4時10分 散会

平成21年 6 月第 3 回人吉市議会定例会会議録（第 4 号）

平成21年 6 月11日 木曜日

1. 議事日程第 4 号

平成21年 6 月11日 午前10時 開議

- 日程第 1 議第52号 平成21年度人吉市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 議第53号 平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 議第54号 平成21年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 4 議第55号 平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 5 議第56号 平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 6 議第57号 人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第58号 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第59号 人吉市補助金等基本条例の制定について
- 日程第 9 議第60号 人吉市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第61号 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第62号 委託に関する協定の締結について
- 日程第12 議第63号 損害の賠償について
- 日程第13 議第64号 損害の賠償について
- 日程第14 議第65号 訴えの提起について
- 日程第15 議第67号 委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について
- 日程第16 報第 1 号 平成20年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第17 報第 2 号 くま川下り株式会社の経営状況について（第47期決算報告書及び第48期事業計画書）
- 日程第18 一般質問
1. 井 上 光 浩 君
 2. 本 村 令 斗 君
 3. 川 野 精 一 君
 4. 松 田 茂 君
 5. 森 口 勝 之 君
- 日程第19 委員会付託

=====

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 質疑を含めた一般質問
- ・ 日程第15 議第67号 委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について
- ・ 委員会付託

=====

3. 出席議員（20名）

1 番	松 岡 隼 人 君
2 番	井 上 光 浩 君
3 番	豊 永 貞 夫 君
4 番	川 野 精 一 君
5 番	笹 山 欣 悟 君
6 番	村 上 恵 一 君
7 番	西 信八郎 君
8 番	松 田 茂 君
9 番	永 山 芳 宏 君
10番	福 屋 法 晴 君
11番	森 口 勝 之 君
12番	田 中 哲 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	立 山 勝 徳 君
15番	仲 村 勝 治 君
16番	三 倉 美千子 君
17番	山 下 幸 一 君
18番	下田代 勝 君
19番	簗 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
市 長 公 室 長	荒 巻 通 君

総務部長	深水雄二君
市民部長	浦川康徳君
健康福祉部長	尾方篤君
経済部長	井上修二君
建設部長	山上茂君
市長公室次長	井上祐太君
総務部次長	坂崎博憲君
市民部次長	椎葉幹夫君
健康福祉部次長	中村明公君
経済部次長	蓑毛幸一君
経済部次長	椎葉文雄君
建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君
総務課長	中村則明君
市民課長	今村修君
福祉課長	加賀邦保君
道路河川課長	有田健一君
会計管理者	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
水道局次長	宮原真二君
教育部長	赤池和則君
教育部次長	小林勇君
社会教育課長	東俊宏君
農業委員会 農事務局長	靄崎晴美君
監査委員 監査局長	松江隆介君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	永田正二君
次	長	村並成二君
庶務係	長	山本繁美君
書	記	和泉龍二君

=====

午前 9 時 59 分 開議

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、今日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、その後、議第 67 号に対する質疑を行います。その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

=====

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君） それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、2 番」と呼ぶ者あり）

2 番。

○2 番（井上光浩君）（登壇） 皆さん、おはようございます。2 番議員の井上光浩でございます。

質問に入る前に一言お礼を申し上げます。本年 4 月上田代町、下田代町、そして錦町に流れる田代溝大規模改修工事が無事完了をいたしました。田代溝は隧道 15、総延長 2 キロメートルの疎水溝でございます。先人の御苦勞は並々ならぬものがあつたと聞き及んでおります。今回の改修工事により、50 年先、100 年先においても豊かな水を大地に運んでくれるものと地元住民も感謝しております。大規模改修工事に御尽力をいただきました関係各位の皆様にご心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、通告に従いまして 3 点ほど質問をいたします。

施政方針より 1 点目、人吉市補助金等基本条例について。これについては、初日の一般質問において笹山議員も質問をされておりますが、重複する点もあります。しかしながら、私なりにお尋ねをいたします。2 点目、消費生活センター設立への進捗状況について。3 点目は、経済振興策より、3 点目、人吉市ふるさと物語大畑地区推進協議会の活動状況についてであります。

補助金等検討委員会にある提言書にありました先進事例に挙げられた 4 自治体の 1 カ所に、本年 2 月、私ども会派は視察研修を行いました。そのときの研修内容をもとに質問をいたします。

1 点目、補助金等基本条例の対象となる補助金は公募による補助金、施策的な補助金などに振り分けを行い、一たん白紙に戻してゼロから審査を行うのでしょうか、お尋ねを申し上げます。補助金と基本条例の範囲のお尋ねであります。

1 回目の質問を終わります。

○総務部長（深水雄二君） おはようございます。井上議員の 1 回目の御質問にお答えをします。

今議会に提案をいたしております人吉市補助金等基本条例の対象としている補助金は、法令等に規定されているものや国、県の補助を受けて行うものは除いた根拠規定がない、いわゆる任意の補助金でございます。

議員の御質問にございました施策的補助金は条例、要綱等を定め、その中で運用していくものでございますので、今回御提案申し上げている補助金等基本条例の中には含まれないものでございます。

また、国、県の上位制度があるものにつきましては、今回の補助金等基本条例の対象外としているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2 番。

○2 番（井上光浩君） 任意の補助金ということでございます。私のほうが研修をいたしました自治体は、施策的、また公募型、そして国、県の補助金全体を把握して白紙に戻しやるということでございました。それを審査する第三者機関というものを設けると明記をされております、今回の件で。審査委員会の選任については、選任基準、そして委員会構成メンバーの人数等々があると思いますが、その点はどうなってるのでしょうか。お尋ねいたします。

○総務部長（深水雄二君） 審査委員会の選任方針ということで、選任基準、委員会構成はどうなっているのかという御質問にお答えいたします。

補助金制度検討委員会と同じく、学識経験者、民間代表、行政経験者など、5 名程度で構成し、補助金と利害関係のない方を選任したいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2 番。

○2 番（井上光浩君） この今の答弁の中に補助金と利害関係のない方を選任したいという考えがあるということでございますが、研修を、先ほど来から研修をしましたということで申し上げておりますが、その自治体の研修しました場合に、選任基準ということで、これが一番問題ではないかという質問も私のほうからいたしました。その際に、例えば人吉でしたら、人吉・球磨で生まれて育っていない方を選任するというような、その自治体はその基準で選びましたという返答が返ってまいりました。これには私どももびっくりいたしました。この人吉においてなじむかどうかわかりませんが、そのあたりもお含みいただければと思っております。

次に、補助金の見直しを1 件ごと、3 年を超えない範囲で見直しを行うというふうに明記をされております。補助金の見直しについて、第三者機関が設置されますと、公開ヒアリング等は考えておられるのでしょうか、お尋ね申し上げます。

○総務部長（深水雄二君） 公開と公開ヒアリング等も考えているのかという御質問にお答

えします。

公開ヒアリングにつきましては予定をしておりますでしたが、他の自治体ではヒアリングを行うことで効果を上げているところもあるようでもございます。本市におきましては、まず補助金の交付に関する情報公開を行いたいと考えているところでございまして、今後公開ヒアリングを実施している自治体の状況をよく調査、研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2 番。

○2 番（井上光浩君） 今回は補助金につきましては任意の補助金ということでございますけども、もちろん公募型の補助金も入ってくると思います。3 月定例議会での質疑の中で、深水総務部長は、これちょっと私なりにまとめたわけですけども、行革の中でも経営戦略をもって21年度はやっていこうと考えている。意見を聞きながら21年度については違う形でやっていく考えを持っていると答弁をされております。

本議会に上程をされました市補助金等基本条例にはふるさと創生基金にかわるものという考えを持ってよろしいのでしょうか。お尋ねを申し上げます。

○総務部長（深水雄二君） お答えいたします。

ふるさと創生基金にかわる補助金と考えてよいのかという御質問でございしますが、今回提案しております補助金等基本条例の第6 条に、市民が自主的に実施する事業で特に公益性の高いものを促進する補助金等の新設、充実、その他必要な措置を講ずるものとするとしておりますので、この基本条例の趣旨に沿った新しい補助金の創設を協議、検討しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2 番。

○2 番（井上光浩君） ふるさと創生基金は大変使い勝手のよいものであったと私は認識しております。例えば、田中哲議員も質問をされましたが、例えば公民館に遊具があるとする。その遊具のつけかえをしたい、つくりかえをしたい、またはブランコの塗料を塗りかえたいと、その場合に補助金ということを考えられます。現在補助金の中では、私もちょっと調べましたんですが、50万とか100万とか、そういう単位の補助金の対象であります。その点、こういったふるさと創生資金にかわる補助金等ができ上がれば、非常に使い勝手のいい補助金になるのではないかと私は思っております。これもよく勘案していただきまして、検討に入れていただければと思っております。

それでは次に、市長にお聞きをしたいと思います。人吉市補助金制度検討委員会からの提言を受け、補助金のあり方をどう考えられておりますか。

○市長（田中信孝君） おはようございます。お答えをいたします。

ことし3月に補助金制度検討委員会から補助金制度見直しに関する提言をいただきました。私は、この提言書が示した方向性に賛同するものでございます。私は、平成19年6月議会における市長就任の所信表明演説で、第35代アメリカ合衆国大統領ジョン・F・ケネディのかの有名な大統領就任演説を引用し、その後に「市民の皆さん、市役所があなたのために特別に何かをしてくれる時代は終わりました。近所のために、家族のために、さらには自分のために何をなすことができるのか、どのような行動がみんなや自分の幸せにつながるものかを考える。あるいは感じながら、ともに支え合い、励まし合い、いたわり合って、笑顔とその声が絶えない町にしていけることが、今後のまちづくりの大原則になると私は信じております」と申しましたが、この考えは今も変わっておりません。

私が考える補助金とは、支え合い、励まし合い、いたわり合って、笑顔とその声が絶えない町にするために、市民が行う自主的、自発的な行動に対して経済的な援助を行うことで、それが何倍もの効果となってまちづくりに返ってくることであると考えております。これが提言書のサブタイトルにも使われております市民との協働における補助金のあり方であると考えているところでございます。

また、今後の補助金のあり方といたしましては、費用対効果を図りながら効果のあるものに対する補助を行ってまいりたいと考えております。一方、運営費に対する補助につきましては、差し控えていきたいと存じております。

以上、お答えといたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 市長の答弁をいただきました。運営費に対する補助につきましては差し控えたいというお考えの様子でございます。

ここで一例を御紹介いたしますが、研修をいたしました自治体で、ある驚いた事例がございましたので御紹介をしたいと思います。

医療関係の団体に補助金を出されておりました。その団体の補助金を打ち切られた理由を聞きましたところ、その団体に寄与されてる皆さん方は所得が高いから、これを打ち切りましたというような事例がありました。私も行きました会派、一様に驚いたところでございました。

この人吉市にそういう考えがなじむかどうかはわかりませんが、20年以上続いている補助金のうち、53団体あるそうでございますが、必要不可欠なものも含まれております。その点もよく熟慮いただいて、よりよい補助金制度が確立できますことを強く要望をいたしまして、この質問を終わります。

次に、消費生活センター設立の進捗状況についてお尋ねをいたします。

経済不況のあおりを受け、不安定な社会状況で、消費生活相談業務の複雑化、高度化が進む中、消費生活相談の範囲、分量の拡大が見込まれます。こうした環境変化に対応していく

ためには、早急な対応が必要になると考えますが、そこでお尋ねをいたします。

現在、市民課くらし安心相談係が担当だと考えておりますが、どれくらいの相談件数があるのか、その相談内容の主なものは。また、弁護士による無料法律相談の実施状況はどうなっているのでしょうか。お尋ねいたします。

○市民部長（浦川康德君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

相談件数でございますが、くらし安心相談係設置以降の4月、5月の2カ月分についてお答えさせていただきます。窓口相談が4月、20件、5月、19件、電話による相談が4月、17件、5月、12件、合計の68件となっております。

相談内容の主なものは、金銭問題及び家庭問題が最も多く、それぞれ全体の19%を占めておりまして、多重債務等の借金問題に加え、景気後退による雇用情勢の悪化が影響し、生活支援の相談が多くなってきているものと思われます。そのほか悪質商法を含む契約問題、相続問題、婚姻・離婚問題となっております。

次に、無料法律相談についてでございますが、本市におきましては、人吉市民を対象に毎月2回、第1火曜日と第3火曜日に市内及び熊本市の弁護士により無料法律相談を実施いたしております。年々相談者が増加傾向にありましたので、昨年までは月1回の開催でございましたが、本年1月からは月2回に回数の強化を図り、実施しておるところでございます。相談時間は、1人30分から45分で、一日平均8名の御相談を受け付けており、毎回予約で満杯の状況でございます。

相談の内容は、主に相続問題、婚姻・離婚問題、金銭問題などございまして、相続問題が最も多く、全体の23%となっておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） 相続問題が23%となっているという答弁でございました。多種多様に相談がふえてるなというふうに受けております。

そこで、国においても3年程度を地方消費者行政の集中育成・強化期間と位置づけ、消費生活相談窓口強化等の事業に対して支援を行うという考えを持っております。人吉市において消費生活センター設置開設が新聞報道をされましたが、報道後の相談状況に変化はあったのでしょうか。お尋ねいたします。

○市民部長（浦川康德君） 御質問にお答えいたします。

消費生活センターの新設につきましては、4月16日の新聞紙上で本市を初め八代、天草の3市が年度内の設立を計画しているとした報道をされたところでございます。

相談状況につきましては、1回目の御質問でお答えしましたように、4月、5月で68件と、昨年度の同時期36件と比較しますと、およそ2倍の相談件数となっております。このことにつきましては、3月末の新聞紙上で機構改革によりくらし安心相談係を新設することが報道

され、市民へ周知することになり、その影響もあったものと考えております。今後、消費生活センターでは、球磨管内からの御相談も受け付けることになります。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2 番。

○2 番（井上光浩君） 新聞報道され、市民に周知されることによって相談件数は格段にふえると思われます。現在、件数等々を答弁いただきましたけれども、これは氷山の一角であり、まだまだ相談に伺いたくても伺えないという市民も多いのではないかと思います。

そこで、人吉市消費者センターの設置時期はいつごろになるのか。また、5 月に 2 人の相談員が増員をされていますが、センター設立で増員の予定はあるのか。2 名を増員されただけで、それで賄うことができるのか。また、現在の相談室の場所で、今のままでよいのでしょうか、お尋ねします。

○市民部長（浦川康德君） 御質問にお答えいたします。

設立時期はいつごろになるのかというようなことでございますけれども、消費生活センターの設立は 8 月ごろを予定いたしております。相談員につきましては、4 月に再任用職員を含む職員 3 名、議員おっしゃいますように、5 月にくらし安心相談員 2 名の増員を行い、現在 5 名の相談体制をとりまして、相談窓口の強化を行ったところでございます。センター設立後は、相談状況を見ながら相談体制を整えていく必要があると考えますが、現段階での増員の予定はございません。

次に、相談室の場所についてでございますが、これまでの 2 階の相談室から住民の方々が利用しやすいようにと 1 階に移し、現在の場所になったわけでございます。センター設置後は相談も増加すると思われますが、場所につきましても検討をしていかなければならないと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2 番。

○2 番（井上光浩君） 4 回目の質問でございますが、相談に来られる方々は心の不安を抱えて来庁をされます。こういうシビアな問題を抱えた方たちには入りやすくわかりにくいということが一つの基本になってくると思います。そこで、ここで田中市長にお聞きを、お尋ねをいたしますが、今の場所で配慮は十分なのでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

現在、くらし安心相談係では消費生活センター設置に向け、地域住民が安心して利用しやすいきめ細かな対応ができる相談窓口を目指して、守秘義務はもちろんのこと、相談員のレベルアップに努めているところでございます。

場所につきましては、これまで 2 階で相談をお受けしたときと比べ、かなり利用しやすいように改善できたと思っておりますが、今後ますます消費生活センターの果たす役割りは重

要だと考えております。将来的には相談者の気持ちを配慮した、さらに利用しやすい消費生活センターを目指して、場所等も含め施設の充実を図っていただかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2 番。

○2 番（井上光浩君） 先ほども申し上げましたけども、多種多様の悩みを持つ市民と向き合う重要な部署であります。どうか市民相談サービスの向上について検討をしていただきますことを強く要望をいたしまして、この質問を終わります。

次に、経済振興策より質問をいたします。

人吉市ふるさと物語大畑地区推進協議会の活動状況についてでございますが、当協議会は人吉市梅園及び大畑駅を中核とし、自然と共生する潜在資源の発掘にあわせて地域の特色を生かしたふるさと物語を創設することにより、周辺地域の活性化を図ることを目的とするとあります。

この協議会については、本年度も当初予算に計上をされていますが、現在の活動状況、また会議等を開催していれば内容や構成メンバーについてお尋ねをしたいと思っております。

また、休止をされているなら、どのような理由で休止をされているのかお尋ねいたします。

○経済部長（井上修二君） おはようございます。御質問にお答えします。

人吉ふるさと物語大畑地区推進協議会は、人吉市梅園事業審議会の解散を受け、梅園周辺の大畑地域の活性化を図る目的で、平成5年12月に発足いたしております。以来、目的達成のための協議会や先進地への調査研修を重ね、平成8年にはJR大畑駅、人吉梅園一帯の観光レクリエーション施設整備による地域活性化を提案するふるさと物語大畑地区基本構想が報告され、その実現に向けた協議がこれまでなされてきたところでございます。しかしながら、この基本構想の実現には、多大の財政負担を生じることから、提案されている施設の整備につきましては進展していない状況でございます。

協議会の開催状況でございますが、平成20年度におきましては、本地域活性化のため、より実効性のある組織編成を検討していることから、協議会の開催はいたしておりません。

以上、お答えします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2 番。

○2 番（井上光浩君） 今、井上部長のほうから答弁はありました。この協議会については、今後組織を改めて考えて立ち上げたいというのが趣旨だったと思います。

なぜ私がこの質問をしたかと申しますと、以前も大畑駅周辺については質問をさせていただきました。その中で、平成7年、1995年にはふるさと物語大畑地区基本構想というものができ上がっております。約12年前だと思います。当時の経済部次長もこの議場の中にいらっしゃいますが、これを再度研究してみますと、現在でも十分に通用するものがございます。

その当時は大変構想が大きく、財政負担が大きいのということで進められなかったというふうに認識をしておりますが、私も。その当時はいさぶろう・しんぺい号が平成8年に観光列車として開通をいたしました。そして本年はSLが人吉駅まで来るとのこと。当時では考えられない状況であります。よって、この基本構想の中に、小さなコストでも大きな収穫を得ることができることが記載されておりますので、改めて質問をしたところでございます。

そこで、人吉市長に御質問を申し上げたいと思います。今後人吉市梅園、大畑駅周辺の活性化に対して基本構想を踏まえて、市長はどのように考えられておられますか。お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

議員が御指摘のJR大畑駅、人吉市梅園一帯の活性化を図るため提案されているふるさと物語大畑地区基本構想の実現には、先ほどの経済部長の答弁のとおり、多大な資金が必要であり、厳しい状況ではございますが、現時点におきましては、地元の農産加工品を開発して、いかに販売していくかがまずは重要課題であると考えているところでございます。

なお、現在、大畑地区の活性化のため、地元の女性部では梅園の梅を活用した農産加工品の開発販売が計画されており、特にいさぶろう・しんぺい号で多くの乗客の方が訪れられる大畑駅などにおいて、大畑地区の農産加工品をPRし、販売していく体制がとれないか検討させていただきたいというふうに思っております。

また、今後駅舎の利活用、梅園周辺の整備、物語性のある地域として、JR九州などとも御相談させていただきながら、よりよい環境整備に一步一步努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 2番。

○2番（井上光浩君） この点につきましては、要望をして終わりたいと思っておりますが、12年前にはいろいろな構想もあの地区にはあったわけでございますが、それも頓挫をいたしまして、現在、無人駅。私も小さいころには官舎がいっぱいありまして、同級生もたくさんおりました。ただ、今人吉はSL人吉がやって来た。この1、2年が勝負であります。観光業というのはそんな甘いものではありません。どうかこれをほかにつなげるために、市長自身、また経済部自身、よく考えていただきまして、経済、大畑駅を中心とした経済振興策を打っていただきますことを強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

最後に、今回教育長を退任されます鳥井教育長におきましては、どうか体を御自愛いただきまして、今後も教育行政に御尽力いただけますことをお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時46分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 13番議員の本村です。それでは、通告に従いまして一般質問を行っていきたいと思います。

まずは、1点目は川辺川ダム問題で、ダムによらない治水を検討する場について質問していきます。二つ目は雇用問題で、雇用創出事業の積極的活用について質問していきます。三つ目に、中小企業の支援で、小規模工事希望者登録制度について質問していきます。四つ目に、核兵器廃絶で、核兵器廃絶・平和宣言都市としての取り組みについて質問します。五つ目に、乳幼児の医療費助成で、窓口無料化について質問してまいります。

なお、雇用問題等にかかわって、一昨日の笹山議員、それから、昨日の立山議員と重なる、数値的には重なるところもありますが、質問の意味自体違うところとか、全体的な流れがある関係上、同じ回答も出てきますが、御答弁のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず1点目の川辺川ダム問題です。ダムにはない治水を検討する場の第2回会議が3月26日に、第3回会議が6月7日に開催されました。私はこの2回の会議を傍聴し、資料ももらってきましたが、この会議に臨む国土交通省の態度は本当にひどいものだと思います。

その理由として、一つ目に、現実とかけ離れた課題な被害を想定したシミュレーションで熊本県民を欺いていることです。人吉地点における過去最大の球磨川の洪水流量は国土交通省の元川辺川工事事務所が出している、川辺川ダム事業についてというパンフレットで見ると、昭和57年7月の5,400トンです。このとき八代でも人吉市でも堤防は決壊することもなく、未改修地域を除けば余裕をもって水が流れています。

ところが、第2回会議で出された資料では、昭和40年7月洪水を毎秒5,700トンまで水増しし、あちらこちらで堤防が決壊し、2万世帯以上も浸水するようになっています。そもそも昭和40年7月洪水は流量さえ測定されていないことが明らかになっています。流量さえ測定されていない洪水をさらに水増ししてシミュレーションするなど、これは非科学的なひどい資料だと思います。

また、理由の二つ目に、国土交通省が河川管理者としての責任を放棄していると思うからです。第3回会議において、ダムによらない治水対策検討条件という資料が出されました。この中には、ダムによらない治水対策の検討メニューが載っています。これらのメニューは河川管理者である国土交通省から出されてしかるべきです。ところが、提案は熊本県によって行われています。ダム以外の治水対策には全くやる気のない国土交通省のひどさが露呈し

ていると思います。

例えば、第3回会議には、一定の補償で農地のまま使うという地役権補償方式による遊水地案の具体案が出されました。この検討に対しては町村長の中から農地に土砂が入るのではないかと不安の声が出されたのも確かです。国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所は佐賀県を流れる牛津川に牟田辺遊水地を整備しています。このように国交省はみずからが遊水地を整備しているのです。であれば、第3回会議で遊水地の効果や土砂の流入に対する対策を説明できるはずですが、ところが何の説明も行っていない。

この牟田辺遊水地については、インターネットの武雄河川事務所のページに載っています。そこを印刷してまいりました。このようなことが書かれています。「牟田辺地区は、牛津川、石原川などの河川が合流する時点に位置している上、堤防がない区間だったため、洪水時には河川の水が逆流して流れ込んでいました。牟田辺遊水地はこの特性を利用して遊水地をつくったもので、洪水の一部を越流堤から計画的に遊水地内に導き、一時的に洪水を貯留することによって、牛津川の洪水調節を行う施設です。牟田辺遊水地は大洪水に対して効果を発揮し、洪水被害の軽減を図るため、中小洪水に対しては初期湛水池と排水ポンプにより内水排除を行い、遊水地の貯水容量を確保します」というふうに説明がなってます。これいろんな河川等の地形状況で変わるとは思うんですけど、例えばこの遊水地の場合は、小規模の洪水のときはむしろ農地を守る役割さえ果たしていることもよくわかると思います。

また、この説明のところには、下のほうに遊水地の仕組みという説明が入ってるんですけど、これ見てみると、洪水時には水は遊水地の下流部から入ってくるようになってることもわかります。このようにすれば、中にある谷、土砂が入ることも少なく、水流による稲のダメージもほとんどないと聞いています。

また、浸水による被害については、平成17年の台風14号の後に、私は住民団体の方々と相良村の永江地区で水害の聞き取り調査を行いました。そこで稲については浸水しても何の問題もなかったということを数件の農家の方々から伺っています。

このように国交省が説明することを怠慢したために、市町村長には遊水地がどのようなものであるか伝わっていないと思います。このため市町村長はみずからが視察をしに行く必要が生まれていると思います。

市長にお伺いします。この牟田辺遊水地を町村長の方々も誘われて視察してはいかがでしょうか。

以上、1回目の質問です。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

6月8日、第3回ダムによらない治水を検討する場において、具体的な治水案について熊本県のほうから御提示があったところでございます。ある新聞では、ようやくダムによらない治水論議が目に見える形でスタートしたという表現がされておりましたが、そういう印象

もあったようでございます。しかしながら、さまざまな意見が出されましたように、課題も多く存在しており、今後さまざまな検証が行われていくものと考えております。

特に、お話しの遊水地につきましては、近隣ではなかなか目にする機会がなく、議論の一つであった農地としての状況、被災後の回復力等といったものも研究する必要があると感じた次第でございます。

佐賀の牟田辺遊水地は牛津川の洪水被害の軽減にかなり効果を発揮しているなど、新聞報道等で存じておりますが、お伺いしたことはございません。機会をとらまえまして、市町村長さんにも声をかけて勉強してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 今さっき市長もおっしゃいました検証の段階ですから、いろんな実際どうなるのかは見る必要本当大切だと思ってます、私も。だからぜひ見に行きたいということですので、ぜひ行かれていただきたいと私も思います。

では、次ですけど、第3回会議において熊本県は人吉の宝来町付近に堆積した土砂について、平水位以上の部分を除去することや水ノ手橋上流において河床が、平均河床ですね、これは。高くなっている分の掘削を検討メニューに入れています。これらは人吉市民が望む治水対策だと思います。

また、田中市長は第3回会議において、まずはすぐにやれる治水対策を進めていくことが大切であるという旨の発言をされました。私もそのとおりだと思います。これらの土砂の除去や河床が高くなった部分の掘削はすぐにできる治水対策だと思います。このように人吉市民が望む治水対策は、熊本県にも後押ししてもらって積極的に国交省に要望していくべきだと思いますがいかがでしょうかということをお伺いします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

昨年の12月議会でも本村議員から、あのときはたしか増水時に危険のある箇所の堆積土砂の御質問でございましたけれども、治水対策の必要性についてお答えさせていただきました。

お尋ねの堆積土砂の撤去を初め、治水上必要なものについては河川管理者の判断のもと、やれるところからやっていただくよう引き続き国や県に協力を求めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） ぜひ、そのようにこの点はしていただきたいと思います。

次に、雇用問題について質問していきたいと思います。3月議会でも申しましたが、厚生労働省は1月30日に公表した調査によりますと、非正規雇用の雇いどめで、昨年10月から今年3月までの間に全国で12万5,000人が職を失うという大変な事態です。業界団体でも40万

人という数字も出されています。

この人吉市でもどれくらいの方が職を失われたのか、大変気になるところです。離職された方々の数はハローワークにおいて把握するようになっていていると聞いています。人吉市はハローワークと緊密に連絡を取り合っておられるようですので、人吉球磨管内での解雇の状況をつかんでおられることと思います。

井上経済部長にお伺いします。この人吉球磨では、この間一体どれくらいの方が解雇されているのでしょうか。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

人吉球磨公共職業安定所到人吉球磨管内の企業の解雇状況につきましてお聞きしましたところ、球磨郡内では製造業を中心に、雇用契約満了に伴い300名を超える雇用調整、解雇ですけれども、解雇があったということでございます。

人吉市内におきましては、大量の解雇情報はないということでございます。大半の企業は稼働調整、ワークシェアリングの実施や雇用調整助成金を活用することで人員整理をすることなく、従業員の雇用確保を図っておられるようでございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 300人の解雇があったというと、本当多くの方の解雇があつてると、大変な事態だなという気がいたします。この間、担当課で伺ったときには、これは推測だから今回の答弁じゃないと思うんですけど、雇用保険のほうから推測すると500名とも推測できるということでしたので、本当大変な数だなというふうに思ってます。この中で、今回の雇用創出事業が行われましたが、その中で特にこんだけの解雇の中で、人吉球磨の人口構成からすれば、多くの方々が人吉市の方であることも察しがつくところです。

このような状況の中で人吉市は、ふるさと雇用再生特別基金事業と緊急雇用創出基金事業を行いました。相当の方が求人に応募されたのではないかと思います。そこで、それぞれの事業全体について求人数、応募数、競争倍率はどれだけだったのかお答えください。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出基金事業の進捗状況でございますが、まずふるさと雇用再生特別基金事業につきましては五つの事業に取り組んでおりまして、12名の求人に対して64名の応募があり、競争倍率にしまして約5.3倍となっております。

既に、すべての事業において雇用を開始しておりまして、12名の新規雇用が発生しているところでございます。

一方、緊急雇用創出基金事業につきましては、七つの事業に取り組む予定でございますが、41名の新規雇用を見込んでいるところでございます。それぞれの事業の性質上、あるいは、雇用創出の時期等々の違いによりまして、現時点では三つの事業で13名の雇用を開始してい

るところでございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） お答えいただきました。緊急雇用創出基金事業のほうは、まだ総括的な数字は出てないということでしたけど、もう一つのふるさと雇用再生特別基金事業のほうは5.3倍ということで、やはり相当の方が職を求められているというのが非常にあらわれている状況だなあとということが感じ取られます。その中において、このような事業は本当にありがたい事業であったと、私は察するところです。

ところが、熊本県全県下を見てもみると、これらの基金事業が十分に活用されていないことがわかりました。3月17日の熊日新聞には、「県ふるさと雇用再生、準備期間短く、事業費計画の6割」というタイトルで記事が載っており、このように書かれています。ここに書いてありますね。「国からの交付金を受け、県が4月にスタートするふるさと雇用再生特別基金事業で2009年度の総事業費が当初予定した10億円を大きく下回る6億100万円にとどまることが16日わかった」と。飛ばしまして、「県議会経済常任委員会に県労働雇用創出が報告した」というところですね。また、ちょっと飛ばしまして、ここ書いてありますね。「同創出によると、県と同額の予算を配分している市町村分も当初計画を下回る見込み。同創出は、今後他県の事例も参考にしながら有望な事業を見出すことで早急に雇用枠を積み増す」としているという記事が載ってます。

この記事の内容からすれば、熊本県はふるさと雇用再生特別基金事業は、もっとやれる枠がありますので、希望があれば出してくださいと各自治体に言ってきてもよさそうなものだと思いますし、熊本県から言ってこないのであれば、人吉市から積極的にこの事業をもっとやらせてくださいと言ってもいいと思います。

そこで、ふるさと雇用再生特別基金事業について、熊本県はさらなる事業の募集などは言うてきていないのかお伺いします。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

基金事業に関する県の対応でございますが、まず、ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、当初、平成21年度の人吉市の配分目安額として2,445万円が示され、当市といたしましては、満額の2,445万円分の事業計画を立案し、県に提出したところでございます。同様に、県内の各市町村に対しましても、有効求人倍率、失業者等の状況により、県から配分目安額が示されたところでございます。しかしながら、多くの自治体において、配分目安額の事業計画を立案できていなかったようでございます。

このような状況の中で、県といたしましては、配分目安額に満たない市町村等に対し、さらなる事業計画書の提出を求め、結果、配分目安額に余剰が生じた場合は、他の必要とする市町村へ再配分することも視野に入れて検討されてきたところでございます。

このような状況を踏まえ、5月中旬、ふるさと雇用再生特別基金事業についての追加要望調査が実施されたことから、本市といたしましては、新たに4事業を追加要望したところでございます。

一方、緊急雇用創出基金事業につきましては、当初、平成21年度の人吉市への配分目安額として1,574万円が示されたことから、同様に満額の7事業を立案し、県に提出いたしましたところでございます。

その後、緊急雇用創出基金事業に関しましては、国の補正予算において積み増しが予定されておりますことから、県としましては早い段階で動いていただき、4月下旬には追加要望調査が、また5月中旬には、事前の事業計画書の提出依頼があったところでございます。

現在、当該事業に関しましては、追加分といたしまして8事業を要望しているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） ただいまの答弁で、人吉市は再募集に対しまして、さらなる事業の申請をもう出していることがわかったところです。解雇された方々の期待にこたえることでもありまして、大変いいことだと思います。

今回の申請、どのような内容なのか、解雇された方々も大変気になるところだと思います。そこで、今回申請された事業内容と人数はどのようなものなのかお答えください。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

追加要望の内容ということでございますが、先ほど答弁の中で御説明しましたとおり、ふるさと雇用再生特別基金事業について4事業、緊急雇用創出基金事業については8事業を要望いたしております。今回の要望につきましては、総務、企画、福祉、経済、建設、教育といった各分野からの要望が上がってきております。ふるさと雇用で8名、緊急雇用で32名程度を想定しております。

現在、要望段階ということもあり、詳細な事業計画につきましては、事業の新規性や事業の継続性等を所管課や県とやりとりを行いながら内容を詰めているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 今、内容を詰めている段階等で、正確には内容を話されませんでした。が、内容が詰まった状態で議会のほうにもどうせ話していただけたと思いますので、決まった段階で、ぜひ説明していただきたいと思っております。

そういうふうに今回出されましたが、今回再募集に関して、またすべての自治体を与えられた枠いっぱい、前回は枠いっぱい、全自治体できてませんので、今回も枠いっぱい事業の申請ができているとは限らないと思います。このことからすれば、再々募集がある場

合も考えておくべきだと思います。

そのときにも人吉市は積極的に事業の申請をすべきだと思います。しかも、市民に喜ばれる内容で、やる気のある団体にやってもらうことが大切だと思います。そのためにも、再々募集はないのか、熊本県と緊密に連絡を取り合いながら、もし募集があれば早目に各団体と連絡をとって事業を計画すべだと思います。また時間的に余裕があるならば、事業の公募も考えられると思います。

このように再々募集があった場合でも、職を求める方々のためにぜひ積極的に事業の申請をしていただきたいと思いますがいかがでしょうかということをお聞きします。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、今般の追加募集により、熊本県の基金のほぼ満額に近い事業計画が立案されているということで、今後追加募集は予定されていないということでございます。

また、緊急雇用創出基金事業に関しましては、国の補正予算により基金の上積みが行われたことから追加募集があったところでございますが、今後につきましては、今般の追加募集の状況により検討されるということでございます。

現在でも、各関係団体に対し情報提供をしながらニーズ把握に努めているところでもありますが、議員御指摘のとおり、情報収集を怠ることなく、各種関係団体への周知とともに市内、庁内の各部署においても各関係団体との連携を密にしながら情報収集やニーズ把握に努め、雇用創出への取り組みを強化してまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 今御答弁いただきました。この最初の募集なんですけど、ふるさと雇用再生特別基金事業は、熊本県下、一覧のがインターネットで見れるようになってますので見てみたんですけど、一般的に、こういうのは県も人口が多いところにたくさん、少ないところには少なくという傾向はあると思うんですね。いろんな周りとの、解雇の状況もあると思いますけど、そういう傾向で出されると思うのに、大きな都市で4人しか、そういう雇用枠をつくっていないのに、小さな村で7名、雇用枠をつくっているところがあるんですね。まさに、私非常に自治体のやっぱり努力によって、かなり雇用ができるところとできなかったところの差があったと思うんですよ。

人吉市、最初の段階で満額要求されたと思うんですけど、その最中に私は担当課によく話とか伺いに行ったんですけど、一生懸命足運ばれてるんじゃないかという気がしたんですよ。だから、それによく取り組まれたという気もしております。

このふるさと再生特別基金事業にしても、またもう一つの緊急雇用創出基金事業に対しても、3年間の枠で、ふるさと雇用の再生事業のほうも、中には1年ごとの事業も細かいのあ

りますし、緊急雇用創出事業のほうも6カ月、3年の枠がありますけど、一つ一つは6カ月ぐらいの事業ですので、また来年度にまたこう出てくる、募集が出てくるのが考えられますので、非常にさっきの答弁の中でも取り組み強化してまいりたいというふうに申されましたが、ぜひ失業者のためにも今後とも積極的に取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、内容変わりました、中小企業の支援について質問してまいりたいと思います。

世界同時不況は日本経済を直撃しています。中小商工業研究所が実施している営業動向調査によると、2009年度上期の売上動向は、前年度比で1から3割減が32.3%、3から5割減が11%、5割以上減が12.2%で、バブルが崩壊した92年に匹敵するような落ち込みになっているという重大事態になっています。このように、中小業者の危機は人吉市の中小建設業者にも押し寄せているのではないかと思います。

まず、山上建設部長にお伺いします。人吉市の中小建設業者の実態について、つかんでおられることがあればお答えください。

○建設部長（山上 茂君） おはようございます。市内の中小企業の建設業の実態についてというような御質問でございますが、昨年度の市内建設業者の倒産状況を見ますと、9月に2社が、ことしの1月に1社が倒産をいたしております。1年間に3社が倒産し、市との請負契約を解除したことは、今までにないことでございます。

市内の建設業の経営状況を示す統計資料などは持ち合わせておりませんので正確に把握はいたしておりませんが、このような倒産の実態でもわかりますように、経営状況は相当厳しい状況にあるのではないかと考えられます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 統計資料はないということでしたが、非常に本当に今の経営、雇用状況が厳しいというのが実感できるような状況が話されました。

このような中小業者危機の中で、小規模工事希望者登録制度が注目されています。この制度は、競争入札資格のない未登録業者に、自治体が発注する小規模な建設工事や修繕の受注機会を確保、拡大すること。それを通じて、地域経済の活性化につなげようとするものです。最も普及するのは埼玉県で、県下70自治体のうち67自治体で導入されています。埼玉土建の市町村アンケート調査によると、2008年度では地域業者に1万7,267件、14億6,479万円の工事が発注されています。

また、この制度を利用してリフォーム助成制度なども創設され、全体で1億3,023万円の助成、総工事費で23億1,848万円に上り、地域経済への波及効果は極めて大きいと評価されています。そのため、この制度は全国に広がり、2009年4月10日現在、この制度を実施している自治体は411に上っています。

熊本県下の14市においても、熊本市、玉名市、合志市、宇土市、宇城市、上天草市、天草市の7市が実施しています。契約にかかわりますので、深水総務部長に、人吉市でもこの小規模工事希望者登録制度を実施できないかということをお伺いします。

○総務部長（深水雄二君） お答えします。

小規模工事等契約希望者登録制度、人吉市において制度を導入できないかという御質問にお答えいたします。

まず、この制度の概要を説明させていただきたいと思います。この制度の対象となられます方は人吉市内に建設業を営む方で、人吉市工事等入札参加者資格審査申請要領に基づく入札参加資格の有資格者以外で、希望する業種を履行するための必要な資格、免許等を有するなどの要件を満たした方でございます。

対象となります工事などは、契約額が市で定めた金額以内の工事や修繕等で、その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易であるものでございます。そして、要件を満たした登録名簿から指名した複数の登録者との見積もり合わせにより、最も低い価格の見積書を提出した登録者と契約することになるかと思えます。

この制度のメリットは、必ずしも、建設業法におきます経営事項審査を受けていなくて、これまで公共工事を受注できなかった個人、小規模事業所も受注できることになり、公共事業の効果がより広がることになるであろうと考えられます。

また、その一方で、公共事業が年々減少してきている状況の中で、競争入札参加有資格者の中でも受注できない事業者におかれましては、この小規模工事を受注できなくなる可能性も出てまいります。

このようなことを含めまして、先にこの制度を実施されております他の自治体の状況をよく検証しながら制度の導入については検討をしてまいりたいと存じます。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） この制度が広がっている背景に、やっぱり地域経済の活性化というのがあって思うんですね。同じだけの予算を使うなら、余裕のある業者と余裕のないとことすれば、余裕のあるところは貯蓄できますし、余裕のないところはすぐ使わなきゃいけないので、余裕のないところに回すほうがいいと思いますし、たくさんの業者に回すほうが、やはり地域の活性化、お金の流通が多くなることは地域の活性化につながると思いますので、そういう活性化につながるというふうな面で、多くの自治体で採用されているんじゃないかなと私は感じているところです。

この制度の中には、いろんな制度、課題も当然あると思います。その点もお話いただきました。できるだけ、そういうふうな課題も克服できるようなやり方でぜひともこの制度を導入していただきたいというのを申し上げておきたいと思います。

次に、4番目の核兵器廃絶について質問してまいりたいと思います。

世界の核兵器廃絶を目指す新たな動きが始まりました。アメリカのオバマ大統領は、4月5日にプラハで行われた演説で、「核保有国として核兵器を使用したことのある唯一の核保有国としてアメリカは行動する責任がある。私は核のない平和で安全な世界を米国が追求していくことを明確に宣言する」と述べました。

この演説について、日本共産党の志位委員長は、4月28日にオバマ大統領に書簡を送りました。すると、5月16日にはオバマ大統領が国務次官補に指示して書かれた返書が届きました。返書の中には、核兵器廃絶という目標に向かって具体的な前進をつくり出すために日本政府との協力を望んでいますと書かれています。

そこで志位委員長は、20日に、麻生首相と会談を行い、返書の中身を紹介しました。麻生首相は、「オバマ大統領の演説について、今までに聞いたアメリカ大統領の演説の中で最もすごい演説だ。核兵器を持っている国が初めて呼びかけたことに、一番大きな意味があると自分も驚いて注目した」と述べました。

人吉市は、核廃絶平和宣言都市でもあります。その市長である田中市長がこのオバマ大統領の演説にどのように感じておられるのか。市民も関心を持っていることと思います。この演説に対する市長の認識をお伺いしたいと思います。

○市長（田中信孝君） 本市では、昭和59年12月議会において、「非核都市宣言を求める決議」が議決され、翌60年3月議会で「核兵器と廃絶の恒久平和を願う平和都市としての宣言」を議決いただいております。

オバマ大統領がチェコの首都プラハで核兵器廃絶に向けた演説を行いました。演説に対しての感想、見解をお答えいたします。

現在、日本では北朝鮮のミサイル発射に関して、日本も核兵器を持つべきだとか、憲法9条を改正すべきだという意見や発言が強くなっているように感じております。こうした過剰な反応は、平和を願う私たち国民にとって大変憂慮すべき事態の一つであると心配をいたしております。核を取り巻く社会情勢の中、まずは4月5日のプラハ演説の中で、米国の歴代大統領のだれもがなし得なかった広島、長崎において核兵器を使用した唯一の核保有国としての道義的な責任を史上初めて公式に認めたという点は、オバマ氏の選挙演説のスローガンでもあるように、大いに意義のあるチャレンジであり、歴史的な1ページになると考えております。

これまで、米国は原爆投下を戦争早期終結や被害の極小化などを理由として正当化し、核抑止論に基づいて核兵器の先制使用戦略をとり続けてきた米国の態度からすれば、みずからの非を認めた上で、大統領選中の夢物語とさえやゆされた核関連の公約を、核兵器のない世界というとてもない目標を持って宣言されました。この演説は、米国の核政策が大きく転換されつつあることを意味するものだと思います。

また、このように考えますと、日本共産党の志位和夫委員長の核兵器廃絶に向けての行動を求めた書簡にオバマ大統領が返書を送ってきたというのも理解できますし、数十年後、あるいは百年後に核のない世界が実現した未来の世界で、かつて米国の指導者が演説したことがすべての始まりであったと振り返られるときに、きっと思い起こされる歴史的出来事ではないだろうかと思っております。

そして、演説の中に、核兵器のない世界に到達することはすぐにはたどり着けないというような趣旨の言葉がありますが、平和宣言都市である本市としまして、オバマ大統領が核兵器廃絶を宣言したことを歓迎し、日本国憲法に掲げられている恒久的平和の理念に基づき、我が国の非核三原則が平和を愛するすべての国の原則となることを願い、その実現のために言葉を借りるならば、「Yes, we can」と機会あるごとに呼びかけ、最大限の努力をしていく必要があると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） ただいま市長には御答弁いただきました。感想とともに、市長の核兵器廃絶並びに平和に対する思いが非常に入っていた答弁じゃかったかと私も思って聞いたところです。

本当、オバマ大統領の演説に世界じゅうから歓迎の声が上がりました。極めて都合のいいことに、来年の春には、ニューヨークで核不拡散条約再検討会議が開催されます。今、核兵器廃絶の世論を世界じゅうに広げていく絶好の機会です。

今日、人吉市のように非核兵器宣言を行った自治体は、全自治体の80%を超え1,500となっています。インターネットで調べてみると、これらの自治体の中には、核兵器廃絶の世論を広げるために、平和学習会、映画会、講演会、平和記念式典への中学生の派遣、教育用ビデオテープ配布、ポスター作成など、さまざまな取り組みがなされていることがわかります。

私がとりわけ取り組みやすいと思ったのは、原爆写真パネル展です。三重県の尾張市は、広島と長崎に原爆投下がなされた日を囲む8月1日から15日の間、戦争の悲惨さと平和の大切さを知ってもらうことを目的に、平成15年より原爆写真パネル展を行っています。展示場所は市役所1階の市民ロビーでパネルの数も20枚程度ですから、市役所に訪れたちょっとした合間に見ることができるようになっています。

原爆の写真、パネルは市販もされているので、人吉市でも簡単に取り組むことができると思います。この原爆写真パネル展のように、核兵器廃絶を啓発するような取り組みを行ってはいかがでしょうか。

○市長（田中信孝君） お答えします。

核廃絶運動としてのパネル展等の啓発運動の提案についてお答えいたします。

現在行っている取り組みとして、4月に戦没者追悼式、原爆の日である8月6日と9日に

原爆犠牲者への追悼のための黙祷、市内の2カ所に核兵器廃絶平和宣言都市の屋外広告を設置しているところでございます。

庁舎ロビーでのパネル展という御提案に対しましては、市庁舎スペース等の問題もござい
ますので、庁舎以外のこういう施設も視野に入れながら今後の検討課題とさせていただき
たいと思います。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） スペース等、確かに多分ほかの自治体の市役所とか広いところある
んですけど、確かに人吉のはそんなに広くない部分は確かにあります。ただ、欲張らないで
パネル20枚といかないでも少ないパネルでもいいと思いますし、その辺、いろいろ工夫され
ながら、ほかの場所も言われましたので、その辺、いろんな工夫されながらぜひ取り組んで
いただきたいと思うということを申し上げておきたいと思います。

次の、乳幼児の医療費助成について質問をしていきたいと思います。

本年度より、乳幼児の医療費無料化が小学校入学前までに引き上げられました。私は、こ
のことを評価するものであり、小さな子供を持っておられるお母さん方は大変喜ばれたこと
だろうと思います。この引き上げについては、広報ひとよしの3月31日号に掲載されていま
すが、その説明文書の中には括弧書きで、「緑色の証書をお持ちの方は一たん窓口で自己負
担額をお支払ください」と書いてあります。このことからすると、医療費は無料になって
いるにもかかわらず、窓口で払わなくてもよい人と一たん窓口で払わなければならない人が
いることがわかります。

そこで、尾方健康福祉部長にお伺いします。どのような方が窓口無料で、どのような方が
一たん窓口で支払う必要があるのですか。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

乳幼児医療費の助成方法としましては、病院の窓口で支払う必要のない現物給付と、一度
支払っていただき、その後、保護者の口座に振り込む償還払いの二本立てになっております。

窓口が無料となる現物給付の対象者は、2歳までのお子さんで、市の国民健康保険の被保
険者の方など、健康保険に付加給付制度のない方の通院と調剤薬局の一部負担金の対象とな
っております。この付加給付とは、本来の一部負担金2割について、一定額を超える場合は、
その超過分を医療保険が助成する制度でございます。

償還払いは、それ以外の方でございまして、2歳までのお子さんの入院に係る一部負担金、
または医療保険に付加給付がある方、あるいは3歳以上のお子さんのすべての保護者が対象
となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） どのような方が窓口無料になっているか、あるいはなっていないのかはちょっとわかりました。

この窓口無料化について、どう小さな子供を持つお母さんが思われてるか話を伺ってきました。このような話をされました。子供は病気が悪化するのが早いので、できるだけ早く病院に連れていかなければならない。しかし、手元にお金がないときは、銀行まで行く時間をつくって、その後で子供を病院に連れていくことになる。子供が重病にならないようそのまま病院に連れていける窓口無料化は大切だと思うというものでした。

人吉市でも医療費の無料化の対象となっているすべての乳幼児に対して、窓口無料化ができませんかということをお伺いします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

窓口の無料化につきましては、二つの課題があると考えております。一つは付加給付の問題でございます。すべてを窓口無料化、つまり現物給付にいたしますと、市は付加給付を含めた2割すべてに助成することとなります。この付加給付の額が平成20年度で約200万円でございます。その分の市の財政負担がふえるという問題に加え、保護者の方は付加給付分の額を市と健康保険から二重に受け取るという問題も生じてまいります。

また二つ目としましては、高額療養費の問題でございます。入院などで医療費の負担が高額になりますと、健康保険から被保険者である保護者の方に高額療養費が支給されます。この額は、課税状況や所得によって変わってまいりますので、医療機関で計算して、高額分を保護者の方に請求し、残りを市に請求するということは困難というふうに考えております。

本市を初め、各市町村で現物給付の対象を通院と調剤に限定し、入院を償還払いにしている理由としましては、この高額療養費の問題があるためでございます。

これらのことから、償還払いをなくしてすべてを窓口無料とすることは、かなり難しいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 確かに、その言われることはわかる分あるんですね。県内の自治体で窓口無料化はどのようになっているのか、担当課に言って一覧表を出してもらいました。表を見てみますと、窓口無料化となっていない自治体は16であるのに対して、何らかの条件はつきながらも窓口無料化している自治体が31あることがわかります。窓口無料化が広がっていることがわかります。窓口無料化につけられている条件としては、先ほど答弁で言われましたけど、全体的に見ても、表から見ても自治体にある医療機関での診察、通院のみで入院は要らない。後で、医療費が補助される付加給付のない保険であることなどになってます、確かに、県を見てもですね。これらの条件がつけられることに対して、私も、その理由が理解できる部分もあります。

ところが人吉市については、それ以外に3歳未満、2歳までという条件がついています。私はこの条件がなぜついているのか、全く理解ができません。ちなみに年齢制限がついているのは、人吉市以外は小国町が小学生を除いていることのみです。

そこでお伺いしますが、人吉市ではなぜ3歳未満という条件がついているのですか。お伺いします。

○健康福祉部長（尾方 篤君） お答えいたします。

窓口の無料の年齢が3歳未満となっている理由でございますが、これは県の補助制度改正によりまして、平成12年4月から助成対象年齢を3歳、つまり2歳までから4歳未満——3歳まででございますが、に引き上げられた際に、3歳以上の児童について月額3,000円の自己負担額が導入されたことによるものでございます。

保護者に支給する助成額から自己負担額3,000円を控除するために、すべての受給対象者が償還払いとなっているものでございます。この自己負担額につきましては、この4月からなくなっておりますので、助成額から控除する必要はなくなっておりますが、受給者の過剰受診への危惧という公平性という二つの点で、現在のところ窓口無料の年齢引き上げは行っておりません。

一つ目の過剰受診でございますが、窓口無料になりますと、当然保護者の方の負担はなくなりますので、安心して受診していただくことができるかと思います。しかしその一方で、過剰な受診が生じ、乳幼児医療費助成の財政負担がさらに膨れることが予想をされます。

以前、窓口無料化を行った市町村の状況をお尋ねしたことがございますが、いずれも窓口無料化後は、受診件数が3割から4割の増となっているようでございます。また、付加給付のない保険に加入している保護者だけを窓口無料といたしますと、窓口無料とならない保護者の方においては不公平感を感じられるというふうに危惧をいたしております。

現在も2歳まではそのような取り扱いの違いかがございますが、すべて償還払いに変えてしまうのもどうかと思いますし、3歳以降は同じ取り扱いでございますので御理解をいただいているのではないかと考えております。

しかし、就学前までの間、窓口無料となる保護者とそうでない保護者が並存するという状況ではなかなか御理解をいただくことは難しいと感じております。そういった不公平感に関する対応、あるいは過剰受診への対策なども含めまして、調査検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 13番。

○13番（本村令斗君） 一番の理由は、今までのままになってるんじゃないかというのがにおえるような答弁だと思うんですけど、その受診数が3割、4割ふえたということをおっしゃいましたので、このことも申しておきたいんですけど、こういうのがあるんです。3月12

日放送のNHKクローズアップ現代ですね。群馬県が中学まで医療費無料化を決めたことを報じてます。この番組の中で、立命館大学の芝田英昭教授は、沢内村の老人無料、医療無料化のように早期発見、早期治療が逆に医療費を減らすことと、その意義を強調しました。乳幼児医療費の窓口無料化の範囲を広げることは、医療費を減らし、財政支出を減らすことをこの番組は示しています。窓口無料化の範囲を広げることによって、たとえ医療受診者がふえたとしても、人吉市の財政支出がふえるとは言えないということもいえると思います。年齢制限設けてる自治体などほとんどありません。先ほども検討するとおっしゃいましたので、少なくとも3歳未満という年齢制限は撤廃して、窓口無料化の範囲を広げるべきだと思うということを申しまして、私の質問を終わります。（「4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君）（登壇） 皆さん、こんにちは。4番議員の川野でございます。よろしくお願いいたします。

6月議会に、定例会に入りまして、どうもこの辺がもやもやしております。原因は、鳥井教育長の再任がかなわない現実を目にしているからでありまして、私はPTAの役員として教育長と一緒に過ごさせていただきました。その中でもいろんな御指導、それから御享受をいただき、鳥井教育長の人間性の大きさにすごく感動している一人でございます。勇退のお言葉を述べないといけないでしょうが、なかなか心の整理がつかない現在であります。

それでは、通告に従いまして質問を行います。今回は、1、市長マニフェストの温泉特区構想の今後について、2、観光と温泉についての2件です。

まず、市長が4年間で行う重要施策の一つとして上げられています市長マニフェストの温泉特別地区指定事業についてですが、平成21年5月26日の新聞報道で、市長は就任2年を振り返られ、その弁として温泉町の温泉特区については、一部で理解が得られない部分があり、新たな道を探っていかななくてはならないとありました。

また昨年、平成20年10月31日に行われました人吉青年会議所主催による人吉市長ローカル・マニフェスト進捗報告会では、温泉町周辺の温泉特別地区指定事業の進捗について、魅力ある観光開発プロジェクトを設置して協議を行っているが、湯量等の課題もあり、老人福祉センターを保養地的にリニューアルできないか検討を進めているとの報告がなされました。

そこで質問なのですが、昨年10月31日の報告会の内容から変更された点はございますでしょうか。また、新聞報道で一部で理解が得られない部分があり、新たな道を探っていかななくてはならないとある中で、一部とはどこの部分なのでしょうか。そして、得られない理解とは何なののでしょうか。新たな道、つまり今後はどのようにお考えなのでしょうか。

以上、1回目の質問といたします。

○市長（田中信孝君） お答えをいたします。

一部に御理解が得られていないという新聞報道でございますけれども、私が直接御意見を

お伺いした中で、一つは、温泉特区構想どおりになると車両がふえ、交通事故が心配であるとの子供を持つ保護者の意見があると聞き及んでおります。

また、温泉特区はよいから街路や環境を整備してほしいとの御意見もあったわけでございます。そういう温泉特区構想に対する御理解というものがまだまだ進んでいない。そういう御理解を今後進めていかなければならない。そういう問題をクリアしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁賜りました。

ちょっと不足、不満でございます。新たな道、つまりは今後はどのようにお考えになっているのか、そのあたりも御回答いただければ……。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

そういう協議を経た中で御理解がいただければ、新たな道も探っていかなければならないということでございます。（「４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　市長の温泉特別地区指定事業の構想の中核施設として老人福祉センターが存在していると思います。同施設が高齢者福祉に貢献しているということは周知のところだと思います。この施設におけます入浴による温泉健康増進プログラムはございますでしょうか。これ部長にお尋ねいたします。

○健康福祉部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

本市の高齢者は５月末現在で１万４３９人、高齢化率は２８．９３％となっております。高齢者の増加及び後期高齢者の増加に伴い、医療費や介護保険費用の増大が見込まれております。高齢者ができるだけ長く元気で生活をしていただくことは、本市にとりましても重要な課題でございます。

平成１８年度に介護保険法が改正され、介護予防に重点を置いた施策がスタートいたしました。本市におきましても平成１８年度から介護予防事業の一つとしまして、大切な資源の一つであります温泉を活用したデイサービスを実施をいたしております。サービスの主な内容でございますが、送迎、健康チェック、運動、トレーニング、入浴、浴中体操、昼食などとなっております。

平成２０年度は３カ所の温泉施設の御協力をいただき、毎週４回のデイサービスを実施しております。参加者実人員が１２０名、延べ参加者は１，０６０人となっております。維持改善率、これはチェックにかかった方が改善された改善率でございますけれども、９１％を超え、介護予防としての効果が出ているところでございます。

老人福祉センターの活用状況を見てみますと、平成１２年度から各公民館及び老人福祉セン

ターにおきましてデイサロンを実施をいたしております。現在、老人福祉センターでは月8回約200人、約2,600人を超える参加がっております。

また、介護予防のデイサービスを老人福祉センターにおきましても平成20年12月から開始をしまして、3月末日までの参加利用実績は計21回、延べ参加者164人となっております。本年度も引き続き週1回、午前、午後2回のデイサービスを実施することといたしております。

さらに平成18年度から人吉市老人クラブ連合会と共催で老人福祉センターを会場に、温泉を活用した健康づくりの普及を目的に、年2回の温泉健康講座を開催をいたしております。

老人福祉センターの平成20年度利用実績を見ますと、団体での利用が5,000人を上回り、個人での利用が2万6,000人を上回っております。1年間で3万1,664人の利用をいただいております。今後さらに老人福祉センターの利用促進及び温泉を活用した健康づくりに取り組み、市民の皆さんの健康づくり、生きがいくりの支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁賜りました。

今、部長の答弁いただきました老人福祉センター、利用客もありまして、デイサロン、それから高齢者福祉にはなくてはならない施設だということが理解できました。

そこで、市長が平成20年のローカル・マニフェスト市長報告会で言われました、老人福祉センターを保養地的に考えるという部分は、そのままお考えなのでしょうか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

保養地センターみたいなものというふうに申し上げておりますけれども、土地の大きさ等々もやはり考えていかなければならない。老人福祉センターは今後どのように改築、改良したならばよいかというところはただいま思案中でございます。

ただ、老人福祉センター、御承知のとおり老朽化も進んでおりますし、近い将来、建てかえの検討を始めなければならないということは確かなことでございます。

また、高齢者福祉を望まれる市民の方々からは、同じような施設を方々に設置をしてほしいというふうな願いもあるところでございますので、これらの意見を整理させていただきながら、検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁賜りました。

再度申し上げますが、今後ますます進む高齢化社会にあって、同施設の充実は不可欠であ

と思います。ここに市長マニフェストの進化のかぎがあると私自身は思っております。

また今回、民間の温泉施設を活用したデイサービスも平成18年からスタートしていると聞き及びました。知らなかった自分も恥ずかしいのですが、人として必ず訪れる老いを安心して明るく過ごせる社会の実現に民間としても協力していきたいというふうに思っております。

また、今や入浴プログラムは立派なエンターテインメント性を持ち、観光素材となり得ています。健康保養温泉地と呼ばれるモデル温泉地では、地区おのおのの特性を生かしながら入浴プログラムと歴史資源との連動や、自然環境との連動、ウォーキング、体に優しい食事の提供など、当地人吉・球磨においても観光施策となり得ますので、市におかれましても十分に御検討いただきたいというふうに思っております。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時59分　休憩

午後1時29分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

4番。

○4番（川野精一君）　それでは、引き続きまして、2点目の観光と温泉について御質問いたします。

昨今、人吉市内では温泉湯量の減少の話題を耳にします。温泉井戸の水位低下、湯温の低下、公衆浴場の廃業などがそれであります。

市長は観光施策で、「人吉球磨は銭湯開始」を行われました。温泉が観光振興における大きな要素を持つことを考えられての発想だと思います。そこで、市長は温泉資源の減少というこの状況をどう考えられ、今後どのような対策をとられるつもりなのでしょうか、お尋ねいたします。

また、今回、市観光振興課内にありました温泉協会人吉球磨支部の事務局を人吉保健所内に移された経緯もお聞かせください。

それから、古い話なのですが、昭和61年に設立された温泉保護を目的とした人吉球磨温泉保護協会の現状もわかる範囲で結構ですので、お願いいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

温泉の資源の減少並びにさまざま湯量の減少、または公衆浴場の廃止等々は承知しているところでございます。よって、温泉協会のほうでもさまざまに提案されましたことを協議させていただき、いわゆる上総堀りから機械堀りによる転換を行われておられる業者もおられるわけでございます。よって、今後そのような業者の皆様方からの御提案を受けながら、湯量の確保等々にも努めてまいらなければならないと思いますし、これは人吉市全体としても

協議もしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

そこで、温泉協会人吉球磨支部の事務局の変更について御説明を申し上げます。熊本県温泉協会人吉球磨支部事務局の変更に至るまでの経緯でございますが、熊本県温泉協会は平成7年3月に発足いたしておりまして、それに伴い人吉球磨支部は平成7年11月に発足し、当初は人吉保健所に事務局がございましたが、平成10年度総会時に観光振興課に移管されております。平成14年6月議会で、業務内容等からいたしましても、観光振興課内に事務局があることは、管轄違いではないかとの質問もあり、人吉保健所と協議はなされたものの、事務局を引き受けることは当時としては難しいとの見解から現在に至ってきたわけでございます。

しかしながら、県下10保健所管内の協会支部を市町村に事務局を置いている支部は現在のところ人吉球磨支部のみでございます。自然環境の目まぐるしい変化とメタンガス、レジオネラ症の問題等、専門分野でなければ対応が難しいという今日を迎えているわけでございます。

これらを入吉保健所と協議を進めてまいりました結果、平成21年6月から県下の他の保健所管内同様に、人吉保健所内の人吉球磨食品衛生協会へ人吉球磨支部から業務委託をし、事務局を入吉保健所内に移管することとなったのが経緯でございます。

さらに、三つ目の御質問でございますが、人吉球磨温泉保護協会の現状でございます。関係者の方にお尋ねをいたしましたところ、人吉球磨温泉保護協会は、温泉に関する研究、温泉知識の普及並びに温泉の保護及び利用の適正を図り、もって国民保健の増進と観光資源としての活用に寄与することを目的として、昭和61年6月1日に発足されておりますが、現在は活動が休止されているようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 4番。

○4番（川野精一君） 御答弁賜りました。

温泉保護協会の現状が現在は活動停止ということ承りました。私も当時の定款を手に入れました目を通させていただいたんですけども、この協会は、温泉に関する調査研究、それから泉源の保護並びに管理、そして温泉に関する研究会、講演会、展覧会等の実施、そして人吉・球磨における保健観光、その他諸施設に関する調査・指導、温泉の法制的利用のあっせん・指導、関係財団と連絡等々が目的とされております。この目的こそが温泉保護の一番の根幹だというふうに考えておりますし、この趣旨は恐らく県の温泉協会のほうでも受け継がれていくというふうに考えておりますが、市庁舎内にあってもこの問題を取り扱う、所管する部署が必要だと思います。その点に関してはどの部署で管轄を考えてらっしゃるのかお尋ねいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

市民部環境課ではどうかと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　賜りました。

今後、市民部環境課におきまして温泉の保護等十分に御検討いただいて、各関係団体に御提言も含めて取り計りいただきますように要望いたしたいと思います。

続きまして、入湯税について質問いたします。人吉市の入湯施設では、大人１名当たり１５０円の入湯税をお客様からお預かりしまして、スルーで市へ納税しております。入湯税は目的税であります、その目的と充当先をお尋ねしたいと思います。

また、入湯税を納めている市内の施設、いわゆる納税義務者数をお尋ねしたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　お答えいたします。入湯税の目的、使途並びに納税義務者数にお答えいたします。

入湯税の目的でございますが、地方税法第７０１条に環境衛生施設鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課すものとする規定されております。

入湯行為を行ったことに対する行為税でございます、入湯客が市内に入り込むことで、ごみ処理施設などの環境衛生施設の費用、鉱泉源保護施設、消防施設、観光振興の経費が必要となるため、これらの費用に充当する意味合いで目的税とされているものでございます。

納税義務者数でございますが、現在２１件でございます。ちなみにホテル、旅館業となっております。

以上、お答えします。——失礼しました。申しわけありません。入湯税の充当先の御質問もありまして、失礼しました。平成１９年度の数値でございますが、消防施設等の整備に９１９万９、０００円、観光振興に８３０万８、０００円、合計１、７５０万７、０００円となっております。

以上、お答えします。失礼しました。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　ありがとうございます。

ただいまの御答弁内容から察するに、入湯税では鉱泉源保護管理施設への充当項目ぐらいしか温泉資源の保護に活用できる可能性がなさそうです。また、市にそのような施設は該当がありませんので、県や温泉観光協会——失礼しました。県や温泉協会での協議で温泉資源の保護を訴えていただきますよう市長へお願い申し上げます。市長は温泉協会の支部長でいらっしゃると思いますので、御答弁いただけますでしょうか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

そのように取り計らってまいりたいと思います。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○4番（川野精一君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、一般質問を終了します。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君）（登壇） 皆さん、こんにちは。8番議員の松田でございます。それでは、早速、通告に従いまして質問をしまいたいと思います。今回は2点の質問をさせていただきます。

1点目は、人吉の総合計画、2点目は観光施策について御質問をさせていただきます。

それでは、1番目の質問でございますが、土地利用の基本方針とその方向性についてであります。当市はさまざまな観点から都市整備のあり方を考えるべき時期に来ていると思っております。そのところを質問をしまいたいと思っております。

市長は、常々観光で食べていける人吉と話をされておりますが、市の中心部に位置しております人吉城址、この位置づけは2002年から2022年まで有効とされてます都市計画マスタープランに歴史文化の継承と活用、また人吉らしさを生かした町、歴史文化のまちづくりへの活用とかが明記をされております。その重要性をこの文面からも伺い知ることができるんですが、人吉観光の拠点となるべくこの場所について、どのような考え方や思いをお持ちでございますでしょうか。まず、1番目の質問とさせていただきます。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

私は常日ごろから申し上げておりますけれども、青井阿蘇神社の門前町として人吉藩の城下町であるというこの歴史、文化、成り立ちも、この町の特に市街地のありようは、商業地は川北、つまり球磨川の右岸、行政機能の中心地は川南、つまり球磨川の左岸というまち割り、区割りにあくまでもこだわりたいと思っております。それが相良700年の歴史伝統文化を基軸としたまちづくりであるというふうに思っておりますし、人吉らしいまちづくりの原点ではないかと考えておるところでございます。

お尋ねの本庁舎が建つこの場所への私の思いでございますが、江戸時代、この場所が藩の政務の中心であった史実から、非常に特徴的でもあり、シンボリックなことであると思っております。

また、国の文化財の中に、今市庁舎が存在するということに対しましても、この町の歴史を感じているところがございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） それではもう一つ、教育部長にお尋ねをいたしますけれども、これが国の指定の文化財保護地域にございますよね。現庁舎が建っておるこの地域、この地域当然移転の問題等が生じてくると思っております。平成13年12月12日から平成19年4月30日の長きにわたりまして、「市庁舎に関する特別委員会」が設置をされておりました。そのときに

特別委員会からその方向性を指し示すような報告書が上げてあります。そのときの報告書、これは教育部長の質問になるかちょっとわかりませんが、済いません、ちょっとあせりまして、その報告書の取り扱いがどのように今までなっておるのか。それからその後、この報告書がどういうふうにご利用されていくのか、それを御質問したいと思います。よろしくお願いします。

○市長公室長（荒巻 通君） こんにちは。お答えいたします。

平成19年3月定例議会で行われた市庁舎建設に関する特別委員会の委員長報告が、当時の立山委員長からなされております。その中では、庁舎の候補地の絞り込み、調査業務の実施をも含めた検討の経緯、内容、そして民間資金の活用、資金調達を含めた財源的な課題を踏まえて、1カ所へ絞り込むことは総合的な判断としては困難ということで、中心市街地一画と旧農協跡地、これは今の庁舎別館周辺でございますが、この2カ所を移転候補地として結論いただきました。

そして、厳しい財政状況下、はっきりと期待できる資金や事業手法を決定するには至らなかったことから、今後は市の長期的財政計画も含め、調査研究や検討を重ねていく必要があると結ばれております。

次に、市としてこの問題をどう考えるかという御質問でございますが、経年変化による庁舎のますますの老朽化を考えた場合、極めて厳しい状況下にあるという認識を持っております。特に、大規模な地震発生など、有事の際にこの庁舎が防災拠点として機能するのかなということは大変危惧いたしておりますし、また、重要視しているところでもございます。しかしながら、移転候補地、財源確保の問題などもあわせてございますので、平成19年3月定例議会で行われた特別委員会の最終報告後、具体的な動きには至っていないというのが現状でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 今、部長の答弁をいただいたんですが、特別委員会から6年間ぐらいの長きにわたった報告書の取り扱いは、もうそこでうちよいたというような話に本当は聞こえるんですね。しかし、非常に大きな問題を抱えたゆえに特別委員会なるものが私は設置をされたのではないかなと思っております。ですから、そのようなものをやはりきちっとつなげていっていただきたい。次世代に対してどのような方向性で導き出していくのかというのを、やはりある程度のところではやっていただきたいなと思っております。このことについては質問をいたしません、どうぞそのような取り計らいを今後やっていただきますように、よろしくお願いを申し上げたい。

それでは続きまして、ちょっとそれとかぶるかもしれませんが、市が直面をしております少子高齢化、人口の減少などさまざまな問題、それに伴う対応を考えなくてはいけない。

そして、まとまりのある土地像、コンパクトシティー、これも都市計画マスタープランにきちっと明記をしてあります。このような考え方からどのような庁舎の移転問題を今後とらえられていこうと思われていらっしゃるでしょうか、御質問いたします。ちょっとかぶりますけども済みません、市長お願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

市庁舎建設に関する特別委員会による検討検証を尊重させていただきながら、先ほど申し上げましたように、相良700年の歴史にかんがみたまちづくりを考えていかなければならないと考えてるところでございます。川南を行政ゾーン、川北を商業ゾーン、工業ゾーンとしてきた相良家の歴史がございますが、これらも考察していきながら、当然御指摘のように、少子高齢社会を迎えておりますけれども、おのずとこの町はコンパクトシティーという都市計画上極めて重要なまちづくりを今まで行ってこられたのではなかろうかなと思います。

そのような観点から、現在結論づけられている二つの候補地は適正な位置にあると認識しておりますけれども、歴史を重要視するというのが私の考え方でございます。

また、一方で少子高齢社会における庁舎というお話してございますが、ユニバーサルデザインによる優しい庁舎であることは言うまでもございませんが、安心安全な場所にあり、公共的な交通機関で安全に行き来することができるという交通政策上重要な拠点に位置することが非常に強く求められているのではなかろうかなと思います。

言い方をかえますと、庁舎の場所は重要な交通結節点上に位置づけることが、この少子高齢社会においては不可欠ではないかと考えてるところでございます。

また、市庁舎というものは、欧米の例をとりましてもシティーホール、つまり地方自治を象徴するものであり、さまざまなまちづくりの拠点でございますので、荘厳とか華美とかいうものではなく、シンボリックなものであるべきという個人的なイメージは抱いているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） すばらしい考えのもとに庁舎の移転問題考えていくんだと、それから、やはり歴史を生かしてこの市庁舎の姿はあるべきであるということを、今市長の答弁の中から伺い知ることができまして、なるほどなという思いがしてます。

もう一つは、この間、5月の31日に東小学校のグラウンドにおきまして、防災実働訓練が行われております。市長がそのときおっしゃったのが、天災は忘れたころにやってくる。先ほど公室長も答弁をされましたけども、現在の市庁舎で災害という部分から考えましたときに、この現庁舎ですね、本当に大丈夫なんだろうか。この災害が発生したときに、防災本部としての機能、役割を本当に今の現庁舎でやることができるのかということを考えますと、非常に疑問を呈さずを得ない。庁舎がつぶれまして、その庁舎の周りに、簡易テントによる

本部を設置をしなければいけないような、そういうふうな現実が生じたときには、本当に、甚だしやれにならないようなことを思うわけです。防災まちづくりの拠点として、市庁舎はどうあるべきか、今、もちろんその中にもお話があったのですが、防災という立場の中からは、一度この庁舎の見方というのを、お答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

地震等の万が一の災害のときは、市長室が一番危ないと、いろんな方々に忠告を受けているところでございます。庁舎そのものの機能につきましては、市民の生命・財産を守るために、堅固で最新の科学的な配備を備えたものということに尽きるのではないかと考えております。

そして、防災拠点としてまず大切なことは被災をしない。安全な立地にあることだと考えております。

そして二つ目には、これは一つ目に相反するような言い方でございますが、被災地、あるいは災害想定地域からある程度近い距離にあることだと考えております。これは、国土交通省などの河川防災センター等の事例からも酌み取れるものだと考えております。

具体的には、災害時に多くの人と連携をとり、的確な情報が集まり、迅速な指揮系統を敷き、容易に出動できる拠点であること。それに備蓄物、物資の保管や避難場所としてもすぐれていることが求められるのではないかと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） ８番。

○８番（松田 茂君） 今答弁をいただきましたように、やはり現状のこの市庁舎は、やっぱり非常にこう危うさをはらんでいると。言い方を考えますれば、ちょこっとした地震でもちょっと危なかったじゃなかというふうな、やっぱりものを持っていると思うんですね。やはり、予算の問題ですとか、移転候補地の問題ですとか、さまざまな問題があるにせよ、やはり近未来起こるであろうさまざまな問題に対処していくためには、早急に、やはり庁舎の移転問題、そしてあるべき姿の人吉の土地利用の方法、活用、そういうものをぜひともお考えを願いたいと思っております。

それから、今回、質問してきました中に、人吉市第４次総合計画、それから今回初めて私も勉強させていただきました都市計画マスタープラン、それから先ほどから何度も出てます市長のマニフェストといったぐあいに、多くの計画やプランがあるわけですね。これは、第４次総合計画にしろ、都市の計画マスタープランにしろ、これはやっぱり大きな市の背骨だと思うんですね。僕らは、その背骨に沿って、この人吉市のさまざまな計画を見ていかしただけだということを、今回再認識をしたわけです。

その中で一番疑問に思いましたのが、せっかくこのようにすばらしいマスタープラン等々

がある中で、ある審議会に出向きましたときには、唐突にこれを審議しなさいというお話が出てきました。ああ、こういうことを審議しなきゃいけないんだなと思うんですが、じゃ、そこに何でこれを審議しなきゃいけないかという整合性を、僕は一時考えなきゃあいけなかったんです。

そう思いましたときに、実はここにちゃんとしたすばらしいものがあるじゃないと、これがあるからこそ、市をいろんなゾーニング、それから土地の有効活用、何でここに道が要ったと。何で公園が要ったと。何でというのが、基本的にはここに書いてあるわけですね。やはり、こういうものをきちっと市の背骨としてとらえさせていただいて、これから発生してものがさまざまな市の計画なんですよということを、やはりきちっと我々もとらえなきゃいけないし、やはりそこは我々勉強不足の点があります。我々、濟いけません、私ですね。私勉強不足の点がありますので、どうかやっぱりその付近を密にお教えをしていただきたい。そうすることによって、今進んでる計画の整合性がよく見えてくるんですね。

それは、ぜひともお願いをしたいと思いますし、それから今回、市長部局の中に市長公室、その中に企画課が入っております。多岐にわたるものをすべての中で精査をしながら、しかし、すべてができるわけではないと思っております。が、しかし、そこに行った理由づけというのが、今回大きなこの田中市政の特色だと僕は思っております。どうか、そのところ、きっちりと踏まえていただいて、やっぱり今後の都市のあり方、土地の有効利用の仕方、それから、こういうふうな大きな庁舎の移転問題等々を、やはり明確にあらわしていただきたい。そういうことを私思っております。

今、以上のことを申し上げまして、第1問目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、次ですね、観光施策について質問をしてみたいです。これは、前回立山市議とちょっと重なっておりますが、一応どういう経緯でこういうことを質問しようかということをお説明しなきゃいけないと思いますので、ちょっとその部分だけはちょっとお話をさせていただきます。

国宝青井神社とSL人吉の効果、人吉観光の今後の展開と展望についてということで、昨年、6月9日の青井さんの国宝指定、ことし4月25日のSL人吉運行開始、それに続くおもてなしイベント、春のじゅぐりっと博、人吉大綱引き、人吉お城まつり等、まさに百花繚乱の観さえあるイベントの連続でありました。しかし、この一連の流れはほんのプロローグの始まりでしかないと思っております。

これからが正念場だと考えておるんですが、この各種イベント、人吉の観光にどれほどの効果をもたらし、まさにそれがどういうふうな数字にあらわれているのかお教え願いたいということを一般質問するつもりでしたけども、それはこの間の立山議員の一般質問にお答えをなさっておりますので割愛をさせていただきます。

続きまして、それでは青井さんとSL人吉、各種イベントがもたらしました効果に答弁さ

れたものだけを見ると、すべてすばらしい数字が出ておるわけです。単純にいうと、プラスの効果が本当に出ているのかという疑問も本当はあるんです。しかし、町の中を歩いてみましたときに、必ずしもこの数字がすべて今の観光効果をあらわしているというものでもないんじゃないかなというものがあります。

業種業態によっては、その付近が非常に数字にあらわれてきてないものがあるんですが、この付近の問題点はなかったのでしょうか、御質問いたします。

○経済部長（井上修二君） 御質問にお答えします。

4月の25日にS L人吉が運行を開始したところでございますけれども、運行当初ということで、鉄道マニアの方が多く、市内を散策せずに駅、構内及び駅周辺で過ごされた方が多く見受けられます。

また、今月22日と29日に九州旅客鉄道の御好意で、地元の方にS Lに乗っていただきたいとのことで、熊本県内でしか予約できない特別列車を運行するなど、一般の方々のS L乗車ができない状況の中、旅行エージェントもチケットの手配ができない状況が続いております。このような状況ではございますが、思ったほどの効果を得ていないといった感触を与えているのではないかと推測をいたします。

この状況が落ちつき、一般の観光客の方々がS L人吉に乗車できるようになるのは、ほぼ毎日運行いたします夏休みあたりになるのではないかと考えているところでございます。必然的に、鉄道マニアから一般の観光客に客層が移行しますと、町中を観光、散策される方がふえ、人吉にとって、今後さらなるS L効果が発生するものと考えております。

さらに、S L運行により、テレビや旅雑誌などによる観光人吉の域外への露出がかなりふえておりまして、S Lが走る町、人吉の知名度がかなりアップしております。この効果が今後花開くのではないかと考えているところでございます。

このような、今後ふえるであろう一般の観光客の方々に、S L以外の人吉の魅力を与え、リピーターとして再度人吉に足を運んでいただくようさらに官民一体となって努力をしていく必要があるというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 今、部長に御答弁をいただきましたが、本当に露出というところでは、水戸岡先生が情熱大陸という番組の中にどんと出てこられまして、すばらしい放送を見させていただいたんですが、これは実際に現場から上がってきている問題について質問をさせていただきたいと思います。

部長答弁によりますと、非常にこう、これからだということを強くおっしゃっております。私もまさにこれからが正念場であるし、この夏休みをいかに乗り切つとかなと。どういうふうな観光客がお見えになるのかなというのは非常に興味もありますし、またそこを今後の観

光施策に強く残していかなきゃいけないというふうに思うんですが、これは現場からの声です。

これは中心商店街の皆さんなんですが、駅からの人の流れが市内中心商店街になかなか流れてこない。それから、大型バスの運転士さん、お聞きしたときに、やはりどうしてもバスをとめる場所がない。それから、ＳＬでお越しになったお客様が往復の切符を買っておりますと、しかし、本当は人吉で泊まりたいんですと。よかったならば、次の日、朝一番で人吉発の熊本方面行きのＳＬの運行が考えられませんか。そういうふうにおっしゃったわけです。

中心市街地に人の流れが生まれていない。これは、一つは、やはりもっともっと商売をなさる方々の努力を喚起をしなければいけないという側面もあるんですが、この付近、このような現場の生の声、これについて何か、だったらこういうふうな方法で何とかやっていこうと、そういう考え、策と申しましょうか、そういうものを市長どのようにお考えになるでしょうか、御質問いたします。

○市長（田中信孝君） 大型観光バスの駐車場につきましては、来年の３月までには駅前広場を改修させていただければと思っているところでございます。そこで、普通車両100台、大型バス５台というのを駅の広場の中に敷設をして、開設をしてまいりたいというふうに思っております。

しかし、今現在お越しになっておられるお客様方の声、またはバスの運転手、またはガイドの方のお話も私もたびたび聞かせていただいているところでございます。もう当初から、人吉市に宿泊をしないでの計画も多々あるようでございまして、まずＳＬ人吉で来られて、そのまんまバスに乗って青井さん、そして今度は霧島方面、または、しんぺい・いさぶろう号で人吉市に来られまして、青井さんをごらんになって、そのまんまバスで今度は八代方面へという、そういう流れがあるようでございます。

今後、人吉市にぜひ宿泊をしていただくための仕掛けも急いで行っていかなければならないと、九州新幹線全線開通まで２年を切ったわけでございます。この２年の間に何ができるかということを本気で考えていかなければならないというふうに思っているところでございますが、私はきのう村上議員の御質問の中でも申し上げましたように、やはり本気で町中、または観光に携わる方々が、その思いになっていただければ、どれだけ行政が笛や太鼓を吹き鳴らしましても本当にそれが長続きするものかどうかというのは、最近とみに感じているところでございます。

おもてなし一つにいたしましても、立山議員のほうからも御指摘がございましたけれども、本当にこれで人吉市の観光は勝ち抜いていけるかどうかというそのおもてなしに対しても、私も、これから本当に心を込めてもう一度おもてなしとは何かということをしっかりと見詰め直していかなければ、二度と人吉市には来たくないというお声もあるわけでございまして、

何としてもリピーターを今後ふやしていくために、我々が何ができるかということでございます。

今、直江兼続のNHK大河ドラマ「天地人」が放映されておりますけど、天の恵みはいただいております。九州市長会を開催させていただきましたけど、一番の人吉市に多く、今までにない方々がお集まりいただきましたけれども、他の大会よりもなぜ人吉市に大勢お越しになられたかという、それは交通の利便性、いわゆる高速道路の利便性でございました。永田市長は、元永田市長は南九州の交通の要衝というふうなことをおっしゃっていましたが、その当時、私もそういうことになればいいなと思っておりましたが、まさに九州市長会でそれを実感したところでございます。

いわゆる地の利は得ているわけでございます。あとは人の輪、本当に人がお客様をもてなすというおもてなしとは何かを本気で考え直さなければ、人吉市は勝ち抜いていくことができないというふうに思っております。

私も、中心市街地にお客様がなかなか入り込んでいただけないという現実も目の当たりにしているところでございます。人吉市、春のじゅぐりつと博覧会、官民一体となって、おかげさまで成功裏に終わらせていただくことができましたけれども、町の中の、いわゆる九日町通りの空き店舗を活用させていただいて行いましたさまざまな行事、または展示等々に関しても、いわゆる盛況であったとは言えないということでございます。

また、九日町かいわい、紺屋町かいわいの飲食店の皆様方にお伺いをいたしましたところ、さほど観光客がお店の中に入ってきてはいただけなかったというお話も聞いているところでございます。

しかし、駅周辺の飲食店は、かなりお客様がお入りいただいたようでございまして、今のところは、現在駅周辺、いわゆる青井さん周辺に限られておりますけれども、いよいよ中心市街地のどこかにやはり魅力ある拠点をつくって、それによって、いわゆる町の中へ導入していくということが一つのテーマではなかろうかなというふうに思っております。

観光で稼ぐ町になるために、何をするか、観光で食べられる町に何をするかということでございますけれども、時間はもう2年ないし3年に限られているというふうに思います。SLにしても、このたびまたJR九州の新社長になられます方としっかりと協議をしてまいりたいと思いますけれども、やはり人吉を朝出発する何か新しい基軸等々も考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。

さまざまな方々のお力もお借りしながら進めてまいりたいというふうに思いますけれども、要は本当におもてなしを本気とする覚悟があるかどうかというのを、もう一度私を初めとして問い直していかなければならないと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 今、市長の答弁の中に本気という言葉が何度も出てきております。

まさしく、私もその本気の度合いによって今後この人吉が本当にどういうふうな観光都市として伸びていくのかが、やっぱり重要な要素の一つの言葉だと思っておりますし、それを実現していくことが、今後の観光行政の、また観光地としての発展を秘めたもんだと思っておりますが、そこで、今さっき春のじゅぐりっと博、出てまいりました。

民間と行政が一生懸命何かをやっていくんだというある種の部分では、今までにない取り組みであったのかなという気はしております。じゃあ、春にあったならば次は秋だと。次は秋だよと。じゃ、秋に春のじゅぐりっとのここがだめだったよと。じゃあ、秋はこうやろうよと。そして、それがおもてなしという、今回本当におもてなしをしたのかというところで疑問を呈されるのであれば、どのようにしておもてなしをするのか。その連続性で考えたときに、春の次は秋にある。そういう思いをお持ちでしょうか、お尋ねをいたします。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

私の考えの中には、もう当初から、秋には10月9日に青井阿蘇神社のくんち祭りがございます。前々から申し上げておりますように、くんち祭りといえば、長崎くんち、唐津くんち、人吉くんち、九州三大くんち祭りと、人吉市のおくんち祭りももっともっとグレードアップしなければならないというふうに思っているところでございます。

それにあわせて、秋のじゅぐりっと博覧会、またはさまざまなイベントを提供し、観光客の皆様方、郡市民の方々にもお楽しみをいただきたいというふうに考えてるところでございますけれども、これはまた反省会を通じまして、官民一体となっていていただきました実行委員の皆様方の御意見、または他の市民の皆様方の御意見も拝聴しながら進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） ぜひとも、やっぱりイベントがぽつんぽつんぽつんと切れると、連続性というのがなかなか見えてこないところありますので、何とか秋も一生懸命、市民の皆様方、それから行政に携わる皆さん方と手を携えながら、本当の意味でのおもてなしができるイベントができていけばなあと思っております。ぜひとも、このSL効果、青井阿蘇神社の国宝効果、これが一過性に終わることなく、本当にあったと、人吉市は変わったんだよと、観光地としては全然変わってきたねと言われるぐらいにやっぱり努力をしながら、一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、私もその付近、一生懸命協力をさせていただきたいなあと思っております。

じゃ、この項を、今の質問で終わらせていただきます。

続きまして、何か歌のタイトルみたいにしてつけたんですが、実は来年、日野熊蔵、日本で最初のパイロットでございますね。大空に羽ばたいて100周年、郷土が生んだ偉人日野熊

蔵が、代々木練兵場にて、ハンスグラード機で大空に羽ばたいたと。これは前の議会のときもこういう話をさせていただいたんですが、いよいよ来年の12月が100周年を迎える年なんですね。偉人のすばらしいこの功績に関して、何かこう人吉市として、またとない機会だなということで考えがとおりになるのであれば、その考えをお聞かせ願いたいと思います。

○市長公室長（荒巻 通君） お答えいたします。

来年は、日本航空史100年に当たる節目の年でございまして、全国規模の記念事業や各種イベントが実施されることが見込まれております。

この歴史の幕をあけた日野熊蔵翁につきましては、郷土の偉人として市のホームページや郷土偉人展の開催等で、その偉業を広く紹介してきたほか、有志による顕彰モニュメントも設置されているところでございます。

現在、市におきましては、記念事業の実施を前提に、どのような事業が企画できるか、資料収集、調査を行っている段階でございまして、具体的な内容につきましては決定していない状況でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） 今、一応調査はやっていらっしゃるというお話ですけども、実は数年前に、偉人等々で調査を行われてる経緯がありますよね。それをどうのこうのという質問はしませんけども、やはり今おっしゃったように、来年は100というのがいっぱい続きますよね。例えば、肥薩線、そうすると、きのうの村上議員からの御質問がありました球磨川下りというのが始まって100年、それからこの日野熊蔵という日本で最初のパイロットが大空に羽ばたいて100年なんですけども、その中で、やはり飛行機というものにまつわったときに、なかなかこう見えづらいところが僕にありまして、実はいろんなインターネットでページを開いてみますと、紙飛行機というのが出てくるわけですね。紙飛行機。その紙飛行機というのが、形を変えまして大きいものには50センチ以上、小っちゃいものになりますと、もう本当手折りの紙飛行機、これはライトプレーンとは違いまして、僕らが昔広告紙で折ってたような紙飛行機なんですね。そういうもので通じて、いろんな各地で、実は紙飛行機のイベントが行われております。

よかったら、こういうふうな、空にまつわる、飛行機にまつわる、決してお金もかからないような紙飛行機みたいなイベント、そういうものについて市長どのようにお考えでございしますか。ちょっと、お聞かせを願いたいと思います。公室長だったんですね、済いません。

○市長公室長（荒巻 通君） お答えいたします。

先ほど、お答えいたしましたとおり、現在どのような事業が企画できるか資料収集調査を行っている段階でございます。

偉人展の開催や記念グッズの作成、空の日イベントの開催、航空関係事業者とのタイアッ

プなどが事業として考えられるところでございますが、議員御提案の紙飛行機イベントにつきましても、子供から大人まで気軽に参加できる昔遊びということでございますので、候補の一つに加えさせていただきたいと存じております。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　ぜひともおやりいただきたいというのと、やってみたいという気持ちもあるんですけども、人吉は崇城大学と包括協定ですかね、結んでおります。あそこに何でしたっけ、宇宙航空システム工学科というのがありますよね。人吉の空をこう見上げたときに、前回も言ったんですけども、ここは非常に飛行機がよく……、空であるということとは皆さん御存じですよ。よく飛行機雲があります。空のクロスロードというんでしょうか。

例えば、今はやりのＳＬが来たからＳＬの駅弁であるとか。それから、川端に行けば川弁であるとか。であれば、今空弁というのがありますので、ぜひとも、イベントのときに、空弁を持ってくるばっかしじゃちょっと味気なかもんですから、できたらキャビンアテンダントさんに来ていただいて空弁ばやってもらおうとか。もう少しこう華々しく何かをやりたい。

それから、崇城大学がこういうことを思っているのであれば、今宇宙空間に宇宙ステーションが浮かんでおります。ハンス・グラーデ機みたいな模型飛行機を無重力空間でぽーンと飛ばしたらどういう動きをするのかなということ、宇宙と人吉の小学生が一体になって公開授業みたいなのはできないのかなあと。今から、文部科学省にそういうものをお願いしたら、何かこう夢のある公開授業的なものができないのかなあと、そういうふうに思うんですね。

せっかく、空に飛び上がってもらった日野熊蔵さんなんです。どっから見ても、ああ日野熊蔵だと言われるぐらいの人物であると思うんですね。やはり、偉人である、すばらしい功績を残された。しかし、史実等を見ても、日野熊蔵さんは決して幸せな人生を送られたようには書いてありません。やはりここは、市長はいつもおっしゃるように清兵衛が本当に悔しさの中に島流しに遭いながらも、しかし、今彼が残してくれたこの功績は、今人吉にとってはすばらしいものであると。日野熊蔵さんだって、大空に飛んでいきました。徳川さんと一緒に２人で飛んでいったわけですけども、もちろん帰ってはきましたけども。でも、どうしてもそれから先の広がりが見えないんですね。

やはりこの際、この100周年というものを使って、この日野熊蔵さん、日野熊蔵さんという人間にスポットライトをどんと差し上げて、それが人吉の観光に何がしかつながってくる。子供たちに大空へ、そして宇宙への希望をたくさん持たせる。そういうふうな事業展開を考えてほしいなあと考えております。

その付近について、市長、御自分の何か、御案がありましたらお聞かせ願いたいんですが。

○市長（田中信孝君）　郷土を学ぶ中学生の副読本にも登場しております日野熊蔵翁であり

ます。そのほか偉人と言われる多くの先人たちの物語を掘り起こして、新しい物語として次の世代に語り継ぎ、郷土の誇りとしていくことは、総合計画の大きな柱でございまして、将来にわたる私たちの責務であるというふうに考えているところでございます。

我が国の航空史に大きくその名を刻まれている日野熊蔵翁につきましても、その郷土の偉人のお一人であり、彼の大空にかけた夢や希望、勇気がなければ現在の航空事業の繁栄もあり得なかったわけでございます。

本市における来年の100周年記念イベントの実施につきましては、未来を担う子供たちに先人の物語を語り継ぐことで夢や希望を与え、ふるさとへの誇りと愛情をはぐくむとともに、全国へ発信できる観光資源にもなり得る非常に意義あることと考えているところでございます。

今、さまざまに御提案ありましたことも含めまして、今後検討をさせていただきたいと思っておりますが、その中に4月に友好協力協定を締結していただきました崇城大学の宇宙航空システム工学科の御助言、学生さんたちと御協力をいただきながら、またあらゆる方々、多方面からの御意見、御理解も賜りながら実施したいというふうに考えております。

官民一体となって取り組む機運の高まりが最も重要でございます。今後、関係者の皆さん方と協議、検討を進めて実行委員会の結成に向けたいと思っております。

以上、お答えといたします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 8番。

○8番（松田 茂君） さまざまな提案をさせていただきましたし、それから総合計画等々についても質問をしまいいりました。

何とぞ、やはり市の発展というものをきちっと見据えたときに、基本的な計画があるからこそ実施計画に移っていけると。やっぱりそれを再認識をしながら、我々も一生懸命頑張らせていただきたいと思います。

最後になりましたけども、今議会、3人の議員の方が奉職10年で表彰状を受け取っておられます。やはりすばらしい足跡を残された結果だと思っております。本当に心からお祝いを申し上げたいとともに、今議会を最後に退任をされます鳥井教育長におかれましては、今後ますます本市、教育行政の発展のために御尽力賜りますようお願いを申し上げまして、今議会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大王英二君） ここで暫時休憩いたします。

午後2時29分 休憩

午前2時48分 開議

○議長（大王英二君） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

○総務部長（深水雄二君） 失礼します。

議長のお許しを得まして、先ほど、川野議員の御質問のときに間違った答弁をしております。訂正をさせていただきます。

議員のほうから、入湯税のところでございます。納税義務者数とその業種はというところで、一応私のほうは鉱泉浴場を有するホテル・旅館業、21件でございますというふうにお答えをしております。入湯税につきましては、納税義務者は入湯客になりまして、入湯税の特性上、特別徴収義務者ということで——の方に集めていただいて納入してもらっておるものですから、答弁の内容が違いますので訂正させていただきます。納税義務者数は、20年度で11万4,634人でございます。特別徴収義務者の数は、鉱泉浴場を有するホテル・旅館業で21件でございます。

以上のように、訂正させていただきます。申しわけありませんでした。

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） 11番の森口でございます。時間はたっぷりある。5時までやれという声がございましたので、じっくりやらせていただきたいと思います。どうぞ、いま一度、気を引き締めていただいて、明解な答弁をお願いしておきたいと思います。

本日は、2点、通告をさせていただきました。1点目が、環境対策、産業廃棄物（中間）処理施設建設問題について、2点目が治水対策、ダムによらない治水を検討する場における協議の進捗状況について、以上2件、いずれも市民、地域住民の安心・安全に関することでございますので、簡潔かつ明解な御答弁をお願いしておきたいと思います。

質問に入ります前に、少しだけ、私が3月一般質問をさせていただきました件につきまして少し意見を述べさせていただきますが、3月議会で岩屋熊野座神社の保存修理計画につきまして、いろいろとお尋ねをいたしました。国の内示もございまして、早速本議会で補正予算上げていただきました。そのことにつきましては、感謝を申し上げたいと思います。

ただ、そのときに合わせまして、5年後、10年後のこの人吉球磨の観光を、観光振興策、そういうものを考えるときに、やはりこの人吉球磨にあります歴史的建造物群の世界遺産、差し当たっては暫定登録へ向けての手续、そういうものに向けて早急に動き出すべきではないかということを申し上げさせていただきました。そのときには、市長も御賛同いただきまして、そのようにしていきたいというようなお話でございました。

ここに来まして、特に6月に入りまして、非常に、さらに私はそのような気持ちを強くしております。と申しますのは、先ほども松田議員、観光振興策ということで議論がございました。それから立山議員も、SLと青井さんということで観光政策について議論がございました。そういうものに全く私は水を差すつもりはございませんけれども、今月に入りまして立て続けに新聞報道がございまして、非常に気になることであります。このまんまで行くと、市長も先ほど2年間で勝負とおっしゃいましたけれども、下手すると新幹線の全線開通は人吉市にとって大打撃になるんじゃないかというような危惧を持っております。

といいますのは、ここに新聞の切り抜き持ってまいりました。6月3日の熊日でございますが、少し紹介させていただきますと、リクルートが発表いたしました九州・山口にある観光地の人気ランキングであります。3,500数十名の回答がっておりますが、このランキング20位まで発表になっております。その中で、20位の中に7カ所、熊本県が入っております。これはいいことだと思いますが、第2位に山鹿の平山温泉、第3位、小国、わいた温泉、第4位、南阿蘇、第7位、黒川温泉、第14位、阿蘇、第18位、満願寺、田の原、小田、これも阿蘇です。第20位によく天草が入っております。これを見ますと、ずらっと県北地方であります。

3月議会のときに、私は、これは県北で一つのルートができますよということを申し上げました。さらに、これにプラス、例えば荒尾の万田坑でありますとか、三角西港、これはもう既に世界遺産の暫定リストに入りました。それから今、県知事も一生懸命阿蘇を火山と共生云々という世界遺産入りを目指して頑張るといこともおっしゃっております。

そしてさらに、6日の、先週の土曜日の熊日新聞の社説でございますけれども、鞠智城の国営公園化を目指して、相次いで地元自治体や国会議員が早期の指定を要望しているというような記事が出ておりまして、このねらいは第一に歴史的に貴重な史跡の保存・復元、第二に2011年春の九州新幹線の全線開業をにらんで、菊池川流域の観光拠点としての活用ということでありまして、結びでは、これを熊本県の宝としたいというようなことまで書いてあります。これは、鞠智城跡は、例の7世紀後半の仏像が、昨年秋大発見されまして、これも非常に大きな、こっちにしてみれば事件でございました。

それから今、私ども一生懸命青井さん、SL、もちろん頑張っておりますけれども、現実的には、こういうことがあるんだよということをしっかりと、やはり冷静になって見詰めていかないといけない。これ新幹線が開業しますと、恐らく降りる駅では新玉名駅が注目されます。向こうに今言ったようなところが集中しております。それから、新熊本駅、それから終点の鹿児島駅、鹿児島も上位にランクされております。指宿、霧島といったところが。新八代駅というのは、なかなかこう思い浮かばないんですね。

ですから、その辺のところを踏まえて、この開業するまでの間に、いやいやもっともっと人吉球磨には、こういうところもあるんだというようなのをアピールしていかなきゃいけないと、私はそのようなことを強く思っております。

もちろんおもてなしが大事であることは、もう観光振興を図っていく上でイロハのイであります。それ以上のものを外へ向けてアピールするものを、やはり何か見つけて訴えていかなきゃいけないと。そういう意味で、せっかくこの人吉球磨にあります貴重な宝であります歴史的遺産、建造物群、そういう物の世界遺産暫定入りを目指して、とにかく動き出したんだというようなことをもっともっと外へアピールしていったほうがいいんじゃないかと、そのように思っております。

これは、通告しておりませんので市長の答弁を求めませんけれども、ぜひとも頭に入れていただきまして、何らかの手を打っていただきたいと、そのように思っております。

それでは、通告に従いまして質問をしてまいります。

まず1点目、環境対策、産業廃棄物（中間）処理施設建設問題についてでございますが、本件につきましては、初日に福屋議員から質問がございました。これまでの経過でありますとか、あるいは地元説明会への市の関与、また説明会のあり方、あるいは通学路への対応、あるいはまた隣接する住宅地との兼ね合い、あるいはまた地元反対意見に対する市長の考え等々の質問が細かくございましたので、重複しないようにポイントを絞りまして二、三お伺いをしたいと思います。

まず、当該町内、それから隣接町内の現況でございますが、これにつきましては、実は昨日の人吉新聞に大きく取り上げられておりました。当然、市長も、それから執行部もごらんいただいていると思いますけれども、ここに、この記事に書いてあるとおりの現状であります。6月8日には東間上町で臨時総会が開催されました。もちろん過半数以上の出席がございましたの正式な総会であります。そこで満場一致で反対の決議がされております。それから、浪床町、東間下町、東間上町、3町内合同による署名運動も展開しようということで、その署名簿ももう既にそのときに配布をされましたので、住民の方々はそれぞれ今署名活動をされているのではないかと考えておりますが、そのような今現状であります。

さてそこで、1点目質問いたしますが、営業許可の最終権限は県にあります。地元説明会、5月31日に開催されましたが、その中で、当該建物はアスベストの固まりであるという質問者からの発言がございました。真偽のほどは私わかりません。最終決定までの間に、指導的立場にある県及び市は、このアスベストについてどのような認識を持っておられるのか、また調査をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

以上が1問目であります。

○市民部長（浦川康德君） 御質問にお答えいたします。

設置予定者が6月5日に県と市に提出いたしました説明会の質問に対する対応書によりますと、建物の屋根は、社会的にも認められ現在広く使われている、ごく普通のスレート建材です。この建物を改修したり切断をするような場合には、取り扱いマニュアルに従い対応しますとの対処法が明記してございます。

なお、この建物につきまして県に確認いたしましたところ、事業計画書に基づく現地調査、書類審査も行われており、問題はない建物とのことでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） 確かに、建物自体は現状では問題ないかもしれませんが、ところが、地域住民の皆さん方が心配なさっておりますのは、持ち込まれるものの中に、8品目ありま

すけれども、解体された工作物の残骸等も含まれておりまして、その搬入作業時、あるいは域内での作業時に、それらのものから有害物質がわいて、それが粉じんとなって、こう来るんじゃないかというような、その辺のところの非常にやはり心配をされております。

そういうふうなことで、5月31日に開催されました地元での説明会、約80から90名参加されておりましたけど、本当に皆さん心配されて、時には怒号が飛び交うといいでしょうか、そういう説明会でした。

そこで、2点目質問いたしますけれども、その地元説明会のときに、当該株式会社の社長さんが、非常に私は重要な貴重な発言をされたと思っています。それは、県、市、県及び市の、または市の指導があれば、建設断念もあり得ると発言をされております。これは私もその場でメモをしましたし、3町内の会長さん方もしっかり聞いていらっしゃるから、間違いのない発言だったと思います。もしなんなら、テープを回していた方もいらっしゃるようですので、それにも録音されているはずでありますので間違いのないと思いますが、県、市の指導があれば、断念もあり得るんだという発言でございました。

そこで、熊本県産業廃棄物指導要綱というのがございますけれども、その第5条第2項は、市町村の責務として、少し読んでみます。「市町村は、事業活動を行う事業者（以下「事業者」という）が産業廃棄物の処理の用に供する施設を設置する際は、地域の土地利用計画及び環境保全に配慮し、地域と共存できる産業廃棄物の処理の用に供する施設が確保されるよう必要な調整、指導等を行わなければならない」というふうになっておりますが、市といたしましては、この指導要領の第5条第2項についてどのような解釈をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○市民部長（浦川康徳君） 御質問にお答えいたします。

議員おっしゃいますように、熊本県産業廃棄物指導要綱第5条第2項には、先ほど述べられたような条項になっております。この中には「地域の土地利用計画及び環境保全に配慮し、地域と共存できる産業廃棄物の処理の用に供する施設」とありますので、まずは設置予定者と地域住民の皆さんが十分に協議をしていただくことが必要であると考えます。もし仮に地域住民の皆さんに多数の反対意見があった場合には、地域と共存できないとの判断も出てくるのではないかと考えます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） 今、貴重な答弁をいただきました。地域住民の中に多数の反対意見があった場合には、共存できないものとして判断し得るのではないかと考えております。

現代社会におきまして、産業廃棄物処理場、これは最終処分、中間も含めてでございますが、そういうような施設の必要性は私も認識をいたしております。問題は設置場所であります。指導要綱第5条は、市町村の責務として、地域と共存できる場所を確保するよう指導し

なければならないという、いわば私は義務規定であろうと、そのように思っております。

この地域と共存できるかどうかというのが重要なキーポイントではないかと思っておりますが、そのようなことを踏まえまして、今後、市長はどのような方向性でいかれるおつもりであるか、お尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

昨日の福屋議員の質問に答弁いたしましたとおり、現段階では、まず第1段階として、十分に設置予定者と地域住民の皆さんが協議していただくことが必要ではないかと考えているところでございます。

しかし、東間上町、浪床町において臨時総会を開かれ、反対決議が満場一致でなされたということでありますので、その事実を尊重しながら、さらに今後情勢を注視していく必要があると考えているところでございます。

市といたしましては、一昨日申し上げましたように、地域住民の多くの方々の理解が得られず反対されるようであれば、地域と共存できないものとして、市としては推奨できないという立場でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） 先ほど申し上げましたとおり、5月31日に地元説明会が開催をされて、そのときの様子も申し上げましたけれども、さっき市長がおっしゃったような第1段階は、私はもう既に過ぎたのではないかと考えております。

そしてまた、現況の事実を確認ということも言われましたけれども、各町内の反対決議文、あるいは署名活動簿というのが、近々、市長のほうに、知事あてにもつくっておりますけれども、市長のほうに届くものと思います。

どうぞ、早急にそのようなものを確認されまして、また当該社長さんが、県、市の指導があれば断念もあり得るんだという貴重な発言されておりますので、そういうものも踏まえまして、指導要綱に基づき適切な判断、御指導をしていただきますように強く要望いたしまして、この件は終わりたいと思います。

次に、通告いたしておりました治水対策、「ダムによらない治水を検討する場」における協議の進捗状況についてということでございます。

実は、5月22日に前の会派の方たち4名、合わせて4名ともども、熊本の健軍にございます自衛隊の西部総監、西部方面総本部と北熊本の第8師団に行政視察に行かせていただきました。そのときに西部方面総監本部の幕僚副長とありがたいことに30分ほどいろんなお話をさせていただきましたが、そのときに幕僚副長がおっしゃった言葉が非常に印象に残っておりまして、ことしの気象データ、自衛隊の気象データは物すごい正確であります。気象データが、平成3年に各地で大災害を起こしたときの気象状況と全く酷似をしているということ

をおっしゃいまして、ことしは相当覚悟といたしますか、心づもりをされたほうがいいですよというようなお話をいただきました。

そういうことも頭に入れながら、この治水対策というものをちょっと市長と議論してみたいと思いますが、ダムによらない治水を検討する場が、蒲島知事の提案によりまして始まりました。1月、3月26日、6月、せんだってですけれども、3回ほど開催されまして、1回目の模様につきましては3月の施政方針でちょっと述べておられます。2回、3回について、まだ一言も市長の口からお聞きしていないわけですから、やはり流域の構成メンバーの一人として、あるいは市民の代表として参加をされているわけでありますから、私は、これはその概略で結構ですから、やはりこういう議会、あるいは市民の皆さんに対して、こういうふうに進んでいますよというようなことを報告される責務があらうと思います。

まあ1回目はですね。その主に2回目、3回目の様子につきまして、市長の口から御報告をお願いしたいと思います。

○市長（田中信孝君） まず、この会議は、国土交通省九州地方整備局、熊本県、流域市町村で構成されておりまして、金子国土交通大臣と蒲島知事の会談で提案され、実現されたものでございます。

3月の施政方針で御報告申し上げましたとおり、ことしの年明けの1月13日に第1回が開催されておりまして。お尋ねのダムによらない治水を検討する場の状況等につきまして、3月定例議会後の内容について御報告をさせていただきます。

3月26日、熊本市の水前寺共済会館において第2回の会議が開催され、すべての流域市町村が参加されておりまして。

第2回では、昭和40年7月と同じ降雨があった場合、現在の球磨川でどのような状況になるかというシミュレーションを行った結果が国土交通省から、また、昭和40年7月2日から3日の出水に対する市房ダムの洪水調節状況等が県のほうから説明がなされました。

そして、県の土木部のほうから、これまでの示された国の治水案に対して具体的要望や提案がなされておりまして。その内容は、河床掘削だけは段階的な検証が行われているのに、堤防かさ上げや引き堤については段階的な検証が行われていないという状況を指摘の上、これらの段階的な検証をすること、そして堤防かさ上げ、河床掘削、あるいは引き堤をそれぞれ組み合わせた治水の検討をしてほしいというものでございました。また、市房ダムの再開発の可能性、かさ上げ等についても探るようお願いもされたところでございます。

県からの治水施設の提案として、地役権設定方式による遊水地、これは県では実際に白川の支流黒川で行われているとの説明で提案がなされました。この地役権というのは、農地に地役権を設定し、洪水時には遊水地として流し込ませてもらって、農作物の被害などが出た場合は補償するという方法でございまして。

これらの説明により、出席の皆様からは、堤防決壊の確率や計画降水と堤防の高さの関係、

堆積土砂の撤去の具体的な方法、地点、地点の対策にしても上下流への影響にも十分配慮するようにといった質問、意見、要望が出されております。

さらに、昭和40年水害より大きな規模の洪水のシミュレーションや、ダム以外の治水方法を研究する専門家の意見を聞くことを希望する声や、支流の穴あき築堤、あるいはダムの設置といったアイデア、ダムを前提としない河川の生態系、環境、経済をどう考えていくのかといった新たな視点の必要性等が求められた場面もございました。

次回からは、これまでの意見、提案をもとに国、県で整理をされて、報告をしていくということでもとめられたところでございます。

今週の月曜日、6月8日に熊本市の水前寺共済会館で第3回が開催されております。

国土交通省から、平成18年7月の川内川流域の降雨と人吉地点で80分の1規模の降雨について、平成17年3月の河道状況における河道状況、周辺状況をシミュレーションした結果について説明がなされました。

熊本県の土木部河川課から、検討条件に関する関係市町村におけるヒアリング結果とそれを踏まえての治水対策の検討条件の確認決定の提示が行われたところでございます。提示された代替治水案は、河床掘削、河川拡幅、遊水地、市房ダムの再開発、堤防かさ上げのいわゆる五つのメニューでございます。

本市地域における河道対策としても、河道掘削、引き堤、堤防かさ上げが示され、一つ御紹介いたしますと、水ノ手橋から曙橋の間は、上下流の河床を結んだ高さまで掘削するという検討条件が提示されております。

これらの説明に対し、出席の皆さんからは、これまでの治水対策と同じ安全度を確保してほしいという声、ダムによらない治水は局所的な対策ではなく全域的なものをお願いしたいという要望、遊水地の提案について、農地は一度洪水に遭うと、土砂排除と地力回復に相当な時間がかかるので、そういった認識の上で進めてほしいという意見が出されております。

特に、遊水地については、ほかにも多くの質問等が出され、黒川等で行われている県事業の治水対策を例に、上下流のバランスを考えた川づくりや想定する農地への出水後の影響について説明がなされました。

未確定なものとして、ある出席者からは、治水対策を講じる場合、それが国の直轄事業となるのかといった、事業の手法、進め方についても幾つかの指摘がなされております。また、これまで行われた想定雨量によるシミュレーションに対して、洪水規模の確率を上げていくことの危うさや、昭和40年7月水害だけが取り上げられていることへの疑問が指摘されてもおります。

これらを受けて、国土交通省は、ダムによらない治水対策について指摘された問題点も含めて検討し、熊本県の出された条件で治水効果と上下流等への影響などを考慮し、クリアすべき課題、期間、コストについても提示することを約束されております。

最後に、知事が当日の会議の感想を述べられ、流域の合意、共通理解が必要だが、できるだけ早く結論を見出したいという言葉で会議が総括されました。

以上、概要ではございますが、御報告いたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） 実は、せんだっての6月8日にはお会いいたしましたけれども、私も傍聴に行かせていただきました。本村議員もおいででございました。感想を一言で言えるということでございましたらば、まああきれたというような、私は個人的にはそういうふうな感想を持ちました。

あの会議を傍聴しておりまして、いろいろ思い出すことがございまして、かつてこの地域に混乱と対立を招いたあの住民討論集会のことでございまして、あるいは七十数回にわたって熊本で開催されました利水事業の事前協議、あれは一体何だったのというような、ああいうことも思い出しました。

それよりも何よりも、私が一番思い出したのは、県の対応として、今おっしゃっていただきました五つの代替案を県が提示しましたけれども、ばらばらとめくってみましたときに、あの利水事業の取水案を検討している最中に突然、県が、潮谷さんの指導のもと、新案を出してきましたんですよ。御存じかどうかわかりませんが、もう3年ぐらい前でしょうかね。県のポンプアップ案というばかばかしい案を出してきて、御存じでない方もいらっしゃるかもしれませんが、ダム予定地の下流の地点から海拔百八十数メートルまでポンプで水を揚げましょう、それを送水しましょうという、まことにばかばかしい机上の案ですね。そういうものを提案してまいりました。これはもうもちろんあえなくだめになりましたけれども、そういうのを私は強くせんだって傍聴させていただきまして感じました。あのときと今回の県の対応、あの代替案は同じ発想じゃないかと、ただ机の上でやっただけの話じゃないかというのを私は非常に感じたところであります。

今回県が提案しました五つの代替案につきまして、私は個別にそれぞれ疑問がありますけれども、その辺につきましては、流域の首長さんたちもそれぞれ個別に疑問点をお述べになっておりましたが、例えば、さっき市長もおっしゃいました引き堤案、市内の引き堤案ですけども、県の案によりますと、あの万江川の合流点ですね。万江川の合流点から右岸側の田んぼを、城本、段ていうんですが、あの地域の田んぼを削っちゃうんですね。そして、ずっと引いて、要するに引き堤をつくる。左岸側は、大柿地区の田んぼをぐっと削っちゃって、堤防を引き堤にすると、そういう案が載っているんですよ。この間、あの紅取橋開通したばかりですよ。橋のことなんか全く考慮にも入れてない。こういう案をようまた考えるものだと思って、それは一つの例なんですけれども、思った次第であります。

中でも、もっとも私が驚きましたのは、非常に強い違和感を持ちましたのは、市房ダムのキャパを拡大する、あるいは市房ダムによる利水容量部分、これは大きな声で言ってく

れるなとある方がおっしゃっていましたから言えません。報道もしてくれるなという話でしたので、あえて言いませんけれども、そういうことについて、このダムによらない治水を検討する場でありながら、そこに、この洪水調節というのか、求めたことに対して、私は非常に違和感を持っております。約50年ぐらい前ですか、49年前にできた市房ダムですね。もう選択取水方式も清水バイパスも何もない、要するに昔のダムですよ。そのキャパの拡大という発想すること自体が、私は非常におかしな気がしました。そういうことを言うくらいだったら、最新の技術に裏打ちされた、例えば球磨川下りの水量確保も考慮に入れたり、清水バイパス、選択取水、そういう技術に裏打ちされた川辺川ダムをつくったほうがよっぽどいいじゃないかと、そのほうがよっぽど理にかなっているんじゃないかというぐらいに思った次第であります。

いろいろこの5案の中で一つ一つ市長の意見を聞くのも、時間もありませんし、無駄でございましょうから、この市房ダムをキャパ拡大とか、利水云々とかということについて、どのような考えをお受けになりましたですか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

なかなか提案された一つのアイデアではあるというふうにはお聞かせをいただいたところでございます。市房ダムのかさ上げ、拡大のことでございますが、あの説明によりますと、なるほど人吉地点で30センチの水位低減効果がある。中流域では40センチぐらいが下がるという御説明を聞いて、一定の理解はしたところではございます。

国、県が治水についてあらゆる可能性を探りたいという姿勢は評価するところでございまして、感謝申し上げますところでございます。住民の気持ちも含めまして諸問題も提起されましたので、慎重に検討をしていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） 精いっぱいの回答だと思います。答弁だと思います。

実は、こういう問題に関して、私は、市長まだ御就任前でございましたけれども、潮谷前知事のことを随分ここでも批判させていただきました。私は、あんまりこういう、本当はしたくないんですけども、蒲島知事のずっと以前から私はもう考えるところがありまして、蒲島知事のその抽象論ですね。これに非常に疑問を持っているんです。実務的なものを考えていく上でですね。

例えば、洪水との共生というのは、これは抽象論ではありません。これはそうやっている地域もありますし、多分これは私の推測ですけども、淀川水系の流域委員会の前委員長の宮本さんがこういうお考えでありまして、よく持ち出されるのが、京都の桂川のほとりにあります桂離宮ですよ。あれは400年そのまんまなんだと、それは桂川と洪水を受け入れて、泥水が入ったりごみが入らないようにササ垣をつくったり、高床式にしたりと、そういうこ

とで洪水とともに生きてきたんだということをよくおっしゃいます。

私は、どうもその辺と蒲島知事のあの御発言が、どうもいつもダブって見えるんですが、どういうところに抽象的なものを感じるかといいますと、よくおっしゃいます、極限まで追求して認識を共有すると。これはわかりやすいんですよ。極限まで追求して認識を共有すると、まあなるほどかなと思うんですけども、これがなかなかですね、いざ実務的、現実的なことになると、非常に私は難しい。結局はあいまいもことした言葉遣いにほかならないと思っております。

よく、田中市長、安全度とは何ぞやとおっしゃいますけれども、私は極限とは何ぞやと、そういうことを申し上げたいんですけども、例えば、遊水地案が提案されました。球磨川の上流域、あるいは相良地区、これについても極限まで追求するといったら、所有者の方が何百人、何千いるかわかりません。何千人いらっしゃるか。そういう方お一人お一人に当たって、入会権の補償交渉から、そのどうでしょうか、承諾なさいますかとか、そういうのも当たって当たってですね。とにかく最後の最後まで当たるのが極限だと思うんですよ。それができるわけじゃないですよ。それに、しかも複合案となると、それが球磨川流域全体に広がるわけですから、そんな知事のおっしゃるような極限までという言い方には、それは無理でしょうということを私は強く申し上げたいんです。

そもそも、私の考えるところによりますと、究極の治水対策はないと私は思っております、実は。それは究極の地震対策がないのと一緒にですね。どんな耐震構造をつくっても、それ以上の地震が来りゃ終わりですから、だから、そういう自然の力、自然の脅威とどのように折り合いをつけていくんだというのが、河川においては基本高水流量であり、地震においては、地震対策としては耐震構造基準であろうと、そういうふうに私は常々思っております。

ですから、基本高水流量を否定される方もいらっしゃいますけれども、その数字はどうでもいいんですよ。10分の1だろうが、50分の1だろうが、80分の1だろうが、あるいは川内（せんだい）分の1だろうが——「せんだい」というのは隣の「川内」ですけども、いいんですけども、その基準だけはつくらなければ政はやっていけないと、私はそのように思っております。

そこで、きょう、私は実はもう細かいことは聞きたくないんです、協議進んでいる最中ですから。こういう知事の考え方、もういつもあいまいもことした表現をなさっていますけど、こういう知事の態度、考え方に対して、市長、どのように考えていらっしゃいますか。

○市長（田中信孝君） お答えいたします。

ダムによらない治水について極限まで追求してほしいという知事の御発言でございます。これは徹底的な議論とこれまでの発想にこだわらない幅広い議論を行ってほしいという思い、気持ち、考えで申しておられるのだらうというふうに推察をしているところでございます。

確かに、既存概念といいますか、数十年にわたって進められてきたことからの方向転換で

あり、それも入り口論とも言えるかもしれませんが、整理が難しい部分や難航する議論もあると思っています。

しかしながら、今後は、クリアすべき課題について具体策をもって解決していくことになると思いますので、国、県の英知をもって流域の要請にこたえていただけるものと期待するものでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） この県が示した代替案につきましては、我々も十分今から勉強させていただきたいと、そういう気持ちでおります。

よくよく考えてみますと、結局のところ、人吉市の安心・安全、あるいは球磨村を初めとした中流域の安心・安全、あるいは下流域の安心・安全は、とどまるところ、上流域の人たちの犠牲の上に成り立つんですね、よく考えてみると。上流域、今度のあの代替案を見ますと、利水も含んでまいりますから、錦はもちろん、あさぎり、水上、多良木、湯前、それから相良、この人たちに新たな犠牲と負担をお願いすることになるわけですよ。五木村はもう既に大きな犠牲を払っております。だから、許していただけるならば、もう犠牲をお願いするのは五木村さんだけでいいじゃないかということもですね。

私は、この辺、人吉市、そういうものまで深いところで考えていく必要があるのではないかなと思っています。これ以上、新たな犠牲、負担を上流域の人たちに求めていくということになりますと、私はこの人吉・球磨一体とした発展は望めないと思いますよ。さっき世界遺産のことも言いましたけど、人吉・球磨は随分広がっておりますが、治水のことでは犠牲を強いておいて、さあ一緒にやりましょうといったって、何だそりゃということになってしまいます。だから、広い意味で総合的にこの人吉・球磨の将来はどうするんだということ、そういう視点に立って、この治水対策というのは私は考えていくべきであろうと思っています。

私はそういう認識を持っておりますけど、そういうことにつきまして、その新たな犠牲、負担を強いるということにつきまして、市長、何か思いがあればお聞かせ願いたいと思います。

○市長（田中信孝君） 第3回目のダムによらない治水の検討の会合が終わった翌日の報道でございます。各市町村痛み分けを示すといった見出しの新聞記事がございました。最も犠牲を強いられてこられたのは五木村、そして相良村と、御承知のとおりでございますけれども、今度の案は、ほぼ上流、中流のさらに痛みというものも求められているというふうな感じを議員とともにしているところでございます。

先日の会議の中でも、治水対策を講じることでの上下流への影響、住民の理解、不安といったことが各流域の市町村から出ていたわけでございます。現行の川辺川ダム計画でも御承

知のとおりでございますが、流域に及ぶといった治水の難しさ、そしてその痛みをやはり私も感じているところでございます。

今後の治水の検討に当たっては、森口議員が御心配されているようなことをいかに最小限に食いとどめていくのかといったことが非常に重要になってくると私も認識をいたしているところでございます。

以上、お答えといたします。（「11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 11番。

○11番（森口勝之君） 1回目、2回目の議事録も私は読ませていただいております。その第2回目の終わりの蒲島知事のごあいさつの中で、こうおっしゃっています。「最終的な決定は国交省がされますけれども」と発言されております。これは、知事が反対したということは法的拘束力はありませんので、これは当然の発言だと思いますけれども、知事の提案でありましたこのダムによらない治水を検討する場が、感情的にならないで冷静に、しかも大局的な見地からスピーディーに協議が続けられていくことを願っております。そして、この球磨川水系全体の治水対策が一刻も早く確立できますように、市長のほうも御尽力いただきたいと思います。

一般質問を終わります。

○議長（大王英二君） 以上で一般質問は全部終了いたしました。

=====

日程第15 議第67号

○議長（大王英二君） 次に、議第67号委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更についてを議題といたします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので質疑を終了いたします。

=====

日程第19 委員会付託

○議長（大王英二君） 次に、日程第19、委員会付託を行います。

お諮りいたします。議第52号から議第67号まで、一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、各議案を局長より付託いたします。

○議会事務局長（永田正二君） それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成21年6月第3回人吉市議会定例会各委員会付

託事項表のとおりでございます。

なお、議第52号平成21年度人吉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、2ページの別記に記載してあるとおり、それぞれ各委員会付託でございます。

また、継続審査中の陳情の件名等につきましては、3ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

以上でございます。

各委員会付託事項表

議第52号	平成21年度人吉市一般会計補正予算（第2号）	各委 [別記]
議第53号	平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第54号	平成21年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）	厚生
議第55号	平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第56号	平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）	厚生
議第57号	人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第58号	人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	総文
議第59号	人吉市補助金等基本条例の制定について	総文
議第60号	人吉市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	経建
議第61号	人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第62号	委託に関する協定の締結について	厚生
議第63号	損害の賠償について	総文
議第64号	損害の賠償について	経建
議第65号	訴えの提起について	経建
議第67号	委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について	厚生

[別記]

議第52号 平成21年度人吉市一般会計補正予算（第2号）		
○予算委員会	第1条	歳入予算の補正（全款）
○総務文教委員会	第1条	歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費を除く） 10款 教育費 14款 予備費
○厚生委員会	第1条	歳出予算の補正 2款 総務費（2項 徴税費） 3款 民生費 4款 衛生費
○経済建設委員会	第1条	歳出予算の補正 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費

[継続審査件名]

○厚生委員会

陳第20号 物価に見合う年金引き上げを求める陳情

○経済建設委員会

陳第17号 国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情

=====

○議長（大王英二君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後 3 時43分 散会

平成21年 6 月第 3 回人吉市議会定例会会議録（第 5 号）

平成21年 6 月19日 金曜日

1. 議事日程第 5 号

平成21年 6 月19日 午前10時 開議

- | | | | |
|-------|----------------------|--|-----|
| 日程第 1 | 議第57号 | 人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 総 文 |
| 日程第 2 | 議第58号 | 人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第 3 | 議第59号 | 人吉市補助金等基本条例の制定について | |
| 日程第 4 | 議第61号 | 人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第 5 | 議第63号 | 損害の賠償について | |
| 日程第 6 | 議第62号 | 委託に関する協定の締結について | 厚 生 |
| 日程第 7 | 議第67号 | 委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更について | |
| 日程第 8 | 議第60号 | 人吉市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について | 経 建 |
| 日程第 9 | 議第64号 | 損害の賠償について | |
| 日程第10 | 議第65号 | 訴えの提起について | |
| 日程第11 | 議第52号 | 平成21年度人吉市一般会計補正予算（第 2 号） | 各 委 |
| 日程第12 | 議第53号 | 平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） | 厚 生 |
| 日程第13 | 議第54号 | 平成21年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第 1 号） | |
| 日程第14 | 議第55号 | 平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） | |
| 日程第15 | 議第56号 | 平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号） | |
| 日程第16 | 陳第20号 | 物価に見合う年金引き上げを求める陳情 | 厚 生 |
| 日程第17 | 人吉球磨広域行政組合議会の報告 | | |
| 日程第18 | 人吉下球磨消防組合議会の報告 | | |
| 日程第19 | 委員会の閉会中の継続審査及び調査について | | |

=====

2. 本日の会議に付した事件

- ・ 日程第 1 から日程第19まで議事日程のとおり

・追加日程

議案の訂正について（議第59号 人吉市補助金等基本条例の制定について）

球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会の設置について

公益的施設の適正配置に関する特別委員会の設置について

決議第1号 北朝鮮の核実験に抗議する決議（案）

=====

3. 出席議員（20名）

1 番	松 岡 隼 人 君
2 番	井 上 光 浩 君
3 番	豊 永 貞 夫 君
4 番	川 野 精 一 君
5 番	笹 山 欣 悟 君
6 番	村 上 恵 一 君
7 番	西 信八郎 君
8 番	松 田 茂 君
9 番	永 山 芳 宏 君
10番	福 屋 法 晴 君
11番	森 口 勝 之 君
12番	田 中 哲 君
13番	本 村 令 斗 君
14番	立 山 勝 徳 君
15番	仲 村 勝 治 君
16番	三 倉 美千子 君
17番	山 下 幸 一 君
18番	下田代 勝 君
19番	簀 毛 正 勝 君
20番	大 王 英 二 君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
副 市 長	林 健 善 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君

市長公室長	荒 卷 通 君
総務部長	深 水 雄 二 君
市民部長	浦 川 康 徳 君
健康福祉部長	尾 方 篤 君
経済部長	井 上 修 二 君
建設部長	山 上 茂 君
市長公室次長	井 上 祐 太 君
総務部次長	坂 崎 博 憲 君
市民部次長	椎 葉 幹 夫 君
健康福祉部次長	中 村 明 公 君
経済部次長	蓑 毛 幸 一 君
経済部次長	椎 葉 文 雄 君
建設部次長	松 田 知 良 君
秘書課長	福 山 誠 二 君
総務課長	中 村 則 明 君
市民課長	今 村 修 君
福祉課長	加 賀 邦 保 君
道路河川課長	有 田 健 一 君
会計管理者	大 石 宝 城 君
水道局長	多 武 芳 美 君
水道局次長	宮 原 真 二 君
教育部長	赤 池 和 則 君
教育部次長	小 林 勇 君
社会教育課長	東 俊 宏 君
農業委員会 農事務局長	鶴 崎 晴 美 君
監査委員 監事務局長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
次 長	村 並 成 二 君
庶務係長	山 本 繁 美 君
書 記	和 泉 龍 二 君

=====

午前 9 時 59 分 開議

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、今日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

=====

日程の追加について

○議長（大王英二君） ここで、日程の追加についてをお諮りいたします。

議案の訂正についてを日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、直ちに議題といたします。

=====

追加日程 議案の訂正について

○議長（大王英二君） 執行部に訂正理由の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） 皆さん、おはようございます。貴重なお時間をいただきまして、まことに申しわけございません。

議案におきまして、訂正をお願いいたしたいと存じます。

議案書の 8 ページでございます。議第 59 号人吉市補助金等基本条例の制定についての案件につきまして、条例案の附則第 2 項の人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に関する部分を削除するという訂正をお願いするものでございます。

お手元に、正誤表及び条例の新旧対照表をお配りしておりますので、御確認いただければと存じます。

これは、条例に規定しております人吉市補助金審査委員会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関に位置づけられているものでございます。この附属機関につきましては、同条の規定により条例で設置しなければならないとされているものでございまして、人吉市補助金審査委員会を設置する条例を制定するまでの期間、委員に対する報酬や費用弁償を支給することができませんので、条例案の附則におきまして報酬及び費用弁償の額を規定する部分を削除するという訂正をお願いするものでございます。

お手数をおかけし、まことに申しわけございませんが、何とぞ御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（大王英二君） 本件について質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案の訂正については、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議案の訂正については承認することに決しました。

ただいまの議案の訂正が承認されました議第59号人吉市補助金等基本条例の制定については、現在、総務文教委員会に付託審査中でございますので、直ちに委員会を開催の上、審査されますようお願いをいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時3分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

それでは、早速議事日程に従い、各委員長の報告を求めます。順次採決をいたします。

=====

日程第1 議第57号から日程第5 議第63号まで

○議長（大王英二君） まず、日程第1、議第57号から日程第5、議第63号までの5件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇） おはようございます。総務文教委員会の報告をいたします。

日程第1、議第57号から日程第5、議第63号までの5件につきまして、審査の結果を御報告いたします。

議第57号は、人吉市教育委員会の教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。

改正点としましては、教育長の職務は教育公務員特例法では教育公務員であり、地方公務員法では一般職とされておりまして、給与、勤務時間、勤務条件などは地方公共団体にゆだねられていることであります。

人吉市は、これまで一般職に準じて処遇を行ってきておりますが、教育長の実際の職務は特別職に準じたものであり、他市の例も特別職に準じた待遇となっていることによる改正であります。

具体的には、一般職に準じて支給対象とされている諸手当を特別職と同じ通勤手当と期末手当のみとし、期末手当の支給率を退職手当の支給率と退職手当の計算法についても特別職に準じたものとしまして、給料月額を調整して退職手当も含めた1期4年間の総報酬を現在とほぼ同額にするといった内容のものであります。

委員の意見としましては、給料月額は減となっているが、これまでの改正では特別職報酬等審議会を経た提案であったと思うがどうなのかと、特別職報酬等審議会の審議対象でな

くとも審議会に意見は求めているにもかかわらず、教育長の給料はカット前で計算するのかなというようなことの質問がありました。

執行部から、教育長の給料は特別職報酬等審議会の審議対象ではないが、今後対象として位置づけていきたいと、現在5%の給料カットを行っているが、退職手当についてはカット前に戻して計算を行うなどなどの答弁もあり、この質疑応答がありまして、全員異議なく認めることに決しました。

議第58号は、人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、職員の勤務時間を平成21年7月から国家公務員と同様に1週間40時間を38時間45分に改正することに伴い、関係する4本の条例の改正であります。

一つには、人吉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でありまして、職員の勤務時間を1週間「40時間」を「38時間45分」に改めると、再任用短期間勤務時間の1週間「16時間から32時間」までを「15時間30分から31時間」までに改めるもの。

二つには、人吉市職員の給与に関する条例の一部改正であります。これは再任用短時間勤務職員が時間外勤務するときの割増の対象となる1日の勤務時間の基準を定めたものであります。「8時間」を「7時間45分」に改めるものでございます。次に、育児短時間勤務職員が、時間外等の勤務をするときの割増の対象となる1日の勤務時間の基準を「8時間」を「7時間45分」に改めるものでございます。

三つには、人吉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でありまして、これは地方公務員の育児休業等に関する法律の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めた条例の改正であります。ちなみに、出産後1年までは育児休業法に基づき育児休業ができますが、その後は対象となる子供が小学校就学前まで勤務時間を短縮できるものであります。これにより、1週間の勤務期間の形態を定めたものであります。三つのパターンがありまして、従来20時間だったものが19時間25分、または19時間35分と、そしてまた24時間であったものが23時間15分と、25時間というような規定があったものが24時間35分というようなことに、三つのパターンになるわけであります。

四つには、人吉市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正であります。これは、地方公務員法第26条の2、修学部分休業に基づくもので、修学部分の休業の上限を定めるものであります。職員がいろんな研修、学業を学ぶ場合のものであります。

1週間を通じて20時間とあったのを1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1に改め、30分とあったものを5分に改めるものであります。いずれ4本とも勤務時間の改正によるものであります。

委員から、国家公務員に準じた改正としているが、勤務時間を短縮した理由は何なのかと、嘱託職員の勤務時間はどうなるのかと、開庁時間を延長しているが変更は出てくるのかと。

執行部からは、平成20年人事院勧告によりますと、民間の平均勤務時間との比較からこういうことになったと。

それから、開庁時間の場合、当番職員の勤務開始時間をおくらせており、職員勤務時間が短縮されても開庁時間には変更はないと、などなどの応答がありまして、全員異議なく認めることに決しました。

議第59号は、人吉市補助金基本条例についてであります。この条例については、人吉市補助金制度検討委員会の定義に基づきまして、人吉市の補助金制度を公平で効率、効果的なものにするため、他市の例を参考にして制定を行うこととしております。この案件につきましては、6月15日に審査に入りました。

少し経過になるような方向になるかもしれませんが、委員から、基本条例とは別に審査委員会条例は適正に行ったほうがすっきりするのではないかと、きちんとしたすり合わせ、整理、修正したほうがよい、一般質問でも凍結という答弁も出ているので、これらを踏まえて対応が必要であると、整理をしていくとすれば平成22年度からの実施になるのかなどなど質疑が出され、執行部からは、補助金審査委員会については、当初規則要綱によることの考えもありましたが、条例による設置を検討しているところでありますと。

それから、一般質問の答弁は、附則、これは報酬等のことですが、附則については条例を制定するまでは凍結するという意味でありましたと、人吉市補助金基本条例を含め補助金審査委員会設置条例を本年中に制定施行を行いたいとの説明がありました。

総務文教委員会といたしましては、執行部の説明を受け、質疑を行いました。上程された原案のままでは了承しがたく、1日間の余裕、時間をとりまして、本案件の審査を留保し、再度執行部内での法令上の整備を行うように要請をいたしました。

翌16日、執行部から原案の訂正をいたしたいとの説明がありましたので、そのことについては了承をいたしておりましたと。そして、御承知のとおり、本日19日本議会で、議第59号の議案訂正が承認をされまして、総務文教委員会へ付託をされましたので、早速審査に入りました。

執行部から、条例の規定にある人吉市補助金審査委員会は、地方自治法の第134条の4第3項に規定する附属機関であり、条例で設置しなければならないとされています。したがって、人吉市補助金審査委員会を設置する条例を制定するまでの間、委員に対する報酬、費用弁償等の支給はできないことになります。そのため、条例案の附則において、報酬及び費用弁償等の額を支給する部分を削除するとの説明がありまして、委員会は、意見の中から、委員会設置条例はいつ制定をするのかと、それまでどうするのかと、人吉市補助金等基本条例はいつ発行をするのかということに對しまして、設置条例案、審査委員会ですが、設置条例案は9月に提案をしたいと。そして、人吉市の職員等基本条例、人吉市補助金審査委員会設置条例等、これは実動は22年度からになるということでございます。22年度予算に反映をし

ていくというようなことでございます。

それで、実動するまでは、人吉市補助金交付要綱、これにて対応、適用をしていくということでございまして、要するに市民生活、市民のいろんな要求に対して、不備がないように、不都合がないようにという申し入れに対して、そのような説明でありました。

このような意見が出されまして、質疑がありまして、全員異議なく認めることに決しました。

次に、議第61号人吉市公民館条例及び人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例につきましては、人吉市大畑公民館及び人吉市大畑コミュニティセンターの会議室における冷暖房料を新たに規定するためのものであります。全員異議なく認めることに決しました。

議第63号損害の賠償につきましては、人吉市学校給食センターの公用車と伊藤ハムミート販売株式会社の運搬車との接触事故によるものであります。

本委員会は、現場である市道鬼木願成寺第1号線と市道瓦屋川村線の交差点の調査を行いました。事故状況と過失割合について、全国市有物件災害共済会自動車共済並びに顧問弁護士等の見解を踏まえて、負担割合、過失割合でしょうか、人吉市が9、伊藤ハムミート販売西株式会社が1と、それが妥当であるとの見解もあったそうございまして、この説明があり、審査に入りました。

委員会の意見としましては、市道の交差点であり、九州自動車道直下の、カルバートボックスと言いましょいか、そういう部分で、非常に見通しが悪いために、早急にカーブミラーの完備等、交通安全対策を講ずることと、公用車の運行については、より安全を図るために、信号機設置のある道路とか交差点を走行することなどを強く申し入れをしまして、全員異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第57号から議第63号までの5件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第57号、議第58号、議第59号、議第61号、議第63号は、原案可決確定いたしました。

=====

日程第 6 議第62号及び日程第 7 議第67号

○議長（大王英二君） 次に、日程第 6、議第62号及び日程第 7、議第67号の 2 点を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） 皆さん、こんにちは。厚生委員会に付託されました日程第 6、議第62号から日程第 7、議第67号の 2 件につきまして、審査の結果を御報告いたします。

日程第 6、議第62号委託に関する協定の締結についてであります。これは平成20年度より平成24年度までの 5 カ年で行われます人吉浄水苑第 2 期改築工事の 1 件であり、協定の目的は人吉公共下水道根幹的施設建設工事の委託でございます。

内容は、反応タンク施設、送風機施設、水処理運転操作施設の機械施設及び電気設備工事等でございます。

協定方法は随意契約とし、協定金額は 2 億 1,000 万円で、協定の相手方は日本下水道事業団とするもので、平成21年度より平成22年度の 2 カ年にわたって行うものでございます。

委員の中から、2 年にわたる契約案件については、当初予算を計上するに当たって、議会や委員会に十分な説明を行い、大幅な契約変更等がないように検討していただくこと、また日本下水道事業団との契約に当たっては、その内容及び金額を含め、適当かどうかを検討できるような方向性で臨んでほしいと要望する意見が出されております。

慎重審議の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、追加提案されました議第67号委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更についてであります。この委託協定は、現在進めている人吉市浄水苑の改築工事にかかわるもので、汚泥処理施設の機械、電気設備改築工事を平成20年度、21年度の 2 カ年で実施しているものでございます。

変更の内容については、20年度に変更はなく、21年度分の金額 2 億 7,480 万円を 7,430 万円減額し 2 億 50 万円とし、協定金額の合計を同額減額し、3 億 9,240 万円を 3 億 1,810 万円に変更するものでございます。

委員の中から、3 月当初の予算計上について、予算計上分と契約額が全く違った契約額なのに、実際の契約変更後の契約後で計上されていたことがまず問題であると、そこで事務執行上きちっとやっていかなければ、また改めて最終的に額の変更が出てくるとなると、同じ議案に対して 2 回も 3 回も議決内容の変更をするということになる。そういうことがないように進めるのが正しい事務遂行のあり方であるとの意見がございました。

なお、7,430 万円の減額（入札残）の理由と落札率について質問があり、また当初設計は過大見積もりであったのかとの質問がありました。これに対し、執行部より減額の理由は、委託を受けた日本下水道事業団が工事業者を選定する際に行った競争入札による入札残によるものとの説明がございました。

また、今回提案しているような2カ年以上にわたる工事委託については、まず年度当初の材料単価や労務単価をもとに、その設計書を県の担当課及び国土交通省九州地方整備局に審査をお願いし、承認をいただいた金額をもって委託協定しているとのことでございます。昨年6月に、議会で議決された協定も、昨年の4月の段階で日本下水道事業団で概算設計書を作成し、同様の手続を終えて締結しているものであり、昨年は原油や鋼材類が急激に高騰しているであろうということを考慮した設計金額になっておったということでございます。しかし、実際の発注段階における単価については、予想される価格の上昇がほとんど見られず、さらに工事価格を抑制すべき発注機器使用の再精査などが行われた結果、最終設計額が減額になったこと、さらに一般競争入札に伴う落札金額が最終設計金額を大幅に下回ったことに伴う入札差の金額が発生し、今回減額となった原因との説明がございました。また、汚泥処理設備工事の落札については、当初設計金額との落札比率は. %で、最終的に設計精査を行った結果の入札落札率が94.2%であったとの説明がございました。

委員から、今回のようなことがないように、手続を十分考えてもらいたい。物価高騰などの変動による減額、増額はあると思うが、2年契約の部分であっても議会議決の大幅な変更が必要となる場合については、早い時期に、今回の場合では当初予算の際に十分な説明をしておくなどの対応が必要であった。そして、最終的に議会の議決が必要であれば、1回で済むような提案のあり方とか説明のあり方とか、委員会として理解が深まるような方策があるか、十分に検討いただきながら進めていただきたいという、委員からの意見・要望があったところでございます。

なお、執行部より3月議会での説明がなかったことに関しての陳謝がっております。

慎重審議の結果、全員異議なく原案どおりに認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第62号及び議第67号の2件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第62号、議第67号は、原案可決確定いたしました。

=====

日程第8 議第60号から日程第10 議第65号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第8、議第60号から日程第10、議第65号までの3件を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） おはようございます。経済建設委員会に付託を受けました日程第8、議第60号から日程第10、議第65号までの3件について、審査の結果を報告いたします。

まず、日程第8、議第60号人吉市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は、条例第5条中「差しとめ」という文言につき、送りがなの「し」の文字の削除及び気象庁が注意喚起のために発表する気象注意報のうち「異常乾燥注意報」が、「乾燥注意報」に名称変更されたことに伴い、条例第14条第1項及び第2項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改めるものであります。

火入れとは、森林法で定められた野焼き、もしくは山焼きのことを言う法律用語であります。審査の中で、委員から、営農活動時における消防署、保健所等への対応について、また、野焼きをする場合の森林管理所、あるいは市当局への対応等について質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第9、議第64号損害の賠償についてであります。本件は、平成21年4月30日午後6時ごろ、市営住宅東間米山団地入居者が、同団地駐車場の鉄板ぶたが施設してある側溝を通過した際に、鉄板ぶたが跳ね上がり、車両前部バンパーを損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものであり、賠償額4万2,924円は全額保険金をもって充当するものであります。

委員から、責任度合いの判定について、また同様な箇所の再点検の必要性について等の質疑、要望があり、執行部から、今後とも市内25団地内の駐車場等について、見回り、点検を続けていく旨の回答がありました。

本件につきましては、現地確認も行った上、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第10、議第65号訴えの提起について、審査の結果を報告します。

本件は、市が所有する普通財産である土地、人吉市上戸越町字草津3737番地1に対し、法律上の正当な権限なく工作物を構築し、かつ植樹して、当該土地を占拠し使用している者に対し、工作物撤去、土地明け渡し等請求の訴えを提起するものであります。

訴えを提起するに至った経緯であります。平成20年9月11日内容証明送付による撤去請求、平成20年11月6日同じく内容証明による撤去通知、さらに平成20年12月17日撤去されなければ訴えの提起を行う旨の内容証明書を送付したにもかかわらず、被告から何の回答もなく、また工作物及び樹木等が撤去された事実もないことから、訴えの提起を行ったものであります。本件につきましても、現地確認を行った上で審査を行っております。

委員から、平成13年、当該土地の周辺一帯が「秀望のツツジ」と命名されたころから、現在に至るまでの経過概略について、工作物及び植樹に対する撤去申し入れの経緯について等

の質疑がありました。

また、委員からは、許可がない以上ちゃんと処理すべきだ、すべての物件の撤去が望ましい、後のことも考えながらきちっと対応すべきだなどの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、議第60号、議第64号、議第65号の審査結果について報告をいたします。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第60号から議第65号までの3件について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第60号、議第64号、議第65号は原案可決確定いたしました。

=====

日程第11 議第52号

○議長（大王英二君） 次に、日程第11、議第52号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇） 皆様、こんにちは。予算委員会に付託されました日程第11、議第52号平成21年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、第1条歳入予算の補正全款について報告いたします。

今回の歳入予算の補正は、1億3,604万円を追加し、歳入予算総額を135億3,387万2,000円とするものであります。今回は、歳入補正予算のほとんどが国、県の補助事業の内示及び申請などによる補正でございます。

主なものは、市長公室総務部において、前年度繰越金を5,000万円の増額補正、自治体国際化協会から100万円の助成、市民部では、熊本県消費者行政活性化事業費補助金832万4,000円の増額補正で、補助率100％でございます。健康福祉部では、地域介護福祉空間整備等交付金6,000万円、建設部の土木費国庫補助金500万円は、橋長——橋の長さですが、15メートル以上の64橋の点検を行うもので、補助率は50％です。教育部では、学校評価の充実、改善のための実践研究事業費委託金400万円を追加するものです。

いずれも全議員による精査の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇） 総務文教委員会に付託をされました日程第11、議第52号人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、2款総務費、10款教育費、14款予備費について、審査の結果を御報告いたします。

歳出の主なものとしまして、2款総務費、1目一般管理費、13節委託料39万9,000円は、市有地内、これは「秀望のツツジ」のほこの所だそうでございますが、工作物撤去のための弁護士委託料であります。19節補助金210万円は、地区公民館整備補助金としまして、永野町、東間上町公民館への助成金であります。

6目財産管理費、18節備品購入費は、公用軽自動車2台分であります。

10款教育費、1項教育総務費、9節旅費241万4,000円は、学校評価運営委託研修等の旅費であります。18節備品購入費239万4,000円は、3校分、これ中原、二中、三中のようでございますが、ここの印刷機購入費であります。

5項社会教育費、5目の文化財保護費、19節補助金187万5,000円は、岩屋熊野座神社保存修理事業補助金であります。事業費が5,000万円でございますが、ちなみに負担割合は、国が100分の85、県が100分の10、市が100分の3.75、地元神社が100分の1.25となっております。

審査の中で、委員から、弁護士に委託する市有地工作物撤去の場所はどこなのかと。工作物撤去のための設置者との折衝はどうなってきたか。スマートインターチェンジ、その後の動向はどうなっているか。学校評価運営委員会の研修先は、岩屋熊野座神社保存修理の方法、工事用道路の取り付けなどはどうなっているかと。それから神社の火災対策、とりわけ避雷針等はどうなっているのかなどなどの意見が多く出されまして、質疑応答があり、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君） 次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） では、日程第11、議第52号平成21年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち厚生委員会に付託されました、2款総務費のうち2項徴税費、3款民生費、4款衛生費の審査の結果を御報告いたします。

2款総務費のうち2項徴税費、1目税務総務費の13節委託料の5万4,000円の追加補正は、不動産差押物件を表示する看板を作成する業務委託料でございます。

同じく2目賦課徴収費の4万4,000円の追加補正は、14節の使用料及び賃借料で、県内各町村で差し押さえた動産の合同公売会を開催することになっておる会場使用料の2回分でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に1,336万1,000円を追加し、15億

8,974万5,000円とするものでございます。これには、4月に市民部市民課に新設されました暮らし安全相談係に関する経費も含まれております。

主なものは、1節報酬に、地域福祉計画策定委員会委員の報酬6万6,500円の増、消費生活相談嘱託員の報酬21万4,200円の減額が含まれております。8節報償費は、消費生活相談員育成のための研修会講師謝礼や相談を受ける職員の技術研さんの指導をいただく弁護士謝礼など69万9,000円、それに地域福祉計画PRシンポジウムを開催予定しており、そのパネラーに対する謝礼31万1,000円でございます。9節旅費127万8,000円は、消費生活相談員を養成するための研修旅費のほか、DV被害者施設入所事務に伴う旅費、地域福祉計画策定に伴う旅費でございます。11節需用費の主なものは、印刷製本費172万6,000円でございます。これは、8月開設予定の消費生活センターの設置をお知らせするポスター、チラシ等のほか、地域福祉計画書作成印刷代、同計画概要リーフレット、計画PRシンポジウム開催チラシ等でございます。13節委託料641万6,000円は、地域福祉支えあいマップ等作成業務委託料の231万3,000円、それに災害時要援護者避難支援システム導入と業務委託料の384万7,000円、それに暮らし安心相談係の警報ランプつきブザーの設置として、消費生活センターの案内板作成設置委託料の25万6,000円でございます。18節備品購入費の363万2,000円は、消費生活センターを設置するための庁用備品の購入経費でございます。

3目老人福祉費は、6,000万9,000円を追加し、1億71万7,000円に補正するものでございます。19節負担金・補助及び交付金の主なものは、地域密着型サービス拠点等施設整備補助金の6,000万円でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目保健センター費に36万2,000円を追加し、補正後の額を4,331万2,000円とするもので、主なものは、20節扶助費で、妊婦の一般健康診査給付費の増でございます。今まで県外で健康診査対象外としていたものを、これを使えるように改正し、推定出生率や里帰りの出産数のデータ等を加味して、14回の検査料の平均額でございますが、これに乗じて出した実績額で24万6,000円でございます。

なお、委員より、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費、19節の補助金の地域密着型サービス拠点等施設整備補助金の中で、今後のスケジュールについて質問がございました。執行部より、6月に公募、7月締め切り、8月に選考、9月着工、年度内の竣工という答弁がっております。

審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上でございます。

○議長（大王英二君） 次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） 経済建設委員会に付託を受けました日程第11、議第52号平

成21年度人吉市一般会計補正予算（第2号）のうち、6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費について、審査の結果を報告します。

まず、6款農林水産業費、1項、3目農業振興費60万円の増額補正は、健康農産物ブランド化推進事業において、医食同源ひとよし米のブランド化を図るための販売促進に要する経費であります。

内訳として、9節旅費20万円は、販売促進に要する出張旅費、11節需用費40万円は販売促進に使用する医食同源ひとよし米のサンプル経費及び販売促進用パンフレット作成に要する費用であります。

次に、7款商工費、1項、2目商工業振興費16万6,000円の増額補正は、人吉刃物の技術等を広くしらしめ、技術の継承と後継者育成を目的に熊本工芸会館において、人吉鍛冶・刃物の伝承展を開催するための広告料であります。

次に、8款土木費、2項、1目道路橋梁総務費1,050万円の増額補正は、超寿命化修繕計画策定事業として、市が管理している橋長15メートル以上の64橋について、橋梁点検業務を委託するものであります。

3目道路新設改良費400万円の増額補正は、市単独事業、赤池古屋敷第1号線道路改良工事の工事請負費でありまして、当委員会による現地確認も行っております。

次に、3項、1目住宅管理費4万3,000円の増額は、日程第9、議第64号で報告いたしました案件の損害賠償金であります。

次に、4項、4目街路事業費4万7,000円の増額は、紺屋町南町線外1線街路事業の用地において、地積測量図がずれていたことによる用地の追加買収分の費用であります。これは、大橋の架け替え工事を伴うことから、九日町側の座標を基軸としたことにより、新町側への誤差が生じたとのことでありました。面積にして0.57平方メートルであるとの説明がありました。

審査の中で、委員からは、6款農林水産業費に関連して、ブランド化についての基本的な考え方についての質問がありました。これに対し、執行部からは、まずは米の販路の確立を進めたい。アイガモ米や減農薬米のPRに努め、その後に野菜などのブランド化を推進したいとの答弁がありました。

委員からは、外に負けないものをつくること、またそのための生産体制の確立が大切である、個人の生産の延長でしかないのでは困る、インターネットの積極的活用によるPR強化の必要性、また、PRを行った後に、その需要にこたえるだけの生産体制の確立と、米にこだわらない農産物のブランド化の推進を要望する等の意見が出されました。

また、7款商工費に計上されている熊本工芸会館における人吉鍛冶・刃物の伝承展に関連して、石野公園での製造販売には限界があると思うので、このような対外的PRに今後とも努めてほしいという意見がありました。

さらに、8款土木費の予算の中の超寿命化修繕計画策定事業の委託に当たって、地元の経済が疲弊している状況の中で、地元業者での対応が可能であれば、ぜひそのような対応をしてほしいという強い要望が出されております。

以上、慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

○議長（大王英二君） ただいまの各委員長の報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決いたします。

議第52号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第52号は原案可決確定いたしました。

=====

日程第12 議第53号から日程第15 議第56号まで

○議長（大王英二君） 次に、日程第12、議第53号から日程第15、議第56号までの4件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） それでは、厚生委員会に付託されました日程第12、議第53号から日程第15、議第56号までの4件について、審査の結果を御報告いたします。

まず、議第53号平成21年度人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ396万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を46億2,821万5,000円とするものでございます。

歳入の9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金を396万4,000円減額し、30億953万5,000円とするもので、これは人事院勧告及び人事異動による職員給与費等繰入金の減額でございます。

歳出の12款、1項、1目予備費を歳入の補正と同額の396万4,000円を減額し、補正後の額を1億円とするものであります。

審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

次に、議第54号平成21年度人吉老人保健医療特別会計補正予算（第1号）は、平成20年度老人医療費の確定による支払基金交付金、国庫負担金及び県負担金の精算に伴うもので、歳入歳出をそれぞれ633万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を3,272万1,000円とするものでございます。

歳入でございますが、2款国庫支出金1項国庫負担金1目医療費負担金を140万3,000円を追加し、補正後の額を1,000万3,000円とするもので、医療費精算に伴う追加交付金でございます。

歳出でございますが、3款予備費に33万1,000円を追加し、補正後の額を33万5,000円にし、これは歳入歳出の調整を行ったものでございます。

審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しております。

次に、議第55号平成21年度人吉市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ926万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億7,744万7,000円とするものでございます。

歳入でございますが、主なものは、7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他の一般会計繰入金より830万3,000円を追加し、補正後の額を9,993万3,000円とするもので、これは5月補正の人件費と6月補正の人件費を一般会計から繰り入れるものでございます。

歳出でございますが、主なものは、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に583万5,000円を追加し、補正後の額を6,551万4,000円とするものでございます。7節賃金の96万3,000円は、職員の出産に伴う臨時事務補助員雇用のための賃金で9カ月分でございます。13節委託料の474万6,000円は、平成21年からスタートした第4期の介護保険の保険システム改修委託料でございます。

8款予備費、1項予備費、1目予備費の343万3,000円の増額補正は、5月の臨時議会で人件費の補正をしたときに、収入の補正を行わず予備費より流用していたものを元に戻したものでございます。

なお、委員より、7款繰入金、2項基金繰入金、2目介護従事者処遇改善臨時特別基金繰入金について、現在の基金積立金は幾らかとの質問がございました。

これに対し、執行部より、現在の基金積立金は、2,479万9,000円との答弁がっております。

審査の結果、全員異議なく原案どおりに認めることに決しました。

次に、議第56号平成21年度人吉市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ576万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,911万8,000円とするものでございます。

歳入でございますが、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金を576万6,000円を減額し、補正後の額を1,757万5,000円とするものでございます。これは、予備費から人件費に流用していた同額を一般会計に戻すものでございます。

審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しております。

以上、御報告終わります。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

議第53号から議第56号までの4件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありま

せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第53号、議第54号、議第55号、議第56号は原案可決確定いたしました。

=====

日程第16 陳第20号

○議長（大王英二君） 次に、日程第16、陳第20号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） それでは、厚生委員会に付託されました日程第16、陳第20号物価に見合う年金引き上げを求める陳情は、平成21年3月6日に全日本年金者組合熊本県本部委員長国宗直氏から提出されたもので、平成21年4月に予定されている年金改革に当たり、物価上昇率に合わせた改定及び無年金者、低年金者に生活支援金の上乗せを求めるという趣旨から、物価に見合う年金引き上げを求める意見書を提出するように求めたものでございます。

執行部より、総務省が発表した平成20年度平均の全国消費者物価指数、名目手取り賃金変動率等の説明があり、平成21年度の年金額は平成20年度と同額になるとの説明がございました。

委員より、年金の改定については、物価の上昇分の年金上乗せということはよく理解できるが、今回の陳情は2009年4月に予定されている年金改革に当たってということで、完全に間に合わない内容になっているので不採択にしたほうがよい。また、年金生活者が年金以外で生活される方、例えば、生活保護者の支給を受けられている方との比較を考えた場合、年金生活者が低いというケースも見られるので、年金については、ある程度の引き上げを物価に見合っすべきという考えを持っているが、陳情の趣旨としては2009年の改定に向けてが主なもので、これについては時期を逸したと思っているので、不採択もやむなしと判断する。ただ、物価に見合った年金の引き上げというのは、十分に検討していく必要があるということとは申し添えるという意見がございました。

採決の結果、委員会としましては、全会一致で不採択といたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（大王英二君） ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

ここで、本件については討論の要求がっておりますので、これより討論を行います。

13番議員の発言を許可いたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇） 陳第20号物価に見合う年金引き上げを求める陳情に賛成の立場から討論を行います。

1973年より年金制度に前年度の消費者物価指数の変動に合わせて年金給付額を改定する物価スライド制が導入されました。この物価スライド制は、物価がどんどん上がっていくときに、それに合わせて年金も上げていかなければ生活ができない、生きていけないという高齢者を助けるために導入された制度です。

ところが、政府は物価が下がったという理由で、2003年度と2004年度に年金給付額の引き下げを連続して強行しました。さらに、本年度は2000年度から2002年度の間に凍結していたマイナス分を計算に入れるということを行っています。これによって、2008年度には消費者物価指数が前年よりも1.4%も増加しているにもかかわらず、本年度の年金給付額は前年度と同様になっています。

アメリカの年金制度では、物価スライド制が実施されるのは物価が上がったときだけであり、物価が下がっても年金給付額の引き下げはしないと決めています。物価スライド制を導入する本来の目的からすれば、このことは道理あることだと思います。ましてや日本では、介護保険料や医療費の引き上げで、高齢者の暮らしはますます大変になっています。2009年度年金改定の時期は過ぎたとしても、物価上昇に見合う年金の引き上げが重要であることに変わりはありません。

私は、この陳情を採択して、本来の物価スライド制導入の目的に合う年金制度になるように求める意見書を提出するべきだと思います。

以上のような見地から、私はこの陳情に賛成します。

○議長（大王英二君） 以上で、討論を終了します。

それでは、採決をいたします。

採決は起立採決といたします。

陳第20号について、委員長報告は不採択でありますので、陳情そのものについてを採決いたします。

お諮りいたします。陳第20号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（大王英二君） 起立少数。

よって、陳第20号は不採択と決しました。

=====

日程第17 人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第17、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇） 人吉球磨広域行政組合議会の報告をいたします。

ちょっと2回ほど議会がっておりますんで、ちょっと長くなりますが、御辛抱願いたいと思います。

まず、平成21年第2回の人吉球磨広域行政組合議会定例会が3月27日午前10時から、カルチャーパレス第2会議室において開催され、人事案件を含む3件の追加議案が提案され、日程第1の議案修正の件では、執行部から、基金の効率的運用のため国債を売却したことによる、平成20年度ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第2号）に伴い、既に上程のあった平成21年度ふるさと市町村圏特別会計予算の原案修正の説明があり、修正案については承認することに決定しております。

次に、諸般の報告で、平成19年11月に、議長から議会運営委員会に諮問のあった人吉球磨広域行政組合議会の議員削減についての委員会答申の報告があり、定数については現状維持を一定の見解とするが、今後も市町村の現状などを考慮しながら、議員削減を継続していくとの報告があり、その後、直ちに一般質問が行われ、久保田悦子議員（多良木町）が、1点目、特別養護老人ホーム福寿荘の施設の老朽化と増床について、2点目、行革委員会の答申後の施設の委託問題の経過について、次に、守永慶次郎議員（錦町）が、1点目、広域行政組合のあり方について、2点目、食肉センターの水害対策の対応と同センターでの豚、猪、鹿などの処理について、それぞれ執行部の考えをたしました。

次に、上程されていた条件の議案第2号人吉球磨広域行政組合代表理事等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり認めることに決しました。また、平成21年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算は、赤池ごみ処理費の2,479万3,000円の増額分の委託料の増額理由、さらに修繕項目としての質問があり、執行部より説明があり、審議の結果、原案どおり認めることに決しました。

次に、平成21年度第3回人吉球磨広域行政組合臨時議会が5月28日午後5時からクリーンプラザ大会議室において開会され、まず議席の指定に相良村議会議員の改選に伴い、選出議員の市岡智恵議員、高岡重盛議員の議席指定を行い、また、会議録署名議員に西信八郎議員（人吉市）、松田茂議員（人吉市）が指名され、会期の決定を1日限りとし、諸般の報告では、議長から議会運営委員の欠員に伴い、山江村の田口清隆議員が指名され、続いて相良村選出議員の両議員を組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に指名されました。

続いて、承認案件、議案3件が上程され、承認第1号の専決処分の承認を求めることについて、人吉球磨クリーンプラザ、ダイオキシン類等測定分析事業の72万2,000円を繰越明許費とする説明があり、原案どおり可決をしております。

議案第14号の人吉球磨広域行政組合一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定並びに議案第15号平成21年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第1号）、さら

に議案第16号平成21年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第1号）は、いずれも人事院勧告に伴う減額補正で、採決の結果、原案どおり可決されております。

また、平成21年度人吉球磨広域行政組合食肉センター特別会計予算も原案どおり可決され、追加日程第1号の平成20年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第2号）では、国債を売却した純益の3,011万3,000円を基金に積み立てる補正で、今後基金は国債より利回りの高い共同発行市場公募地方債の運用を図ると説明があり、質疑の後、採決の結果、可決されました。

続けて、平成21年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算、平成21年度人吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計予算、平成21年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額についても、質疑の後、採決の結果、可決されております。

次に、追加日程第2号は、特別養護老人ホーム福寿荘公用車の事故に伴う損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、採決の結果、原案可決され、追加日程第3の同意第1号監査委員の選任につき同意を求めることについては、尾鷹正嗣氏（球磨郡あさぎり町）が選任同意されております。

長くなりましたが、以上、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

=====

日程第18 人吉下球磨消防組合議会の報告

○議長（大王英二君） 次に、日程第18、人吉下球磨消防組合議会の報告を求めます。

（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中 哲君）（登壇） それでは、人吉下球磨消防議会について報告を行います。

平成21年5月28日午前11時30分、人吉下球磨消防組合消防本部会議場におきまして、第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会が議員全員出席のもとに開会をされましたので、御報告申し上げます。

まず日程第1で、議席の指定がございました。これは、相良村議会の任期満了に伴い、5月8日付で新たに黒木正照議員が選出されたものによるものでございます。

次に、日程第2で、私田中と井上議員が会議録署名議員に選ばれ、日程第3で、会期の日程を1日限りといたしました。

次に、日程第4の議案第1号、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、第21条と第22条の中の「特定幹部職員」を「特定管理職員」に改めるものでございます。これは、国のほうで名称を変えてありますので、それに倣って文言を改めるものでございます。

また、人事院勧告に基づき、一般職の給与に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されたことに伴い、ことしの6月期の期末勤勉手当を0.2カ月分減額するものでございます。

全員異議なく原案どおり可決いたしました。

次に、日程第5の議案第2号人吉下球磨消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、第5条の見出しを含め「特殊車作業手当」を「特殊車出場手当」に改め、「訓練及び消火作業」のうち「訓練」を削り、別表の「特殊車作業手当」を「特殊車出場手当」に改めるものでございます。訓練でも支給していた手当を火災の際に消火作業に従事した場合のみ支給するように改めるものでございます。

全員異議なく原案どおり可決しております。

以上で、人吉下球磨消防議会の報告を終わります。

=====

日程第19 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（大王英二君） 次に、日程第19、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長の申し出に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会

(平成21年6月第3回定例会)

事件の番号	件名	理由
	一般会計予算の歳入に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件名	理由
	市政の企画に関する事	実情を調査する必要があるため
	行財政に関する事	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関する事	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関する事	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件名	理由
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関する事	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関する事	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関する事	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関する事	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関する事	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件名	理由
陳第17号	国の責任で、安心・安全な国土づくりを求める意見書提出に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件名	理由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分　休憩

午後0時17分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会の設置についてと、公益的施設の適正配置に関する特別委員会の設置についての2件を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、以上の2件を日程に追加いたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
追加日程　球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会の設置について

○議長（大王英二君）　まず、球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。球磨川水系の治水対策と防災対策に関する諸問題の調査を目的とする特別委員会を設置し、名称を「球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会」とし、委員9名をもって構成することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員9名による球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会を設置することに決しました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、井上議員、豊永議員、川野議員、村上議員、森口議員、田中議員、本村議員、山下議員、下田代議員、以上の9名を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました9名の議員を球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員に選任することに決しました。

追加日程 公益的施設の適正配置に関する特別委員会の設置について

○議長（大王英二君） 次に、公益的施設の適正配置に関する特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。公益的施設の適正配置に関する諸問題の調査を目的とする特別委員会を設置し、名称を「公益的施設の適正配置に関する特別委員会」とし、委員 9 名をもって構成することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、委員 9 名による公益的施設の適正配置に関する特別委員会を設置することに決しました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、松岡議員、笹山議員、西議員、松田議員、永山議員、福屋議員、立山議員、仲村議員、三倉議員、以上の 9 名を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました 9 名の議員を公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員に選任することに決しました。

ただいま選任されました両特別委員会委員は、直ちに御会合の上、正副委員長を互選し、議長に報告をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0 時 20 分 休憩

午後 0 時 32 分 開議

○議長（大王英二君） では、休憩前に引き続き再開をいたします。

報告いたします。

球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会委員長に山下議員、副委員長に村上議員、公益的施設の適正配置に関する特別委員会委員長に立山議員、副委員長に三倉議員がそれぞれ選任をされました。

お諮りいたします。球磨川水系の治水及び防災に関する特別委員会及び公益的施設の適正配置に関する特別委員会は、いずれも調査終了するまで設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、両特別委員会は、調査終了まで設置し、閉会中も継続して審査及び調査されるよう決めます。

=====

日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここで、さらに日程の追加についてをお諮りいたします。

決議第1号北朝鮮の核実験に抗議する決議を日程に追加することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

=====

追加日程　決議第1号　北朝鮮の核実験に抗議する決議（案）

○議長（大王英二君）　提出者の説明を求めます。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時34分　休憩

午後0時35分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。

大変申しわけございませんでした。（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

1番。

○1番（松岡隼人君）（登壇）　決議第1号につきましては、決議案の朗読により提案理由の説明とさせていただきます。

（決議案　朗読）

決議第1号

北朝鮮の核実験に抗議する決議（案）

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は5月25日、国連安全保障理事会決議や6カ国協議の共同声明、さらには日朝平壤宣言に反して、2006年に続く2回目の核実験を強行した。

また、翌26日には、今年4月に引き続き、再び日本海に向けて短距離ミサイルを発射したことは、我が国及び周辺地域の平和と安全を著しく脅かすものであり、恒久平和を願う国際社会の世論を無視した行動と言える。

このような度重なる北朝鮮の行為は、核不拡散体制の確立に向けた国際社会に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国である我が国としては、決して容認できるものではない。

人吉市議会、北朝鮮による核実験及び短距離ミサイルの発射に対して強く抗議するとともに、日本政府におかれては、北朝鮮に対して核兵器開発の中止と核の放棄を求めるため、国際社会と連携したあらゆる対応を講じられるよう強く求める。

以上、決議する。

平成21年6月19日

人吉市議会

決議第1号

北朝鮮の核実験に抗議する決議（案）の提出について
上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成21年6月19日

人吉市議会議長 大王英二様

提出者 人吉市議会議員

山下幸一	下田代勝
田中哲	西信八郎
三倉美千子	仲村勝治
川野精一	森口勝之
永山芳宏	簗毛正勝
井上光浩	福屋法晴
立山勝徳	笹山欣悟
豊永貞夫	村上恵一
本村令斗	松田茂
松岡隼人	

以上でございます。

○議長（大王英二君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りをいたします。決議第1号については、委員会付託を省略し、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し、採決をいたします。

決議第1号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、決議第1号は原案のとおり可決いたしました。

=====

○議長（大王英二君） 以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

発言の申し出

○議長（大王英二君） ここで、6月30日をもって退任をされます鳥井教育長からあいさつの申し出がっておりますので、これを許可いたします。

○教育長（鳥井正徳君）（登壇） 皆さん、こんにちは。大変お疲れのところと存じますが、議長のお許しを得まして、発言の機会を与えていただきまして、ありがたく思います。

私事で大変申しわけございませんが、6月30日をもちまして、人吉市教育長の職を辞することになりました。私は、平成17年7月1日に就任させていただきまして、以来4年間の務めを終えることとなりますが、あっという間の4年間であったような気がいたします。その間、責任の重さを常に感じながら、人吉市の教育の充実、発展のため、全力で取り組んできたつもりでございますが、この日になりましても重いバトンを手渡す方が定かでなく、本当に私は市の教育の発展にお役に立てたのか、かえって迷惑をかけたのではないかと、内心落ちつかないところでもございます。もしも、いささかなりとも人吉市の教育行政に寄与できたとお認めいただけますならば、私の人生の1ページに書き込んでもいいのではないかと思います。

これもひとえに、職員の皆様、市民の皆様、そして議員各位の温かい御支援、そして御指導のおかげと思っています。ここに深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

これからは、健康に留意しながら、地域社会の一員として子供たちの成長を見守っていきたいと思っています。

最後になりましたが、皆々様の御健勝と御多幸、そして市政の発展をお祈り申し上げ、お礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（大王英二君） 鳥井教育長におかれましては、大変お疲れさまでございました。今後におきましても、人吉市の教育の振興と発展に御協力をいただけますよう、心からよろしくお願いを申し上げます。

=====

○議長（大王英二君） これをもって、平成21年第3回人吉市議会定例会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

午後0時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 大 王 英 二

人吉市議会議員 西 信八郎

人吉市議会議員 松 田 茂

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長

人吉市議会議員

人吉市議会議員